

閱覽用

徳島市立地適正化計画 (案)

目次

第1章 立地適正化計画の目的と位置づけ	1
1 立地適正化計画制度	1
第2章 現状と将来見通しにおける課題	5
1 本市の概況	5
2 人口	6
3 土地利用	14
4 交通	18
5 経済活動	20
6 健康	22
7 財政	23
8 災害	24
9 市民意識	25
10 まちづくり施策の取組状況	27
11 本市の課題	30
第3章 立地適正化に関する基本的な方針	31
1 まちづくりの理念	31
2 まちづくりの方針	32
3 まちづくりにおける防災上の対応方針	33
4 目指すべき都市の骨格構造	34
第4章 居住促進区域	36
1 居住促進区域の設定	36
2 居住促進区域外の考え方	44
第5章 都市機能誘導区域	45
1 都市機能誘導区域の設定	45
2 誘導施設の設定	48
第6章 まちづくり施策	59
1 まちづくり施策の考え方	59
2 まちづくり施策	61

第7章 防災指針	65
1 防災指針の基本的な考え方	65
2 本市が抱える防災上の課題	70
3 各地域の防災上の課題・取組方針・具体的な取組	82
4 防災指針における目標値	116
第8章 評価方法及び進行管理	117
1 評価方法	117
2 計画の進行管理	122
第9章 届出制度	123
1 都市機能誘導区域に関する届出対象行為	123
2 居住促進区域に関する届出対象行為	123
参考資料	124
1 区域の拡大図	124
2 用語解説	129

1 立地適正化計画制度

(1) 背景と目的

高度成長期以降、多くの地方都市において市街地が郊外へと拡大してきましたが、こうした状況のまま、今後、人口が減少すれば、一定の人口集積に支えられてきた医療、福祉、商業などの生活サービスの提供が困難になり、現在の暮らしやすさが損なわれてしまうことが懸念されています。

このような中、2014年（平成26年）8月の都市再生特別措置法の改正により「立地適正化計画」が制度化され、これにより、都市計画法を中心とした従来の土地利用規制に加え、居住や都市機能の誘導と公共交通の連携による集約型都市構造の形成に向けた取組を推進することが可能となりました。

このような背景を踏まえ、人口減少や高齢化が進行する中、将来にわたり、誰もが安心して快適に生活できるまちづくりを進めるため、2019年（平成31年）3月に「徳島市立地適正化計画」（以下「当初計画」といいます。）を策定しました。

その後、2020年（令和2年）6月に、近年の頻発・激甚化する自然災害に対応するため都市再生特別措置法が改正され、安全なまちづくりのための防災対策を示した「防災指針」の作成が位置づけられたことから、「防災指針」の作成や、社会情勢の変化などを反映することを目的として、当初計画を改定することとしました。

■眉山から見た本市の中心部



(2) 立地適正化計画の位置づけ

①法的根拠

立地適正化計画は、都市再生特別措置法第 81 条第 1 項に定める「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」として策定します。

②上位関連計画との関係

立地適正化計画は、市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や医療、福祉、商業などの都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランであり、都市計画法に基づく市町村マスタープランの一部とみなされます。

計画は、「徳島市総合計画 2021」及び「第 2 期徳島市国土強靱化地域計画」並びに徳島県が策定する「徳島東部都市計画区域マスタープラン」を上位計画とし、他の関連計画との連携・整合を図り策定します。

■計画の位置づけ



(3) 立地適正化計画で定めるべき事項

立地適正化計画では、暮らしに必要な施設などを集約するエリア（都市機能誘導区域）と人口密度を維持するエリア（居住誘導区域）を設定し、これらの区域に医療、福祉、商業などの都市機能や居住の緩やかな誘導を図りながら、公共交通と連携したまちづくりを行います。また、災害リスクの「見える化」を行い、自然災害に対応した安全なまちづくりのための防災対策を示した「防災指針」を位置づけます。

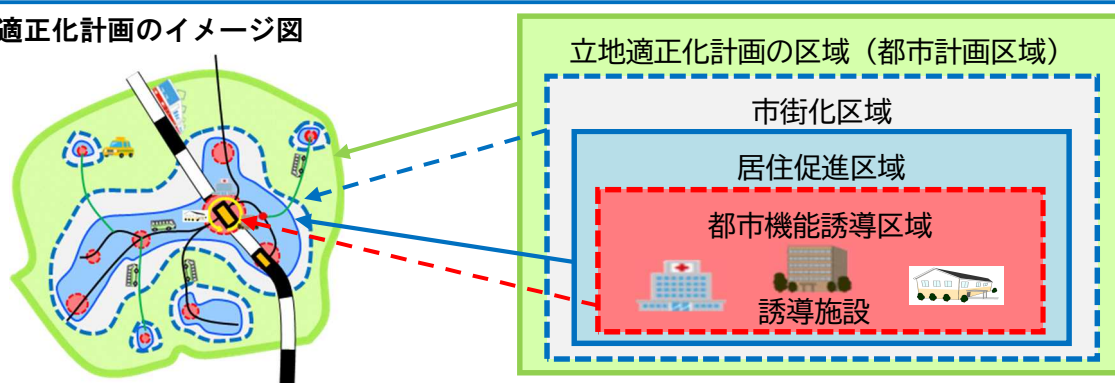
なお、本市では、地域住民からの意見を踏まえ、都市再生特別措置法における居住誘導区域の名称を「居住促進区域」と表記します。

■立地適正化計画に記載する事項

（都市再生特別措置法及び都市計画運用指針 第12版（2023年（令和5年）7月））

- 立地適正化計画の区域
- 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
- 居住誘導区域：人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるようにするため、都市の居住者の居住の誘導を図るべき区域
- 都市機能誘導区域：都市の居住者に対する生活サービスの効率的な提供を図るため、都市機能増進施設（以下「誘導施設」といいます。）の立地の誘導を図るべき区域
- 誘導施設：居住者の共同の福祉や利便の向上を図るために、都市機能誘導区域ごとに設定する医療、福祉、商業などの施設
- 居住や誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策
- 防災指針：居住誘導区域にあつては住宅の、都市機能誘導区域にあつては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針 など

■立地適正化計画のイメージ図

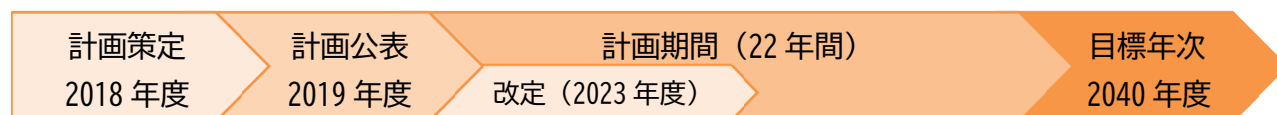


出典：立地適正化計画作成の手引き（2023年（令和5年）3月）を加工

(4) 目標年次

立地適正化計画は、時間をかけて緩やかに都市機能や居住を誘導するものであり、また、都市計画運用指針 第12版（2023年（令和5年）7月）において、「概ね20年後の都市の姿を展望すること」とされていることから、計画においては、概ね20年後の2040年度（令和22年度）を目標年次とします。

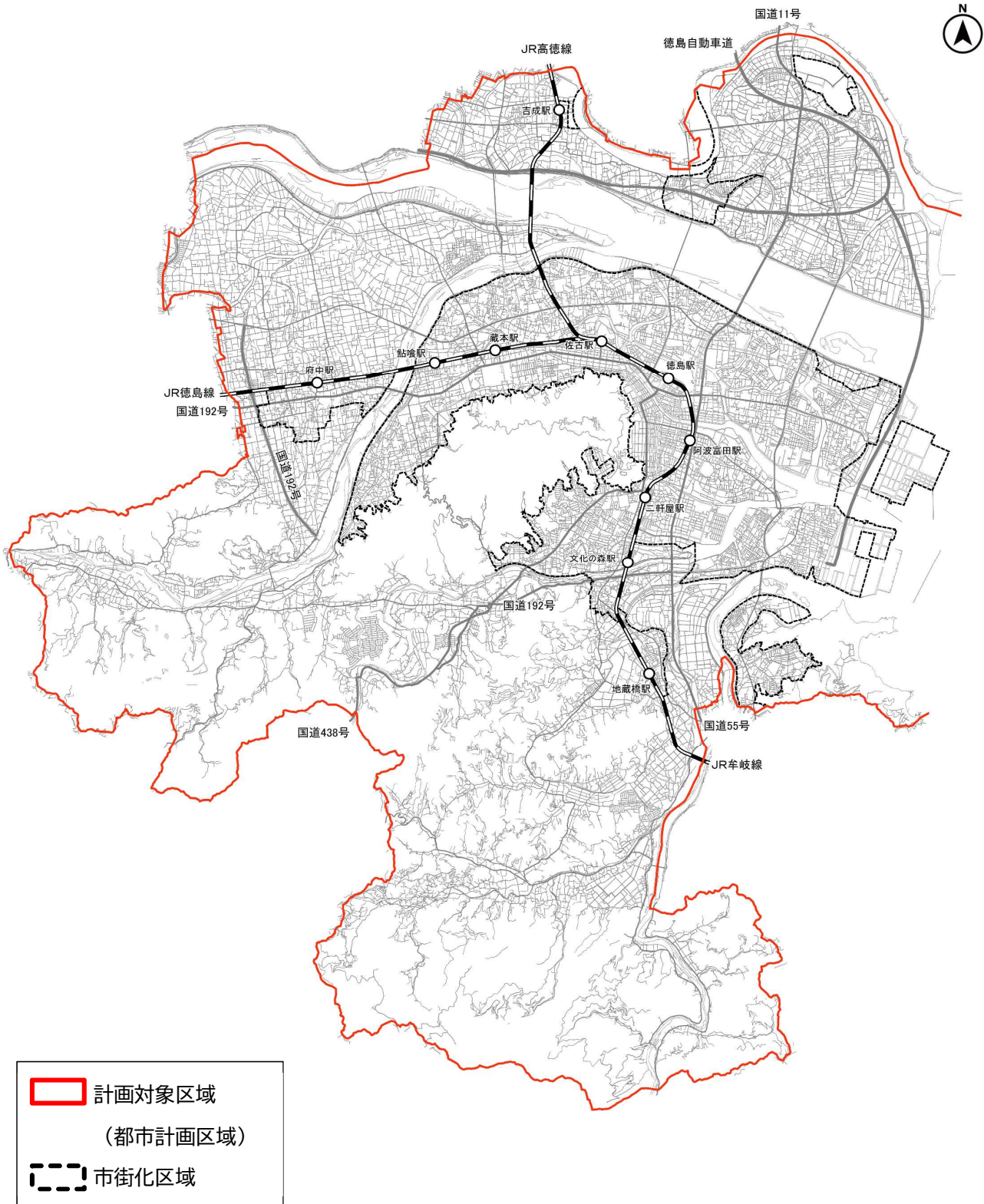
なお、概ね5年ごとに、計画の区域における住宅及び誘導施設の立地の適正化に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。



(5) 立地適正化計画の区域

計画の対象区域は、本市の都市計画区域全域（191.52km²）とします。

■計画対象区域



※この地図の出典は、徳島市発行の 1/2,500 地形図です。
P7～10、P17～19、P39～44、P47、P53～58、P72～81、P84、P86、P88、P90、P92、P94、P96、P98、
P100、P102、P104、P106、P108、P110、P114、P115、P124～128 同

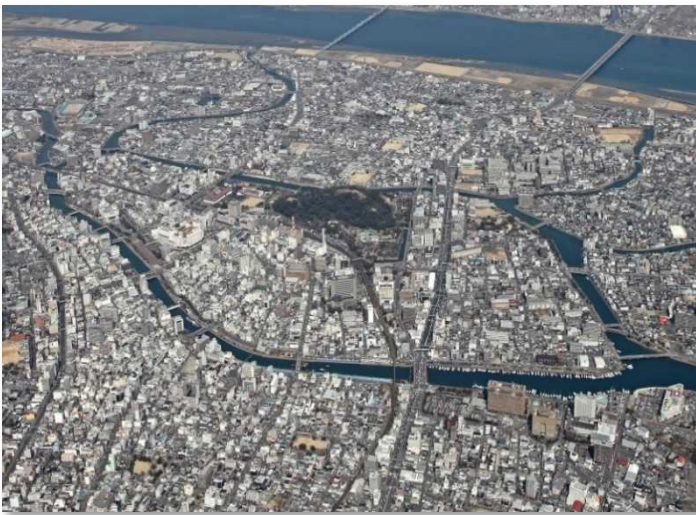
1 本市の概況

(1) 地勢

本市は、市の北部を流れる四国一の大河である吉野川とその支流の三角州に発展した四国東部に位置する徳島県の県庁所在都市です。年間を通じて比較的温暖な気候に恵まれ、東部は紀伊水道に臨み、南部は山々の緑を背にした自然豊かで、本市の象徴ともいべき眉山、城山が市の中心部にあるほか、吉野川をはじめとする大小あわせて134もの河川が市内を流れる、他に類をみない水とともに発展してきた都市です。

中心部には、新町川と助任川に囲まれた「ひょうたん島」の愛称で親しまれている地域があり、親水空間の整備、周遊船の運航、川沿いのライトアップなど、水と緑と光によるまちづくりが行われ、個性的な市街地が形成されています。

■上空から見た本市の中心部



■ひょうたん島クルーズ



■富田橋のライトアップ



(2) 行政区域の変遷

本市は、1967年（昭和42年）の名東郡国府町の編入が最後の合併であり、その後、沿岸部の埋立を行っています。大きな面積の変更はなく、県庁所在都市の面積としては、沖縄県的那覇市に次いで2番目に小さな都市です。

■行政区域の変遷

年月日	面積(km ²)	備考	年月日	面積(km ²)	備考
明 22年 10月 1日	11.57	市制施行	平 5年 5月 18日	191.11	東沖洲1・2丁目埋立
大 15年 4月 1日	15.88	名東郡斎津、沖洲両村編入	6年 12月 20日	191.23	津田海岸町埋立
昭 3年 10月 1日	19.31	板野郡川内村向別宮、金沢新田編入	15年 7月 25日	191.37	川内町旭野埋立
12年 4月 1日	41.72	名東郡加茂名町、八万村編入	16年 4月 9日	191.39	東沖洲2丁目埋立
12年 10月 1日	47.53	名東郡加茂町編入	19年 12月 25日	191.57	東沖洲1・2丁目埋立
26年 4月 1日	101.69	勝浦郡勝占、多家良両村編入	20年 6月 26日	191.58	東沖洲1丁目埋立
30年 1月 1日	119.87	名東郡新居町、名西郡入田村編入	20年 12月 22日	191.62	東沖洲1丁目埋立
30年 2月 11日	139.90	名東郡上八万村編入	24年 3月 30日	191.68	東沖洲2丁目埋立
30年 3月 31日	159.11	板野郡川内村編入	24年 12月 28日	191.69	東沖洲2丁目埋立
41年 10月 1日	168.17	板野郡応神村編入	26年 10月 1日	191.25	国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」
42年 1月 1日	187.44	名東郡国府町編入	27年 3月 19日	191.27	東沖洲1丁目埋立
46年 12月 末	187.75	津田海岸町埋立	27年 10月 6日	191.29	東沖洲1丁目埋立
48年 10月 1日	188.04	津田海岸町埋立	27年 12月 28日	191.39	津田海岸町埋立
49年 10月 1日	188.05	津田海岸町埋立	28年 10月 1日	191.39	国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」
50年 10月 1日	188.14	津田海岸町埋立	29年 10月 1日	191.39	東沖洲2丁目埋立
51年 10月 1日	188.15	津田海岸町埋立	令 3年 3月 25日	191.52	津田海岸町埋立
58年 2月 28日	188.14	徳島市の一部と名西郡石井町の一部とを交換	3年 10月 1日	191.52	国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」
63年 10月 1日	190.12	国土地理院基本測量成果			

出典：徳島市「徳島市統計年報」（令和4年版）

2 人口

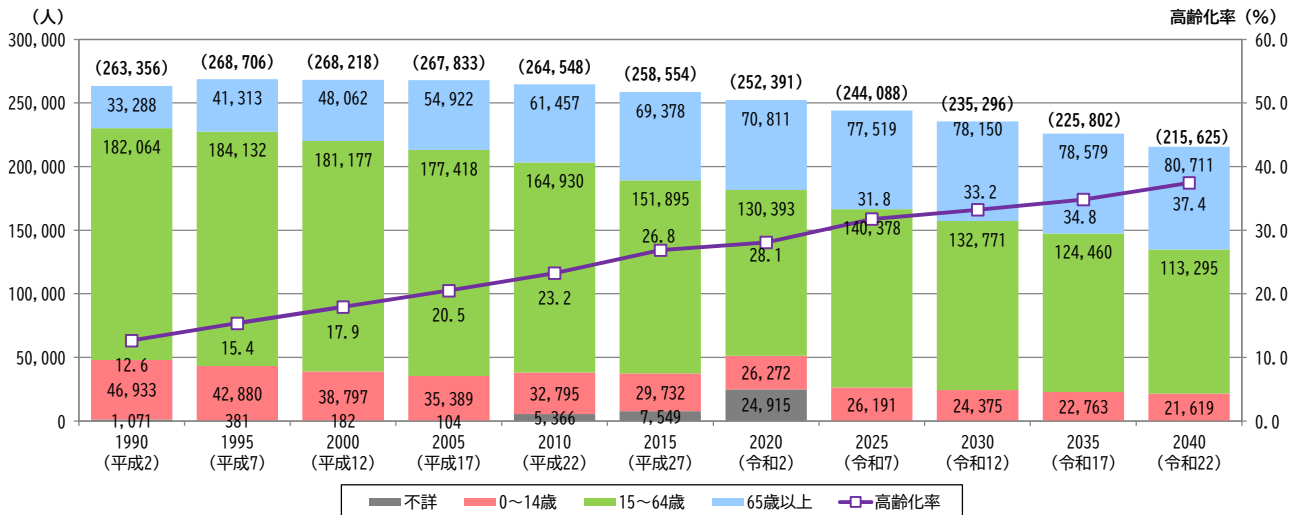
(1) 人口・世帯数の推移

①人口の推移

本市の人口は、1995年（平成7年）の268,706人をピークに徐々に減少しており、2020年（令和2年）には252,391人となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」といいます。）の人口推計によると、2040年（令和22年）には、人口は215,625人に減少し、高齢化率も37.4%になると予測されています。

■人口の推移



出典：総務省「国勢調査」（1990年（平成2年）から2020年（令和2年））
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計（都道府県・市区町村）」
 （2018年（平成30年）推計）

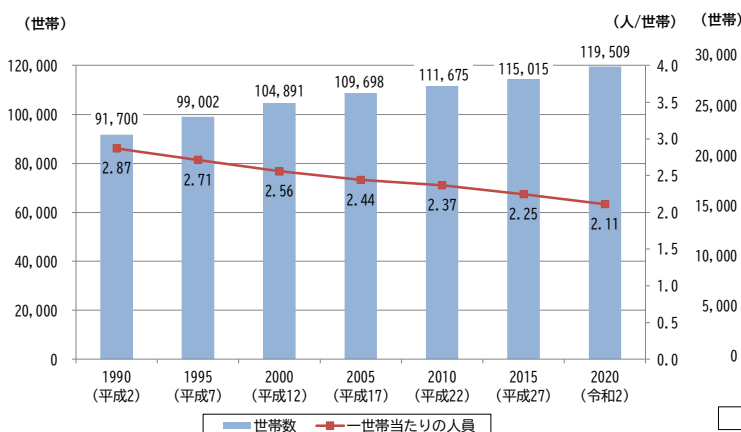
※以下、掲載している数値は、四捨五入により内訳の合計が「総数」と合わない場合がある。

②世帯数の推移

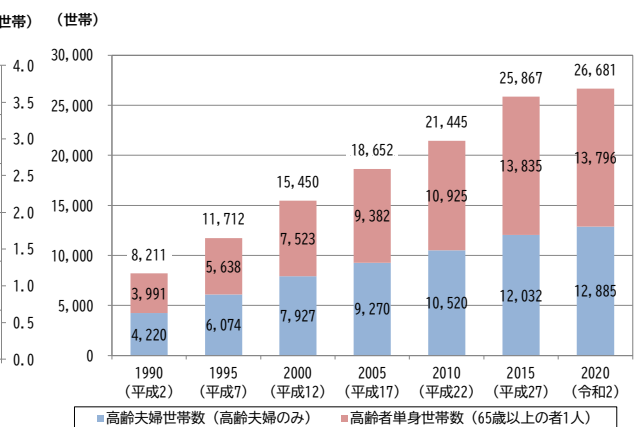
本市の世帯数は、1990年（平成2年）には91,700世帯でしたが、2020年（令和2年）には119,509世帯となっています。一世帯当たりの人員については、1990年（平成2年）に2.87人/世帯でしたが、2020年（令和2年）は2.11人/世帯となっています。

また、高齢者世帯は、1990年（平成2年）には8,211世帯でしたが、2020年（令和2年）には26,681世帯となっています。

■世帯数・一世帯当たりの人員の推移



■高齢者世帯の世帯数の推移



出典：総務省「国勢調査」（1990年（平成2年）から2020年（令和2年））

(2) 人口分布

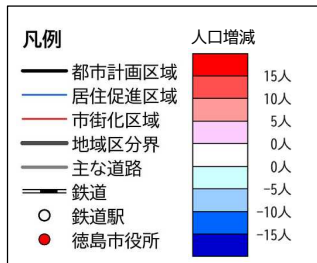
① 総人口

2020年（令和2年）から2040年（令和22年）にかけての人口増減量を見ると、一部で増加しているエリアがあるものの、市内全域で人口が減少しています。

また、2020年（令和2年）と2040年（令和22年）の人口密度を比較すると、市内全域で低くなっており、居住促進区域でも、2040年（令和22年）において人口集中地区（DID）の基準となる40人/ha以上を維持できていない地域が増加しています。

■ 人口増減量

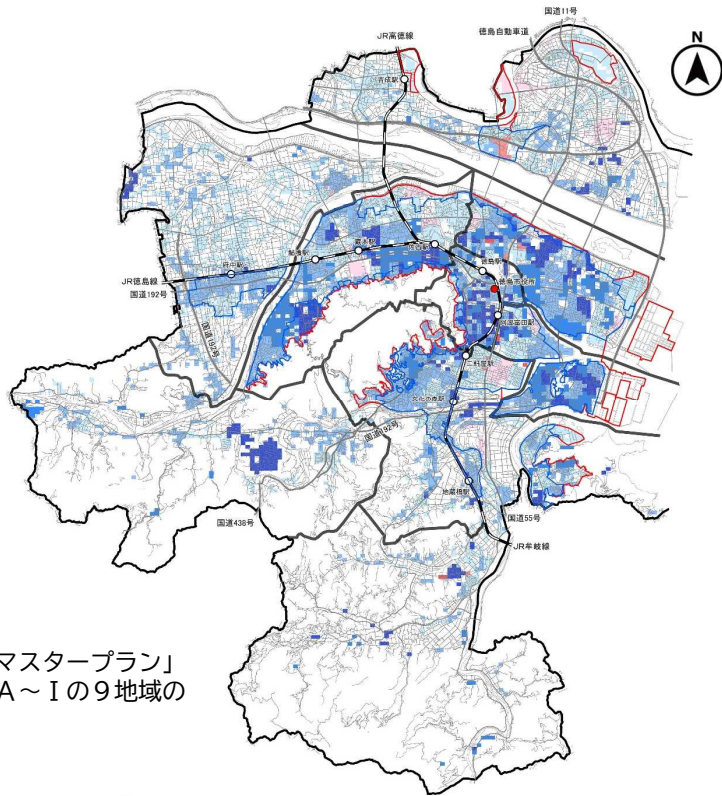
2040年（令和22年）
— 2020年（令和2年）



※100mメッシュ

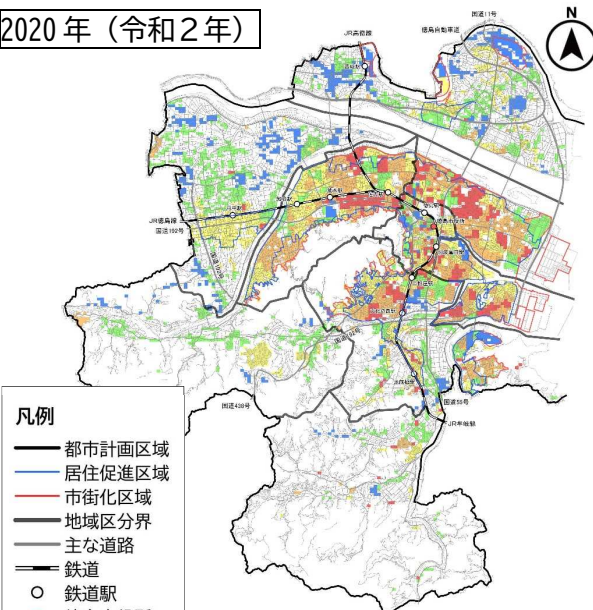
※居住促進区域は当初計画時の区域

※以下、地域区分界は「徳島市都市計画マスタープラン」の「地域のまちづくり方針」におけるA～Iの9地域の区分界とする。

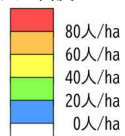


■ 人口密度の比較

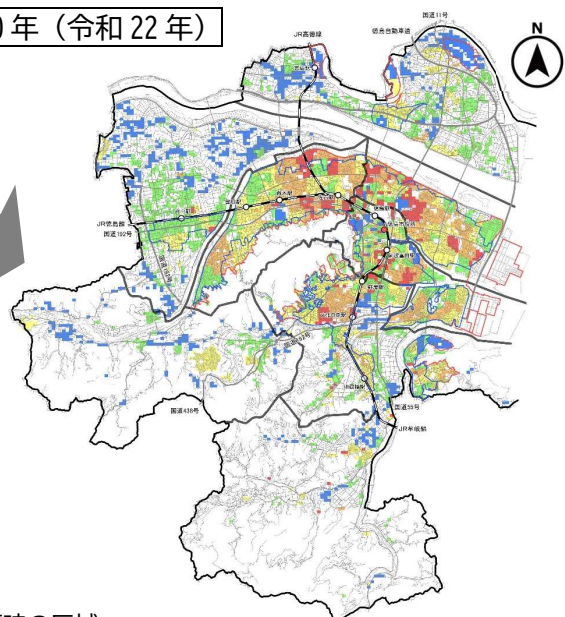
2020年（令和2年）



人口密度



2040年（令和22年）



※100mメッシュ ※居住促進区域は当初計画時の区域

出典：総務省「国勢調査」（2020年（令和2年）の人口）

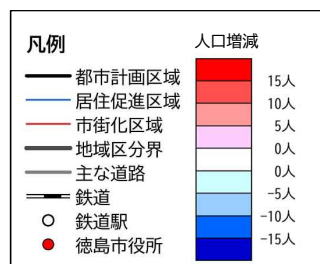
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年（平成30年）推計）（2040年（令和22年）の推計人口）」

②年少（15歳未満）人口

2020年（令和2年）から2040年（令和22年）にかけての年少（15歳未満）人口の増減量を見ると、一部増加しているエリアがあるものの、居住促進区域を中心に減少しています。

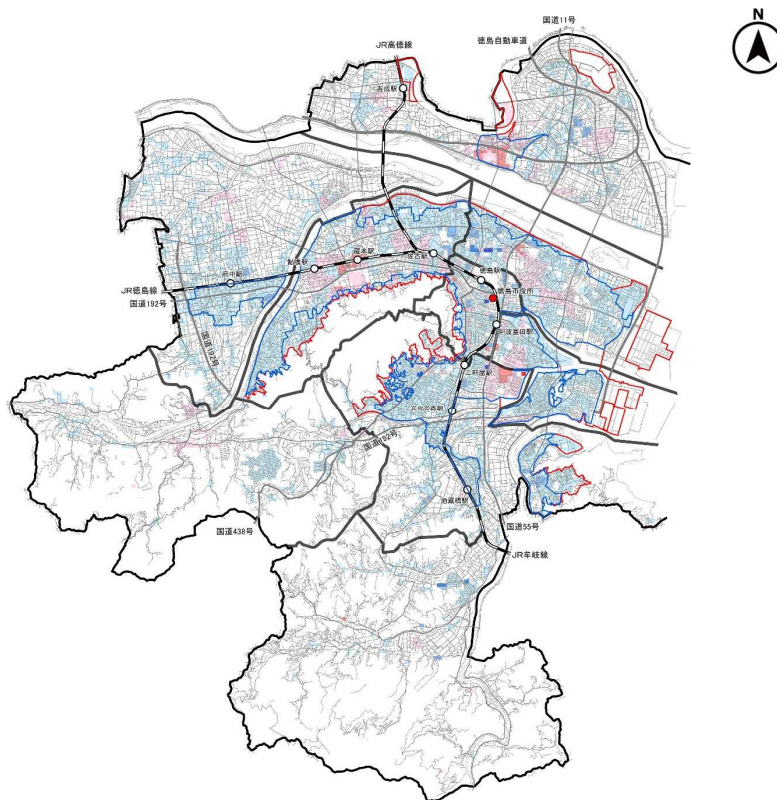
■年少人口の増減量

2040年（令和22年）
— 2020年（令和2年）



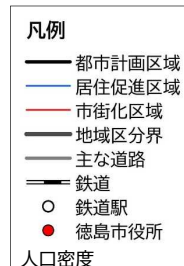
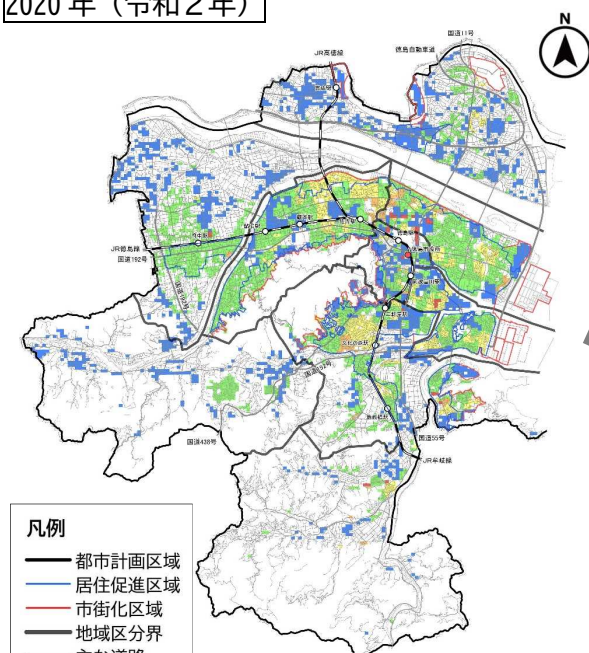
※100mメッシュ

※居住促進区域は当初計画時の区域



■年少人口の比較

2020年（令和2年）

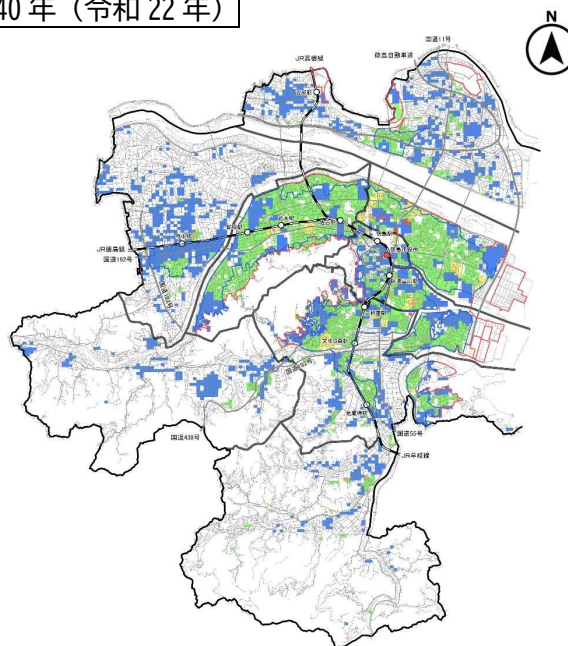


※100mメッシュ ※居住促進区域は当初計画時の区域

出典：総務省「国勢調査」（2020年（令和2年）の人口）

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年（平成30年）推計）」
（2040年（令和22年）の推計人口）

2040年（令和22年）

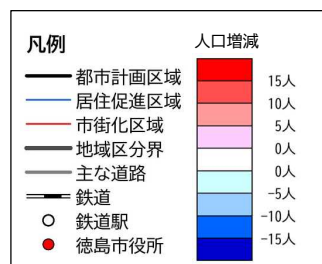


③生産年齢（15歳以上65歳未満）人口

2020年（令和2年）から2040年（令和22年）にかけての生産年齢（15歳以上65歳未満）人口の増減量を見ると、一部増加しているエリアがあるものの、居住促進区域を中心に減少しています。

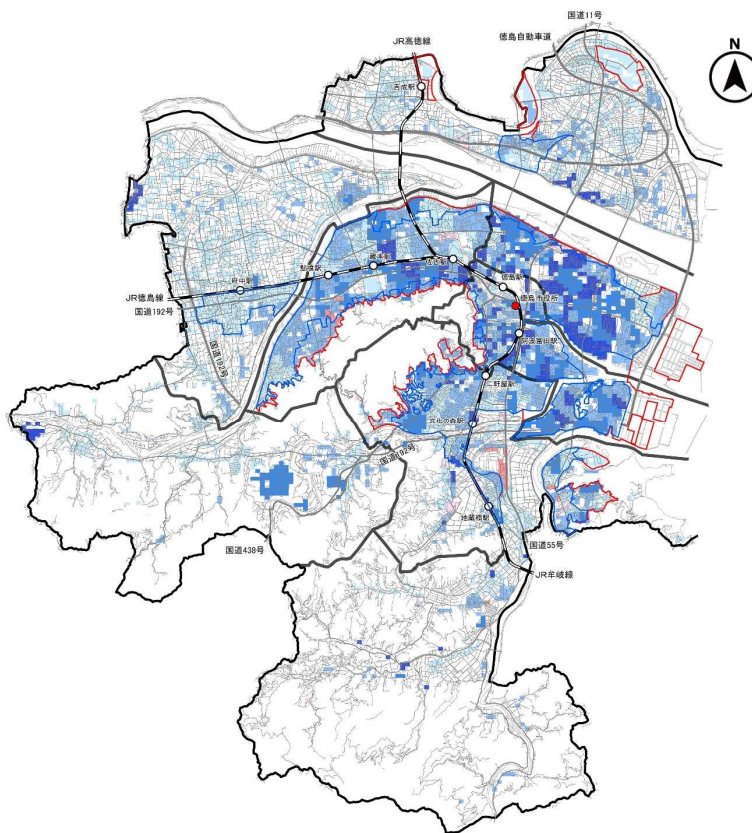
■生産年齢人口の増減量

2040年（令和22年）
— 2020年（令和2年）



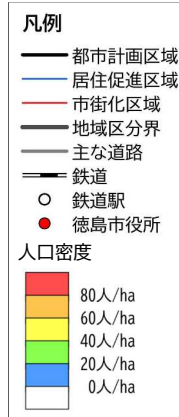
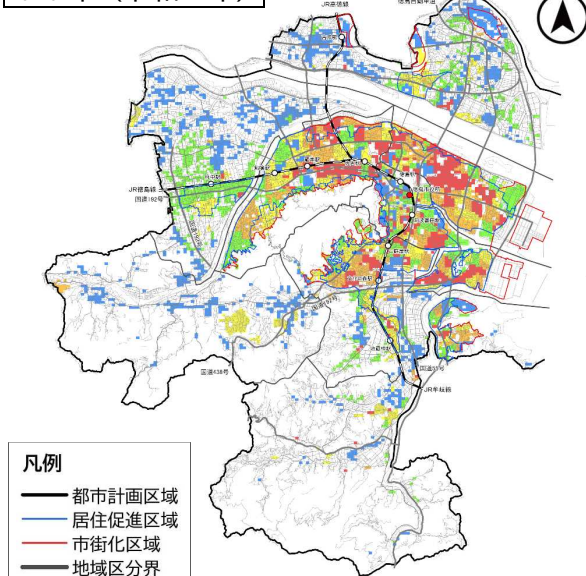
※100mメッシュ

※居住促進区域は当初計画時の区域

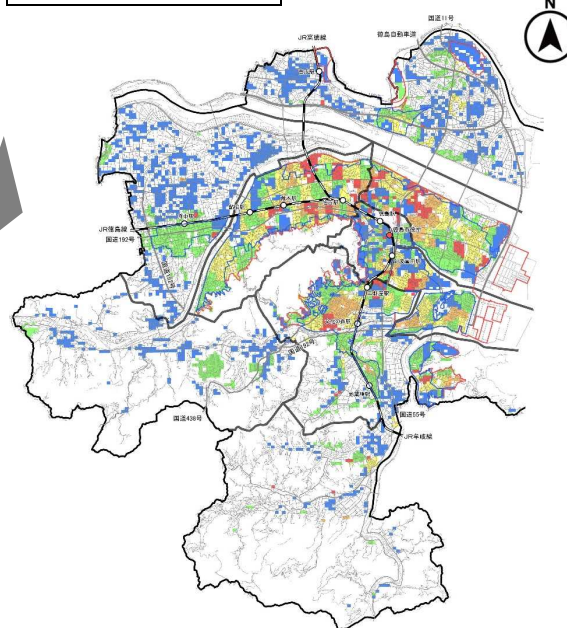


■生産年齢人口の比較

2020年（令和2年）



2040年（令和22年）



※100mメッシュ ※居住促進区域は当初計画時の区域

出典：総務省「国勢調査」（2020年（令和2年）の人口）

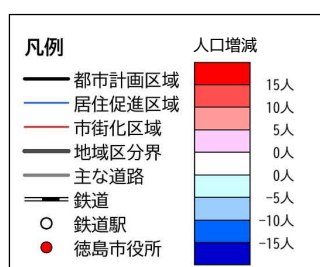
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年（平成30年）推計）
（2040年（令和22年）の推計人口）

④高齢者（65歳以上）人口

2020年（令和2年）から2040年（令和22年）にかけての高齢者（65歳以上）人口の増減量をみると、居住促進区域を中心に、市内全域で増加しています。

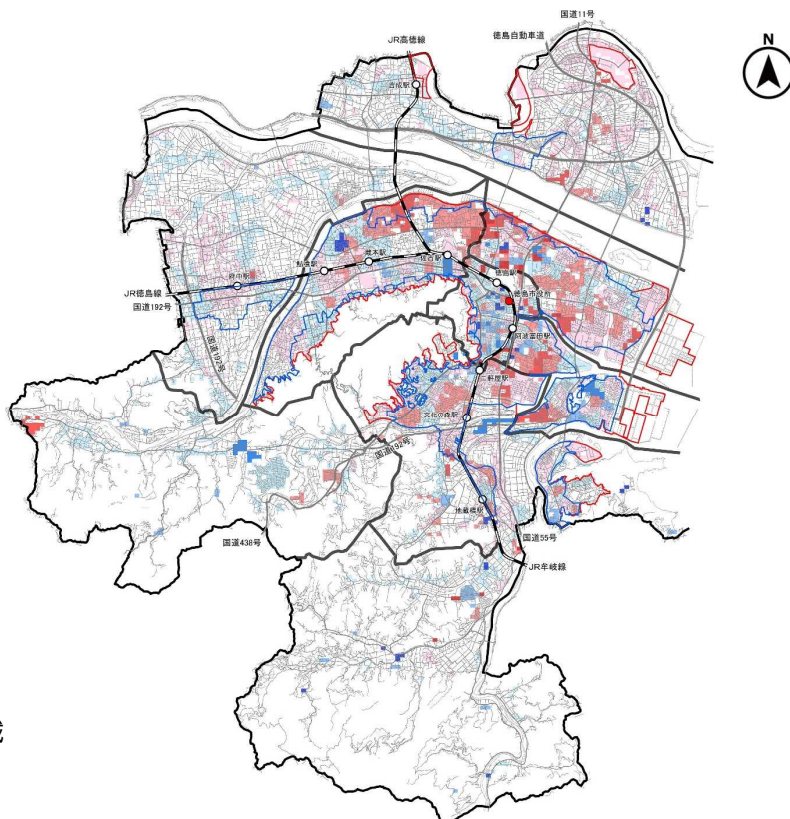
■高齢者人口の増減量

2040年（令和22年）
— 2020年（令和2年）



※100mメッシュ

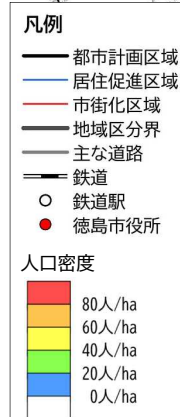
※居住促進区域は当初計画時の区域



■高齢者人口の比較

2020年（令和2年）

2040年（令和22年）



※100mメッシュ ※居住促進区域は当初計画時の区域

出典：総務省「国勢調査」（2020年（令和2年）の人口）

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年（平成30年）推計）」
（2040年（令和22年）の推計人口）

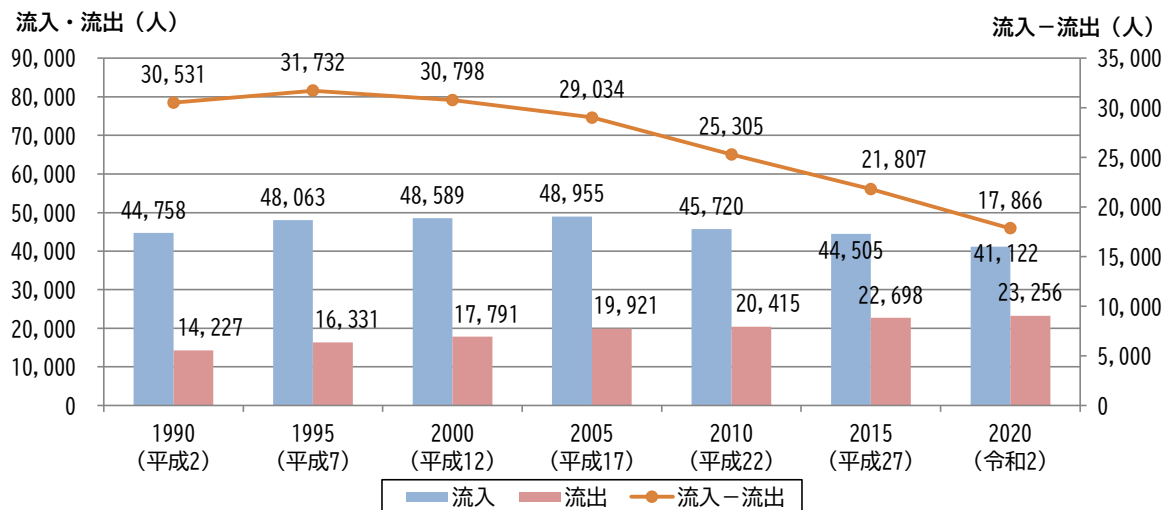
(3) 人口流動

① 流入・流出人口の推移

通勤・通学などによる本市への流入人口が流出人口を上回る流入超過が続いています。

流入超過数は、1990年（平成2年）には30,531人でしたが、2020年（令和2年）には17,866人と少なくなっています。

■ 人口流出入の推移

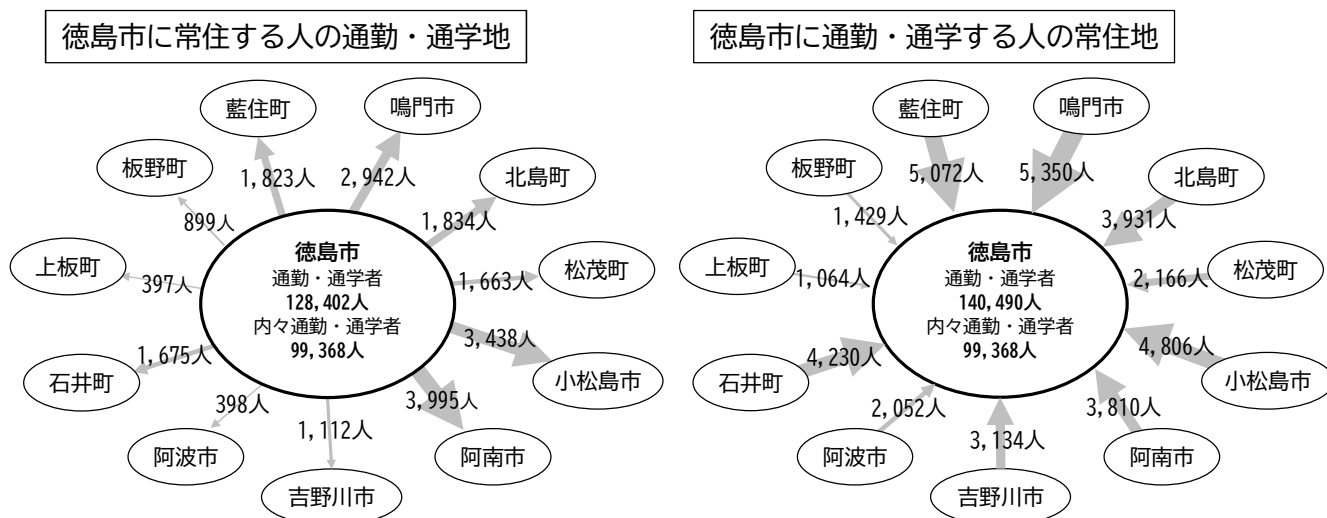


出典：総務省「国勢調査」（1990年（平成2年）から2020年（令和2年））

② 通勤・通学流動

2020年（令和2年）の通勤・通学流動についてみると、流出は阿南市が最も多く3,995人、次いで小松島市3,438人、鳴門市2,942人となっています。流入は鳴門市が最も多く5,350人、次いで藍住町5,072人、小松島市4,806人となっています。

■ 通勤・通学流動 2020年（令和2年）



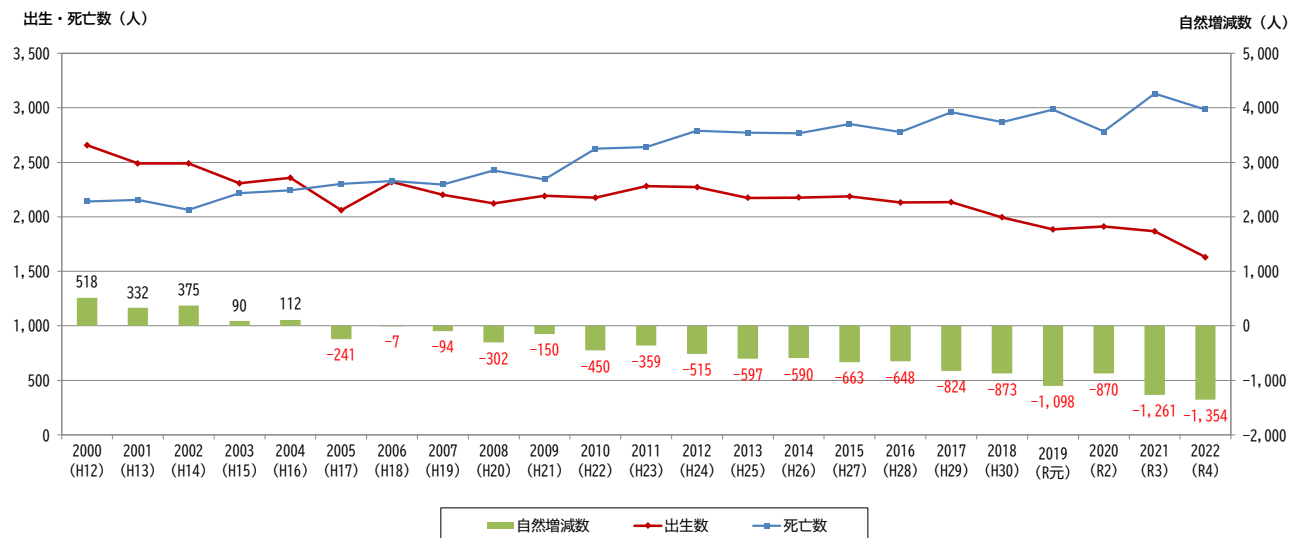
※流入もしくは流出が1,000人以上の市町との流動について図示

出典：総務省「国勢調査」（2020年（令和2年））

(4) 自然動態

自然増減数の推移をみると、2004年（平成16年）までは、出生数が死亡数を上回っていましたが、2005年（平成17年）以降は、死亡数が出生数を上回り、その差は年々拡大しています。

■自然増減数の推移



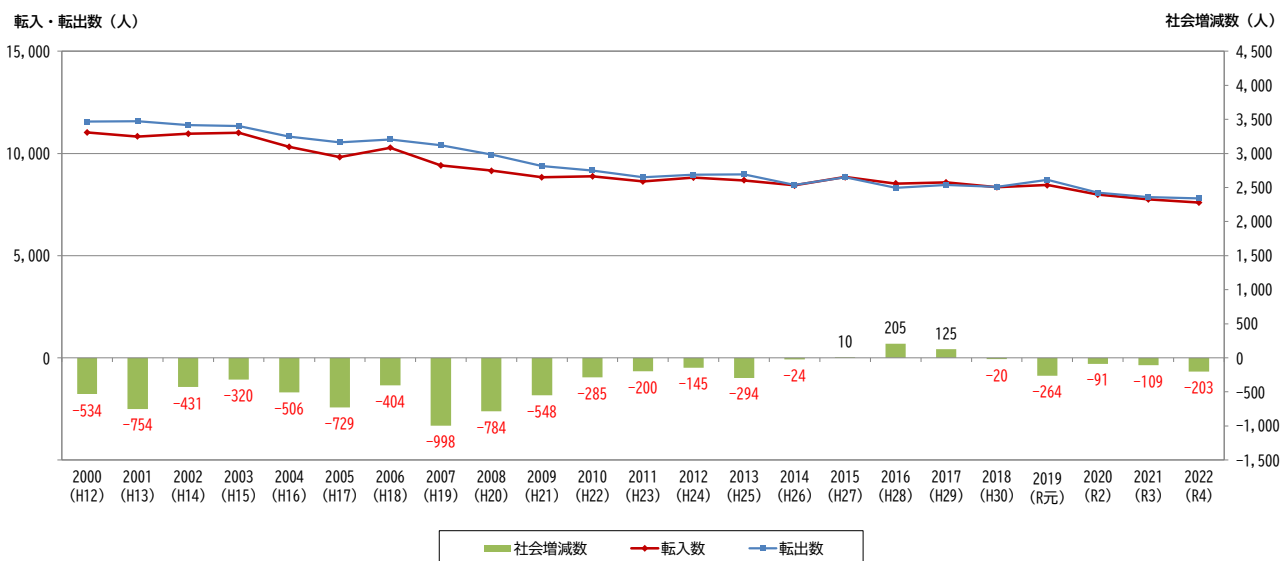
出典：徳島市「徳島市統計年報」（平成17年版から令和4年版）

(5) 社会動態

①社会増減数の推移

社会増減数の推移をみると、2000年（平成12年）から2014年（平成26年）にかけて概ね社会減（転出超過）の傾向でしたが、2015年（平成27年）から2017年（平成29年）には社会増（転入超過）となり、2018年（平成30年）からは再び社会減（転出超過）の傾向となっていますが、2014年（平成26年）以前と比較すると、その差は微小となっています。

■社会増減数の推移

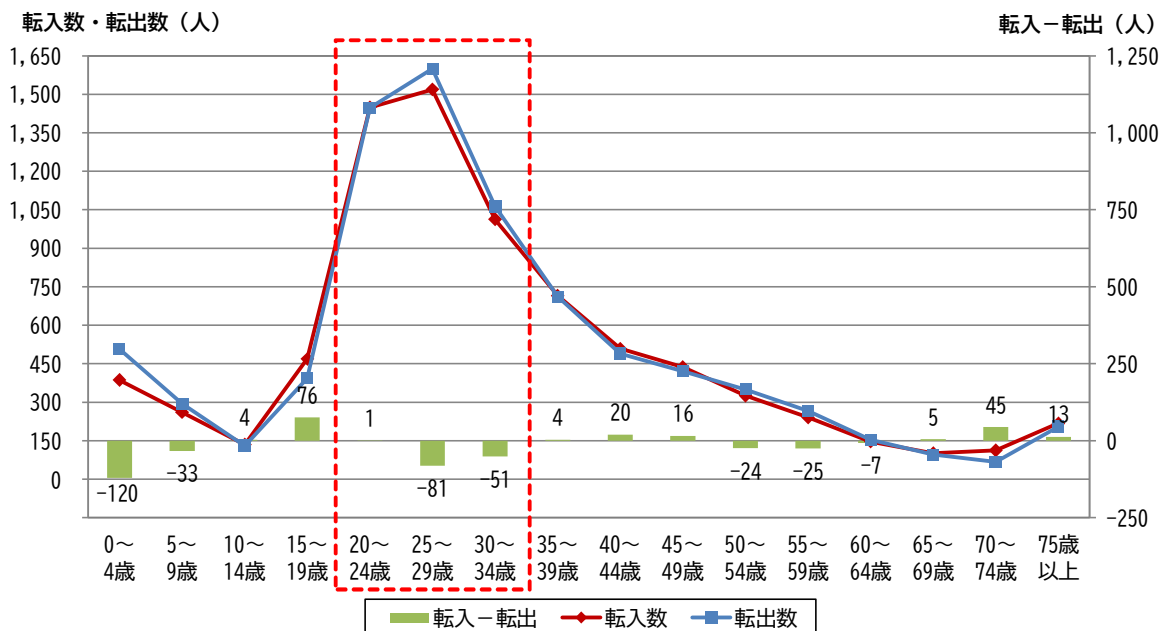


出典：徳島市「徳島市統計年報」（平成17年版から令和4年版）

②年齢別の転出入の推移

2022年（令和4年）の年齢別の転入・転出の状況を見ると、20～34歳において、転入・転出数が多くあり、中でも25～34歳においては転出超過となっています。

■年齢別転入・転出数（2022年（令和4年）1～12月計）



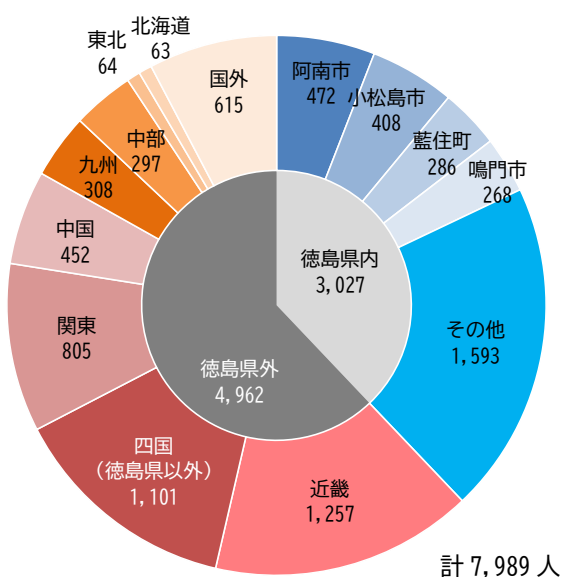
出典：徳島県「徳島県人口移動調査年報」（2022年（令和4年））

③転出入の状況

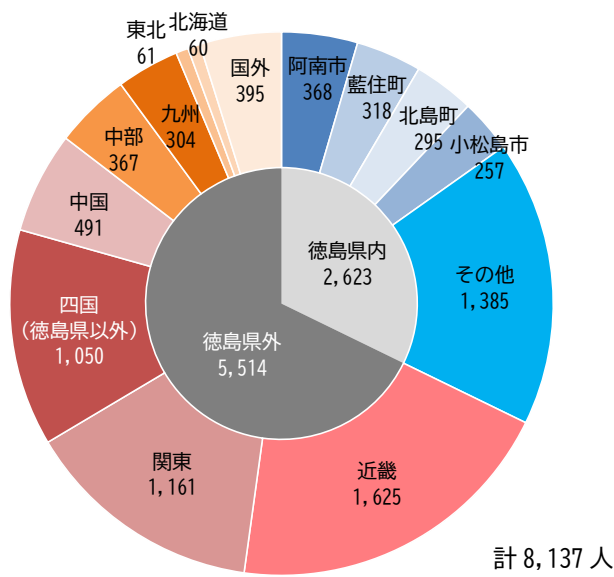
2022年（令和4年）における転入及び転出の状況を見ると、転入・転出ともに徳島県内が多く、次いで近畿となっています。

また、県内他市町村と徳島市との転出入の状況を見ると転入超過となっていますが、県外と徳島市との転出入の状況を見ると転出超過となっています。

■徳島市への転入の状況



■徳島市からの転出の状況



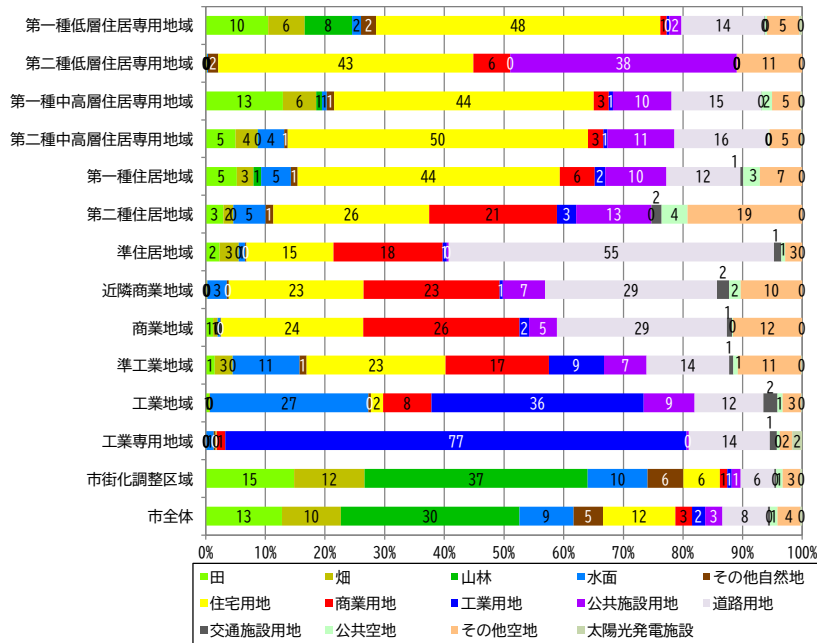
出典：徳島県「徳島県人口移動調査年報」（2022年（令和4年））

3 土地利用

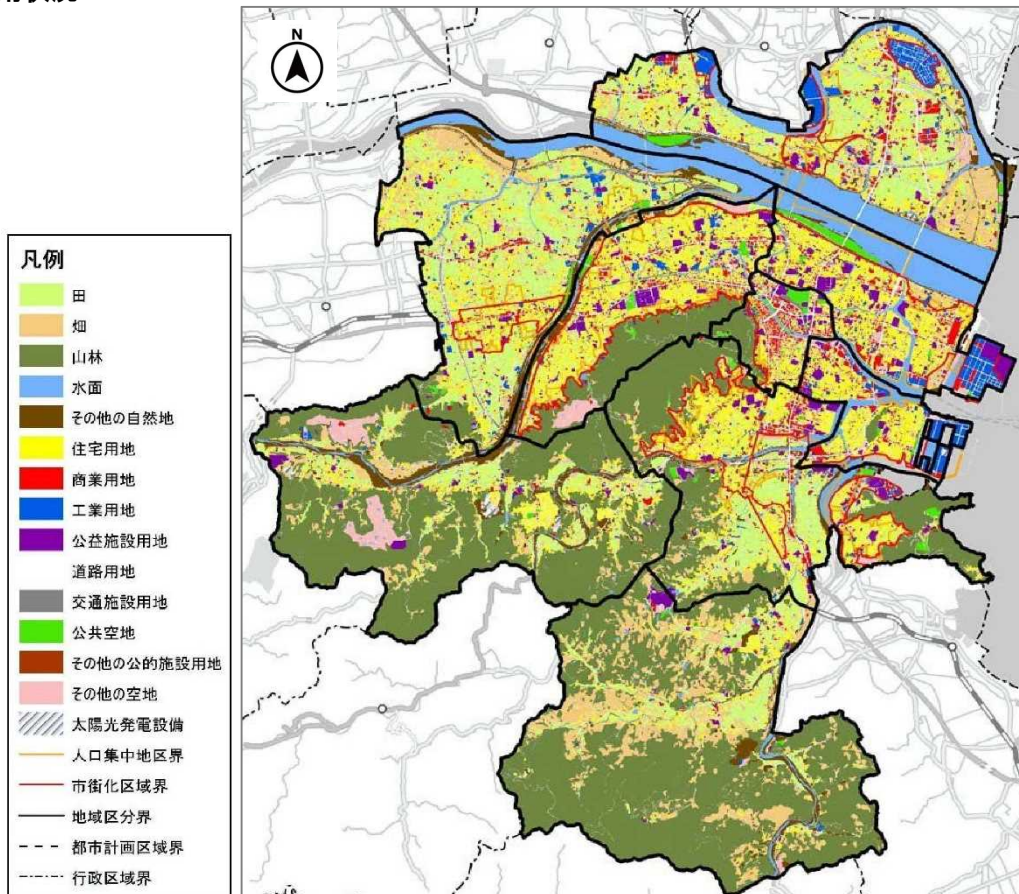
(1) 土地利用状況

土地利用別面積の構成比をみると、住宅用地の割合が、住居系用途地域のほか、近隣商業地域、商業地域、準工業地域でも高くなっています。また、商業用地の割合は、商業系用途地域のほか、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域でも高くなっています。

■土地利用別面積の構成比



■土地利用状況



出典：徳島市「都市計画基礎調査」(2018年(平成30年))

(2) 用途地域

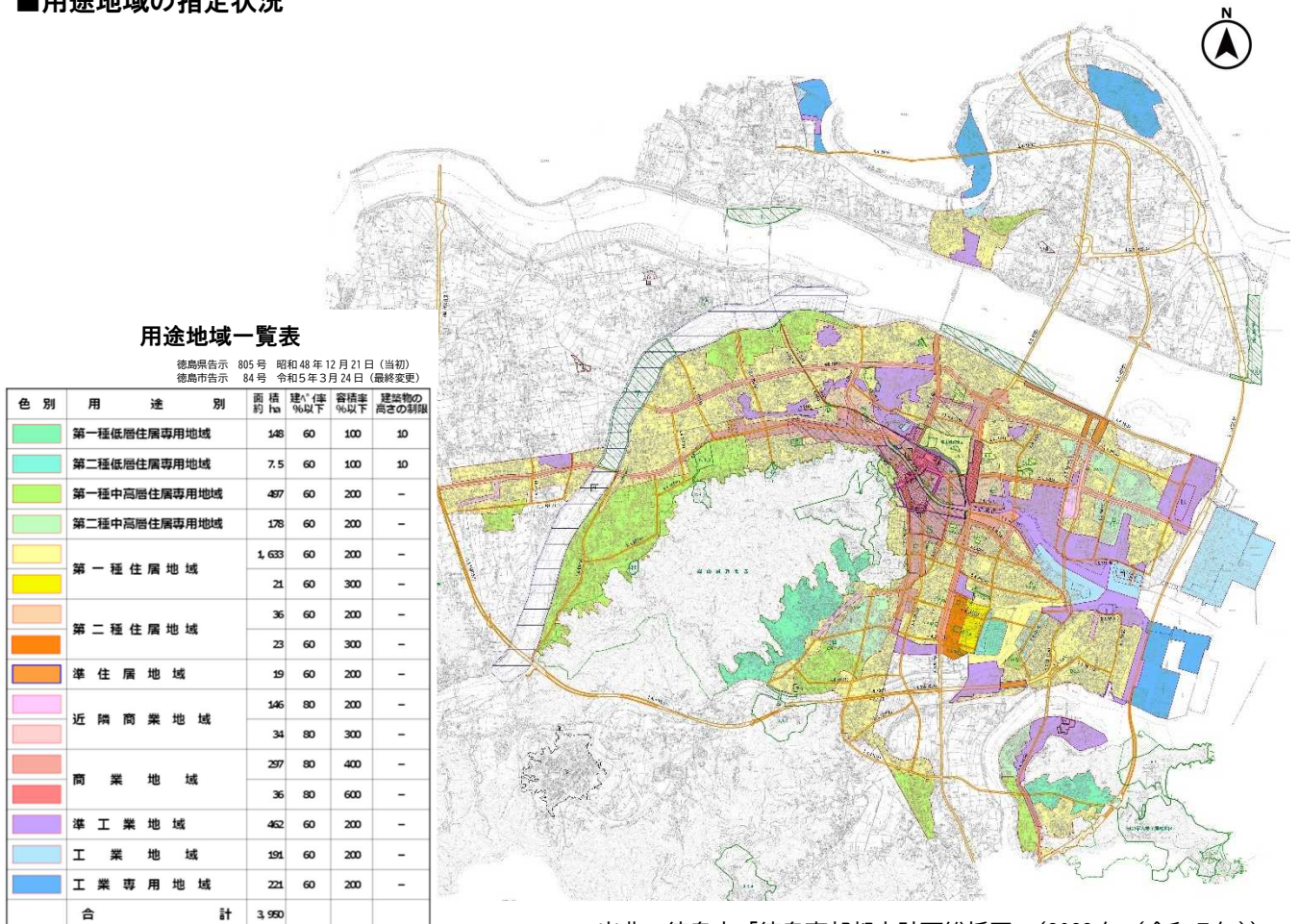
2023年（令和5年）3月末時点の用途地域の指定状況を見ると、第一種住居地域が最も多く41.8%となっています。

また、徳島駅を中心として、蔵本駅から二軒屋駅にかけて、商業地域が広がっています。

■用途地域の指定状況

用途地域種別	面積 (約 ha)	構成比 (%)	建ぺい率 (限度：%)	容積率 (限度：%)
第一種低層住居専用地域	148	3.8	60	100
第二種低層住居専用地域	7.5	0.2		200
第一種中高層住居専用地域	497	12.6		200/300
第二種中高層住居専用地域	178	4.5		200
第一種住居地域	1,654	41.8	80	200/300
第二種住居地域	59	1.5		400/600
準住居地域	19	0.5		200
近隣商業地域	180	4.6	80	200/300
商業地域	333	8.4		400/600
準工業地域	462	11.7	60	200
工業地域	191	4.8		
工業専用地域	221	5.6		
合計	3,950	100.0	—	—

■用途地域の指定状況

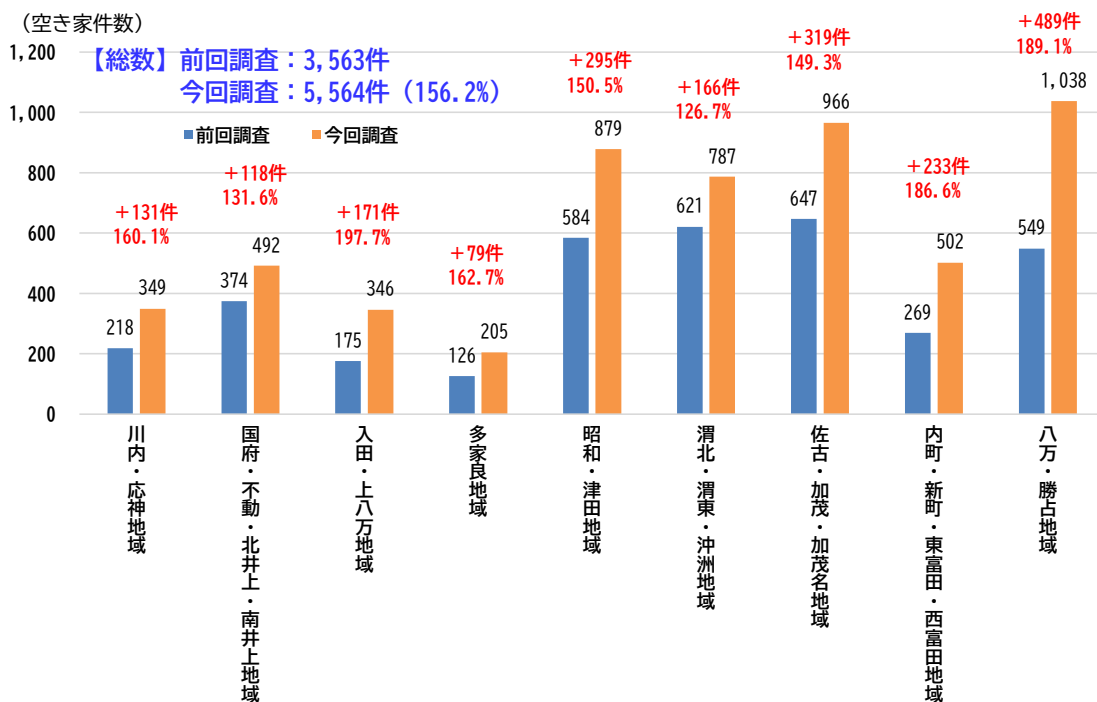


出典：徳島市「徳島東部都市計画総括図」（2023年（令和5年））

(3) 空き家

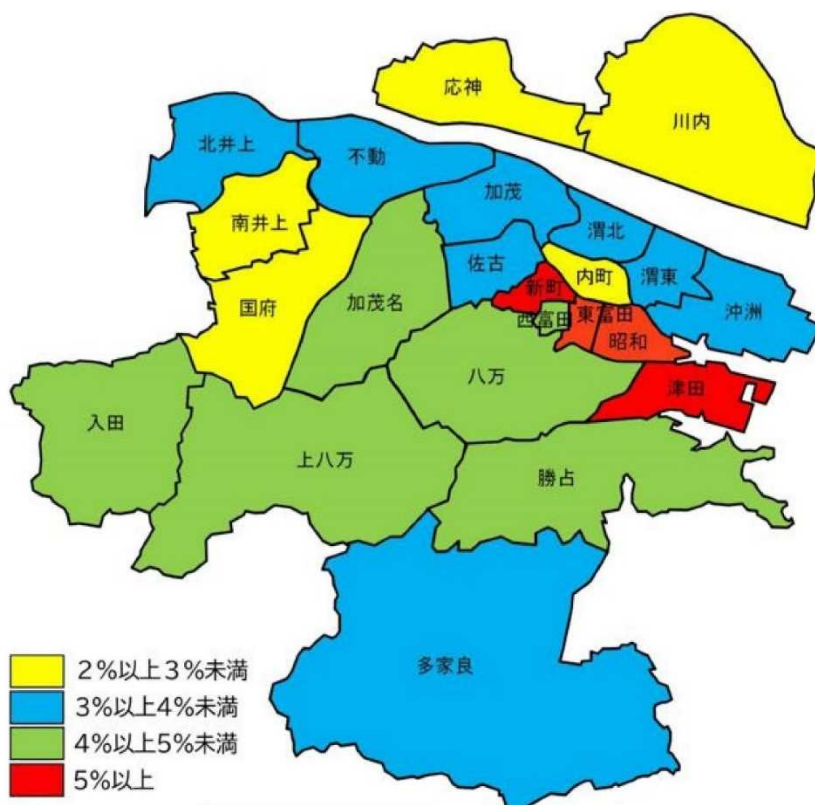
2021 年度（令和3年度）に実施した空き家の実態調査では、本市の空き家の数は 5,564 件で、前回調査（2016 年度（平成28年度））の 3,563 件から 2,001 件増加しており、このまま人口減少が進めば、空き家の割合も更に増加するおそれがあります。

■地域別の空き家件数



出典：徳島市「徳島市空家等対策計画」（2023 年（令和5年））を基に作成

■地区別の割合

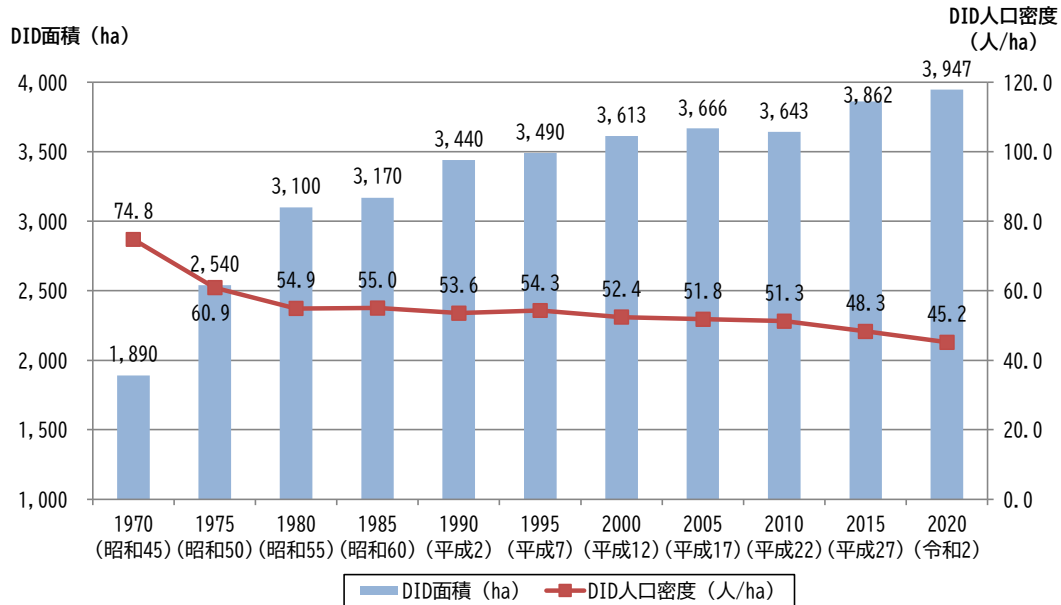


出典：徳島市「徳島市空家等対策計画」（2023 年（令和5年））

(4) 人口集中地区 (DID)

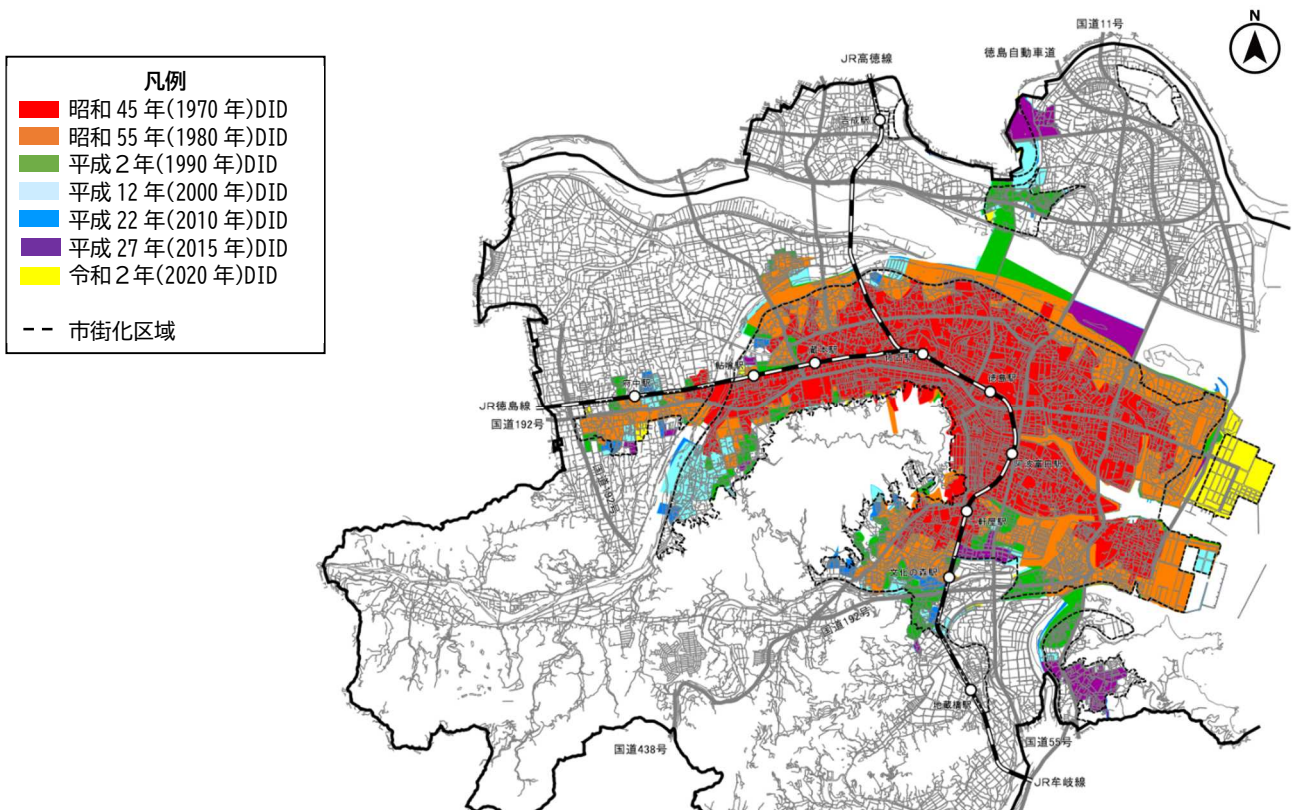
人口集中地区 (DID) の面積は、1970 年 (昭和 45 年) に 1,890ha であったものが、2020 年 (令和 2 年) には約 2 倍の 3,947ha に拡大しており、人口密度は 1970 年 (昭和 45 年) に 74.8 人/ha であったものが、2020 年 (令和 2 年) には 45.2 人/ha に低下しています。

■人口集中地区 (DID) の推移



出典：総務省「国勢調査」(1970年(昭和45年)から2020年(令和2年))

■人口集中地区 (DID) の分布



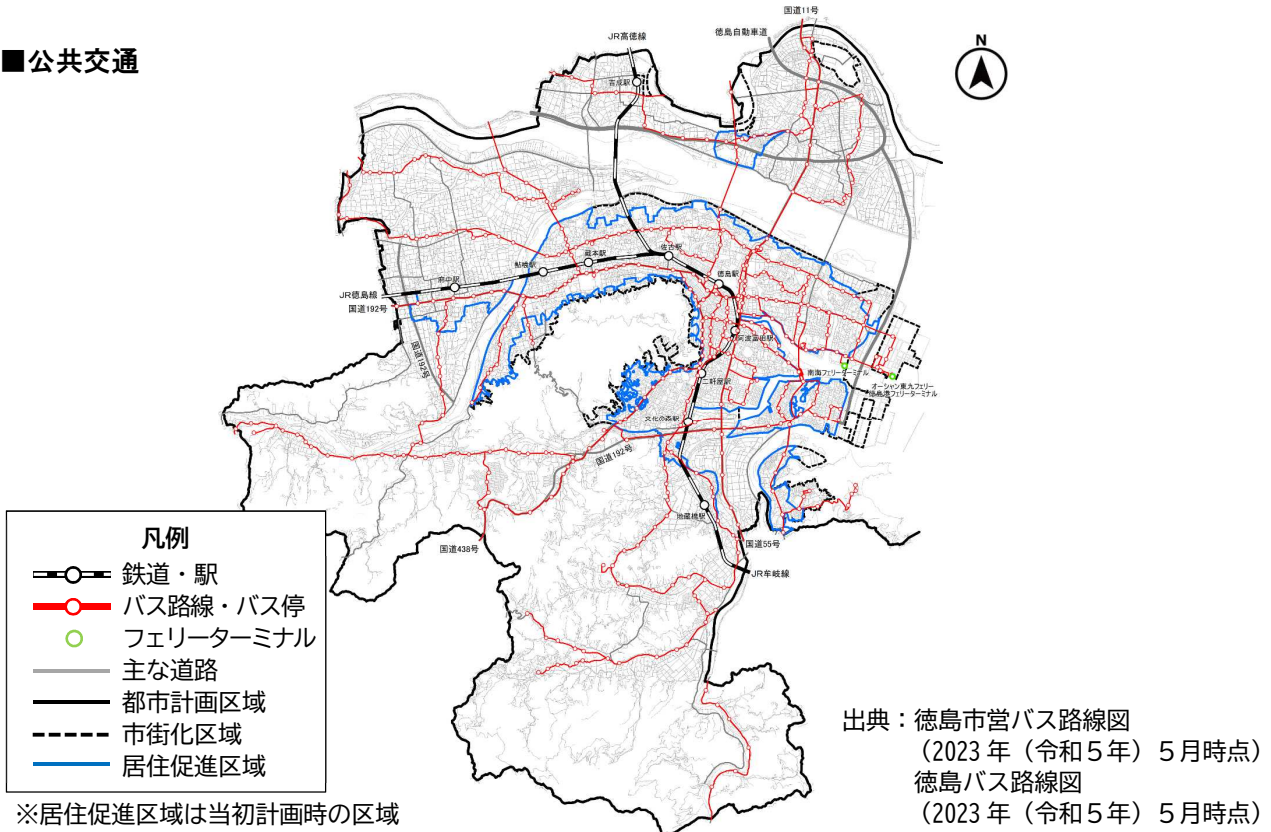
出典：総務省「国勢調査」(2020年(令和2年))

4 交通

(1) 公共交通

鉄道や路線バスは、徳島駅を中心として市内各地や周辺都市の間を運行しています。

■公共交通



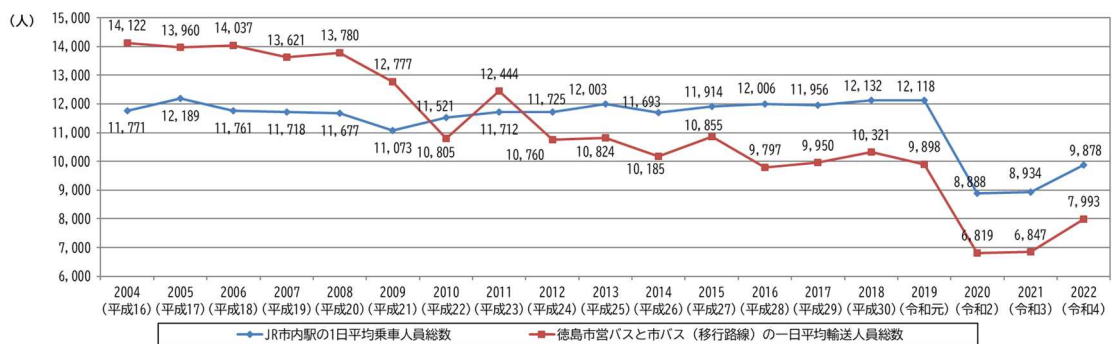
(2) 公共交通の利用状況

①鉄道・バスの利用者数の推移

鉄道の利用者数の推移をみると、市内10駅の1日平均乗車人員総数は、2004年(平成16年)以降、2019年(令和元年)まで12,000人前後の横ばいで推移しています。2020年(令和2年)及び2021年(令和3年)は新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少しましたが、2022年(令和4年)は回復傾向にあります。

徳島市営バスと徳島バス(移行路線)の1日平均輸送人員総数は、2004年(平成16年)の14,122人から2019年(令和元年)の9,898人まで減少しています。鉄道と同様に2020年(令和2年)及び2021年(令和3年)は大きく減少しましたが、2022年(令和4年)は回復傾向にあります。

■鉄道・バスの利用者数の推移



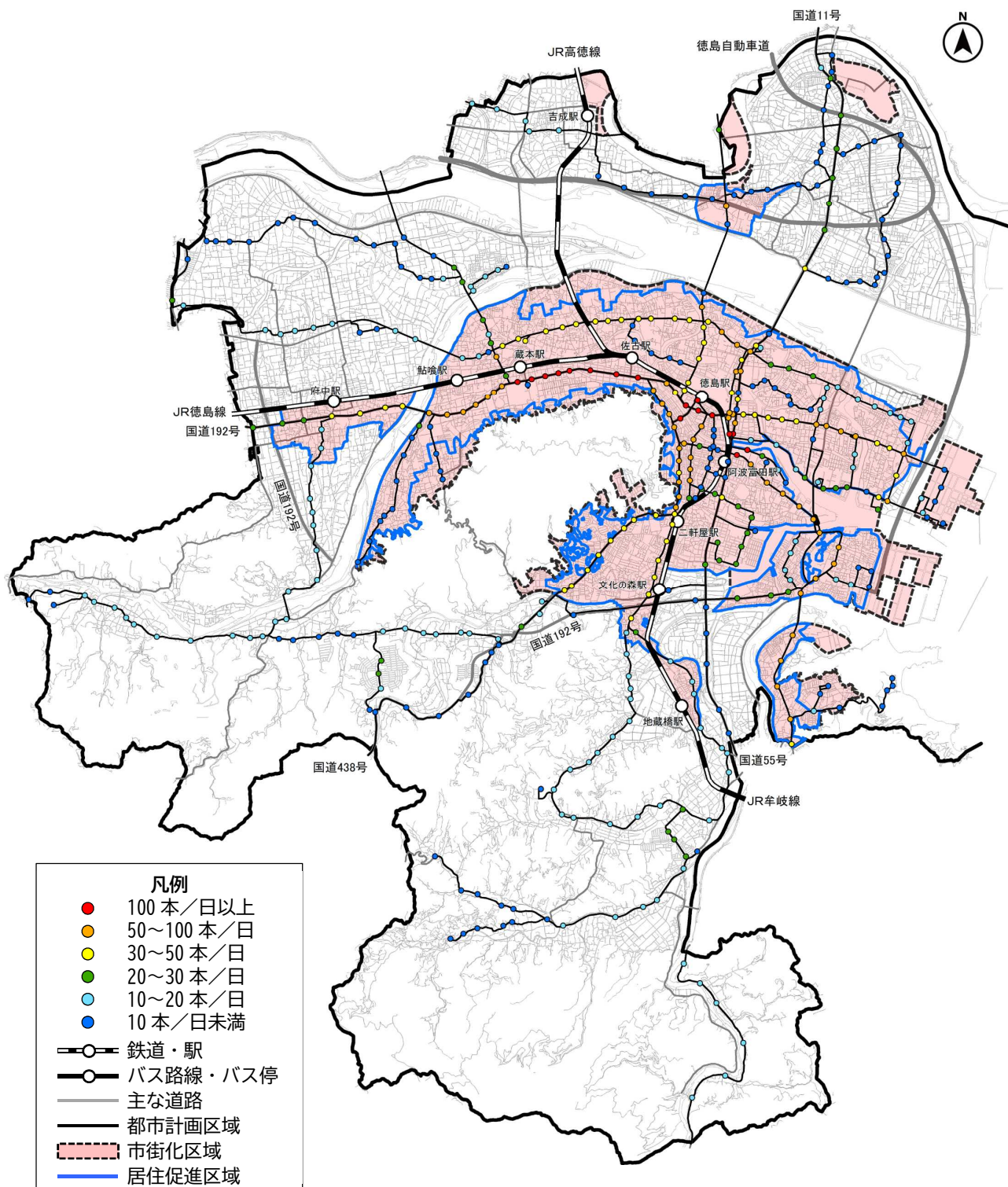
出典：徳島市「徳島市統計年報」(令和4年版)

※2022(令和4)データはJR四国、徳島市営バス、徳島バスの速報値による。

②バス停別運行本数

バス停別の運行本数（片道）をみると、市街化区域内では 30 本／日以上サービス水準を有するバス停が多く、徳島駅前や国道 192 号線沿線などで 100 本／日以上の特運行本数が多いバス停が分布しています。

■バス停別の運行本数（片道）の状況



※片道運行本数は、平日運行本数の上下線平均値としています。

※居住促進区域は当初計画時の区域

出典：徳島市営バス時刻表（2023 年（令和 5 年）5 月時点）
徳島バス時刻表（2023 年（令和 5 年）5 月時点）

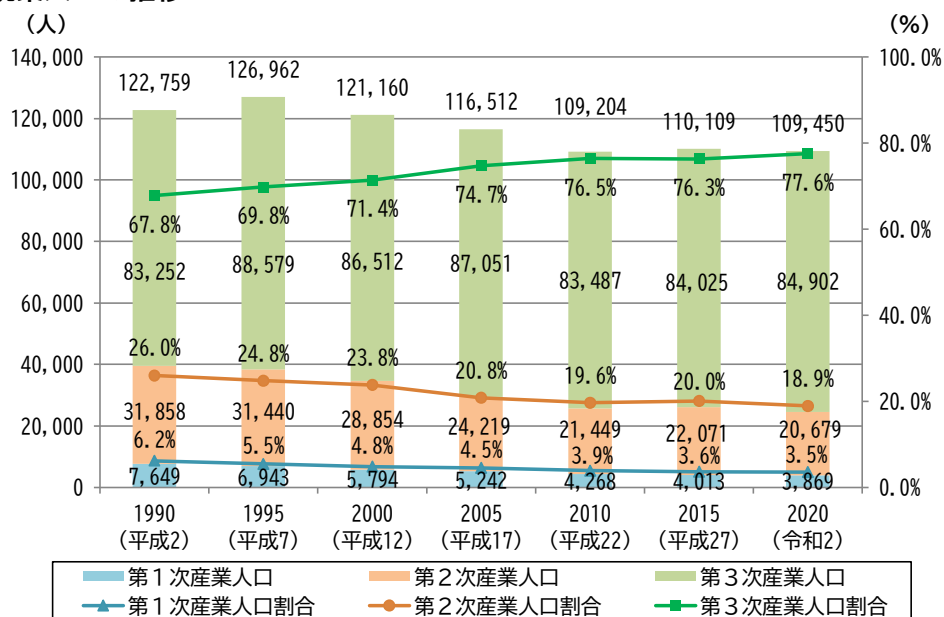
5 経済活動

(1) 就業人口・就業率

① 産業別就業人口の推移

2020年（令和2年）の産業別就業人口をみると、全就業人口に占める割合は、第3次産業人口が最も高く77.6%、第2次産業人口が18.9%、第1次産業人口が3.5%となっており、第3次産業人口の割合は増加傾向にあるのに対して、第1次産業・第2次産業人口の割合は減少傾向にあります。

■ 産業別就業人口の推移

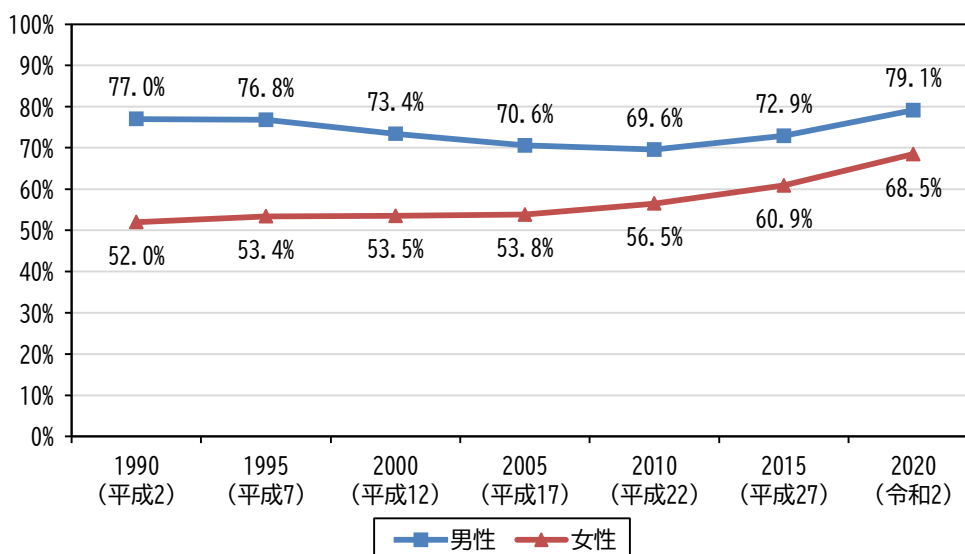


出典：総務省「国勢調査」（1990年（平成2年）から2020年（令和2年））

② 男女別就業率の推移

生産年齢（15歳以上65歳未満）人口のうち、男女別の就業率をみると、男性については、2010年（平成22年）まで減少傾向にありましたが、2015年（平成27年）から増加傾向に転じ、2020年（令和2年）には79.1%となっています。女性については、1990年（平成2年）から増加傾向にあり、2020年（令和2年）には68.5%となっています。

■ 男女別就業率の推移

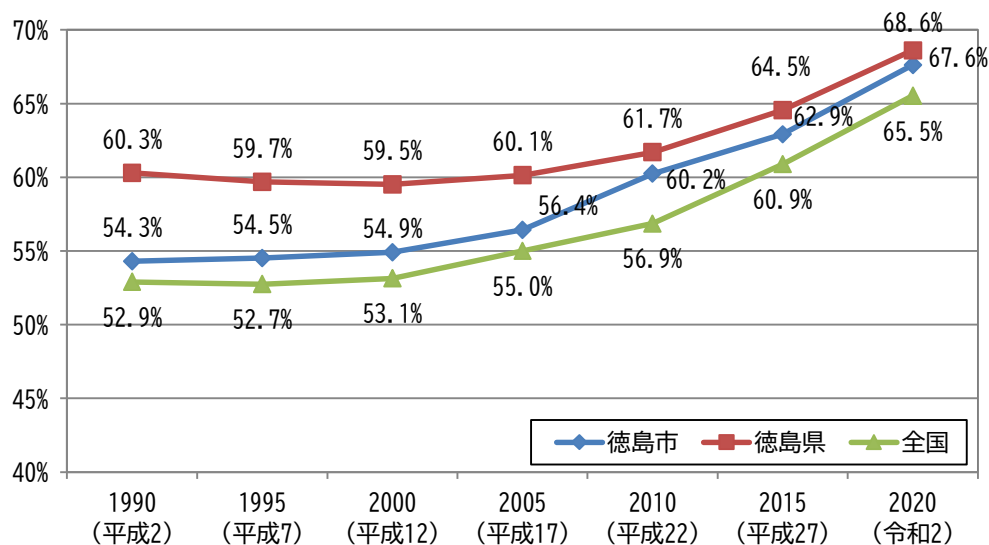


出典：総務省「国勢調査」（1990年（平成2年）から2020年（令和2年））

(2) 共働き世帯の状況

夫婦のいる就業世帯に占める共働き世帯の割合は、全国平均を上回って増加しています。

■夫婦のいる就業世帯に占める共働き世帯の割合

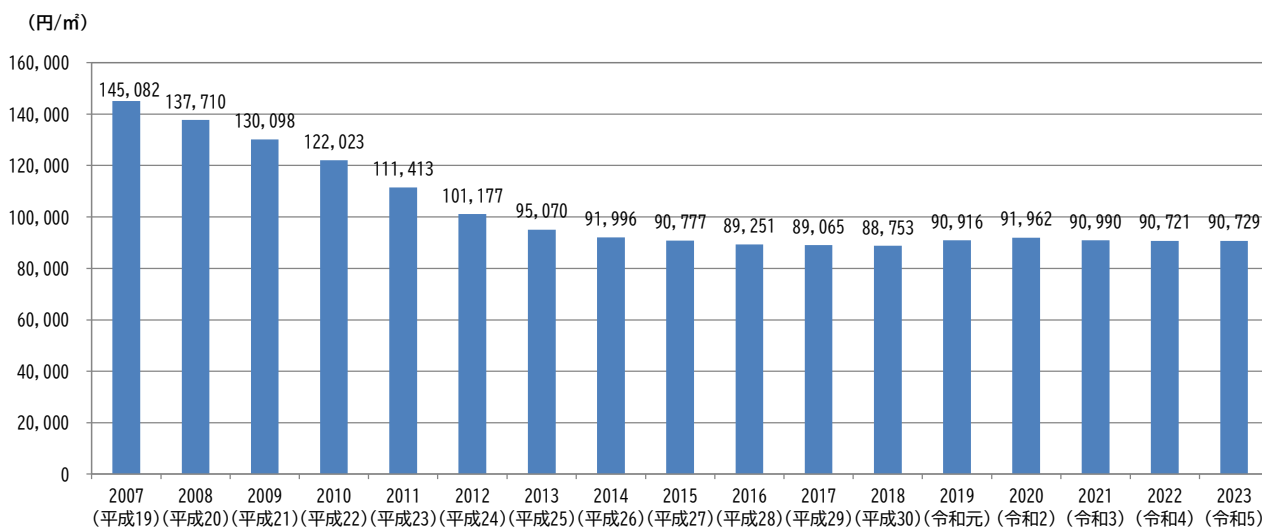


出典：総務省「国勢調査」(1990年(平成2年)から2020年(令和2年))

(3) 地価

公示地価(平均)の推移をみると、2014年(平成26年)まで下落傾向が続いていたものの、2015年(平成27年)からは下落傾向が落ち着き、ほぼ横ばいで推移しています。

■公示地価(平均)の推移



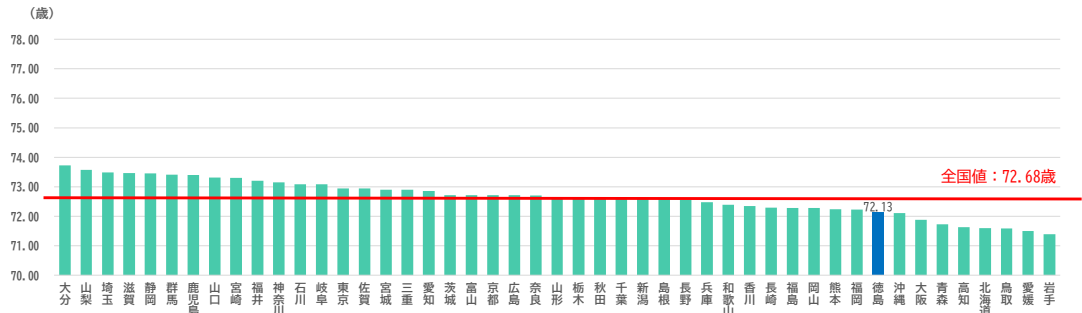
出典：国土交通省「地価公示資料」(2023年(令和5年))

6 健康

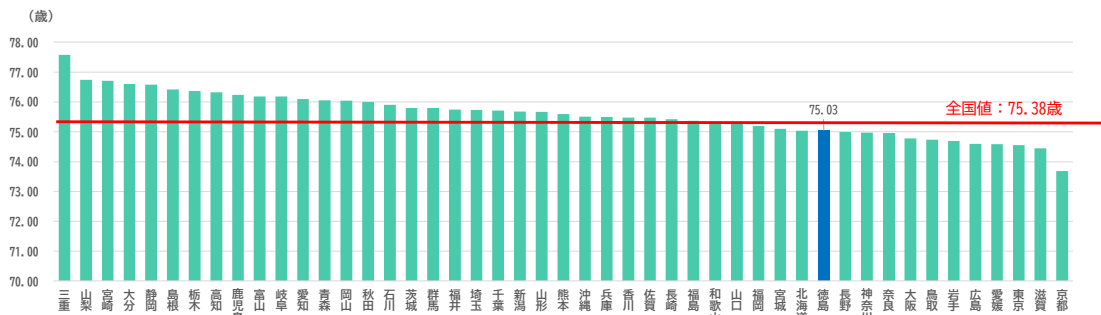
(1) 健康寿命

2019年（令和元年）の徳島県男性の健康寿命（人の寿命において、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）は72.13歳で、全国平均72.68歳を下回り、全国ワースト9位となっています。女性の健康寿命も、75.03歳と全国平均75.38歳を下回り、全国ワースト12位となっています。

■都道府県別の健康寿命（男性） 2019年（令和元年）



■都道府県別の健康寿命（女性） 2019年（令和元年）

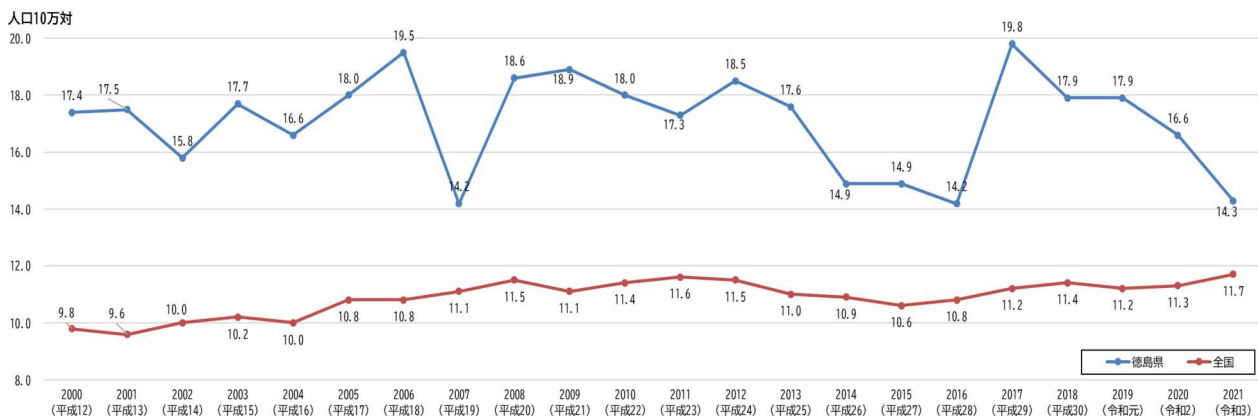


出典：厚生労働省「第18回健康日本21(第二次)推進専門委員会」 資料3（2022年（令和4年）6月16日）

(2) 糖尿病粗死亡率

徳島県と全国の糖尿病粗死亡率（人口10万対）の推移をみると、徳島県では全国よりも高い数値で推移しており、2019年（令和元年）は17.9で全国ワースト1位、2020年（令和2年）は16.6でワースト5位、2021年（令和3年）は14.3でワースト13位と改善傾向にあるものの、依然、糖尿病粗死亡率の高い状態が続いています。

■糖尿病粗死亡率の推移



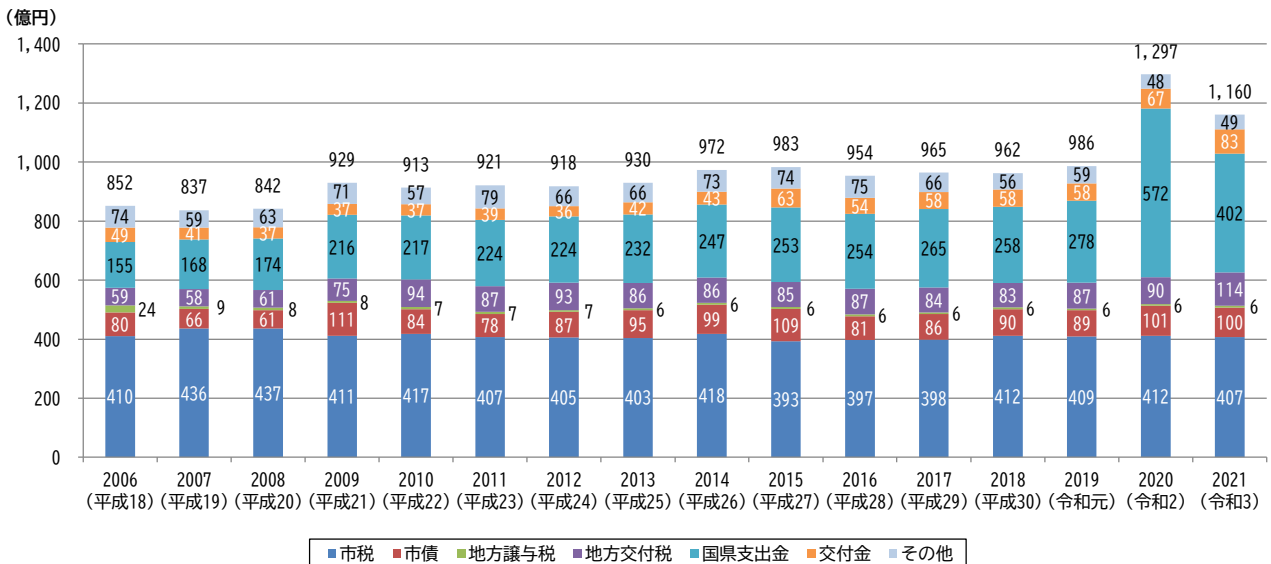
出典：徳島県 HP「徳島県の糖尿病の現状と対策」

7 財政

(1) 歳入

2006年度（平成18年度）と2021年度（令和3年度）を比較すると、本市の一般会計における歳入総額は308億円増加しています。これは2020年度（令和2年度）から流行した新型コロナウイルス感染症に関する対策事業の実施のための国県支出金などの依存財源によるものと考えられます。2020年度（令和2年度）、2021年度（令和3年度）を除けば、950億円前後で推移しています。

■歳入の推移

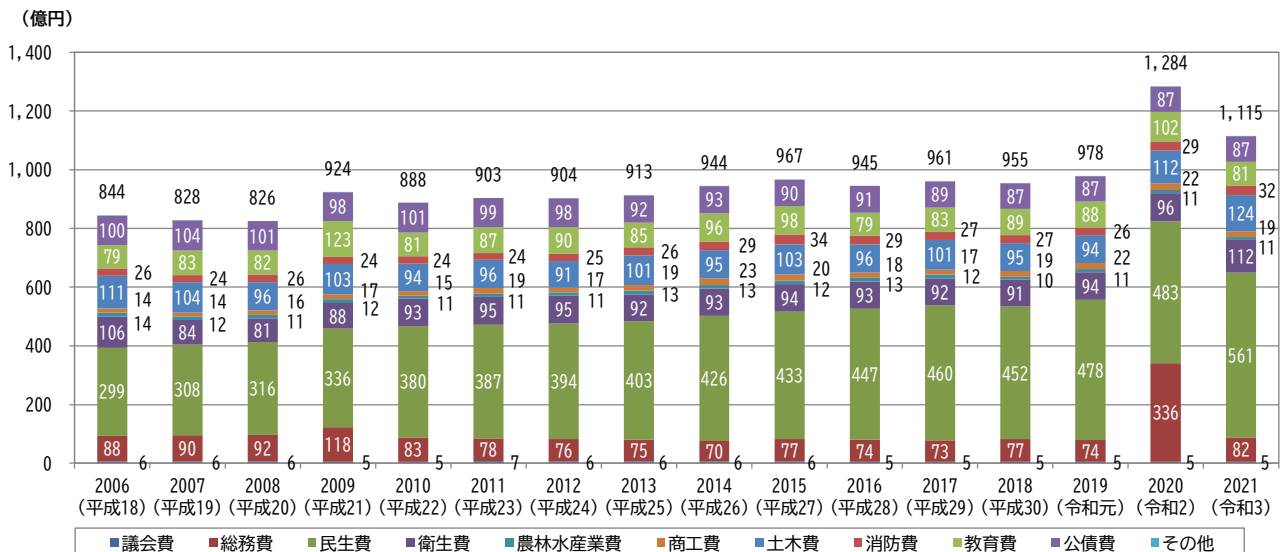


出典：徳島市「徳島市統計年報」（平成19年版から令和4年版）

(2) 歳出

2006年度（平成18年度）と2021年度（令和3年度）を比較すると、本市の一般会計における歳出総額は271億円増加しています。これは2020年度（令和2年度）から流行した新型コロナウイルス感染症に関する対策事業の実施によるものと考えられます。2020年度（令和2年度）、2021年度（令和3年度）を除けば、950億円前後で推移しています。

■歳出の推移

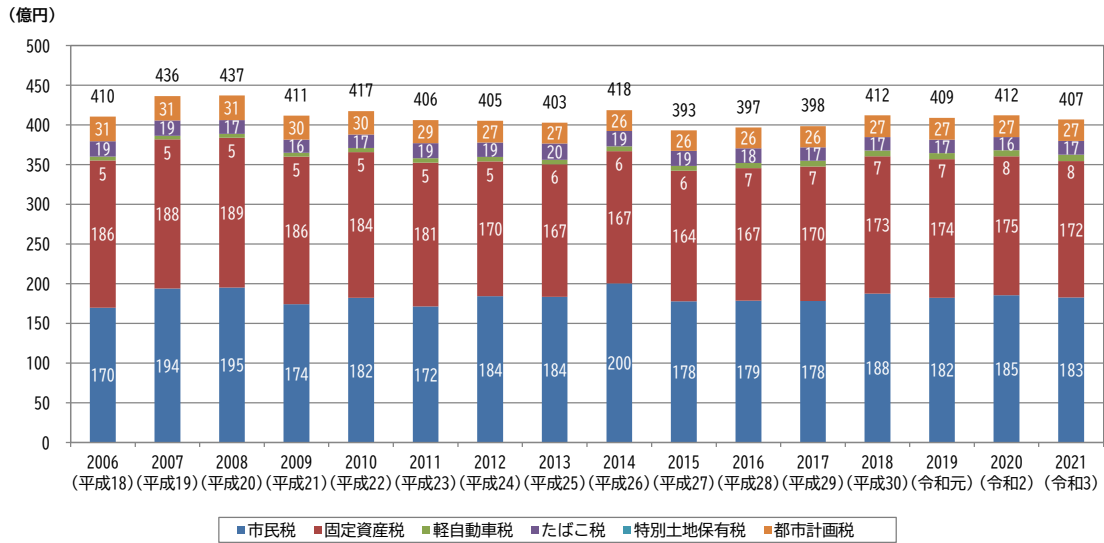


出典：徳島市「徳島市統計年報」（平成19年版から令和4年版）

(3) 税収の傾向

税収について、2006年度（平成18年度）と2021年度（令和3年度）を比較すると、固定資産税と都市計画税、たばこ税が低下しています。

■税収の推移



出典：徳島市「徳島市統計年報」（平成19年版から令和4年版）

(4) 公共施設などの状況

2019年度（令和元年度）時点の本市の公共施設などは、築30年以上経過した施設が延床面積にして約64万㎡存在しています。

■公共施設など（築30年以上）の状況 2019年度（令和元年度）

施設類型	築30年以上の延べ面積	築30年以上の割合
市民文化系施設	16,689 ㎡	51.3 %
社会教育系施設	4,265 ㎡	30.4 %
スポーツ・レクリエーション系施設	12,153 ㎡	54.8 %
産業系施設	43,110 ㎡	99.1 %
学校教育系施設	189,542 ㎡	67.5 %
子育て支援施設	28,480 ㎡	63.2 %
保健・福祉施設	6,240 ㎡	34.6 %
医療施設	0 ㎡	0.0 %
行政系施設	46,441 ㎡	88.5 %
公営住宅	214,247 ㎡	80.6 %
公園	2,249 ㎡	49.4 %
供給処理施設	15,526 ㎡	63.5 %
その他	30,391 ㎡	78.9 %
上水道施設	8,851 ㎡	54.0 %
下水道施設	21,953 ㎡	58.5 %
合計	640,138 ㎡	68.4 %

出典：徳島市「徳島市公共施設等総合管理計画」2016年（平成28年）12月（2022年（令和4年）11月一部改定）

8 災害

災害に係る現状及び課題については、「第7章 防災指針 2 本市が抱える防災上の課題」（P.70）に示します。

9 市民意識

市民アンケート調査結果

①市民アンケート調査の概要

計画の改定にあたり、市民の意見を反映するため、市民アンケート調査を実施しました。調査対象は、徳島市内に在住の18歳以上の方で、3,000部の調査票の配布に対し、1,305部の回答（43.5%）がありました。

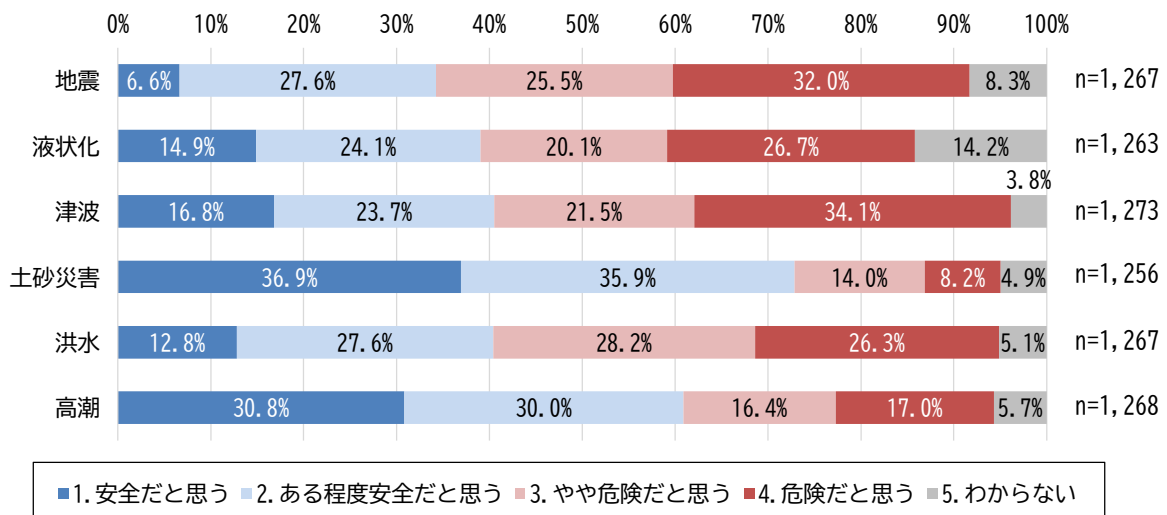
- ・調査期間：2022年（令和4年）10月31日～2022年（令和4年）11月23日
- ・調査対象：満18歳以上の住民基本台帳登録者から無作為に抽出した3,000人
- ・回収状況：【配布数】3,000部 【回収数】1,305部 【回収率】43.5%

②災害に対する意識について

災害に対する意識について、「地震」、「液状化」、「津波」、「洪水」に対しては自らの居住地区が危険だと認識している人の方が多くなっています。

一方で、「土砂災害」、「高潮」に対しては自らの居住地区が危険だと認識している人の方が少なくなっています。

■自らの居住地区における災害に対する意識



(n：回答者数)

出典：徳島市「徳島市立地適正化計画の改定に向けたアンケート調査」（2022年（令和4年））

③まちづくりの方針について

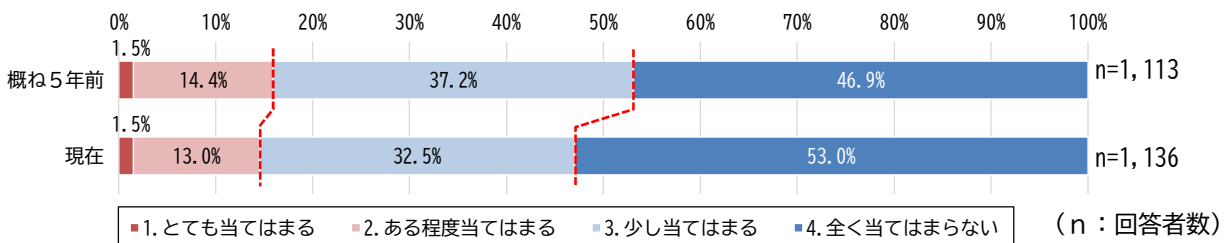
当初計画で定めた3つのまちづくりの方針に対する評価（概ね5年前と現在のまちのイメージの変化）を質問しました。

『まちづくりの方針①：県の拠点都市に相応しい都市機能を集積し、人の交流（にぎわい）を創出するまち』であるかについては、「1.とても当てはまる」とした人の割合は横ばいですが、「4.全く当てはまらない」とした人の割合が増加し、5割を上回っています。

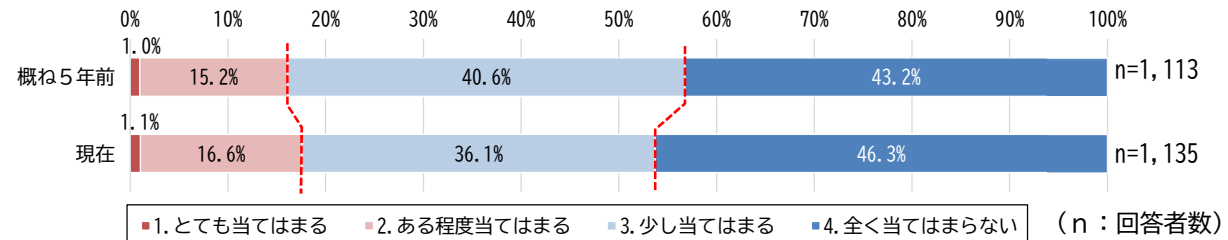
『まちづくりの方針②：市民が生涯を通じ、元気に活躍できるまち』であるかについては、「3.少し当てはまる」とした人の割合が減少し、「2.ある程度当てはまる」、「4.全く当てはまらない」とした人の割合が増加しています。

『まちづくりの方針③：子育て世代が働きながら、安心して子育てできるまち』であるかについては、「3.少し当てはまる」とした人の割合が減少し、「1.とても当てはまる」、「2.ある程度当てはまる」とした人の割合が増加しています。

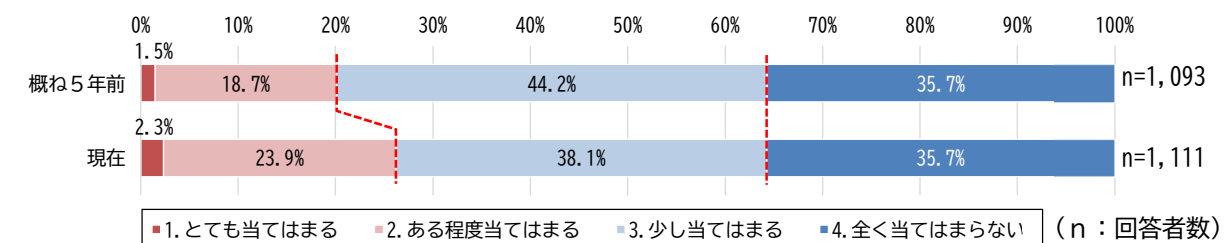
■まちづくりの方針①：県の拠点都市に相応しい都市機能を集積し、人の交流（にぎわい）を創出するまち



■まちづくりの方針②：市民が生涯を通じ、元気に活躍できるまち



■まちづくりの方針③：子育て世代が働きながら、安心して子育てできるまち



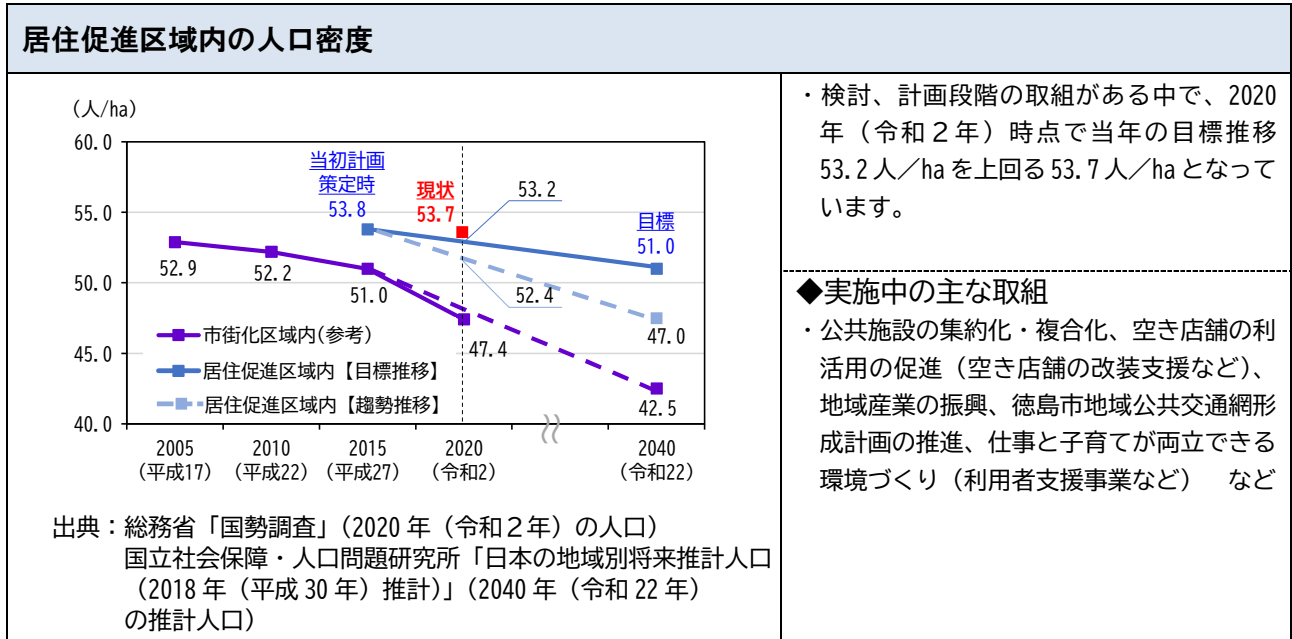
出典：徳島市「徳島市立地適正化計画の改定に向けたアンケート調査」（2022年（令和4年））

10 まちづくり施策の取組状況

当初計画では、3つのまちづくりの方針に基づき様々な施策を設定し、施策の有効性を評価するための指標及びその目標値を設定するとともに、目標値が達成された際に期待される効果についても目標値を設定しています。

各評価指標及び期待される効果の現状は以下のとおりです。

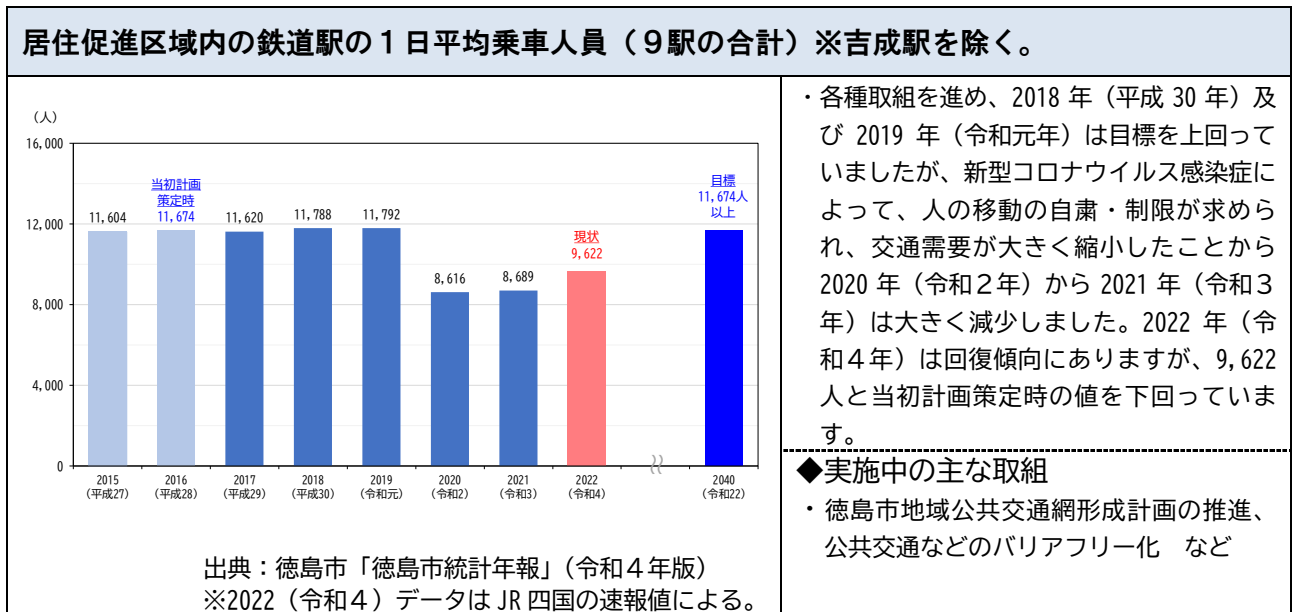
(1) 居住及び公共交通に関する評価指標



・検討、計画段階の取組がある中で、2020年(令和2年)時点で当年の目標推移53.2人/haを上回る53.7人/haとなっています。

◆実施中の主な取組

- ・公共施設の集約化・複合化、空き店舗の利活用の促進(空き店舗の改装支援など)、地域産業の振興、徳島市地域公共交通網形成計画の推進、仕事と子育てが両立できる環境づくり(利用者支援事業など) など

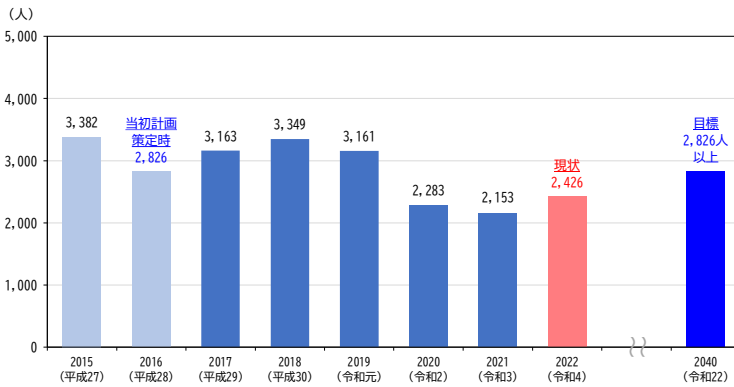


・各種取組を進め、2018年(平成30年)及び2019年(令和元年)は目標を上回っていましたが、新型コロナウイルス感染症によって、人の移動の自粛・制限が求められる、交通需要が大きく縮小したことから2020年(令和2年)から2021年(令和3年)は大きく減少しました。2022年(令和4年)は回復傾向にあります。9,622人と当初計画策定時の値を下回っています。

◆実施中の主な取組

- ・徳島市地域公共交通網形成計画の推進、公共交通などのバリアフリー化 など

居住促進区域内の循環バス路線の1日平均輸送人員(中央循環線・東部循環線・南部循環線の合計)



出典：徳島市「徳島市統計年報」(令和4年版)
 ※2022(令和4)データは徳島市営バス、徳島バスの速報値による。

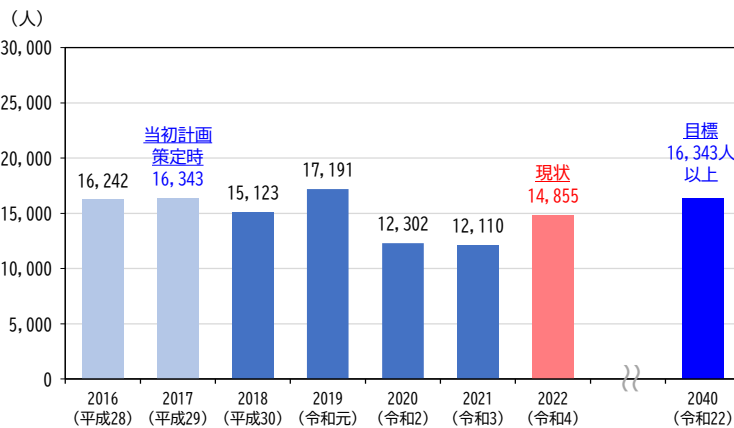
・各種取組を進め、2019年(令和元年)までは目標を上回っていましたが、新型コロナウイルス感染症によって、人の移動の自粛・制限が求められ、交通需要が大きく縮小したことから2020年(令和2年)から2021年(令和3年)は大きく減少しました。2022年(令和4年)は回復傾向にありますが、2,426人と当初計画策定時の値を下回っています。

◆実施中の主な取組

・徳島市地域公共交通網形成計画の推進、公共交通などのバリアフリー化、高齢者が外出しやすい環境づくり(バス無料乗車証の交付) など

(2) まちづくりの方針を踏まえた評価指標

【まちづくりの方針①に対応】中心商店街の歩行者通行量(平日と休日の平均)



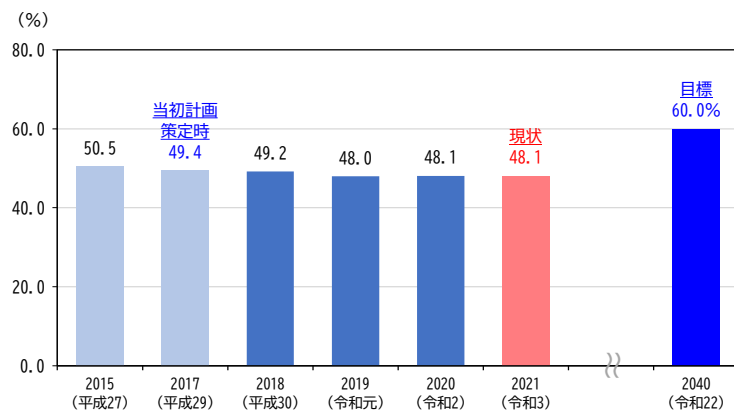
出典：徳島市中心商店街通行量調査

・各種取組を進め、2019年(令和元年)は目標を上回っていましたが、新型コロナウイルス感染症によって、人の移動の自粛・制限が求められ、交通需要が大きく縮小したことから2020年(令和2年)から2021年(令和3年)は大きく減少しました。2022年(令和4年)は回復傾向にありますが、14,855人と当初計画策定時の値を下回っています。

◆実施中の主な取組

・公共施設の集約化・複合化、空き店舗の利活用の促進(空き店舗の改装支援など)、地域産業の振興 など

【まちづくりの方針②に対応】日常生活において、歩行・運動を1日1時間以上実施する人の割合



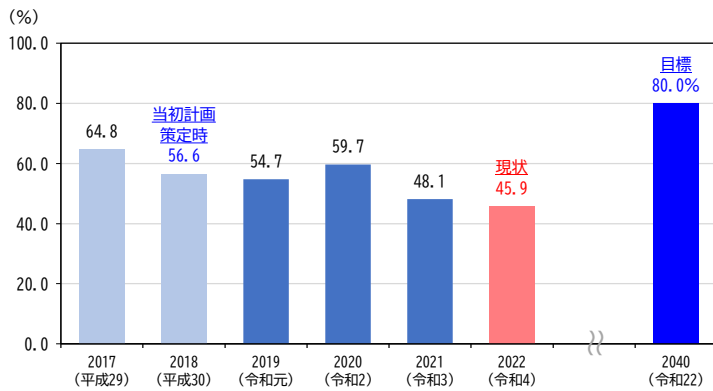
出典：特定健康診査質問票

・過度に自動車に依存せず、気軽に運動に取り組める環境の形成などに取り組んでいますが、日常生活における歩行・運動時間の改善にはつながっておらず、2021年(令和3年)時点で48.1%と、当初計画策定時から微減傾向となっています。

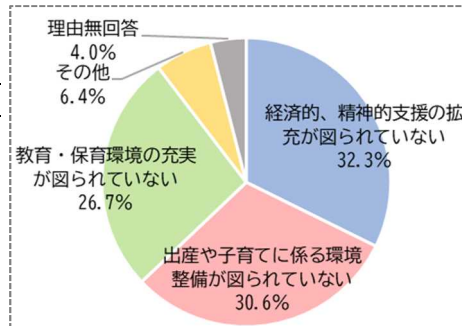
◆実施中の主な取組

・公共交通などのバリアフリー化、高齢者の生きがいづくりと健康づくりの推進(高齢者の生きがいづくりと健康づくり推進事業など)、高齢者が外出しやすい環境づくり(バス無料乗車証の交付)、安全で快適な自転車利用環境づくり など

【まちづくりの方針③に対応】 出産や子育てがしやすいと感じる市民の割合



(参考)
出産や子育てがしやすいとあまり感じない・全く感じない理由



出典：市民満足度調査結果

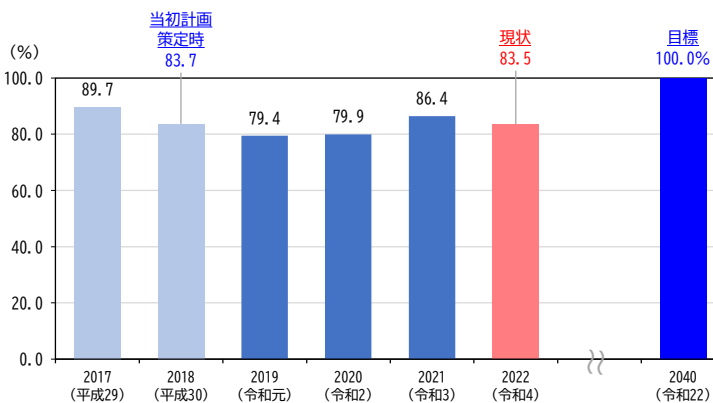
・教育・保育施設の再編や安心して快適に暮らせる環境整備などに取り組んでいますが、2022年（令和4年）時点で45.9%と、当初計画策定時の値を下回っています。

◆実施中の主な取組

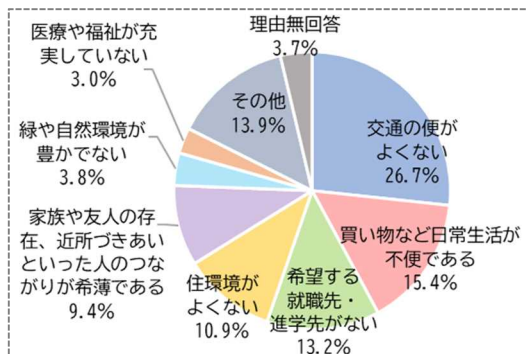
・公共施設の集約化・複合化、教育・保育環境の充実（認定こども園の普及促進）、仕事と子育てが両立できる環境づくり（利用者支援事業）など

(3) 期待される効果

徳島市に住み続けたいと思う市民の割合



(参考)
徳島市に住み続けたいとあまり感じない・全く感じない理由



出典：市民満足度調査結果

・徳島市に住み続けたいと思う市民の割合は、調査年によってばらつきはあるものの、8割程度を維持しています。

・6つの評価指標のうち、「居住促進区域内の人口密度」以外は、当初計画策定時から横ばい又は悪化しています。

1 1 本市の課題

現 状

【人口】

- ・人口は減少しており、今後も減少すると予測
- ・中心部において高齢者人口の割合が高い
- ・高齢者世帯が増加傾向

【土地利用】

- ・空き家件数は増加傾向
- ・DID面積は拡大しているが人口密度は低下

【交通】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、鉄道・バスの利用者が大きく減少したが回復傾向

【経済活動（就業）】

- ・就業率は男女ともに増加傾向
- ・共働き世帯は全国平均を上回って増加

【健康】

- ・健康寿命ランキングは全国ワースト9位（2019年（令和元年）男性）
- ・糖尿病粗死亡率は全国ワースト13位（2021年（令和3年）徳島県）

【財政（公共施設）】

- ・2019年度（令和元年度）時点で約7割の公共施設が築30年以上経過

【災害】

- ・防災上の課題については、「第7章 防災指針 2 本市が抱える防災上の課題」（P.70）に示す

【市民意識】

- ・「県の拠点都市に相応しい都市機能を集積し、人の交流（にぎわい）を創出するまち」に全く当てはまらないと感じる人が多い（5割以上）

まちづくり施策の取組状況

【居住促進区域内の人口密度】

- ・検討、計画段階の取組がある中、2020年（令和2年）時点で当年の目標推移を上回っている

【居住促進区域内の鉄道駅の1日平均乗車人員】

【居住促進区域内の循環バス路線の1日平均輸送人員】

- ・各種取組により目標以上で推移していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少
- ・2022年（令和4年）は回復傾向

【中心商店街の歩行者通行量】

- ・各種取組により目標以上で推移していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少
- ・2022年（令和4年）は回復傾向

【日常生活において、歩行・運動を1日1時間以上実施する人の割合】

- ・日常生活の中で気軽に運動に取り組める環境の形成に取り組んでいるが、当初計画策定時から微減傾向

【出産や子育てがしやすいと感じる市民の割合】

- ・各種取組を進めているが、2022年（令和4年）時点で当初計画策定時の値を下回っている

期待される効果

【徳島市に住み続けたいと思う市民の割合】

- ・調査年によってばらつきはあるものの、8割程度を維持

課 題

- 県の拠点都市にふさわしい都市機能の集積
- 滞留や交流が生まれる公共空間の創出
- 中心部への若い世代の居住促進
- 持続可能なまちづくりを支える地域コミュニティの充実
- 鉄道、路線バスなど、多様な公共交通の連携

- 気軽に運動に取り組める環境・機会づくり
- 過度に自動車に依存せず、徒歩や自転車で生活できる環境づくり

- 妊娠から学童期まで切れ目のない子育て支援
- 多様な保育ニーズに対応した子育てと仕事を両立できる環境づくり

1 まちづくりの理念

計画では、本市の課題や上位計画である「徳島市総合計画 2021」に掲げる将来像を踏まえ、まちづくりの理念を以下のとおり定めます。

■まちづくりの理念

活力ある笑顔がおどる
「育・職・住」
近接の安心まちづくり

中心部と周辺地域が利便性の高い公共交通でつながり、それぞれの地域において、充実した医療、福祉、商業などの生活サービスを楽しむことができる、誰もが安心して暮らせる集約型都市構造の構築を目指します。

2 まちづくりの方針

前章で整理した本市の課題を踏まえ、まちづくりの理念の実現に向けて、まちづくりの方針を定めます。

まちづくりの方針

徳島市の課題

- ・ 県の拠点都市にふさわしい都市機能の集積
- ・ 滞留や交流が生まれる公共空間の創出
- ・ 中心部への若い世代の居住促進
- ・ 持続可能なまちづくりを支える地域コミュニティの充実
- ・ 鉄道、路線バスなど、多様な公共交通の連携

方針①

県の拠点都市に相応しい都市機能を集積し、人の交流（にぎわい）を創出するまちづくり

県の拠点都市に相応しい都市機能などの維持・誘導、駅前広場や公共空間の整備の推進、公共交通結節点機能の強化などにより、まちのにぎわいを創出し、交流人口や定住人口の増加を目指します。



徳島市の課題

- ・ 気軽に運動に取り組める環境・機会づくり
- ・ 過度に自動車に依存せず、徒歩や自転車で生活できる環境づくり

方針②

市民が生涯を通じ、元気に活躍できるまちづくり

日常的に利用する施設や居住の誘導、公共交通の利便性の向上を図ることで、自動車に過度に頼らず、歩いて生活できる都市構造の構築を目指します。

また、気軽に運動に取り組める環境や高齢者が活躍できる場などを整備することで、誰もが生涯を通じて元気に活躍できるまちを目指します。



徳島市の課題

- ・ 妊娠から学童期まで切れ目のない子育て支援
- ・ 多様な保育ニーズに対応した子育てと仕事を両立できる環境づくり

方針③

子育て世代が働きながら、安心して子育てできるまちづくり

教育・保育環境の充実を図り、働きながら子育てしやすい環境を目指します。

道路環境や居住環境の整備・改善により、子育て世代が安心して快適に暮らすことができる環境を目指します。



3 まちづくりにおける防災上の対応方針

「第7章 防災指針 2 本市が抱える防災上の課題」(P.70)で、市全域を対象としたマクロ分析により、地域特性や災害特性の把握を行いました。この分析結果をもとに、本市が抱える防災上の課題の整理を行い、まちづくりにおける防災上の対応方針を定めます。

まちづくりにおける防災上の対応方針

徳島市が抱える防災上の課題

- ・市街地が吉野川の氾濫平野に形成され、既に都市機能や居住人口が集積しており、台風や大雨を起因とする被害を完全に排除することは難しい地形条件
- ・南海トラフ巨大地震が発生した場合に、市全域で震度6以上の強い揺れが想定されるほか、津波浸水想定区域は市街地の広範囲

総合的な防災・減災対策により、被害を最小限に抑える強靱なまちづくり

地域の災害特性を踏まえつつ、ハード・ソフト両面からの総合的な防災・減災対策により、災害リスクの回避・低減を図り、被害を最小限に抑えていきます。



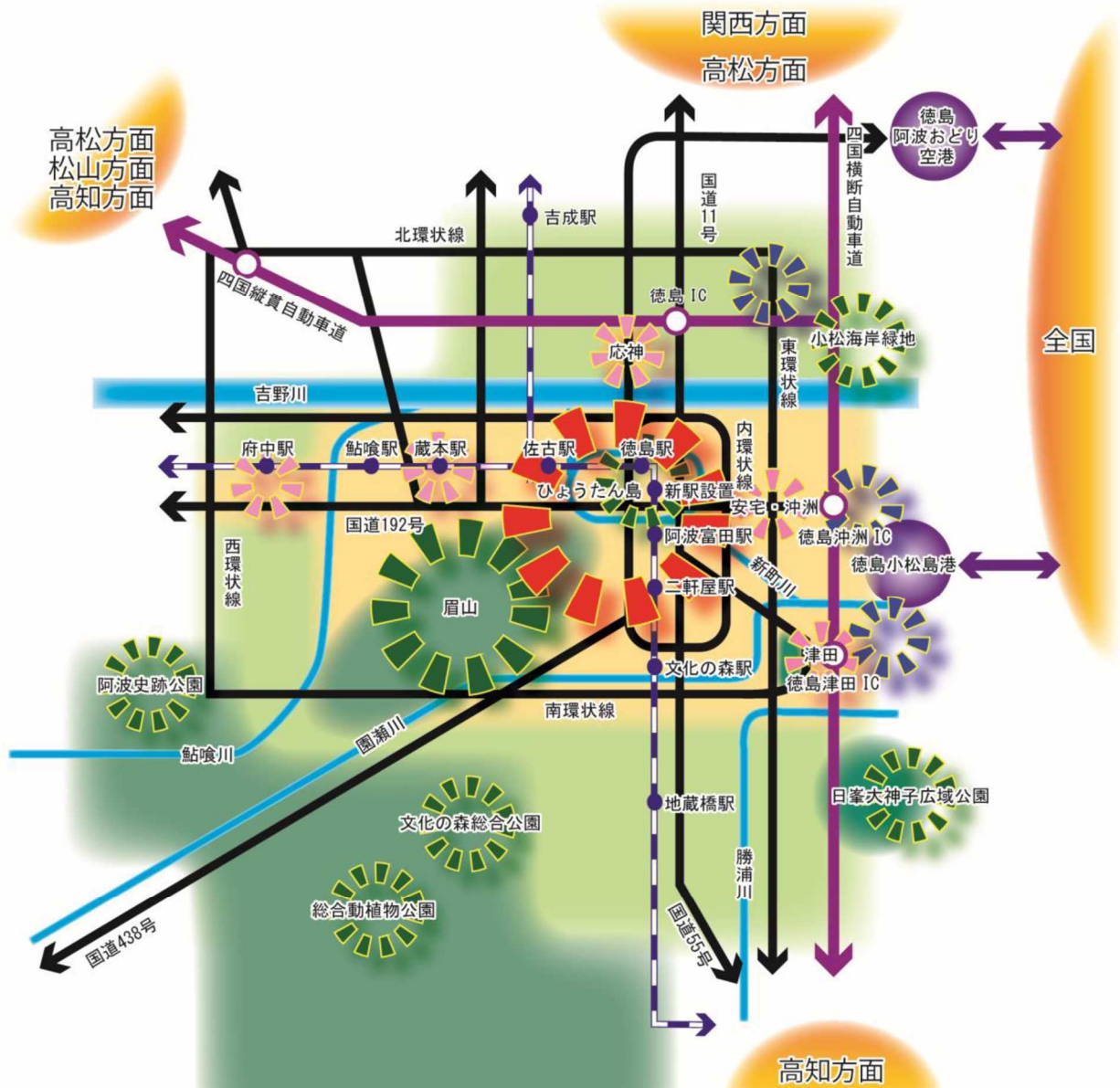
4 目指すべき都市の骨格構造

立地適正化計画は、都市計画マスタープランと調和が保たれたものである必要があります。

そのため、計画における目指すべき都市の骨格構造は、「徳島市都市計画マスタープラン」に示す将来都市構造とします。

計画では、都市機能が集積した中心拠点と身近な地域拠点が、鉄道や路線バスなどの利便性の高い公共交通により効率的に結ばれた、集約型都市構造を目指します。

■将来都市構造図



拠点	ネットワーク	ゾーン
中心拠点	高速道路	市街地ゾーン
地域拠点	放射・環状道路	田園・集落ゾーン
産業業務拠点	鉄道	森林・里山ゾーン
観光・レクリエーション拠点		

出典：徳島市都市計画マスタープラン（2023年（令和5年）3月）

■中心拠点及び地域拠点の役割・機能

拠点	役割・機能
<p style="text-align: center;">中心拠点</p>	<p>日常生活に必要な機能だけでなく、人の交流（にぎわい）を創出する都市機能の集積を図ります。</p>
<p>①徳島駅 阿波富田駅 佐古駅 二軒屋駅</p>	<p>県の拠点都市に相応しい都市機能の集積やまちなか居住の促進など、人の交流（にぎわい）の創出を目的として、中心拠点を設定します。</p> <p>【求められる機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の拠点都市に相応しい都市機能 ・まちなか居住を支える日常生活に必要な機能 など
<p style="text-align: center;">地域拠点</p>	<p>中心拠点を補完する拠点として、地域の日常生活を支えるサービス機能の集積を図ります。</p>
<p>②蔵本駅 ③府中駅</p>	<p>地域の日常生活を支えるサービス機能の維持や誘導を目的とし、将来にわたり基幹的な公共交通軸としての役割を果たす鉄道駅周辺に地域拠点を設定します。</p> <p>【求められる機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた日常生活に必要な機能 ・拠点化を図るために必要な都市機能 など
<p>④安宅・沖洲 ⑤津田</p>	<p>新たな都市機能を整備するため、公有地の利活用が見込める場所や広域幹線道路の整備予定地の周辺部に地域拠点を設定します。</p> <p>【求められる機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた日常生活に必要な機能 ・交通結節点機能の強化に必要な都市機能 など
<p>⑥応神</p>	<p>次の世代の人材を育成するとともに、様々な人々との交流機能を持つ大学を本市の貴重な地域資源として維持するため、市内に存在する大学周辺に地域拠点を設定します。</p> <p>【求められる機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた日常生活に必要な機能 ・大学を中心とした次世代育成の推進に資する機能 など

1 居住促進区域の設定

(1) 居住促進区域の設定の基本的な考え方

居住促進区域は、都市計画運用指針 第12版（2023年（令和5年）7月）において、「人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域」と定義されています。また、同指針においては、「居住誘導区域に含めないとされている区域」、「原則として含めないとされている区域」、「総合的に区域に含めるかどうかを判断すべき区域」なども示されています。

本市では当初計画において、将来人口密度の状況に加えて、既存ストックの集積状況、都市機能誘導区域へアクセスしやすいエリア、災害危険区域などの指定状況などを総合的に勘案し、居住促進区域を設定しています。

なお、本市では、地域住民からの意見を踏まえ、都市再生特別措置法における居住誘導区域の名称を「居住促進区域」と表記します。

■居住促進区域の望ましい区域像

（国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」（2023年（令和5年）3月））

○生活利便性が確保される区域

都市機能誘導区域となるべき中心拠点、地域／生活拠点の中心部に徒歩、自転車、端末交通などを介して容易にアクセスすることのできる区域、及び公共交通軸に存する駅、バス停の徒歩、自転車利用圏に存する区域から構成される区域

○生活サービス機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域

社人研の将来推計人口などをベースに、区域外から区域内に現実的に誘導可能な人口を勘案しつつ、区域内において、少なくとも現状における人口密度を維持することを基本に、医療、福祉、商業などの日常生活サービス機能の持続的な確保が可能な人口密度水準が確保される面積範囲内の区域

○災害に対するリスクが低い、あるいは今後低減が見込まれる区域

土砂災害、津波災害、浸水被害などにより甚大な被害を受ける危険性が少ない区域であって、土地利用の実態などに照らし、工業系用途、都市農地、深刻な空き家・空き地化が進行している郊外地域などには該当しない区域

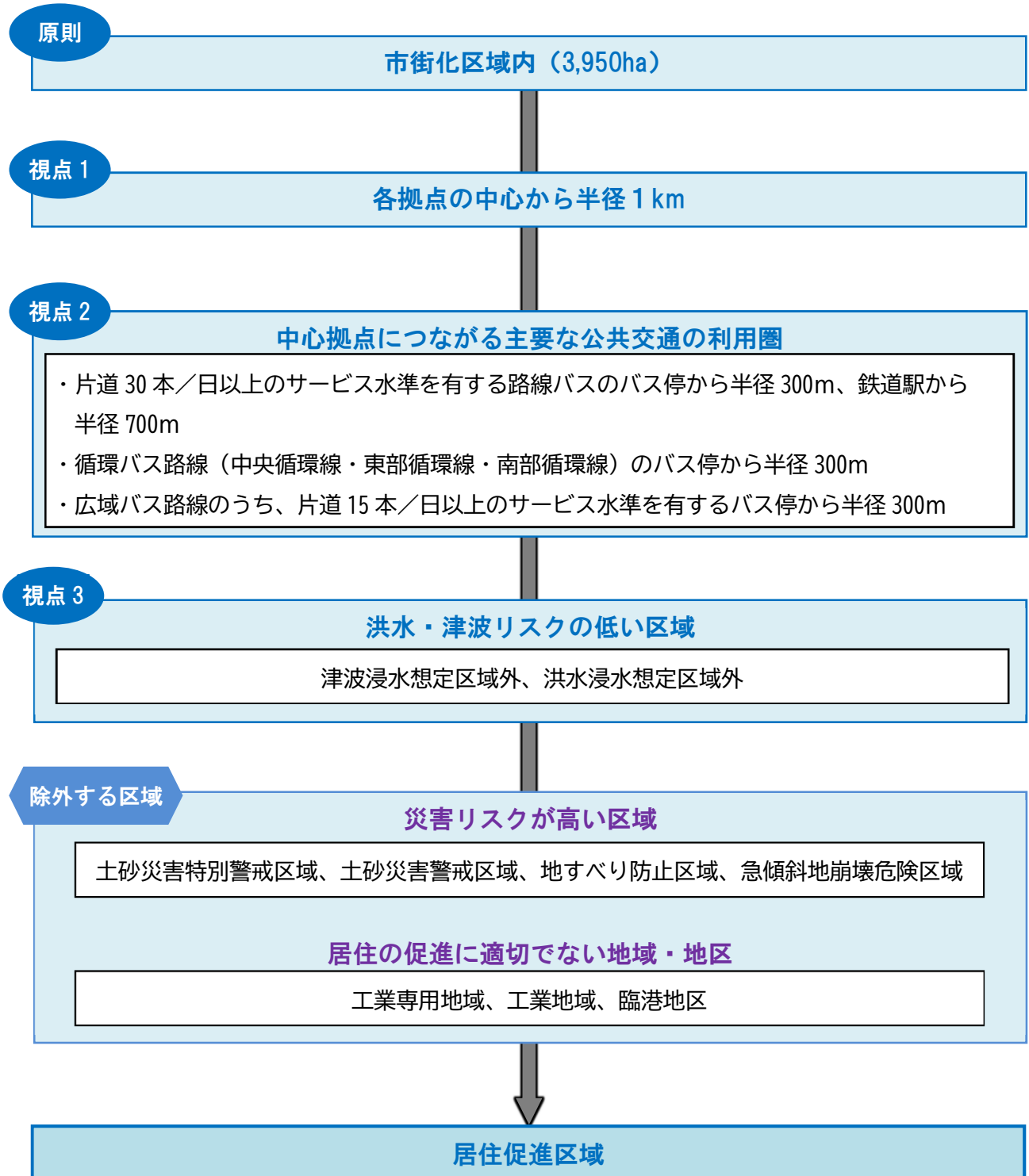
■居住促進区域の設定が考えられる地域

- ① 都市再生特別措置法第81条の規定により居住誘導区域として定めのないものとされている区域以外であること
- ② 市街化区域又は用途地域が指定されていること
- ③ 都市計画などの土地利用方針（用途地域など）と整合すること
- ④ 一定の人口密度（40人/ha程度）が見込めること
- ⑤ 公共交通、自転車、徒歩などにより、都市機能誘導区域へ容易にアクセスできる区域であること

(2) 居住促進区域の設定の流れ

居住促進区域は、各拠点の中心からの距離、公共交通の利用圏、洪水・津波リスクなどを総合的に勘案し、以下の流れにより設定しています。

また、区域線は、効果的に居住の促進を図るため、区域の連続性に留意しながら、道路・河川などの地形地物、災害危険区域などを考慮して設定しています。



(3) 居住促進区域の設定で検討すべき区域の取扱い

都市計画運用指針 第12版(2023年(令和5年)7月)を踏まえ、居住促進区域の設定で検討すべき区域を以下のとおり整理します。

なお、計画の策定・改定後に、新たに災害危険区域などの指定があった場合には、適宜、居住促進区域の見直しを検討するものとします。

■居住促進区域の設定で検討すべき区域(災害リスク)

対象区域		都市計画運用指針における位置づけ	本市の方針
区分	災害リスクが高い区域		
土砂災害	土砂災害特別警戒区域	居住促進区域に含まない (災害レッドゾーン) ※住宅などの建築や開発行為などに規制がある区域	▶ 居住促進区域から除外します。
	地すべり防止区域		
	急傾斜地崩壊危険区域		
	土砂災害警戒区域	警戒体制や防災・減災施設の整備状況などを総合的に勘案し、居住を誘導することが適当でないと判断される場合は原則として含まない (災害イエローゾーン) ※建築や開発行為などの規制はなく、区域内の警戒避難体制の整備などが求められる区域	
津波	津波浸水想定区域	—	▶ 市街化区域においても大部分で津波や洪水による浸水が想定されていますが、これらの区域内には、すでに都市基盤が整備され、一定規模の人口密度を有していることから、浸水想定区域全てを居住促進区域から除外することは現実的ではありません。
	津波災害警戒区域		
洪水	洪水浸水想定区域	—	▶ 警戒体制や緊急避難場所の周知徹底、各地区ごとの避難計画の作成と訓練の実施などを進めることにより、事前の避難が可能であると考えられます。
	家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)		
	家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)		
高潮	高潮浸水想定区域	—	▶ そのため、居住促進区域から除外せず、人命を守るための避難を軸とした防災対策を「第7章 防災指針」(P.65)に位置づけます。
ため池	ため池浸水想定区域	—	▶ 大規模盛土造成地は、過去の地震では滑動崩落により多くの宅地被害が発生しました。しかし、地震発生時に必ずしも危険ということではないため、居住促進区域から除外せず、危険性の周知や安全性の確認を進めます。
その他	大規模盛土造成地	—	

■居住促進区域の設定で検討すべき区域(その他)

対象区域		都市計画運用指針における位置づけ	本市の方針
区分	災害リスクが高い区域		
市街化調整区域	法令の規定により含まない	—	▶ 居住促進区域から除外します。
農用地区域			
森林法の規定により指定された保安林			
工業専用地域	慎重に判断を行うことが望ましい	—	
工業地域			
臨港地区			

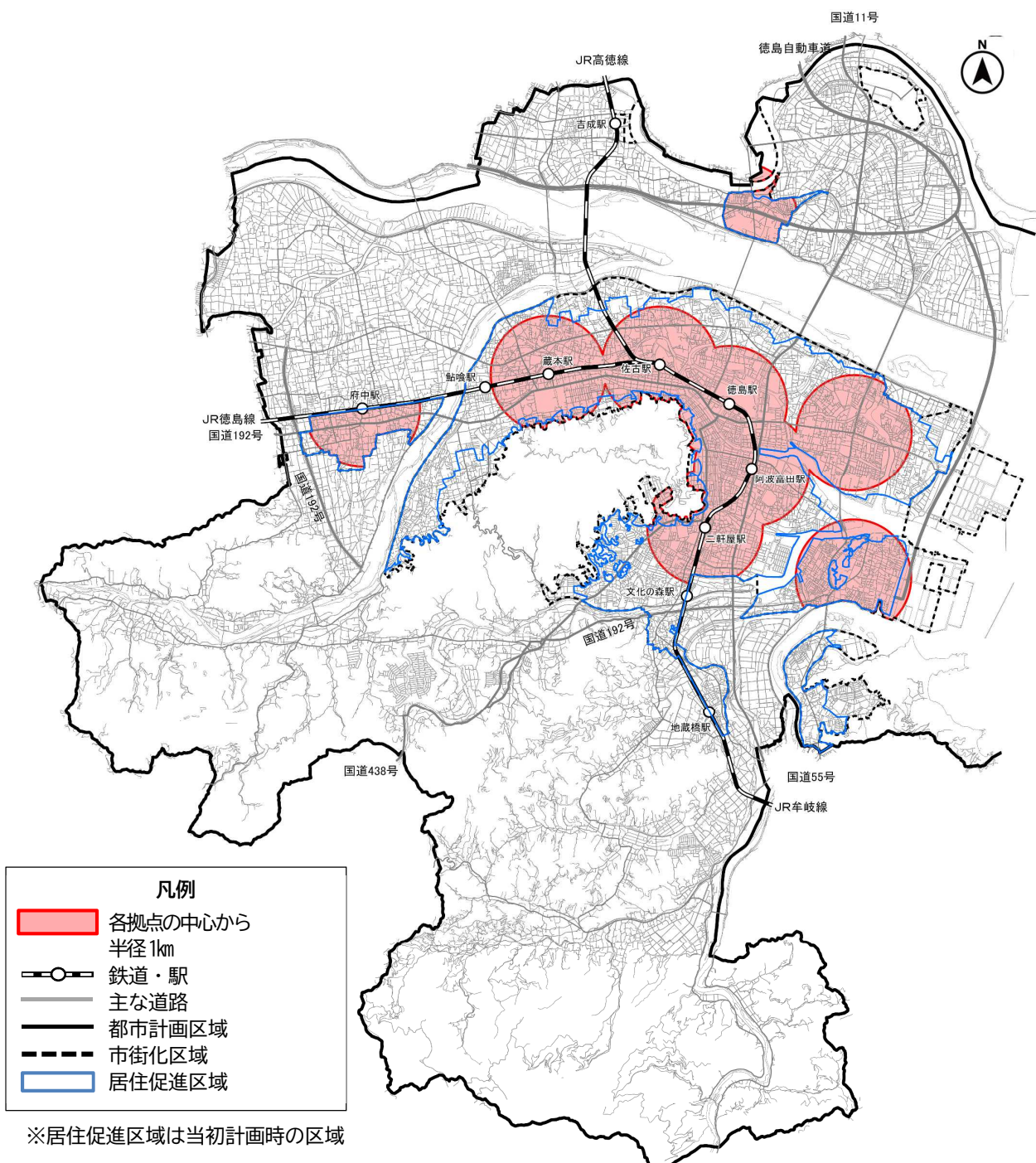
(4) 居住促進区域の設定の視点

【視点①】各拠点の中心から半径1km

鉄道駅、主要幹線道路の交差点など、各拠点の中心から半径1kmの範囲を図示しています。
 なお、当初計画策定時から拠点設定に変更はありません。

- ・中心拠点：徳島駅、佐古駅、阿波富田駅、二軒屋駅の中心からそれぞれ半径1km
 - ・地域拠点：蔵本駅、府中駅の中心からそれぞれ半径1km
- 安宅・沖洲（県道29号と県道38号の交差点）の中心から半径1km
 津田（県道120号線 津田町交番前の交差点）の中心から半径1km
 応神（四国大学）の中心から半径1km

※半径1kmは「地域包括ケアシステムの日常生活圏域」を想定（都市構造の評価に関するハンドブック）

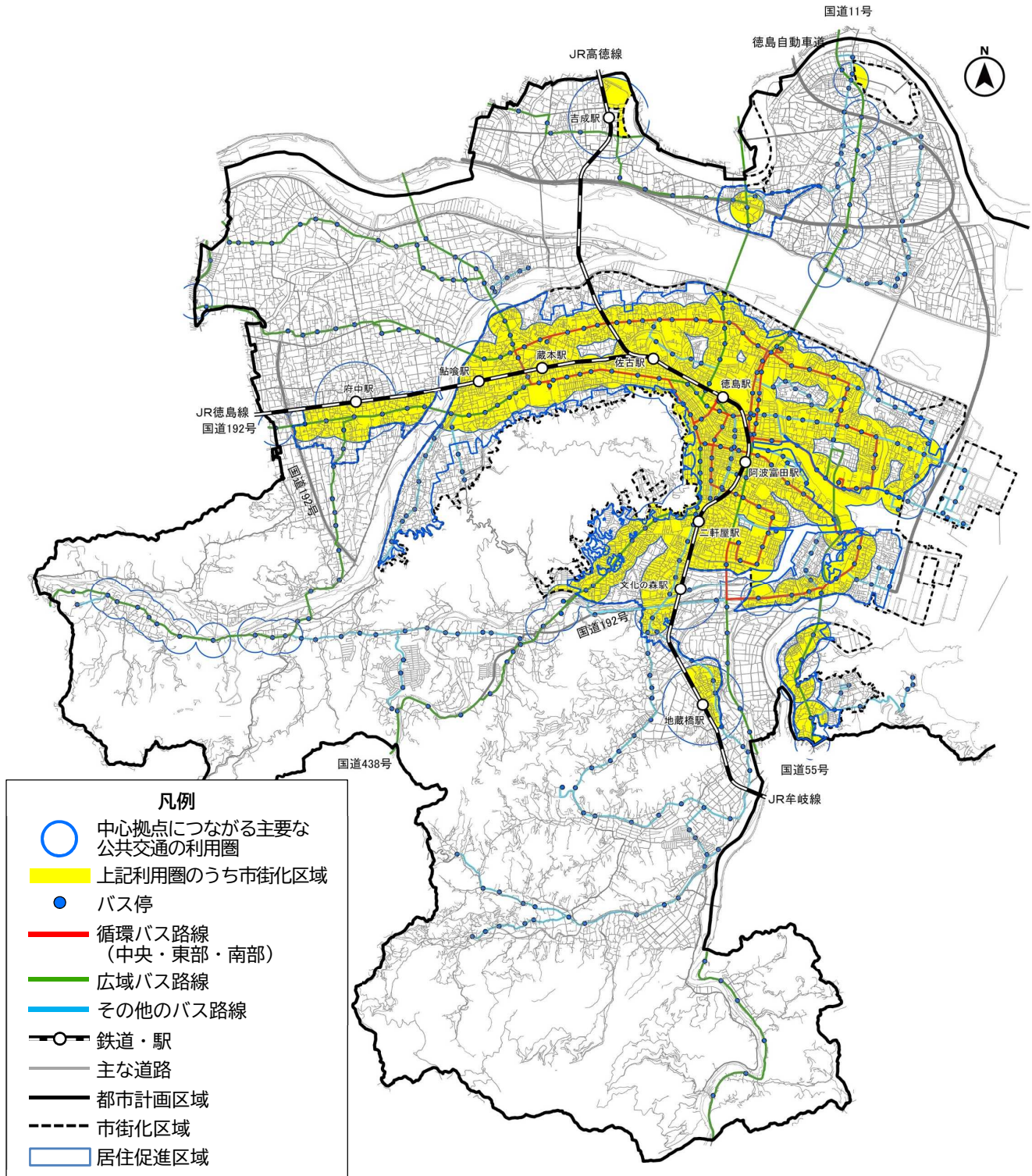


【視点②】中心拠点につながる主要な公共交通の利用圏

以下のいずれかに該当する区域を「中心拠点につながる主要な公共交通の利用圏」としています。

- ・片道 30 本／日以上 サービス水準を有する路線バスのバス停から半径 300m、鉄道駅から半径 700m
- ・循環バス路線（中央循環線・東部循環線・南部循環線）のバス停から半径 300m
- ・広域バス路線のうち、片道 15 本／日以上 サービス水準を有するバス停から半径 300m

川内地区・応神地区や加茂名地区の居住促進区域では、広域バス路線の廃止により、設定した条件に該当する区域が減少しており、「徳島市地域公共交通計画」と連携した取組により、居住促進区域をはじめとした市街地における公共交通の路線を維持・確保していく必要があります。

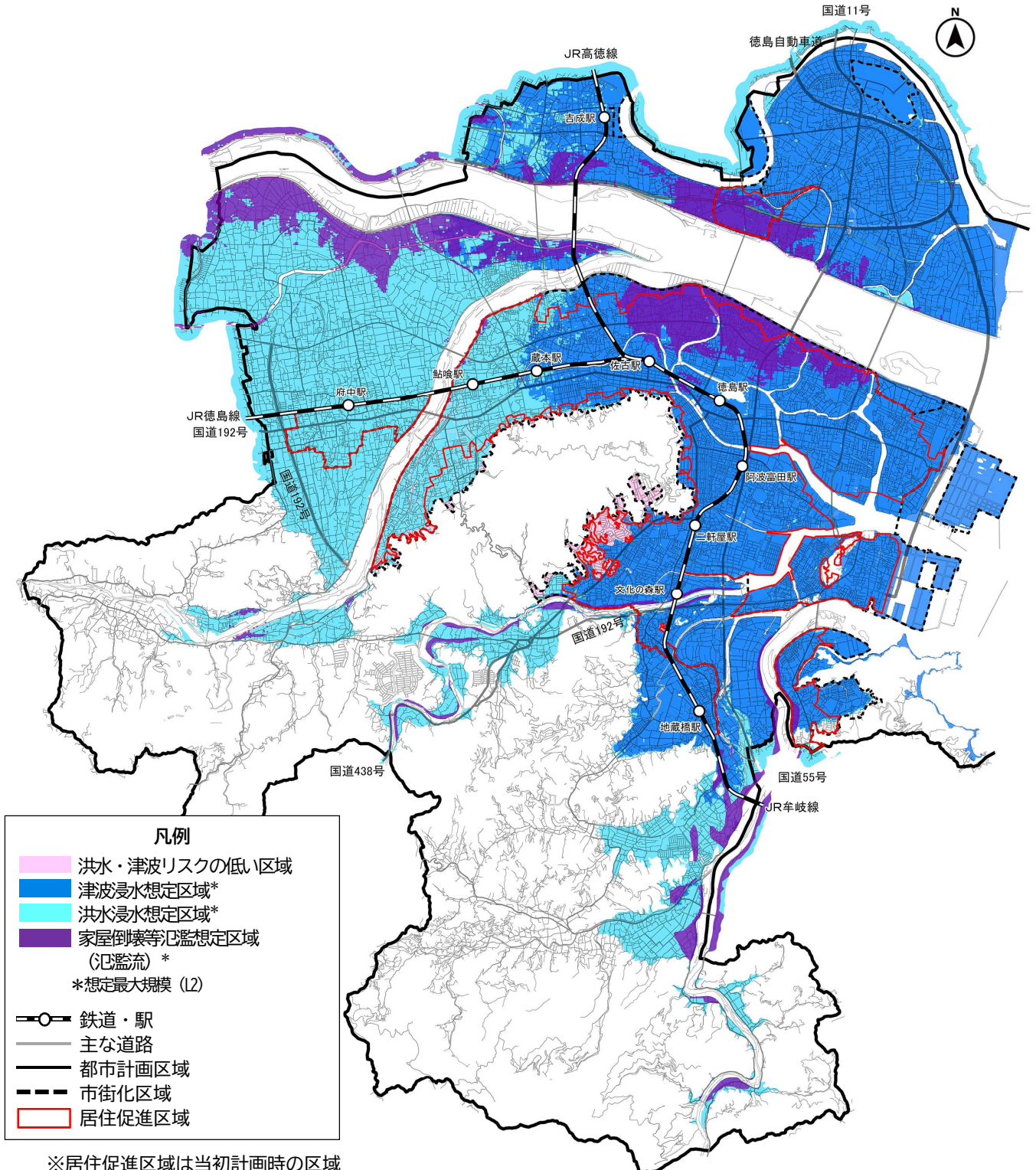


※居住促進区域は当初計画時の区域

【視点③】洪水・津波リスクの低い区域

津波浸水想定区域の区域外、洪水浸水想定区域の区域外を「洪水・津波リスクの低い区域」として
います。

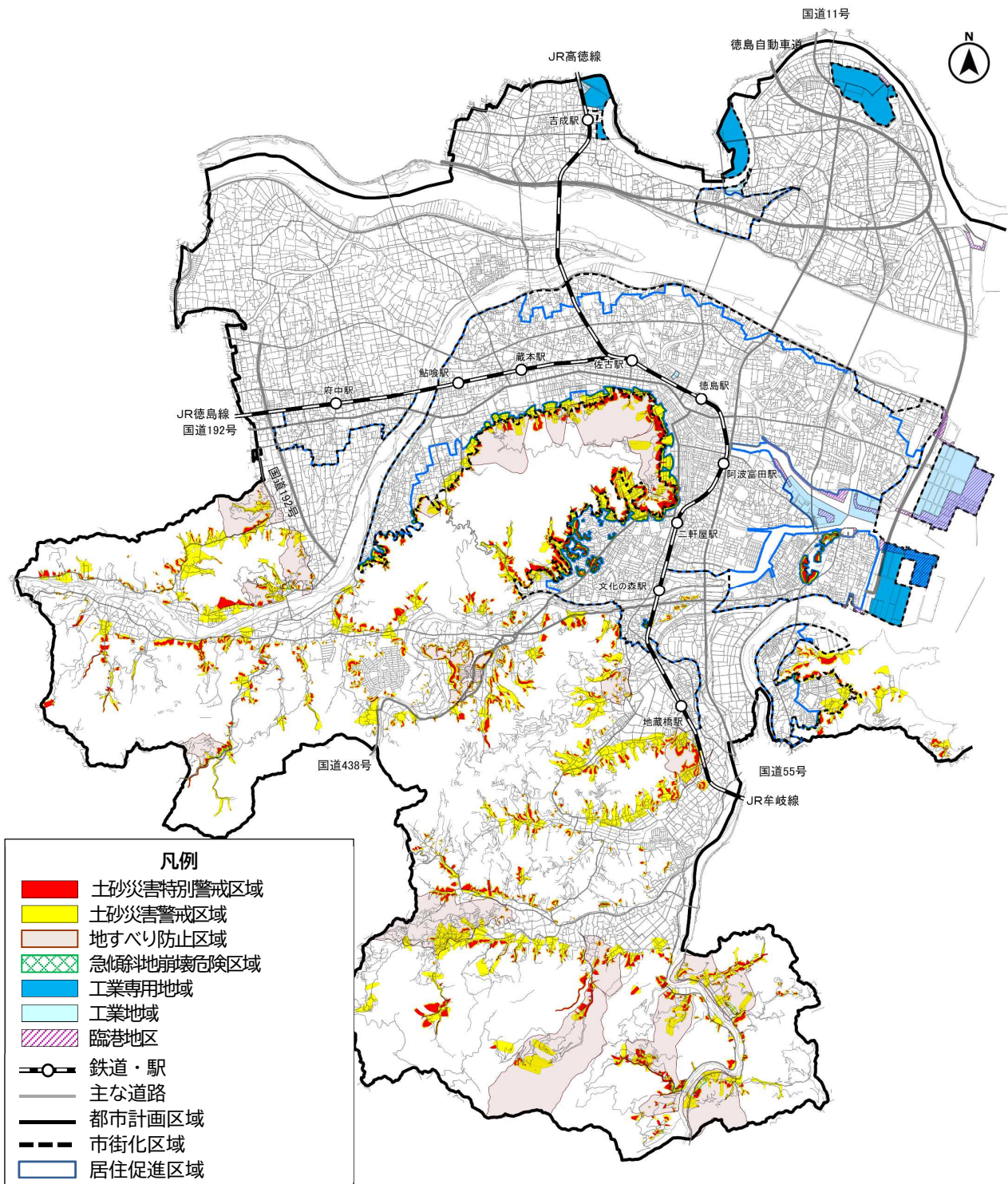
平地部のほぼ全域が洪水・津波リスクが高いエリアとなっており（洪水・津波リスクの低い区域は
山地部縁辺などのごく一部）、「第7章 防災指針」に則り、人命を守るための避難を軸に、ハード・
ソフト両面にわたる総合的な防災・減災対策により、居住促進区域を中心とした、被害を最小限に抑
える強靱なまちづくりを推進していく必要があります。



【除外する区域】災害リスクが高い区域、居住の促進に適切でない地域・地区

自然災害の危険性の高い区域として土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域を、居住の促進に適切でない地域・地区として工業専用地域、工業地域、臨港地区を図示しています。

また、上記区域に含まれない箇所であっても、周囲が土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域に囲まれている区域については、災害時に孤立するおそれがあることから居住促進区域から除外します。



※居住促進区域は当初計画時の区域

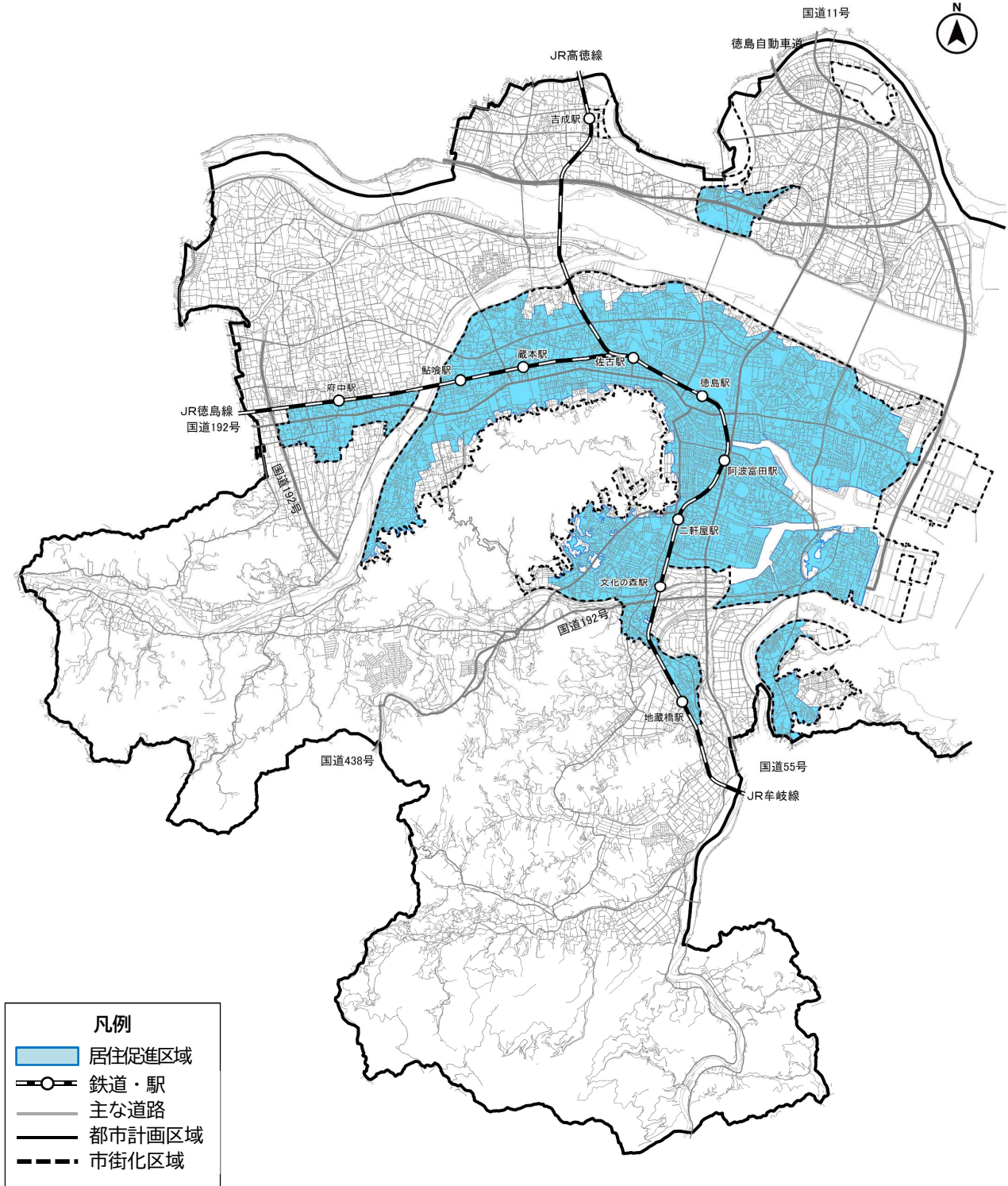
(5) 居住促進区域

当初計画時の設定範囲や各視点の状況を踏まえ、居住促進区域を以下のとおり設定します。

市街化区域の面積（3,950ha）に占める割合は約75%（総面積：2,973ha）となります。

なお、居住促進区域の設定の視点や設定範囲は、人口や都市機能の集積状況、開発動向、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行っていきます。

■居住促進区域



2 居住促進区域外の考え方

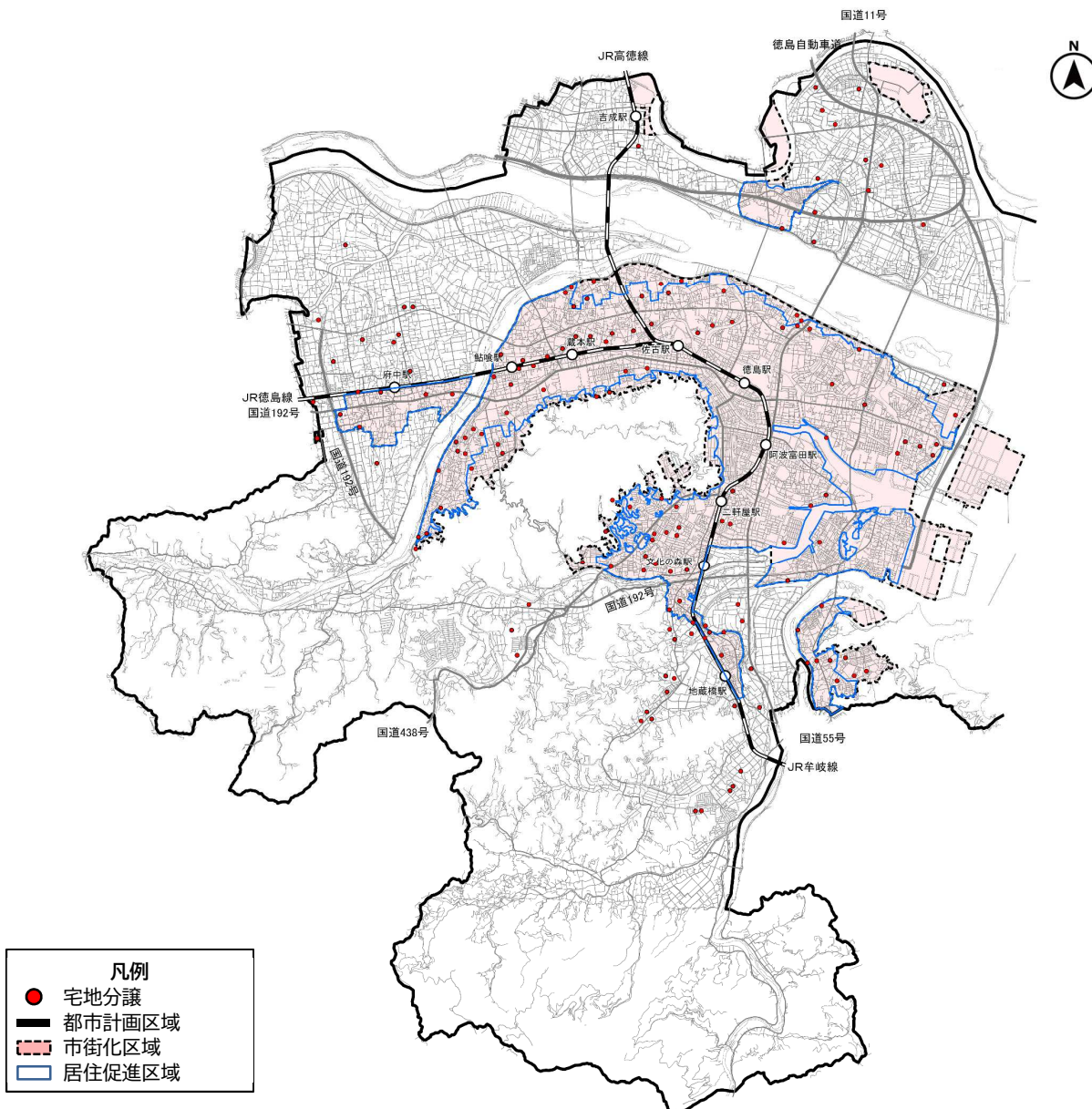
居住促進区域外については、届出制度により宅地開発などを把握し、必要に応じて、居住調整地域や跡地等管理等区域の設定を検討します。

市街化調整区域の災害リスクの高いエリアにおいては、開発行為の原則禁止または厳格化を行っています。

居住促進区域外に設定することができる区域

- 居住調整地域：住宅地化を抑制するために定める区域（市街化調整区域には設定できない。）
- 跡地等管理等区域：跡地などの適正な管理（雑草の繁茂などの防止）に関する指針を定めることができる区域

■開発許可（宅地分譲）の状況（2015年度（平成27年度）～2021年度（令和3年度））



※集計対象とした主要な用途は「宅地分譲」で「変更」「廃止」のものについては対象外とした

※開発許可台帳の住所をアドレスマッチングにより緯度経度へ変換し、GIS上でプロットしたものを集計

※開発許可の位置は、住所が与えられる前の「地番」により台帳で管理されており、アドレスマッチングでは地番レベルまで正確に位置を特定することができないため、上記の開発許可（宅地分譲）の位置は目安であり、位置の正確性を示すものではない

出典：徳島市「開発許可台帳」（2015年度（平成27年度）から2021年度（令和3年度））

1 都市機能誘導区域の設定

(1) 都市機能誘導区域の設定の基本的な考え方

都市機能誘導区域は、居住促進区域内において設定されるものであり、都市の居住者に対する生活サービスの効率的な提供を図るため、医療、福祉、商業などの都市機能の誘導を図るべき区域です。

例えば、都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域などのうち都市機能が一定程度充実している区域、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域など、都市の拠点となるべき区域を設定することが考えられます。

計画においては、「第3章 立地適正化に関する基本的な方針」に示す「4 目指すべき都市の骨格構造」(P.34)における中心拠点と地域拠点に都市機能誘導区域を設定することによって、都市機能の増進や地域活力の向上を図ります。

■都市機能誘導区域の望ましい区域像

(国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」(2023年(令和5年)3月))

- 各拠点地区の中心となる駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態などに照らし、地域としての一体性を有している区域
- 主要駅や役場等が位置する中心拠点の周辺の区域に加え、合併前の旧市町村の役場が位置していたところなど従来から生活拠点となる都市機能が存在し中心拠点と交通網で結ばれた地域拠点の周辺の区域

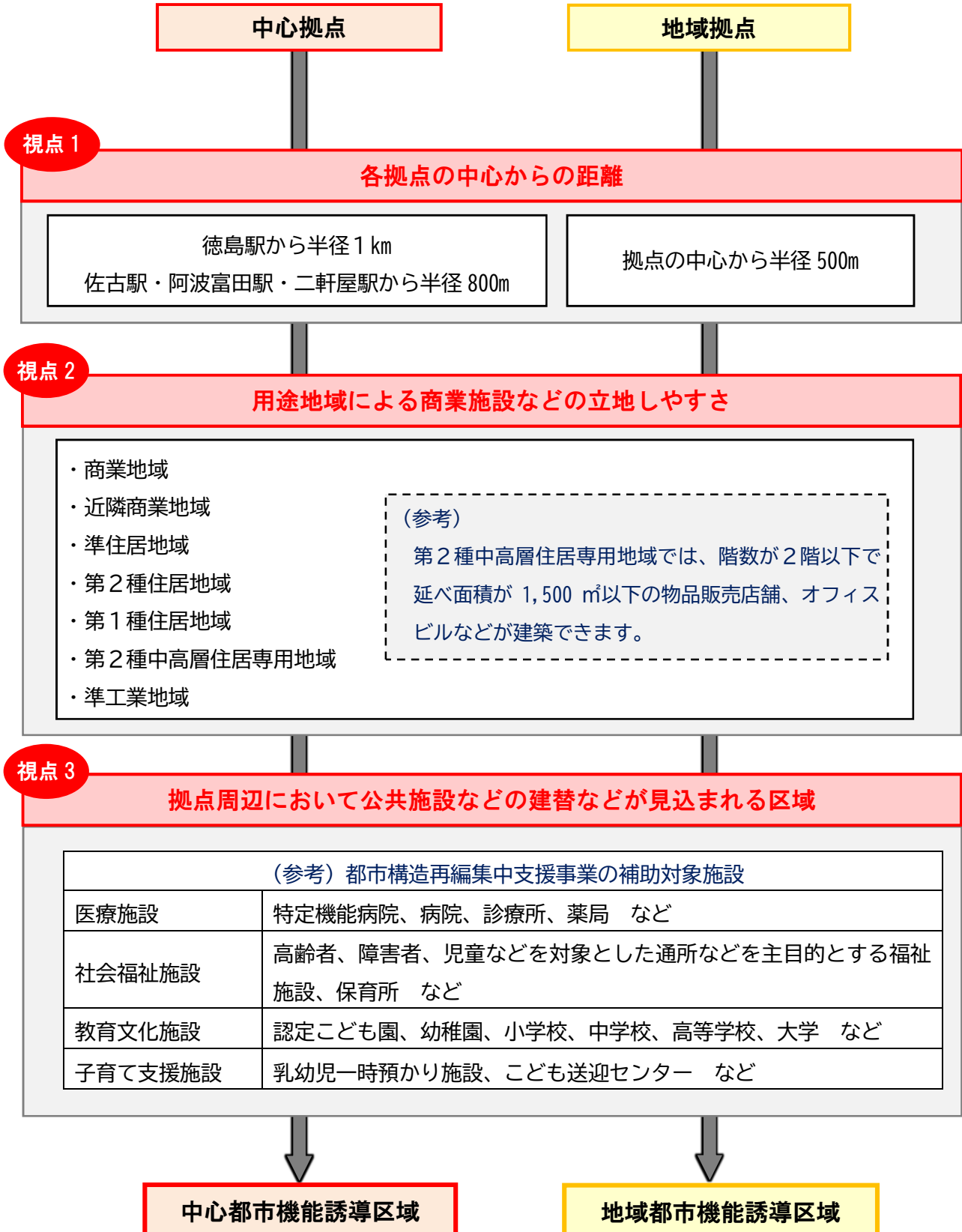
■都市機能誘導区域の設定が考えられる地域

- ① 居住促進区域内であること
- ② 誘導施設が立地していること
- ③ 一定の人口密度(40人/ha程度)が見込めること
- ④ 複数の都市機能が一定程度集積していること
- ⑤ 公共交通ネットワークが充実していること

(2) 都市機能誘導区域の設定の流れ

都市機能誘導区域は、各拠点の中心からの距離、土地利用などを総合的に勘案し、以下の流れにより設定しています。

具体的な区域線は、道路・河川などの地形地物、用途地域の境界などを考慮して設定しています。



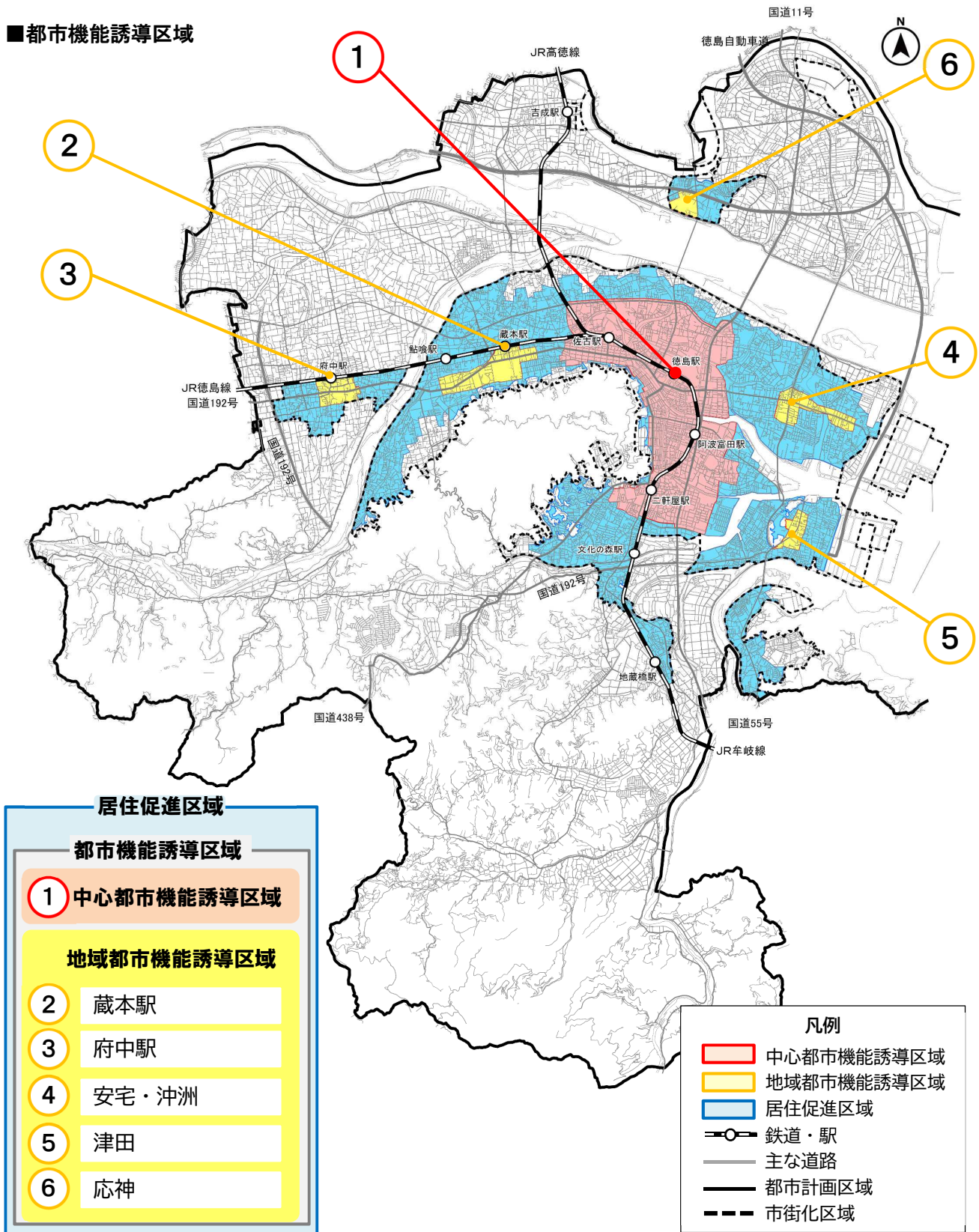
(3) 都市機能誘導区域

都市機能誘導区域を以下のとおり設定します。

市街化区域の面積（3,950ha）に占める割合は約 25%（総面積：1,003ha）となります。

なお、都市機能誘導区域の設定の視点や設定範囲は、人口や都市機能の集積状況、開発動向、施設整備に係る補助制度の状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行っていきます。

■都市機能誘導区域



2 誘導施設の設定

(1) 基本的な考え方

誘導施設は、都市再生特別措置法により、「医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉や利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの」と定められています。

誘導施設は、まちづくりの方針、目指す都市の将来像、地域の特性、市民ニーズ及び当該施設の立地状況などを総合的に勘案して設定することとします。

また、都市機能誘導区域へ新たに誘導する施設だけでなく、都市機能誘導区域に近接しており、補完されている（建替などの際に区域内への立地を誘導する）施設、都市機能誘導区域内に維持又は充実する施設も含めることとします。

■想定される誘導施設（国土交通省「都市計画運用指針 第12版」（2023年（令和5年）7月））

- 病院・診療所などの医療施設、老人デイサービスセンターなどの社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所などの子育て支援施設、小学校などの教育施設
- 集客力がありまちのにぎわいを生み出す図書館、博物館などの文化施設や、スーパーマーケットなどの商業施設
- 行政サービスの窓口機能を有する市役所支所などの行政施設 など

■誘導施設の検討について（国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」（2023年（令和5年）3月））

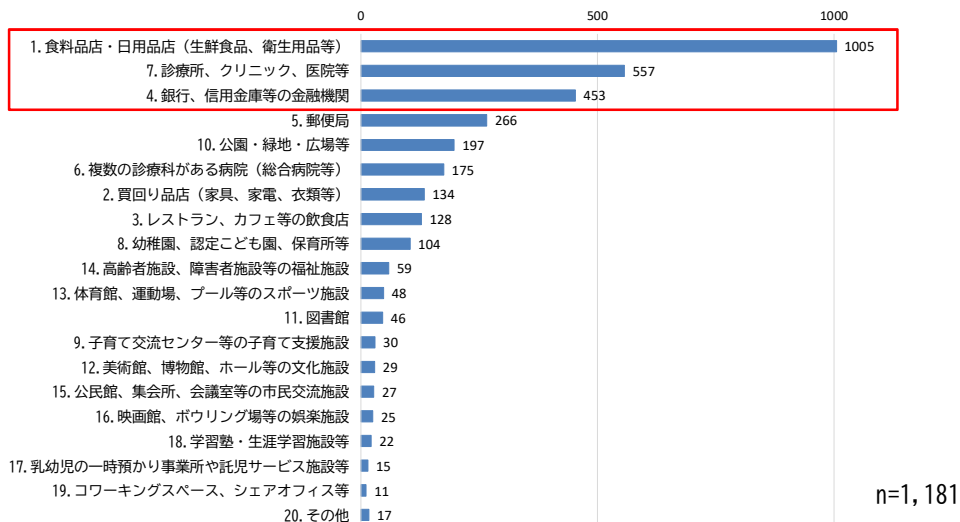
- 誘導施設の検討にあたっては、ターゲット、ストーリーの内容を踏まえた上で、その施設が都市機能誘導区域外に立地した場合には、今後のまちづくりに影響を与える等の観点から設定することが重要です。
- また、既に都市機能誘導区域内に立地しており、今後も必要な機能の区域外への転出・流出を防ぐために誘導施設として定めることも考えられます。

(2) 施設立地に関する市民ニーズ

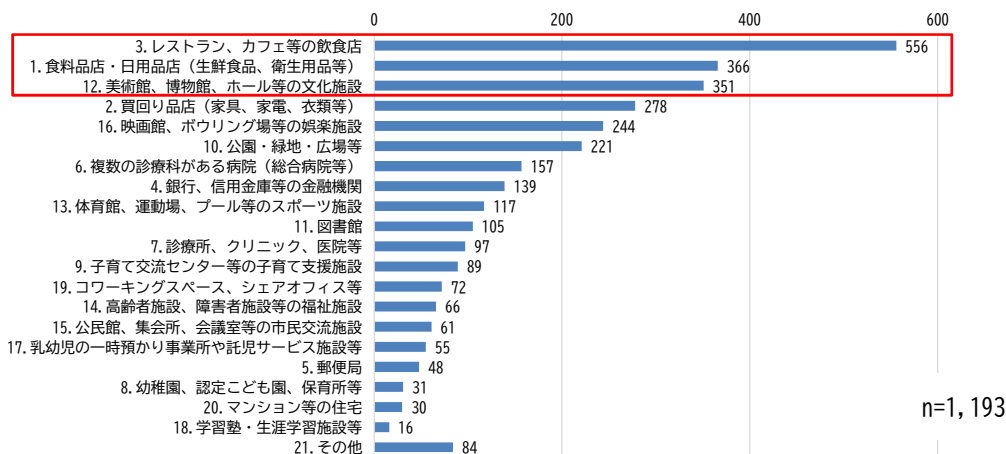
「第2章 現状と将来見通しにおける課題 9 市民意識」（P.25）で示した、2022年（令和4年）実施の市民アンケート調査における、施設立地に関する意見は以下のとおりです。

- 自宅から徒歩や自転車で行くことができる範囲に必要と思う施設
食料品店、診療所、銀行 など
- 都市の拠点（例えば徳島駅周辺など生活サービス施設が多く集まった場所）に充実すべきと思う施設
飲食店、食料品店、文化施設 など

■自宅から徒歩や自転車で行くことができる範囲に必要と思う施設



■都市の拠点（例えば徳島駅周辺など生活サービス施設が多く集まった場所）に充実すべきと思う施設



■都市機能に関する主な意見

- ・災害が少なく安心して暮らしていける場所になってほしい。
- ・駅周辺に、役所、図書館、美術館等の行政サービスや文化施設がまとまってほしい。
- ・シャッター街になっている商店街を活気ある場所にしてほしい。
- ・生活に必要な銀行や郵便局等の数を増やしてほしい。
- ・全ての施設（学校・住居・病院・幼稚園・食料品店）が集約して、徒歩又は自転車で行くことができる場所にあるのが重要。
- ・公共交通の便が良くなってほしい。
- ・にぎわい創出のため、徳島駅から阿波おどり会館までを整備してほしい。
- ・自然豊かで心の癒しとなり、災害時には避難場所となる公園を、町の中に多く作ってほしい。
- ・今よりもっと高齢になり、車に乗らなくなった時、生活の質を落とさなくても暮らしていけるようなまちとなってほしい。 など

(3) 誘導施設の選定

以下の考え方により、誘導施設を選定します。

都市機能	施設	選定	選定の考え方	施設詳細
医療	地域医療支援病院・特定機能病院	●	市内にある地域医療支援病院及び特定機能病院の維持・充実を図るため、誘導施設として設定します。	医療法第1条の5に規定する病院のうち、同法第4条に規定する地域医療支援病院、同法第4条の2に規定する特定機能病院
	病院・診療所		本市は、全国的にみても病院・診療所が多く、居住促進区域内において十分な施設数が充足しているため、誘導施設として設定しません。	医療法第1条の5に規定する病院及び診療所（診療科目に、内科、小児科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科を含むもの）
介護福祉	高齢者福祉施設		本市の「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」において、「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現」を基本理念としているため、特定の区域の誘導施設としては設定しません。	老人福祉法及び介護保険法に定める施設
子育て支援	病児保育施設	●	本市の利用ニーズにおける供給量は概ね充足していると考えられますが、感染症の流行時期などに利用が集中する特徴があり、施設の立地する地域に偏りがあるため、地域の充足状況を考慮し、誘導施設として設定します。	保育を必要とする乳幼児などが疾病などの理由により、保育所などでは預かってもらえない時に、子どもを預かり、保育することができる診療所などの施設
	保育所		教育・保育ニーズに対応するため、市内に多くの施設が立地していますが、本市では、認定こども園の普及促進に取り組んでいるため、誘導施設としては設定しません。	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
	幼稚園			学校教育法第1条に規定する幼稚園
	認定こども園	●	本市は、保護者の就労状況などにかかわらず教育・保育を受けることができる認定こども園の普及促進に取り組んでいることから、誘導施設として設定します。	保護者の就労状態にかかわらず、教育と保育を一体的に提供することができる施設であり、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園
教育・文化	小学校・中学校・高等学校		学校は教育のみならず、地域におけるコミュニティの中心ともなる重要な施設です。今後、少子化の進行に伴う適正規模の検討や統廃合などの整備が見込まれる場合は、誘導施設としての設定を検討します。	学校教育法第1条に規定する小学校・中学校・高等学校
	大学	●	市内に立地する3つの4年制大学を本市の強みとして活かし、維持・充実を図るため誘導施設として設定します。	学校教育法第1条に規定する大学
	図書館	●	県の拠点都市に相応しい都市機能を維持し、機能の充実を図るため、誘導施設に設定します。	図書館法第2条第1項に規定する図書館
	博物館・美術館	●		博物館法第2条第1項に規定する博物館及び美術館
	文化ホール	●	文化センターに代わる新たなホールの建設を予定していることから、機能の充実を図るため、誘導施設として設定します。	音楽、演劇などの文化活動を目的とした、ホール機能を備えた施設
	スポーツ・運動施設	●	老朽化している市立体育館の更新を予定していることから、機能の充実を図るため、誘導施設として設定します。	スポーツ基本法第12条に規定するスポーツ・運動施設

都市機能	施設	選定	選定の考え方	施設詳細
教育・文化	生涯学習施設	●	市民が生涯を通じ、生きがいをもって元気に活躍できるまちづくりを推進するため、誘導施設として設定します。	多様なニーズに対応した学習機会（複数の講座）の提供を行うことができる、生涯学習の中心機関となる施設
健康増進	運動型健康増進施設		利用者のライフスタイルなどに合わせた多様な形態の健康増進施設が普及していることを踏まえ、都市機能誘導区域に限らず、市全体で気軽に運動に取り組める環境づくりを推進することとし、誘導施設として設定しません。	健康増進施設認定制度（厚生労働省）における、運動型健康増進施設の認定基準を満たす施設など
商業	大型複合商業施設	●	県の拠点都市に相応しい都市機能を維持し、機能の充実を図るため、誘導施設に設定します。	店舗面積が10,000㎡を超える複合商業施設で、生鮮食品を扱う施設
	スーパーマーケット	●	市民アンケート調査において、徒歩や自転車で行くことができる範囲に必要な施設として、食料品店・日用品店（生鮮食品・衛生用品等）を選択した回答が多かったことから、誘導施設として設定します。	店舗面積が1,000㎡を超え、10,000㎡以下の生鮮食品を扱う店舗
金融	金融機関・郵便局		コンビニエンスストアやATMで代替可能であり、必ずしも店舗を必要としないため、誘導施設として設定しません。	銀行法第2条に規定する銀行、信用金庫法などに基づく信用金庫など
交流	地域交流センター	●	持続可能で災害に強いまちづくりを進めるためには、地域コミュニティを維持することが重要であるため、誘導施設として設定します。	主に地域住民が交流などを目的とした活動を行うための集会室などを有する施設（コミュニティセンター）
	にぎわい交流センター施設	●	県の拠点都市に相応しいにぎわいを創造するため、誘導施設に設定します。	多世代が利用でき、まちのにぎわいを生み出す、文化、交流、健康、子育て支援、情報発信などの多様な機能を持つ延べ面積が3,000㎡以上の複合施設
起業・創業	起業者育成支援施設（独自設定）	●	大学や企業などと連携して、起業支援や人材育成を行い、雇用創出につなげるため、誘導施設の対象外ですが、市独自設定の誘導施設として設定します。	ベンチャー企業や起業家の育成、創業支援などのサポート機能を持つ施設（インキュベーションオフィス、コワーキングスペースなど）

(4) 誘導施設

都市機能誘導区域ごとに誘導施設を以下のとおり設定します。

計画の誘導施設として位置づけることで、国などの支援を受けられる場合があります。

なお、誘導施設の設定は、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

誘導施設		中心都市機能誘導区域	地域 都市機能誘導区域				
			蔵本駅	府中駅	安宅・沖洲	津田	応神
医療	地域医療支援病院・特定機能病院	◆	◆				
子育て支援	病児保育施設	●			◆		◆
	認定こども園	◆	●	●	●	●	◆
教育・文化	大学	◆	◆				◆
	図書館	◆					
	博物館・美術館	◆					
	文化ホール	●					
	スポーツ・運動施設	◆	◆		●		
	生涯学習施設	◆	◆	◆	○	○	◆
商業	大型複合商業施設	◆					
	スーパーマーケット	◆	○	◆	◆	◆	●
交流	地域交流センター（主に地域住民が交流などを目的として活動を行うための集会室などを有する施設）（コミュニティセンター）	◆	◆	◆	○	○	○
	にぎわい交流センター施設（多世代が利用でき、まちなぎわいを生み出す、文化、交流、健康、子育て支援、情報発信などの多様な機能を持つ延べ面積が3,000㎡以上の複合施設）	◆					
起業・創業	起業家育成支援施設（ベンチャー企業や起業家の育成、創業支援などのサポート機能を持つ施設）（独自設定）	◆					●

※●印：新たに誘導する施設

◆印：維持・充実する施設

○印：都市機能誘導区域に近接しており、補完されている施設
（建替などの際に区域内への立地を誘導する施設）

※赤字：都市構造再編集中支援事業の補助対象（他の補助金などの対象を除く）

※青字：都市再生整備計画事業の補助対象（基幹事業）

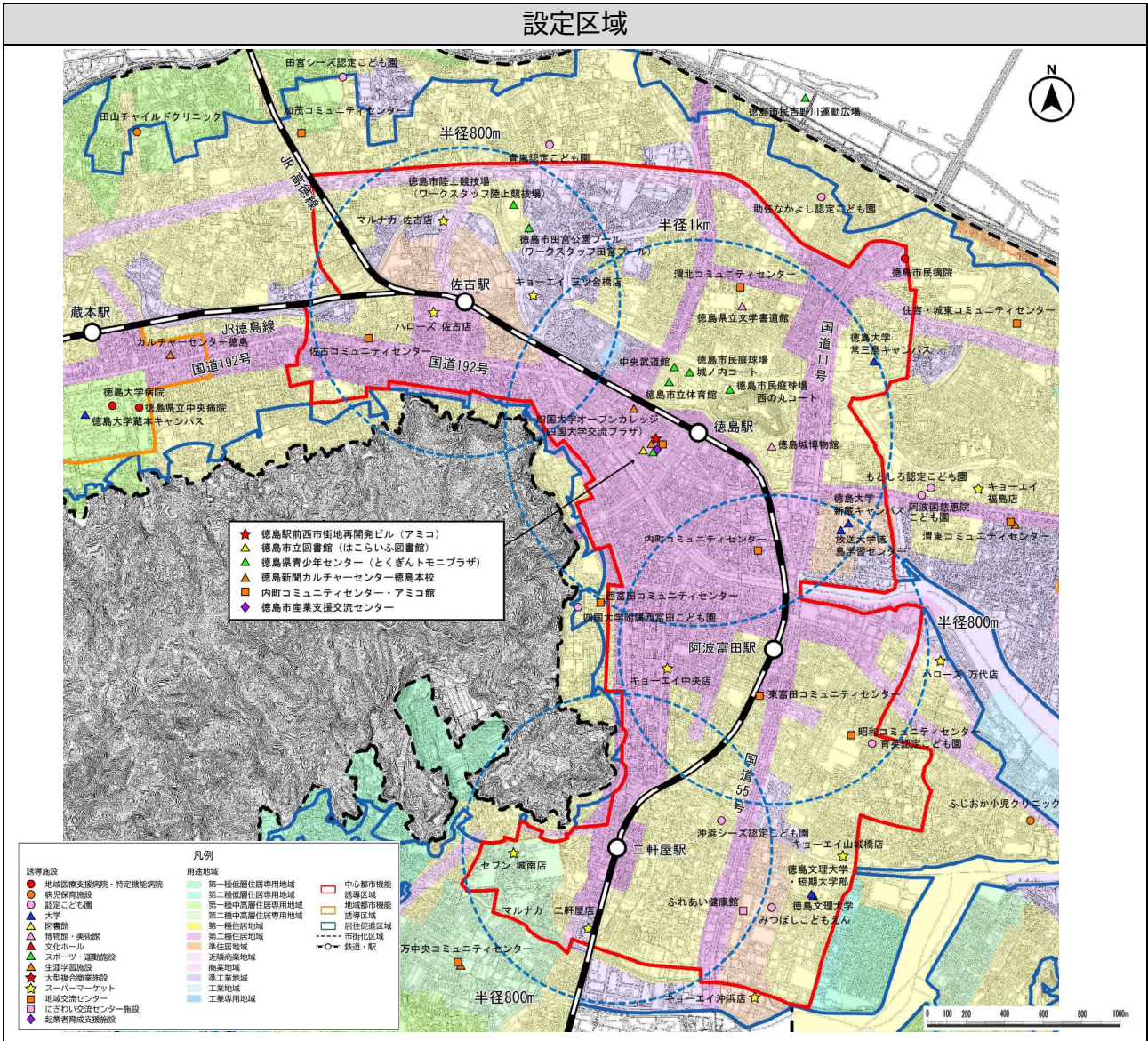
(5) 都市機能誘導区域ごとの目指すまちづくりの将来像と誘導施設の立地状況

都市機能誘導区域ごとに目指すまちづくりの将来像と誘導施設の立地状況を整理します。

【中心都市機能誘導区域】

《目指すまちづくりの将来像》

- ・都市機能の集積、魅力ある空間形成、まちなか居住の促進などによりにぎわいを創出し、「歩いて暮らせる、歩いて楽しめる」拠点の形成を目指します。



※誘導施設の状況は、2023年(令和5年)7月時点のもの

誘導施設の立地状況

- : 「文化ホール」、「病児保育施設」
- ◆ : 「地域医療支援病院・特定機能病院」、「認定こども園」、「大学」、「図書館」、「博物館・美術館」、「スポーツ・運動施設」、「生涯学習施設」、「大型複合商業施設」、「スーパーマーケット」、「地域交流センター」、「にぎわい交流センター施設」、「起業支援施設」

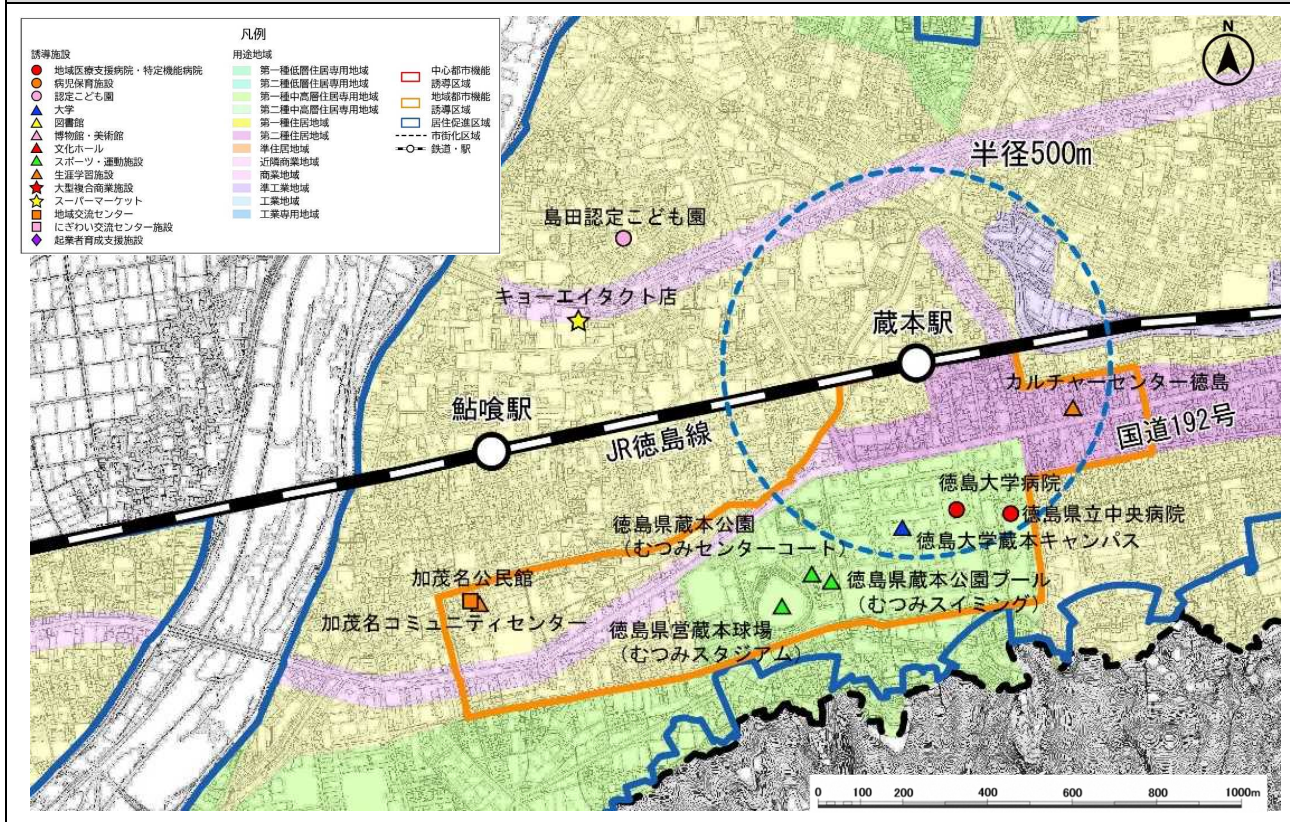
※●印: 新たに誘導する施設 ◆印: 維持・充実する施設

【地域都市機能誘導区域】 蔵本駅

《目指すまちづくりの将来像》

- ・ 鉄道駅の周辺及び幹線道路沿いにおいて、子育て支援施設や商業施設などの生活サービス施設の維持・充実を図り、地域の暮らしを支える拠点の形成を目指します。
- ・ 高度専門医療を提供する拠点の維持・充実を目指します。

設定区域



※誘導施設の様子は、2023年（令和5年）7月時点のもの

誘導施設の 立地状況

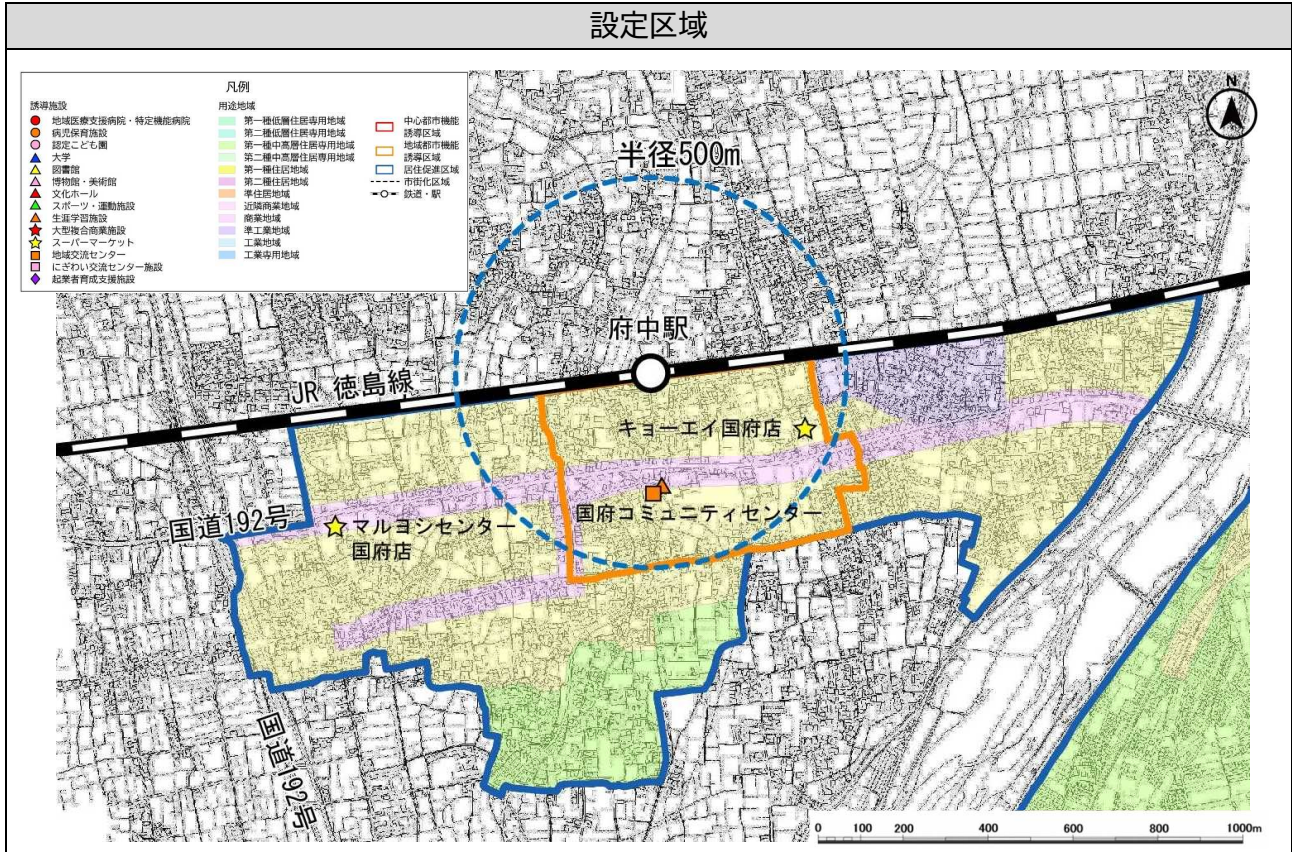
- ：「認定こども園」
- ◆：「地域医療支援病院・特定機能病院」、「大学」、「スポーツ・運動施設」、「生涯学習施設」、「地域交流センター」
- ：「スーパーマーケット」

- ※●印：新たに誘導する施設 ◆印：維持・充実する施設
- 印：都市機能誘導区域に近接しており、補完されている施設
(建替などの際に区域内への立地を誘導する施設)

【地域都市機能誘導区域】府中駅

《目指すまちづくりの将来像》

- ・ 鉄道駅の周辺において、生活サービス施設の維持・充実を図り、地域の暮らしを支える拠点の形成を目指します。



※誘導施設の状況は、2023年（令和5年）7月時点のもの

誘導施設の 立地状況

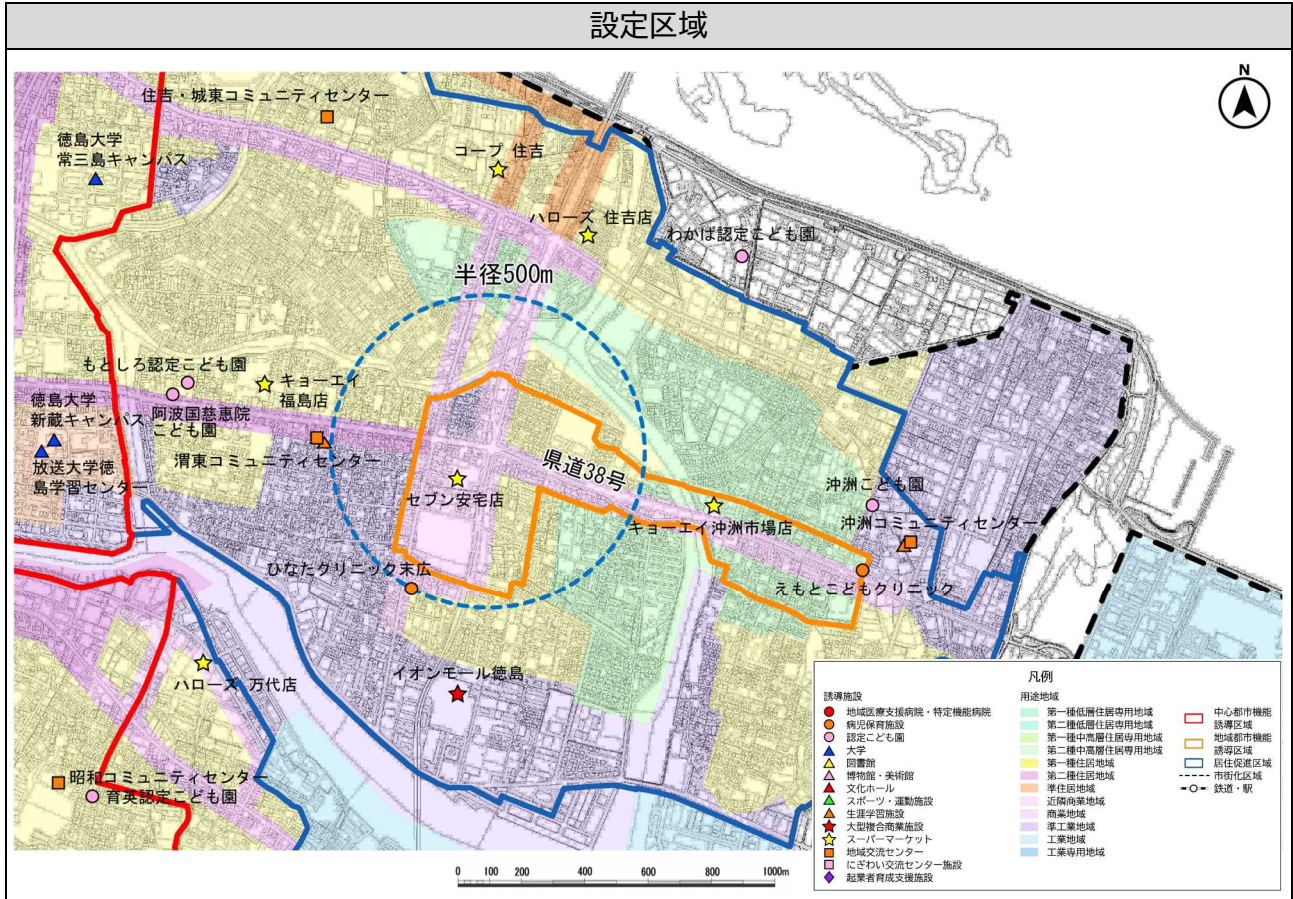
- ：「認定こども園」
- ◆：「生涯学習施設」、「スーパーマーケット」、「地域交流センター」

※●印：新たに誘導する施設 ◆印：維持・充実する施設

【地域都市機能誘導区域】安宅・沖洲

《目指すまちづくりの将来像》

- ・幹線道路沿いにおいて、生活サービス施設の維持・充実を図り、地域の暮らしを支える拠点の形成を目指します。



※誘導施設の状況は、2023年（令和5年）7月時点のもの

誘導施設の 立地状況

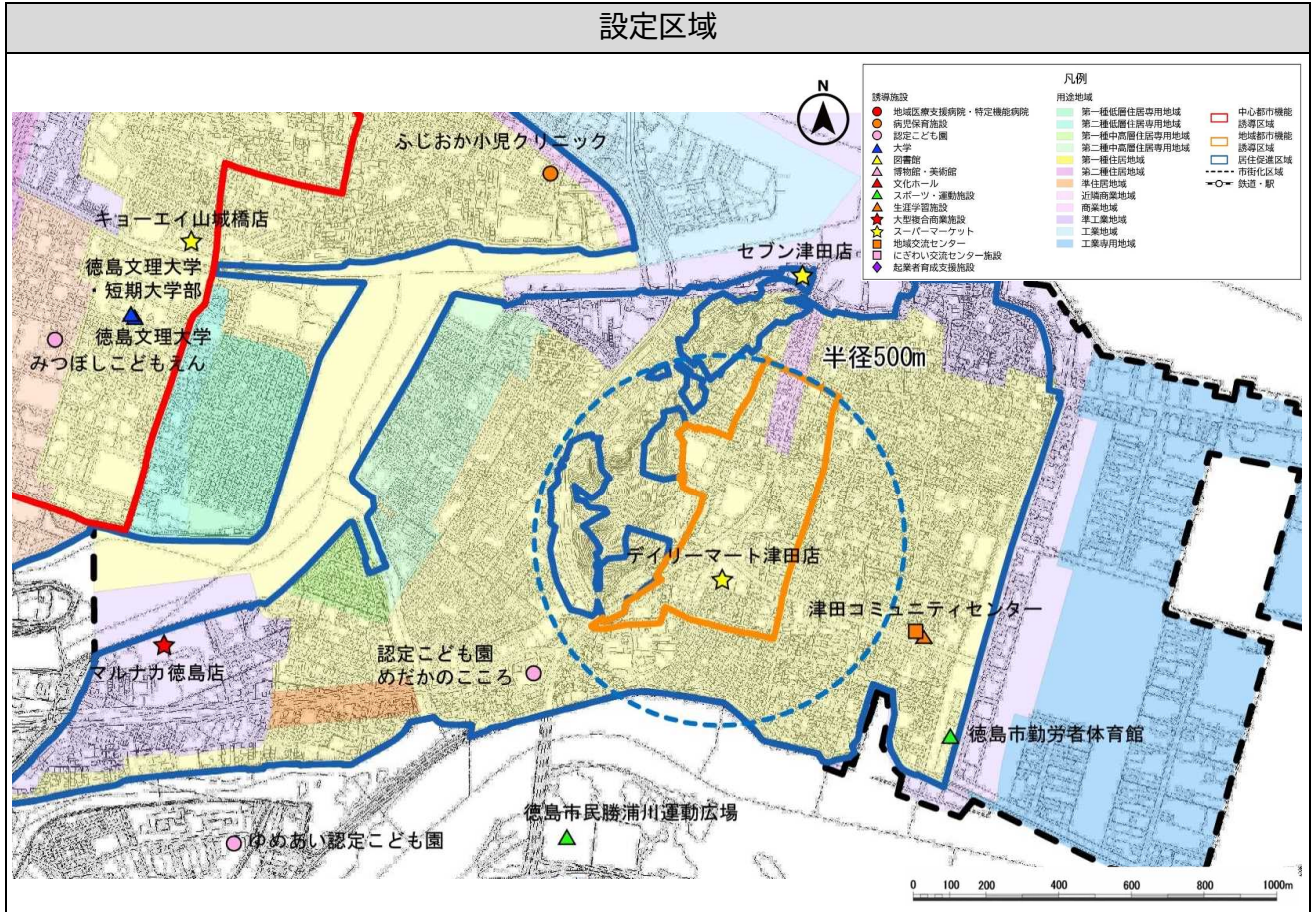
- ：「認定こども園」、「スポーツ・運動施設」
- ◆：「病児保育施設」、「スーパーマーケット」
- ：「生涯学習施設」、「地域交流センター」

- ※●印：新たに誘導する施設 ◆印：維持・充実する施設
- 印：都市機能誘導区域に近接しており、補完されている施設
(建替などの際に区域内への立地を誘導する施設)

【地域都市機能誘導区域】津田

《目指すまちづくりの将来像》

- ・幹線道路沿いにおいて、生活サービス施設の維持・充実を図り、地域の暮らしを支える拠点の形成を目指します。



※誘導施設の状況は、2023年（令和5年）7月時点のもの

誘導施設の 立地状況

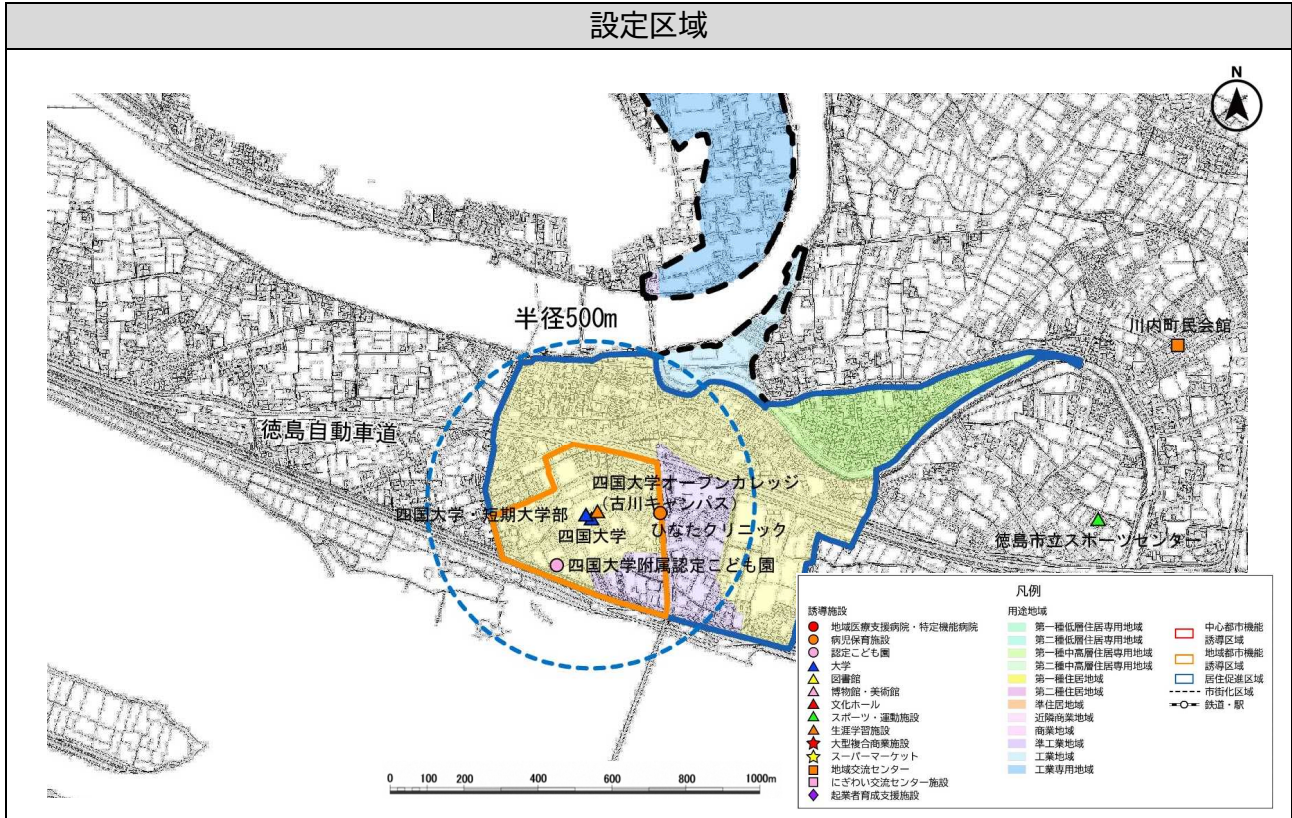
- ：「認定こども園」
- ◆：「スーパーマーケット」
- ：「生涯学習施設」、「地域交流センター」

- ※●印：新たに誘導する施設 ◆印：維持・充実する施設
- 印：都市機能誘導区域に近接しており、補完されている施設
(建替などの際に区域内への立地を誘導する施設)

【地域都市機能誘導区域】 応神

《目指すまちづくりの将来像》

- ・ 大学や生活サービス施設の維持・充実を図り、将来を担う若者の育成や地域の暮らしを支える拠点の形成を目指します。



※誘導施設の状況は、2023年（令和5年）7月時点のもの

誘導施設の 立地状況

- ：「スーパーマーケット」、「起業育成支援施設」
- ◆：「病児保育施設」、「認定こども園」、「大学」、「生涯学習施設」
- ：「地域交流センター」

- ※●印：新たに誘導する施設 ◆印：維持・充実する施設
○印：都市機能誘導区域に近接しており、補完されている施設
(建替などの際に区域内への立地を誘導する施設)

6

まちづくり施策

1 まちづくり施策の考え方

(1) まちづくりの方針とまちづくり施策

まちづくりの方針を踏まえ、それぞれの方針に対応する施策を設定します。

方針

①

県の拠点都市に相応しい都市機能を集積し、人の交流（にぎわい）を創出するまちづくり

施策

- 県の拠点都市に相応しい都市機能の集積
- 公共交通の結節点機能の強化及び利用促進
- まちなか居住の促進
- にぎわいと魅力あるまちづくりの推進

方針

②

市民が生涯を通じ、元気に活躍できるまちづくり

施策

- 健やかなライフスタイル形成の推進
- 誰もが活躍できる環境づくりの推進

方針

③

子育て世代が働きながら、安心して子育てできるまちづくり

施策

- 働きながら子育てができる環境づくりの推進
- 子育て世代が安心して快適に暮らせる環境づくりの推進

(2) まちづくり施策の実施に向けた連携

まちづくりの方針に基づき、より効果的に施策を展開し、都市機能の維持・増進や居住環境の向上を図るためには、医療、福祉、防災、商業を始めとした様々な分野の個別計画との連携を図り、一体的に施策を講じていく必要があります。

また、立地適正化計画上の居住の促進や都市機能を誘導するための施策としては、国などの財政上、金融上、税制上支援措置の活用とあわせ、国の支援を受けて市が行う施策や市が独自に講じる施策があります。

なお、まちづくり施策の実施にあたっては、制限や規制によるものではなく、民間事業者などがメリットを最大限享受できる施策などを講じることにより、居住促進区域や都市機能誘導区域における生活の質を高め、安全で快適な暮らしを確保することで、緩やかに都市機能や居住を誘導していきます。

①国などが直接行う施策

国などが直接行う施策として、誘導施設に対する税制上の特例措置や民間都市開発推進機構による金融上の支援措置などがあります。

本市は、民間事業者などに対して、これらの支援措置制度の情報提供などを積極的に行っていきます。

②国の支援を受けて市が行う施策及び市が独自に講じる施策

国の支援を受けて市が行う施策として、国の補助制度を活用した、公共施設や都市基盤の整備、公共交通の結節点機能の強化や、民間事業者による誘導施設整備の支援などがあります。

本市では、都市機能の維持・増進や居住環境の向上に向けて、これらの国の支援を受けて市が行う施策や市が独自に講じる施策を、次頁以降の「2 まちづくり施策」に示すとおり展開しています。

2 まちづくり施策

以下の施策を実施することで、それぞれの方針に掲げたまちづくりを推進します。

方針 ① 県の拠点都市に相応しい都市機能を集積し、人の交流（にぎわい）を創出するまちづくり

施策	県の拠点都市に相応しい都市機能の集積	・ 広域的な利用がある都市機能の維持・誘導を図ります。
	公共交通の結節点機能の強化及び利用促進	・ 県の玄関口として魅力ある空間形成を図ります。 ・ 鉄道、路線バスなどの公共交通結節点機能の強化や利用促進を図ります。
	まちなか居住の促進	・ 都市機能集積や利便性を生かした、民間事業者によるまちなかにふさわしい住環境の整備を促進します。
	にぎわいと魅力あるまちづくりの推進	・ 大学、民間企業などと連携し、地域の担い手となる若年層の確保、人材育成などに取り組みます。

具体的な取組	現在進めている取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の集約化・複合化 ・ 誘導施設の整備（徳島文化芸術ホール（仮称）整備事業） ・ 「徳島市地域公共交通計画」の推進 ・ バス路線網の整理・再編 ・ 空き家などの利活用の促進（空き家バンクへの登録促進など） ・ 住宅リフォーム支援事業 ・ 空き店舗の利活用の促進（空き店舗の改装支援など） ・ 地域産業の振興 ・ 公的不動産の利活用 ・ 都市機能の更新（新町西地区市街地再開発事業） ・ 都市計画制度などを活用した徳島駅周辺の高度利用
	今後検討する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道高架事業 ・ 誘導施設などの整備・誘導（新体育館の整備など） ・ 低未利用地の利活用 ・ シェアサイクルの導入 ・ 寺島公園の再整備

方針
②

市民が生涯を通じ、元気に活躍できるまちづくり

施策	健やかなライフスタイル形成の推進	・ 鉄道や路線バスなどの公共交通の利便性の向上を図るなど、徒歩や自転車以外出しやすい環境を整備することで、自動車に過度に頼らない健やかで地球環境にやさしいライフスタイルの形成を推進します。
	誰もが活躍できる環境づくりの推進	・ 持続的なまちづくりを支えるため、誰もが活躍できる環境づくりを推進します。

具体的な取組	現在進めている取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の集約化・複合化 ・ 公共交通などのバリアフリー化 ・ 高齢者の生きがいづくりと健康づくりの推進（高齢者の生きがいづくりと健康づくり推進事業、ウォーキング推進運動など） ・ 高齢者が外出しやすい環境づくり（バス無料乗車証の交付など） ・ 安全で快適な自転車利用環境づくり（徳島市自転車活用推進計画の実施） ・ 「徳島市地域公共交通計画」の推進 ・ ウォーキングコースの充実 ・ 公的不動産の利活用 ・ 鉄道とバスの連携（パターンダイヤの検討） ・ 商店街などと提携した健康ポイント事業
	今後検討する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道高架事業 ・ 誘導施設などの整備・誘導（新体育館の整備など） ・ 歩行者ネットワークの形成 ・ 道路のユニバーサルデザイン化

方針
③

子育て世代が働きながら、安心して子育てできるまちづくり

施策	働きながら子育てができる環境づくりの推進	・妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない子育て支援に向けて、特に、子育てと仕事の両立が困難とされる乳幼児期の子育てを支える環境づくりを推進します。
	子育て世代が安心して快適に暮らせる環境づくりの推進	・子育て世代が安心して快適に生活できる道路環境や居住環境の整備を推進します。



具体的な取組	現在進めている取組	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の集約化・複合化 ・教育・保育環境の充実（認定こども園の普及促進） ・仕事と子育てが両立できる環境づくり（利用者支援事業） ・安全な道路整備（狭あい道路整備推進事業、予防保全型の道路管理の推進など） ・危険な空き家対策（危険廃屋解体支援事業） ・誘導施設などの整備・誘導（認定こども園など） ・公的不動産の利活用 ・低未利用地の利活用
	今後検討する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者ネットワークの形成 ・道路のユニバーサルデザイン化



トクシイ



7 防災指針

1 防災指針の基本的な考え方

(1) 防災指針の作成について

我が国の都市防災対策は、関東大震災（1923年（大正12年））や阪神・淡路大震災（1995年（平成7年））など大震災の経験を踏まえ、建物の耐震性の向上や市街地における延焼火災対策を中心に進められてきました。しかし、近年では東日本大震災（2011年（平成23年））での津波被害や台風に伴う大規模な豪雨などの教訓も踏まえて、様々な自然災害に対応することが求められています。また、我が国では、多くの都市が河川の流域や海沿いの平野部に位置していることから、特に洪水や高潮、雨水出水、津波については、気候変動を背景とした一層の頻発・激甚化が懸念されます。

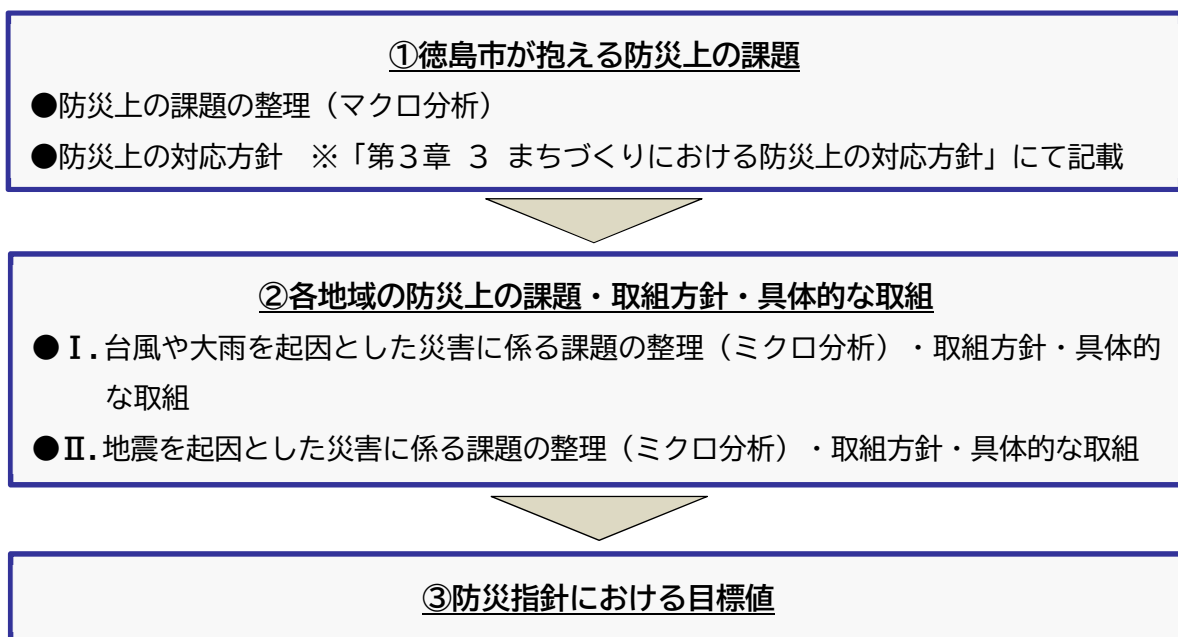
本市においても、近い将来に発生する可能性が高い南海トラフ巨大地震への懸念が高まっているほか、過去にも地震による津波や地盤沈下、台風に伴う高潮被害や広範囲の浸水被害に見舞われた経験があることから、防災・減災対策は急務となっています。

こうした中、2020年（令和2年）6月に立地適正化計画の根拠法である都市再生特別措置法が改正され、計画に記載する事項として、「防災指針」が新たに位置づけられ、防災・減災を主流としたコンパクトなまちづくりが全国的に推進されています。

このため、本市では、立地適正化計画に基づくコンパクトで安全・安心なまちづくりの推進のため、防災・減災対策に計画的かつ着実に取り組むことを目的とした「防災指針」を作成します。

「防災指針」の作成にあたっては、下図に示すとおり、①徳島市が抱える防災上の課題の整理（マクロ分析）、②各地域の防災上の課題の整理（ミクロ分析）を踏まえた取組方針・具体的な取組の検討、③防災指針における目標値の設定の流れで検討します。

■防災指針検討の流れ



(2) 防災指針の位置づけ

本市では、「徳島市総合計画 2021」や「第2期徳島市国土強靱化地域計画」、「徳島市都市計画マスタープラン」などに基づき、市全域で防災まちづくりに取り組んでいます。また、水災害については、国・県・市の連携による各河川の流域治水プロジェクトが策定されています。

防災指針は、市全域を対象とした防災関連の取組との整合・連携を図りつつ、居住促進区域及び都市機能誘導区域における居住機能や都市機能の維持・集約を図るための都市の防災に関する方針をまとめるものとします。

(3) 災害ハザード情報などの収集・整理・分析の進め方

ハザード情報（浸水想定区域など）と都市情報（人口・建物情報・避難所など）を収集・整理し、各種情報を重ねあわせることで、災害リスクの高いエリアを抽出します。

①分析の対象とする災害

『Ⅰ. 台風や大雨を起因とした災害』及び『Ⅱ. 地震を起因とした災害』について、「洪水」「高潮」「土砂災害」「地震」「液状化」「津波」「ため池氾濫」を分析の対象とし、国・県・市の公表資料・オープンデータなどから情報の収集・整理を行います。

Ⅰ. 台風や大雨を起因とした災害：洪水、高潮、土砂災害、ため池氾濫

Ⅱ. 地震を起因とした災害：地震、土砂災害、液状化、津波、ため池氾濫

※雨水出水（内水）については全地域のデータが揃い次第、次回改定以降に分析を行います。

②分析単位

市域全体を対象とするマクロ分析により、地域特性や災害リスクの状況を俯瞰するとともに、ミクロ分析により、地域・地区単位でのリスクを把握します。

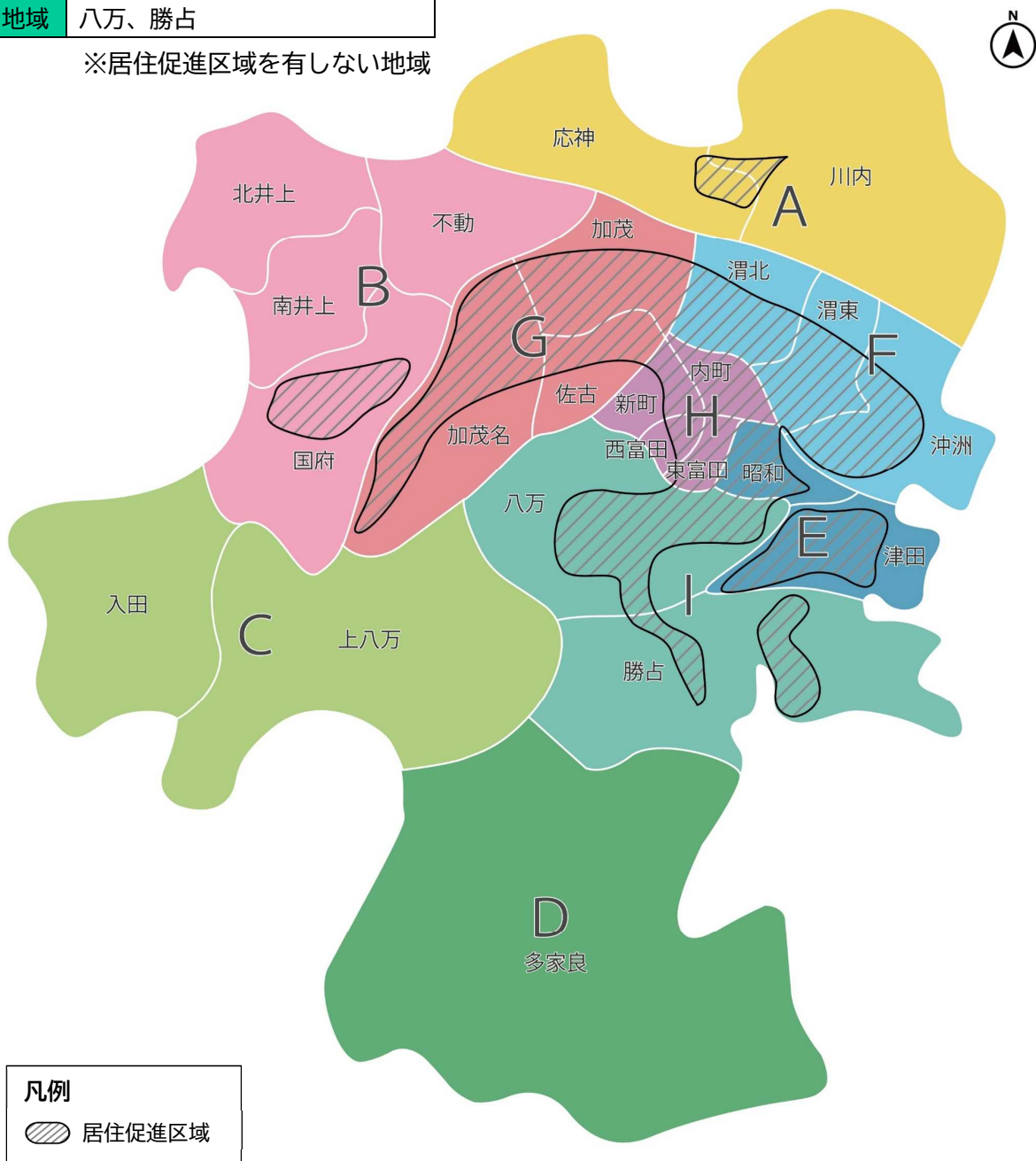
ミクロ分析の単位は、まちの成り立ちや地域コミュニティ、生活圏、河川の流域などを考慮し、23 行政地区とします。なお、分析の結果は、「徳島市都市計画マスタープラン」の「地域のまちづくり方針」における A～I の 9 地域の区分で整理します。


■地域区分図

地域	地区
A地域	川内、応神
B地域	国府、不動、北井上、南井上
C地域	入田、上八万
D地域	多家良
E地域	昭和、津田
F地域	渭北、渭東、沖洲
G地域	佐古、加茂、加茂名
H地域	内町、新町、東富田、西富田
I地域	八万、勝占

※
※

※居住促進区域を有しない地域



凡例
 居住促進区域

③分析の対象とする想定規模の設定

マクロ分析では、「全ての想定規模（L1：計画規模、L2：想定最大規模、L2相当の最大ハザード）」を対象に分析を行います。

ミクロ分析では、「第2期徳島市国土強靱化地域計画」において、最悪の事態（最大ハザード）を想定した計画づくりがなされていることから、「L2」及び「L2相当の最大ハザード」を対象に分析を行います。

■災害ハザード情報の想定規模の設定

分析	分析の対象とする想定規模
マクロ分析	全ての想定規模 (L1、L2、L2相当の最大ハザード)
ミクロ分析	L2、L2相当の最大ハザード

※L1：計画規模（50～150年に1回程度の発生確率）
 ※L2：想定最大規模（1000年に1回程度の発生確率）

④マクロ分析の分析項目

マクロ分析として、以下の項目について市全域からの視点で分析を行い、地域特性・災害特性の把握を行うことで、本市が抱える防災上の課題を整理します。

■マクロ分析の分析項目（地域特性）

分析項目	情報
地域特性	・治水地形分類図 ・色別標高図

■マクロ分析の分析項目（災害特性）

分析項目		ハザード情報
災害特性	洪水	・洪水浸水想定区域【計画規模（L1）】、【想定最大規模（L2）】 ・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）【想定最大規模（L2）】
	高潮	・高潮浸水想定区域【想定最大規模（L2）】
	土砂災害	・土砂災害に関する区域
	地震	・震度分布【南海トラフ巨大地震】
	液状化	・液状化危険度【南海トラフ巨大地震】
	津波	・津波浸水想定区域【南海トラフ巨大地震 震源モデル】
	ため池氾濫	・ため池浸水想定区域 【南海トラフ巨大地震などでため池が決壊した場合を想定（決壊後30分後に到達する区域の最大範囲と最大浸水深）】

※以下、分析における数値は、四捨五入により内訳の合計が「総数」とあわない場合がある。

⑤ミクロ分析の分析項目及び分析の視点

ミクロ分析として、以下の分析項目及び分析の視点により、ハザード情報と都市情報を重ねあわせ、分析をすることで、各地域の防災上の課題を整理します。

■ミクロ分析のイメージ



■ミクロ分析の分析項目及び分析の視点

分析項目			分析の視点	
災害		ハザード情報		都市情報
区分※1	種別			
I	洪水・高潮	浸水深 (洪水・高潮)	建物階数・構造 など	垂直避難は可能か？ など 2階建て以下の建物での垂直避難が困難となる浸水深を3m以上とする（国土交通省「洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）」を踏まえて設定）
		浸水 到達時間 (洪水)	緊急輸送道路 など	早期避難が必要か？ 早期に浸水※2する緊急輸送道路はないか？ など ※2 破堤又は破堤の危険性の高まりから、住民避難の開始までに情報収集や避難準備などに1時間程度必要とし、破堤後1時間以内の浸水を早期の浸水とする（徳島県（徳永雅彦氏）「洪水に対して安全で迅速な住民避難行動を促進するための情報提供に関する研究」を踏まえて設定）
		浸水 継続時間 (洪水・高潮)	建物階数・構造 など	長年に浸水※3する建物はないか？ 垂直避難による長期避難が難しい地域はないか？など ※3 人命救助のタイムリミットとされている浸水継続時間が72時間であることから、浸水継続時間72時間以上の浸水を長期の浸水とする（内閣府「生死を分けるタイムリミット（みんなで作る地区防災計画）」を踏まえて設定）
		家屋倒壊等 氾濫想定区域	緊急輸送道路 要配慮者利用施設 など	不通となるおそれのある道路はないか？ 氾濫流の区域に要配慮者利用施設はないか？ など
I II	土砂 災害	土砂災害に 関する区域	避難所 緊急輸送道路	周辺に避難所はあるか？ 長年に不通となる道路や孤立する地域はないか？など
II	地震	震度分布	旧耐震基準木造 建築物 大規模盛土造成地 など	倒壊のおそれのある建物はどれくらいあるか？ 宅地滑動崩落（盛土と地山との境界面や盛土内部を滑り面とする変動現象）の危険性がある、大規模盛土造成地はあるか？ など
II	液状化	液状化危険度	緊急輸送道路	不通となるおそれのある道路はないか？
II	津波	津波浸水 想定区域	建物構造 避難場所や津波 避難ビル など	建物被害が発生、流出する木造建築物はどれくらい分布しているか？ 避難場所や津波避難ビルの徒歩圏外はないか？ など
I II	ため池 氾濫	ため池浸水 想定区域	緊急輸送道路	不通となるおそれのある道路はないか？

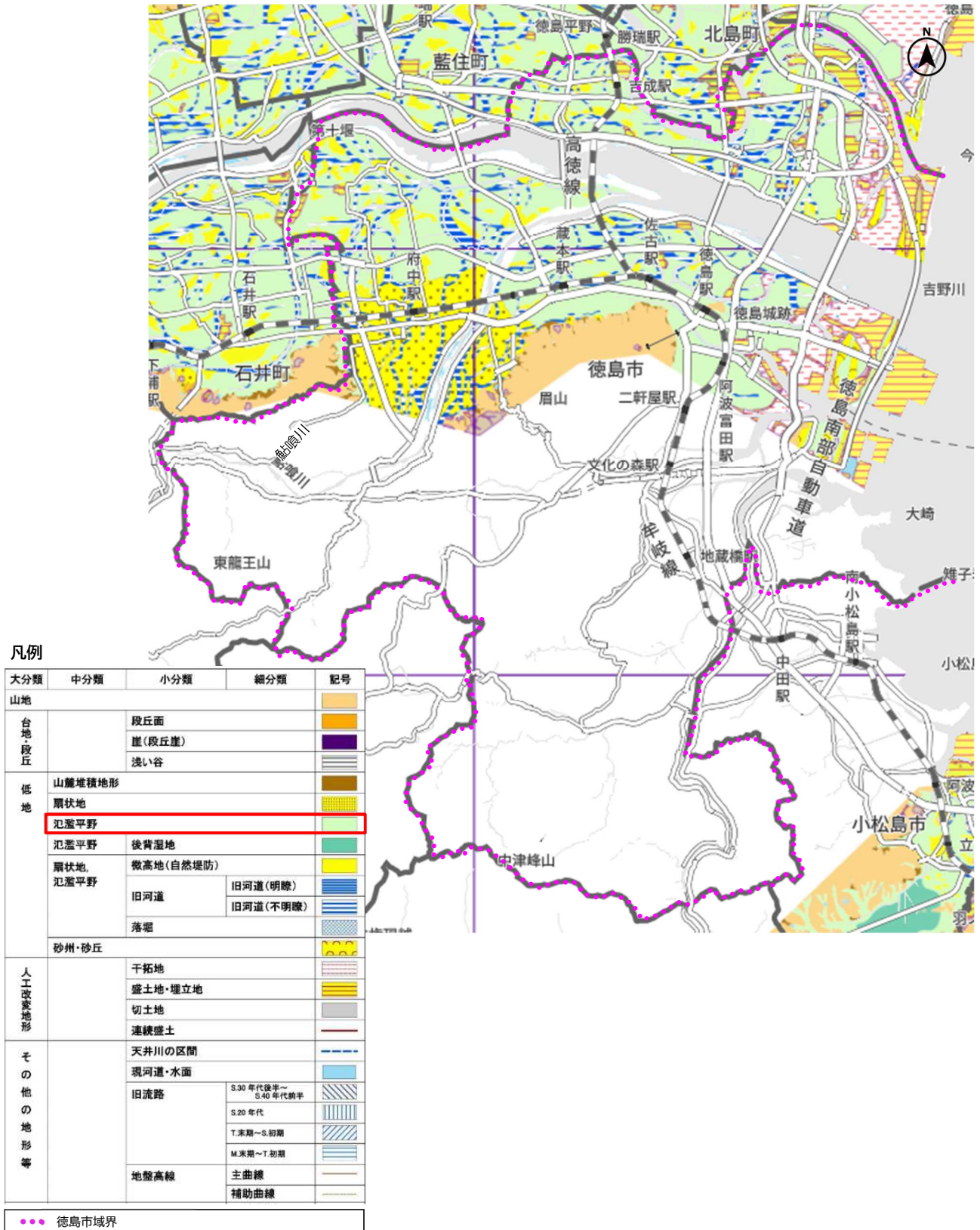
※1 I：台風や大雨を起因とした災害、II：地震を起因とした災害

2 本市が抱える防災上の課題

(1) 地域特性

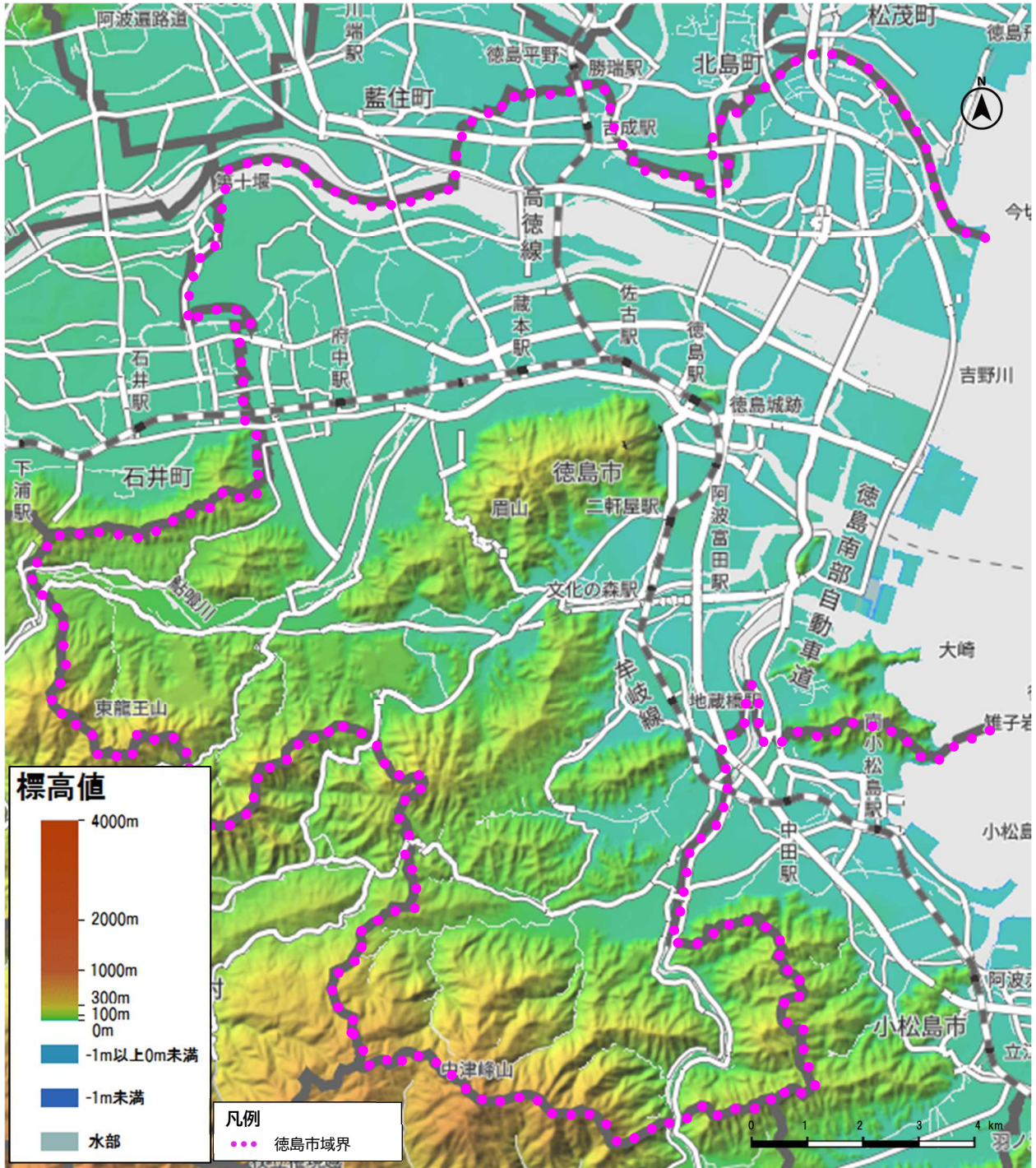
吉野川の過去の氾濫で形成された平野上に市街地が形成されているほか、眉山などの山地部を除く本市の大部分は標高の低い地域となっており、台風や大雨などを起因とする被害を完全に排除することは難しい地形条件となっています。

■治水地形分類図



出典：国土地理院「地理院地図（WEB）」における「治水地形分類図（更新版 2007～2021）」より作成

■色別標高図



出典：国土地理院「地理院地図（WEB）」における「色別標高図」より作成

(2) 災害特性

①洪水

●洪水浸水想定区域

- ・計画規模（L1）よりも想定最大規模（L2）の方が浸水深が大きくなっているのに加え、浸水する範囲も広がっており、吉野川など多くの河川がある地勢的な状況から、想定最大規模では、市全域の約4割（43.5%）が浸水想定区域に含まれています。
- ・居住促進区域においては、計画規模では約7割（71.3%）、想定最大規模では約9割（93.7%）が浸水想定区域に含まれています。また、想定最大規模では、垂直避難が困難となる浸水深3m以上のエリアは約3割（29.6%）を占めています。

計画規模（L1）

河川整備計画の基本となる規模

■洪水浸水区別の面積割合（単位：%）

	浸水区別 (m)						合計
	~0.5	0.5~3.0	3.0~5.0	5.0~10.0	10.0~20.0	20.0~	
市全域	3.6	23.5	7.7	2.1	0.0	0.0	36.9
市街化区域	11.6	52.4	0.8	0.0	0.0	0.0	64.8
居住促進区域	13.5	57.1	0.7	0.0	0.0	0.0	71.3

※各区域の面積については GIS 上で計測

■洪水浸水想定区域の指定状況

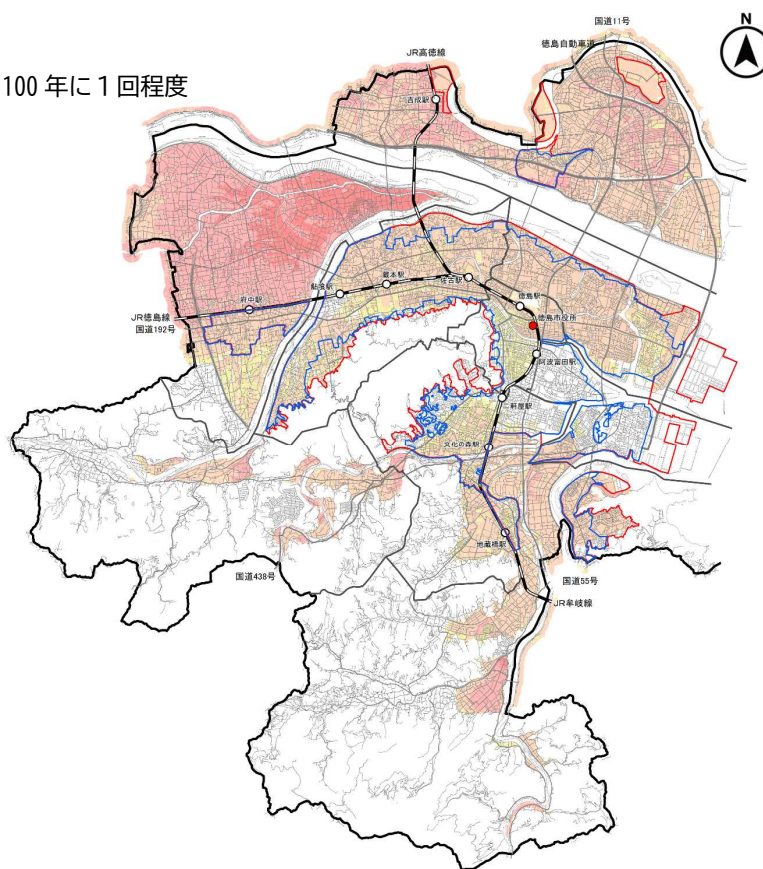
※想定する発生確率

- ・吉野川：150年に1回程度
- ・旧吉野川・今切川、園瀬川、鮎喰川：100年に1回程度
- ・勝浦川、飯尾川：50年に1回程度

※想定する降雨量

- ・吉野川：2日間総雨量 440mm
- ・旧吉野川・今切川：24時間 391mm
- ・園瀬川：1日間雨量 672mm
- ・鮎喰川：4時間 318.8mm
- ・勝浦川：24時間 516mm
- ・飯尾川：24時間 285mm

凡例	
—	都市計画区域
—	市街化区域
—	居住促進区域
—	地域界
—	主な道路
—	鉄道
○	鉄道駅
●	徳島市役所
洪水浸水深	
■	0.5m未満
■	0.5~3m
■	3~5m
■	5~10m
■	10~20m
■	20m以上



出典：国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所

「吉野川水系吉野川 洪水浸水想定区域図（計画規模・想定最大規模）」（2016年（平成28年）6月13日）

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所

「吉野川水系旧吉野川・今切川 洪水浸水想定区域図（計画規模・想定最大規模）」（2016年（平成28年）6月13日）

徳島県「勝浦川水系勝浦川 洪水浸水想定区域図（計画規模・想定最大規模）」（2020年（令和2年）3月27日）

徳島県「吉野川水系園瀬川 洪水浸水想定区域図（計画規模・想定最大規模）」（2018年（平成30年）5月29日）

徳島県「吉野川水系飯尾川 洪水浸水想定区域図（計画規模・想定最大規模）」（2019年（令和元年）8月27日）

徳島県「吉野川水系鮎喰川 洪水浸水想定区域図（計画規模・想定最大規模）」（2019年（令和元年）8月27日）

想定最大規模 (L2)

1000年に1回程度の浸水を想定した結果であり、想定しうる最大の規模

■洪水浸水区分別の面積割合 (単位：%)

	浸水区分 (m)						合計
	~0.5	0.5~3.0	3.0~5.0	5.0~10.0	10.0~20.0	20.0~	
市全域	0.7	17.4	15.9	9.5	0.0	0.0	43.5
市街化区域	1.6	56.2	25.2	2.8	0.0	0.0	85.8
居住促進区域	1.5	62.7	26.1	3.5	0.0	0.0	93.7

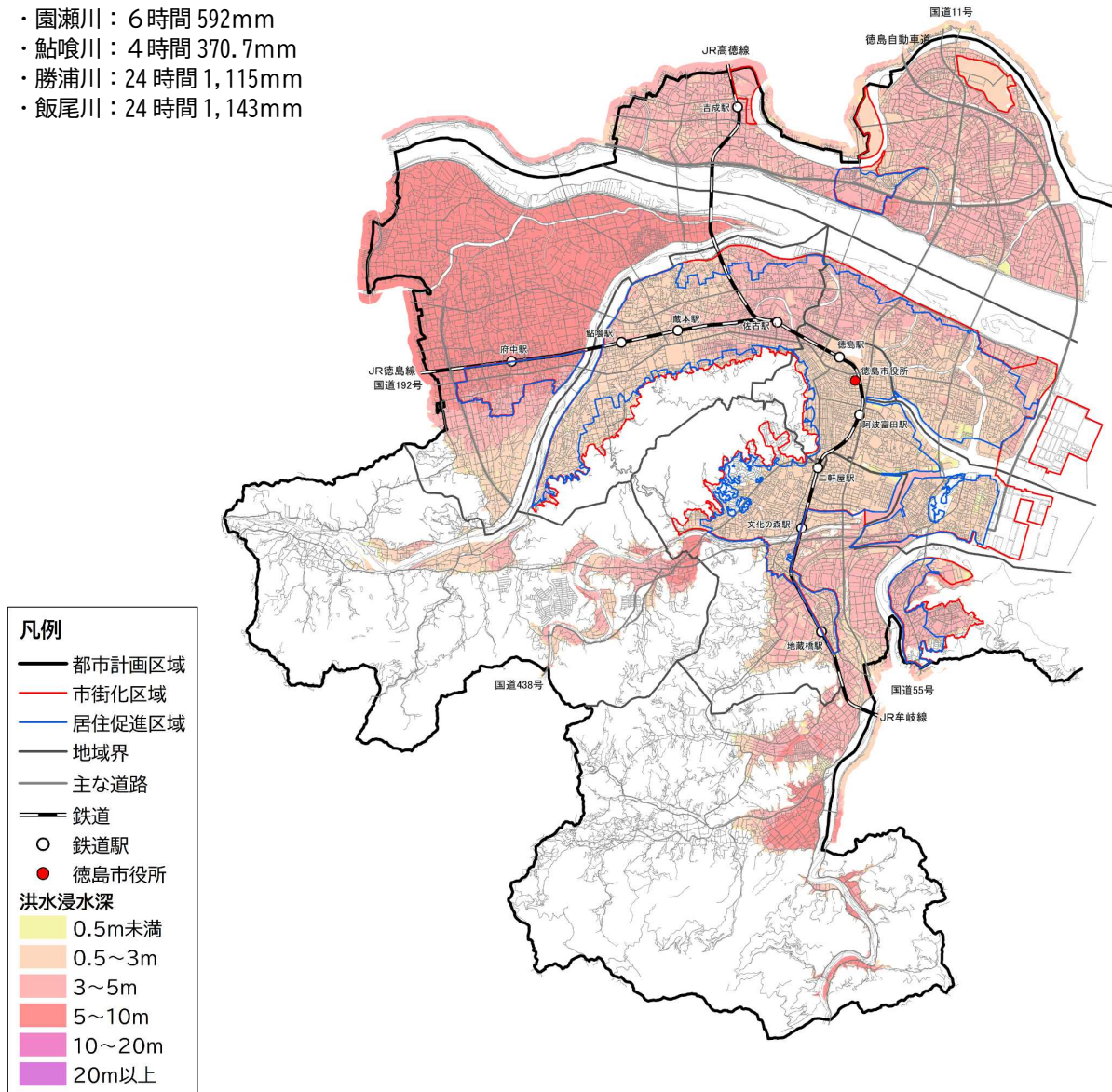
※各区域の面積については GIS 上で計測

■洪水浸水想定区域の指定状況



※各河川流域の想定降雨量

- ・吉野川：48 時間 765mm
- ・旧吉野川・今切川：24 時間 1,135mm
- ・園瀬川：6 時間 592mm
- ・鮎喰川：4 時間 370.7mm
- ・勝浦川：24 時間 1,115mm
- ・飯尾川：24 時間 1,143mm



出典：国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所

「吉野川水系吉野川 洪水浸水想定区域図 (計画規模・想定最大規模)」(2016年(平成28年)6月13日)

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所

「吉野川水系旧吉野川・今切川 洪水浸水想定区域図 (計画規模・想定最大規模)」(2016年(平成28年)6月13日)

徳島県「勝浦川水系勝浦川 洪水浸水想定区域図 (計画規模・想定最大規模)」(2020年(令和2年)3月27日)

徳島県「吉野川水系園瀬川 洪水浸水想定区域図 (計画規模・想定最大規模)」(2018年(平成30年)5月29日)

徳島県「吉野川水系飯尾川 洪水浸水想定区域図 (計画規模・想定最大規模)」(2019年(令和元年)8月27日)

徳島県「吉野川水系鮎喰川 洪水浸水想定区域図 (計画規模・想定最大規模)」(2019年(令和元年)8月27日)

●家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）

- ・家屋倒壊等氾濫想定区域の指定状況を見ると、吉野川の沿川に広く指定されています。
- ・居住促進区域においては、約1割（13.2%）の区域（応神、渭北、加茂など）が家屋倒壊等氾濫想定区域に含まれています。

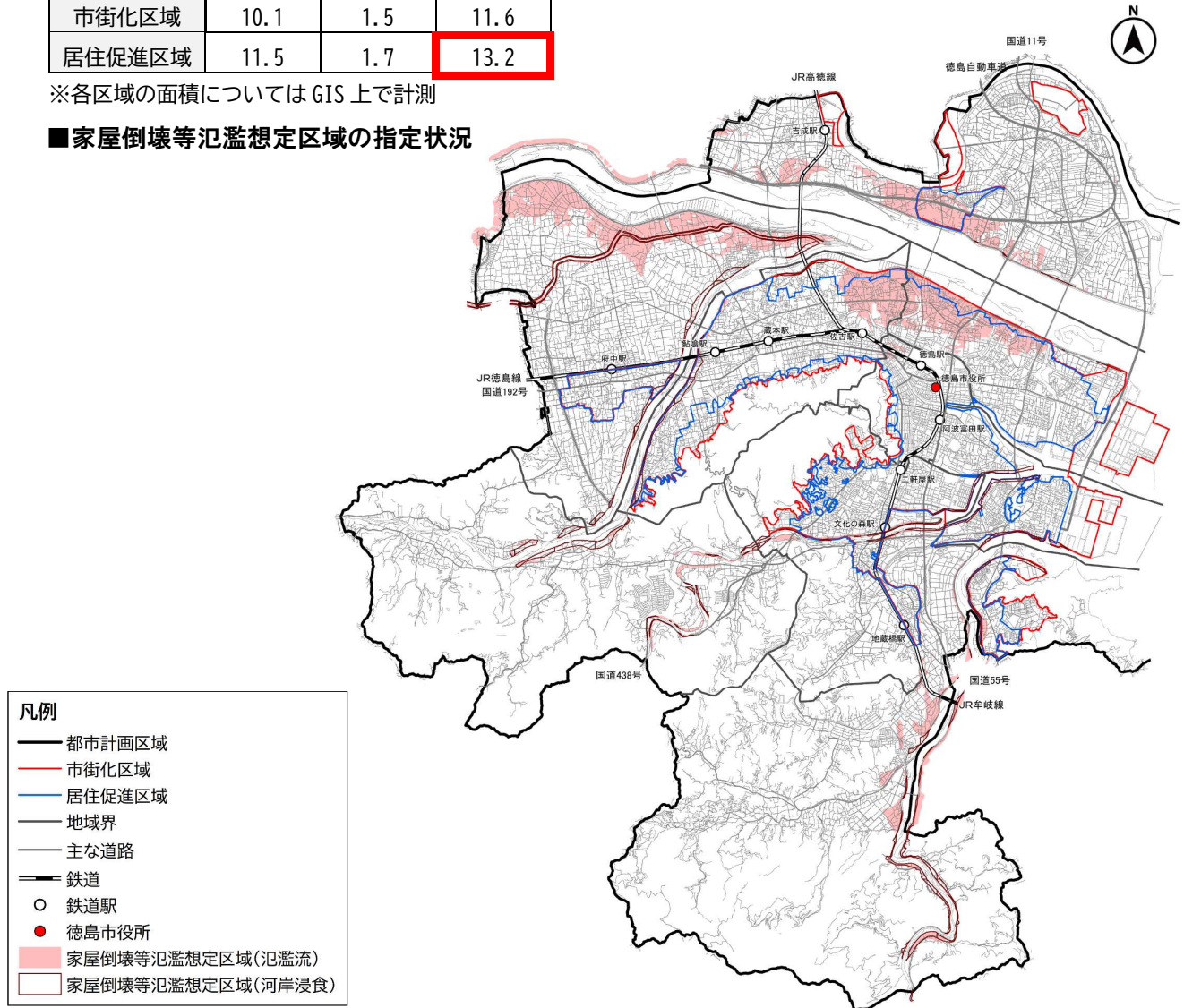
想定最大規模（L2）

■家屋倒壊等氾濫想定区域の面積割合（単位：％）

	家屋倒壊等氾濫想定区域		
	氾濫流	河岸侵食	合計
市全域	5.4	1.1	6.5
市街化区域	10.1	1.5	11.6
居住促進区域	11.5	1.7	13.2

※各区域の面積についてはGIS上で計測

■家屋倒壊等氾濫想定区域の指定状況



凡例

- 都市計画区域
- 市街化区域
- 居住促進区域
- 地域界
- 主な道路
- 鉄道
- 鉄道駅
- 徳島市役所
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)

出典：国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所

「吉野川水系吉野川 洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）」（2016年(平成28年)6月13日）

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所

「吉野川水系吉野川 洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）」（2016年(平成28年)6月13日）

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所

「吉野川水系旧吉野川・今切川 洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）」（2016年(平成28年)6月13日）

徳島県「勝浦川水系勝浦川 洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域：氾濫流）」（2018年(平成30年)5月29日）

徳島県「勝浦川水系勝浦川 洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域：河岸侵食）」（2018年(平成30年)5月29日）

徳島県「吉野川水系園瀬川 洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域：氾濫流）」（2018年(平成30年)5月29日）

徳島県「吉野川水系園瀬川 洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域：河岸侵食）」（2018年(平成30年)5月29日）

徳島県「吉野川水系飯尾川 洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域：氾濫流）」（2019年（令和元年）8月27日）

徳島県「吉野川水系飯尾川 洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域：河岸侵食）」（2019年（令和元年）8月27日）

徳島県「吉野川水系鮎喰川 洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域：氾濫流）」（2019年（令和元年）8月27日）

徳島県「吉野川水系鮎喰川 洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域：河岸侵食）」（2019年（令和元年）8月27日）

②高潮

●高潮浸水想定区域

- ・居住促進区域においては、約8割（81.1%）が浸水想定区域に含まれています。また、垂直避難が困難となる浸水深3m以上のエリアは約2割（17.6%）を占めています。

想定最大規模（L2）

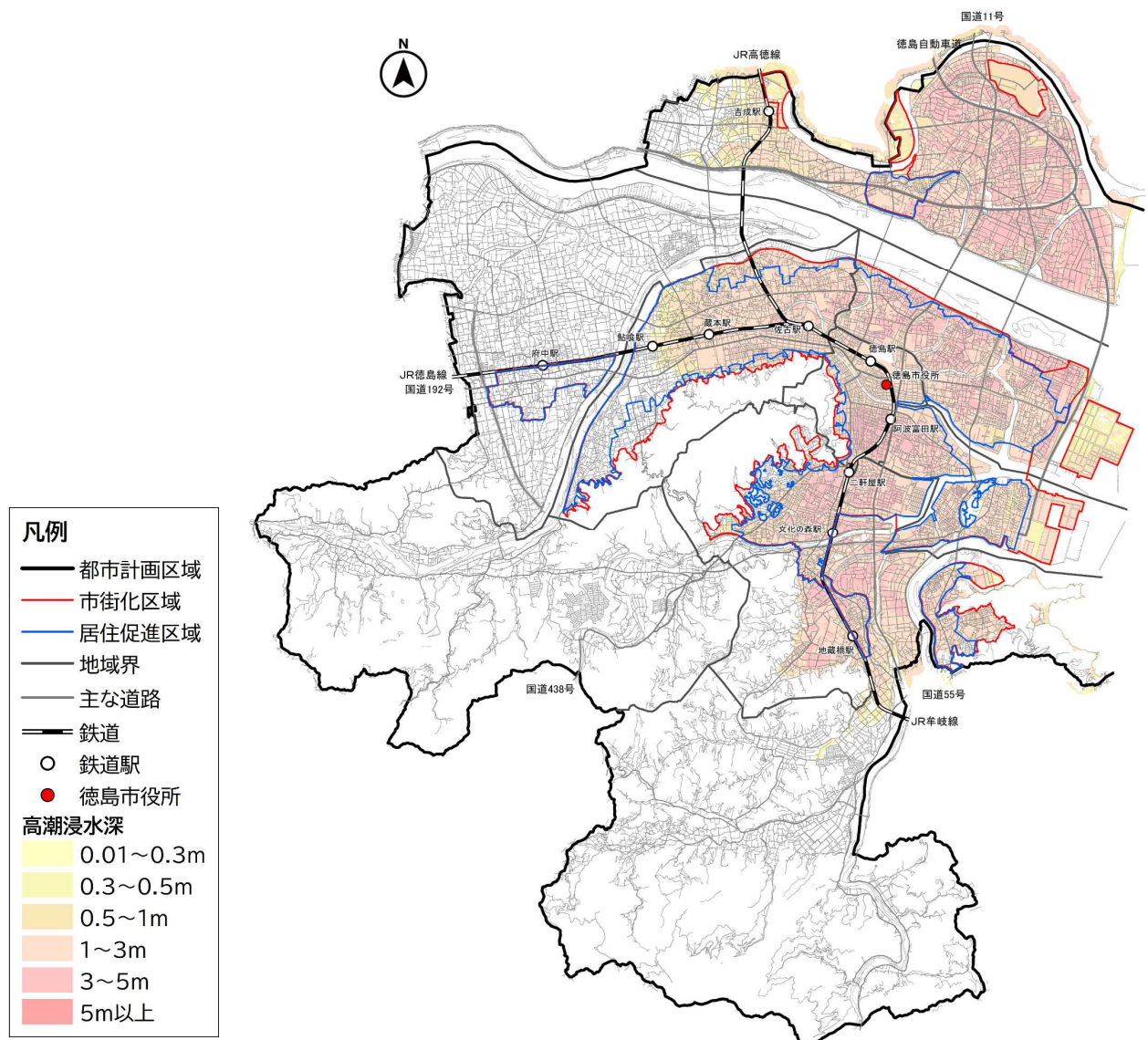
■高潮浸水区分別の面積割合（単位：％）

	浸水区分別 (m)						合計
	0.01~0.3	0.3~0.5	0.5~1.0	1.0~3.0	3.0~5.0	5.0~	
市全域	0.6	0.9	2.0	17.1	6.8	0.0	27.4
市街化区域	1.1	2.1	5.9	54.2	14.6	0.0	78.0
居住促進区域	0.8	0.9	3.4	58.4	17.6	0.0	81.1

※各区域の面積については GIS 上で計測

■高潮浸水想定区域の指定状況

※既往最大規模の台風（中心気圧：室戸台風相当、半径・移動速度：伊勢湾台風相当）を想定した結果



出典：徳島県「徳島県高潮浸水想定区域図（想定最大規模）（浸水区域及び浸水深）」（2020年(令和2年)9月1日）
 徳島県「徳島県高潮浸水想定区域図（想定最大規模）（浸水区域及び浸水深）（紀伊水道西沿岸）」
 （2020年(令和2年)9月1日）

③土砂災害

●土砂災害に関する区域

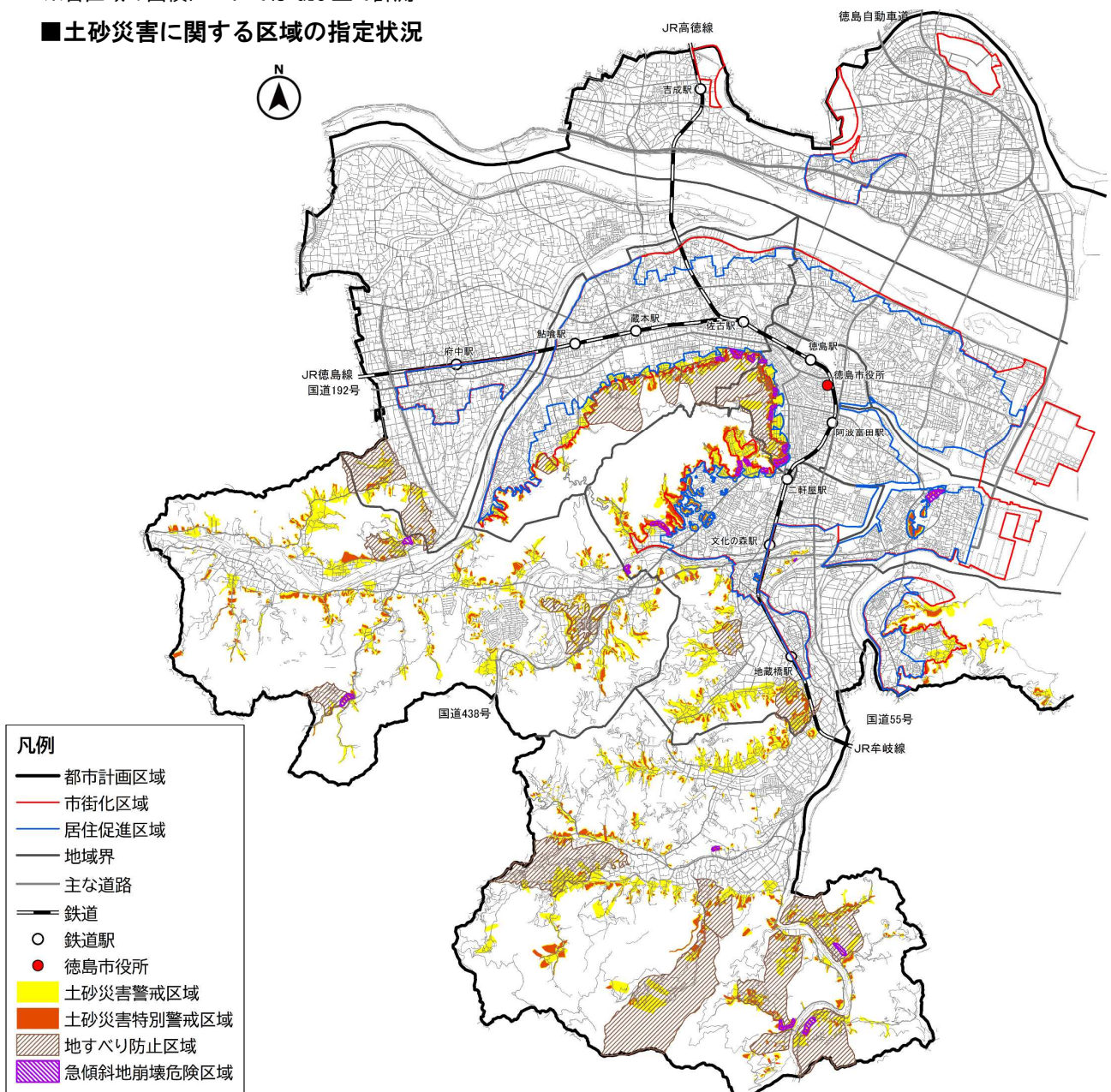
- ・本市では、土砂災害に関する区域について、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域が指定されており、これらの区域を居住促進区域に含まないものとしています。
- ・区域の指定状況を見ると、市全域の約2割（15.2%）となっています。

■土砂災害に関する区域の面積割合（単位：％）

	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	地すべり防止区域	急傾斜地崩壊危険区域	合計
市全域	7.0	1.7	6.3	0.2	15.2
市街化区域	4.6	0.7	0.4	0.2	5.9
居住促進区域	—	—	—	—	—

※各区域の面積についてはGIS上で計測

■土砂災害に関する区域の指定状況



出典：土砂災害（特別）警戒区域/徳島県「徳島県水防・砂防情報マップ」（2022年(令和4年)3月31日）
 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域/徳島県「徳島県水防・砂防情報マップ」（2022年(令和4年)9月3日）

④地震

●震度分布

- ・本市では、南海トラフ巨大地震（海溝型）と中央構造線・活断層地震（内陸型）の2つの大きな地震が懸念され、このうち、南海トラフ巨大地震が最も被害が大きくなることが想定されています。
- ・南海トラフ巨大地震では、震度7のエリアが市全域の約2割（16.8%）、震度6強のエリアが約6割（63.4%）と市全域の約8割（80.2%）で強い揺れが想定されています。居住促進区域においては、南海トラフ巨大地震では震度7のエリアが5割以上（54.2%）を占めています。
- ・また、大規模盛土造成地が分布する箇所においても、大きな揺れが想定されており、宅地滑動崩落（盛土と地山との境界面や盛土内部を滑り面とする変動現象）のおそれがあります。

南海トラフ巨大地震

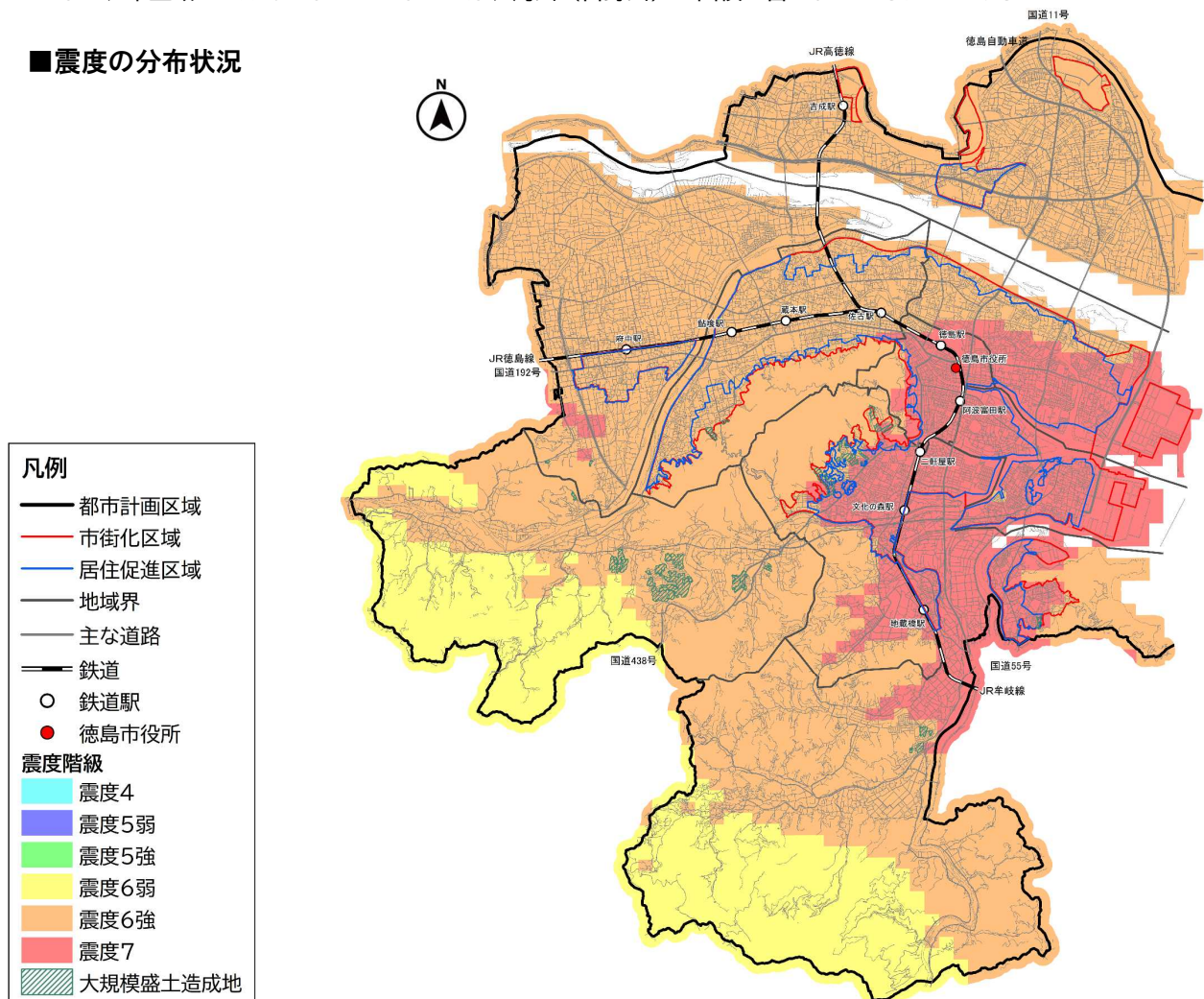
■震度階級別の面積割合（単位：％）

	震度階級						合計
	震度4	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7	
市全域	0.0	0.0	0.0	14.6	63.4	16.8	94.8
市街化区域	0.0	0.0	0.0	0.0	45.8	54.2	100.0
居住促進区域	0.0	0.0	0.0	0.0	45.8	54.2	100.0

※各区域の面積についてはGIS上で計測

なお、市全域で100%となっていないのは、河川（吉野川）の面積が含まれているためである

■震度の分布状況



出典：震度分布（南海トラフ巨大地震）/徳島県「徳島県オープンデータポータル」（2017年（平成29年）9月29日）
大規模盛土造成地/徳島県県土整備部都市計画課「大規模盛土造成地マップ」（2015年（平成27年）3月）

⑤液状化

●液状化危険度

- ・南海トラフ巨大地震では、液状化危険度の極めて高いエリアが市全域の約5割（50.7%）を占めています。
- ・居住促進区域においては、南海トラフ巨大地震では液状化危険度の極めて高いエリアが9割以上（94.4%）を占めています。

南海トラフ巨大地震

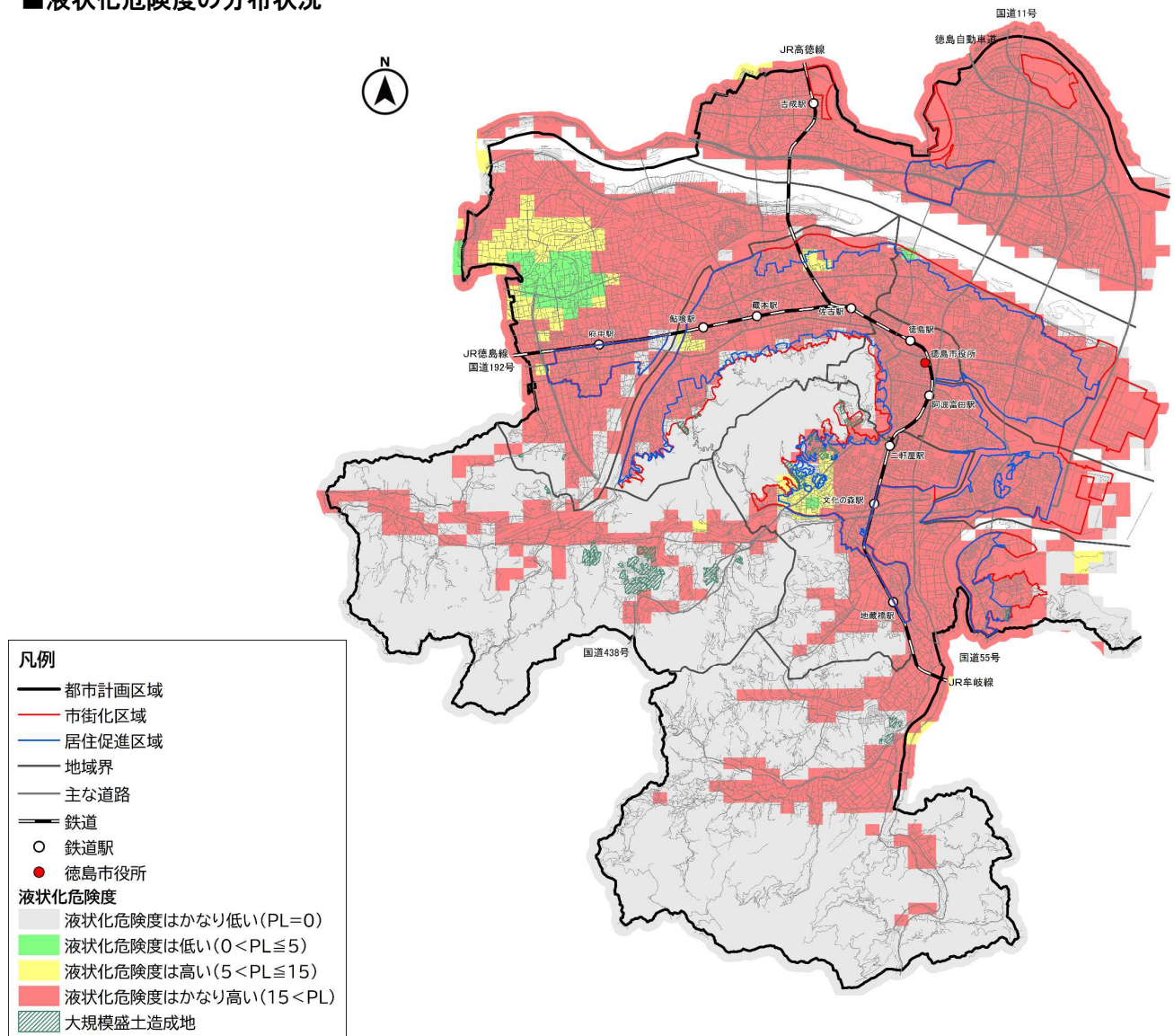
■液状化危険度別の面積割合（単位：％）

	液状化危険度				合計
	かなり低い	低い	高い	極めて高い	
市全域	40.9	1.0	2.2	50.7	94.8
市街化区域	4.1	0.3	3.0	92.6	100.0
居住促進区域	2.0	0.2	3.3	94.4	100.0

※各区域の面積についてはGIS上で計測

なお、市全域で100%となっていないのは、河川（吉野川）の面積が含まれているためである

■液状化危険度の分布状況



出典：液状化危険度（南海トラフ巨大地震）/徳島県「徳島県オープンデータポータル」（2017年(平成29年)9月29日）
大規模盛土造成地/徳島県県土整備部都市計画課「大規模盛土造成地マップ」（2015年(平成27年)3月）

⑥津波

●津波浸水想定区域

- ・沿岸部を中心に市街地の広い範囲が浸水想定区域であり、浸水深が3mを超えるエリアが沿岸部と吉野川左岸側の川内町を中心に広がっています。
- ・居住促進区域においては、木造建築物の全壊のおそれがある浸水深2m以上のエリアは約4割（41.1%）を占めています。

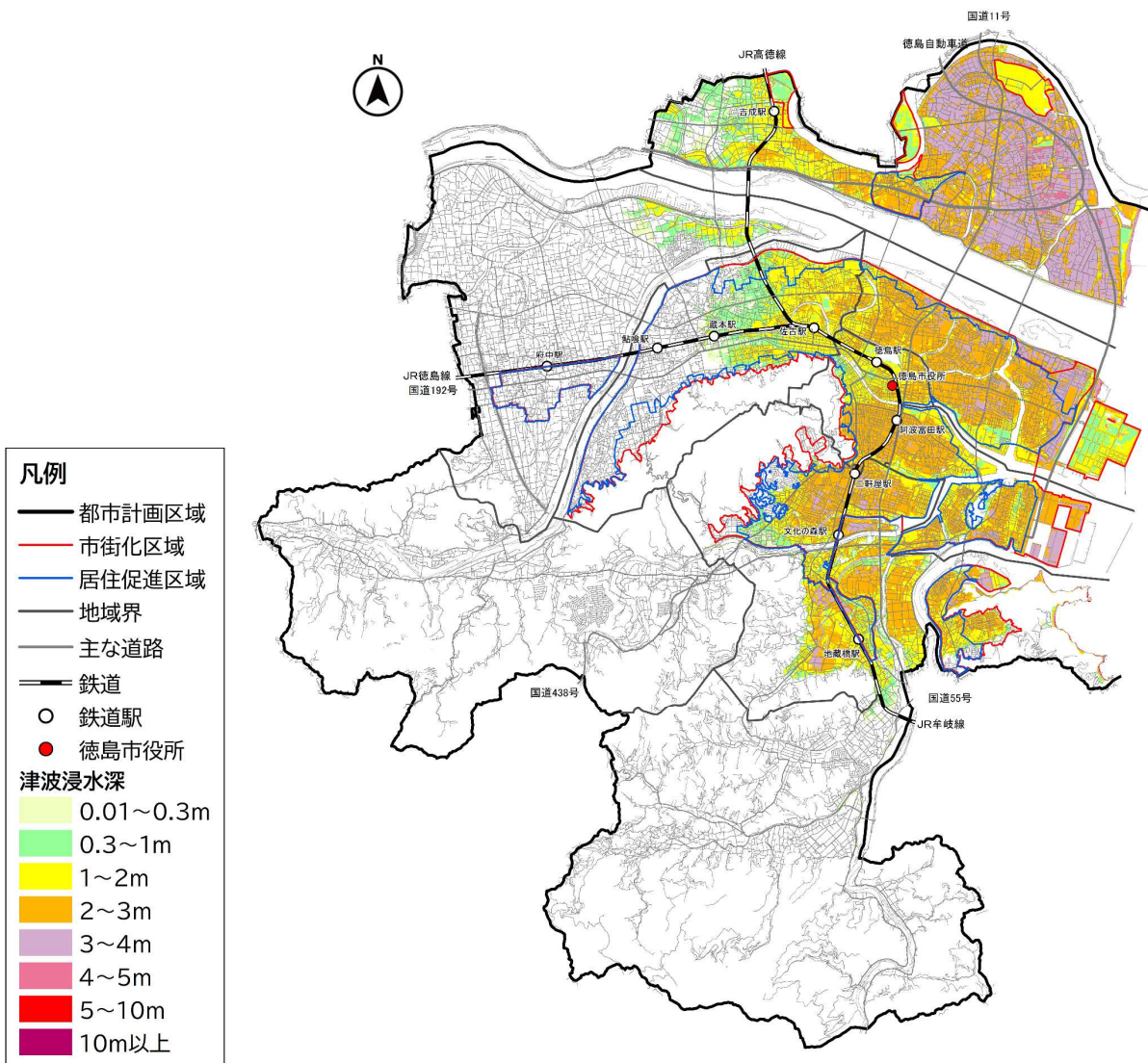
南海トラフ巨大地震 震源モデル

■津波浸水区別の面積割合（単位：％）

	浸水区分 (m)								合計
	~0.3	0.3~ 1.0	1.0~ 2.0	2.0~ 3.0	3.0~ 4.0	4.0~ 5.0	5.0~ 10.0	10.0~	
市全域	0.9	3.1	7.9	10.0	5.0	0.2	0.0	0.0	27.1
市街化区域	1.8	8.2	25.7	31.9	4.4	0.0	0.0	0.0	72.0
居住促進区域	1.9	6.8	24.8	37.6	3.5	0.0	0.0	0.0	74.6

※各区域の面積については GIS 上で計測

■津波浸水想定区域の指定状況



出典：津波浸水想定区域（南海トラフ巨大地震）/徳島県「徳島県オープンデータポータル」（2017年(平成29年)9月29日）

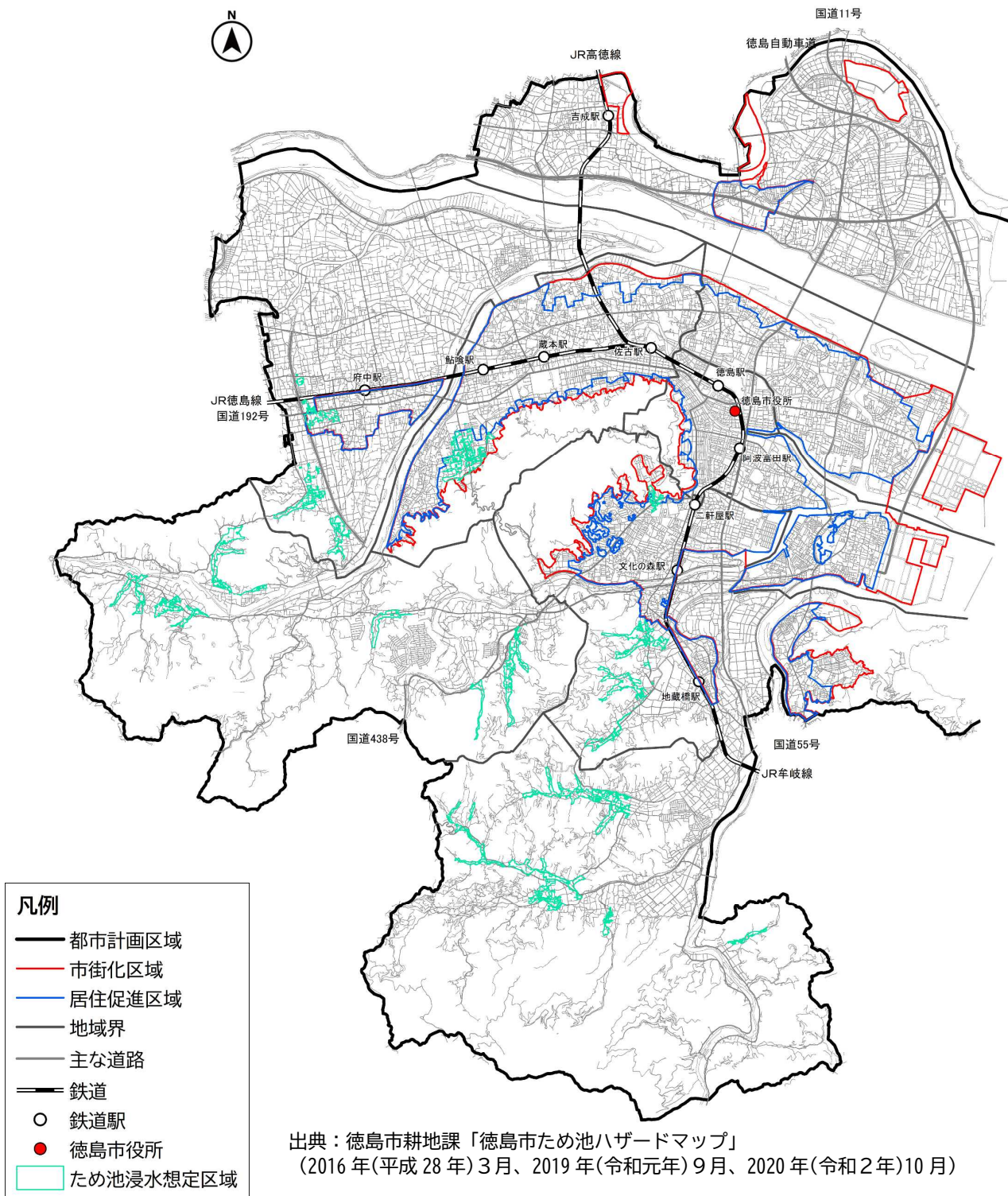
⑦ため池氾濫

●ため池浸水想定区域

- ・ため池浸水想定区域の多くは、居住促進区域外に分布していますが、一部、居住促進区域にも含まれています。

南海トラフ巨大地震などでため池が決壊した場合を想定
(決壊後30分後に到達する区域の最大範囲と最大浸水深)

■ため池浸水想定区域の指定状況



(参考) 過去の浸水痕跡

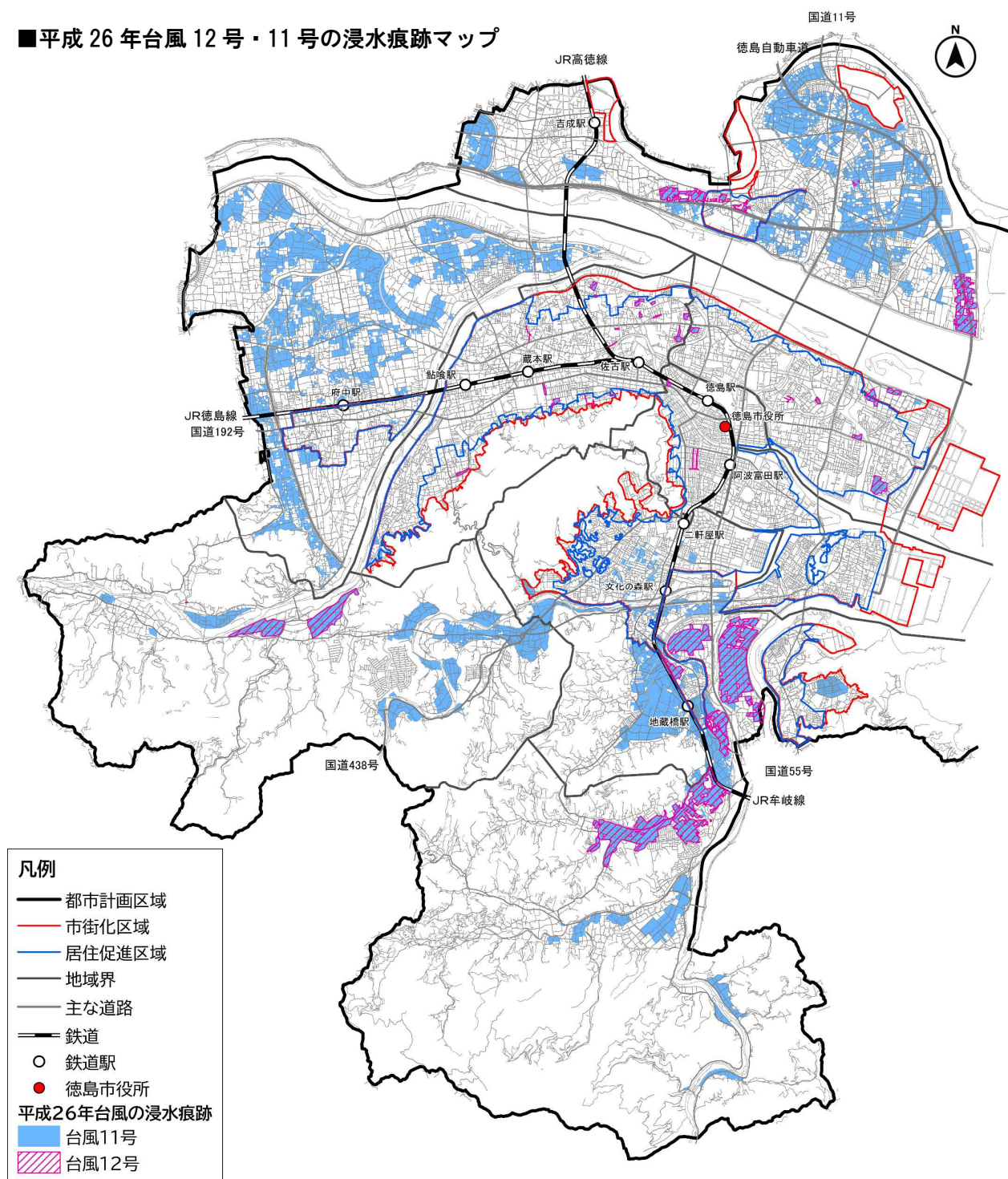
● 浸水痕跡 (平成 26 年台風 12 号・11 号)

- ・国土交通省四国地方整備局の報告「平成 26 年台風 12 号・11 号による四国地域の水害・土砂災害」(2014 年 (平成 26 年) 11 月) によると、平成 26 年台風 12 号・11 号による 8 月 1 日～10 日の雨量は、徳島県南部で 1,500mm を超えたほか、高知県では 2,000mm を超える雨量を記録しています。

(参考：徳島県の洪水浸水想定区域の計画規模の降雨条件が「吉野川岩津上流域の 2 日間総雨量 440mm」)

- ・徳島市の浸水状況をみると、居住促進区域外のエリアに浸水エリアが広がっています。

■ 平成 26 年台風 12 号・11 号の浸水痕跡マップ



出典：徳島県「平成 26 年台風 12 号・11 号浸水痕跡マップ」(2015 年 (平成 27 年) 3 月 24 日)

3 各地域の防災上の課題・取組方針・具体的な取組

「2 本市が抱える防災上の課題」を踏まえ、第3章で「まちづくりにおける防災上の対応方針」を『総合的な防災・減災対策により、被害を最小限に抑える強靱なまちづくり』と設定しました。この方針に沿って、地域ごとに必要となる対策の検討を、ミクロ分析により行います。

災害の特性に応じ「Ⅰ. 台風や大雨を起因とした災害（洪水、高潮、土砂災害、ため池氾濫）」及び「Ⅱ. 地震を起因とした災害（地震、土砂災害、液状化、津波、ため池氾濫）」について、災害に係る課題、取組方針及び具体的な取組を、居住促進区域を有する地域ごとに整理します。

なお、取組方針については、次頁の①～⑨の項目で整理するとともに、「災害リスクの低減（ハード・ソフト両面から被害を軽減させるための取組）」又は「災害リスクの回避（災害時に被害が発生しないようにする（回避する）ための取組）」に分類して示します。

具体的な取組は、本市の上位計画である「第2期徳島市国土強靱化地域計画」と整合を図ります。取組の詳細は、引用元をご参照ください。

また、取組の実施時期の目標を、短期（概ね5年以内）、中期（概ね10年以内）、長期（計画期間2040年度（令和22年度）までの17年以内）に区分して整理します。

なお、C、D地域は居住促進区域を有しないため、参考として課題を記載しています。

第3章 立地適正化に関する基本的な方針 3 まちづくりにおける防災上の対応方針（P.33）再掲

まちづくりにおける防災上の対応方針

徳島市が抱える防災上の課題

- ・市街地が吉野川の氾濫平野に形成され、既に都市機能や居住人口が集積しており、台風や大雨を起因とする被害を完全に排除することは難しい地形条件
- ・南海トラフ巨大地震が発生した場合に、市全域で震度6以上の強い揺れが想定されるほか、津波浸水想定区域は市街地の広範囲

総合的な防災・減災対策により、被害を最小限に抑える強靱なまちづくり

地域の災害特性を踏まえつつ、ハード・ソフト両面からの総合的な防災・減災対策により、災害リスクの回避・低減を図り、被害を最小限に抑えていきます。



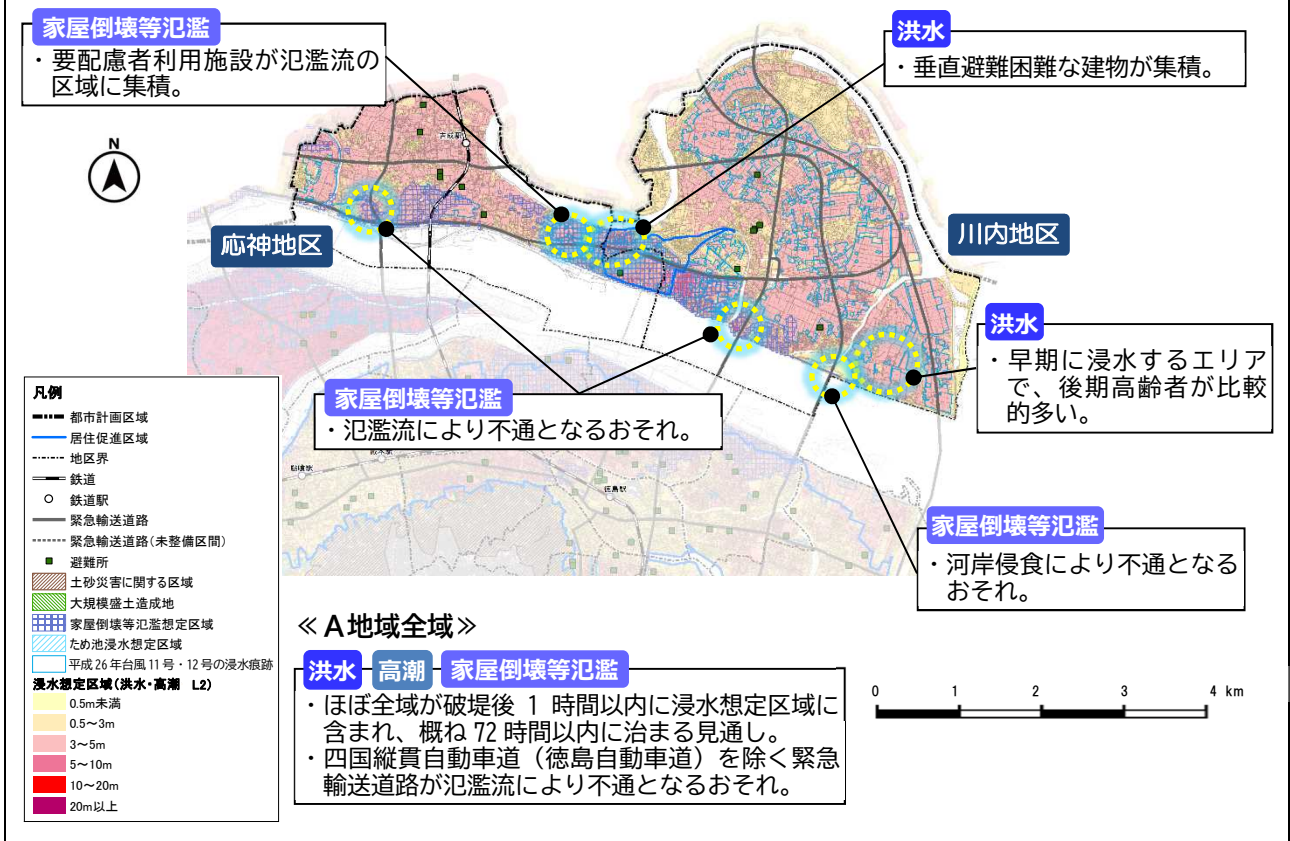
■取組方針の項目

No	取組方針	取組の分類	具体的な取組	引用「第2期徳島市国土強靱化地域計画」施策No
①	避難行動の迅速化のための災害情報の収集・発信	低減 (ソフト)	無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保	54
			災害用映像情報収集ネットワーク整備	49
			避難支援マップの作成	57
②	地域の防災力・防災機能の強化	低減 (ソフト)	地域防災力向上のための自主防災組織活動促進	52
			防火・防災意識の普及啓発	67
			応急手当の普及啓発	62
			徳島市民総合防災訓練	55
			防災サポーターの登録育成	56
			老朽建築物の安全対策の促進	34
			住宅・建築物の耐震化促進等	33
③	避難環境の整備・充実	低減 (ソフト)	福祉避難所の拡充	15
			地区別津波避難計画の策定	58
			地域への避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画作成の推進	16
			要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進	41
			災害種別図記号による避難場所標識板の設置	50
④	国・県・市の連携による流域治水の取組	低減 (ハード)	雨水貯留施設の整備※	—
			排水機場・水路の整備※	
			河道掘削、堤防整備等（吉野川流域）※	
			河道掘削、堤防整備等（勝浦川流域）※	
			都市浸水対策	
⑤	道路の防災機能強化	低減 (ハード)	都市計画道路の整備（事業中のみ記載）	28
			緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化	26
			無電柱化の促進	24
⑥	下水道の防災性強化	低減 (ハード)	下水道施設の地震対策	38
⑦	上水道の防災性強化	低減 (ハード)	水道施設の耐震化	74
⑧	防災拠点の整備・機能強化	低減 (ハード)	徳島市本庁舎の浸水対策	1
⑨	リスク回避のための土地利用の推進	回避 (ソフト)	市街化調整区域の「災害リスクの高いエリア」における開発行為の原則禁止または厳格化	—

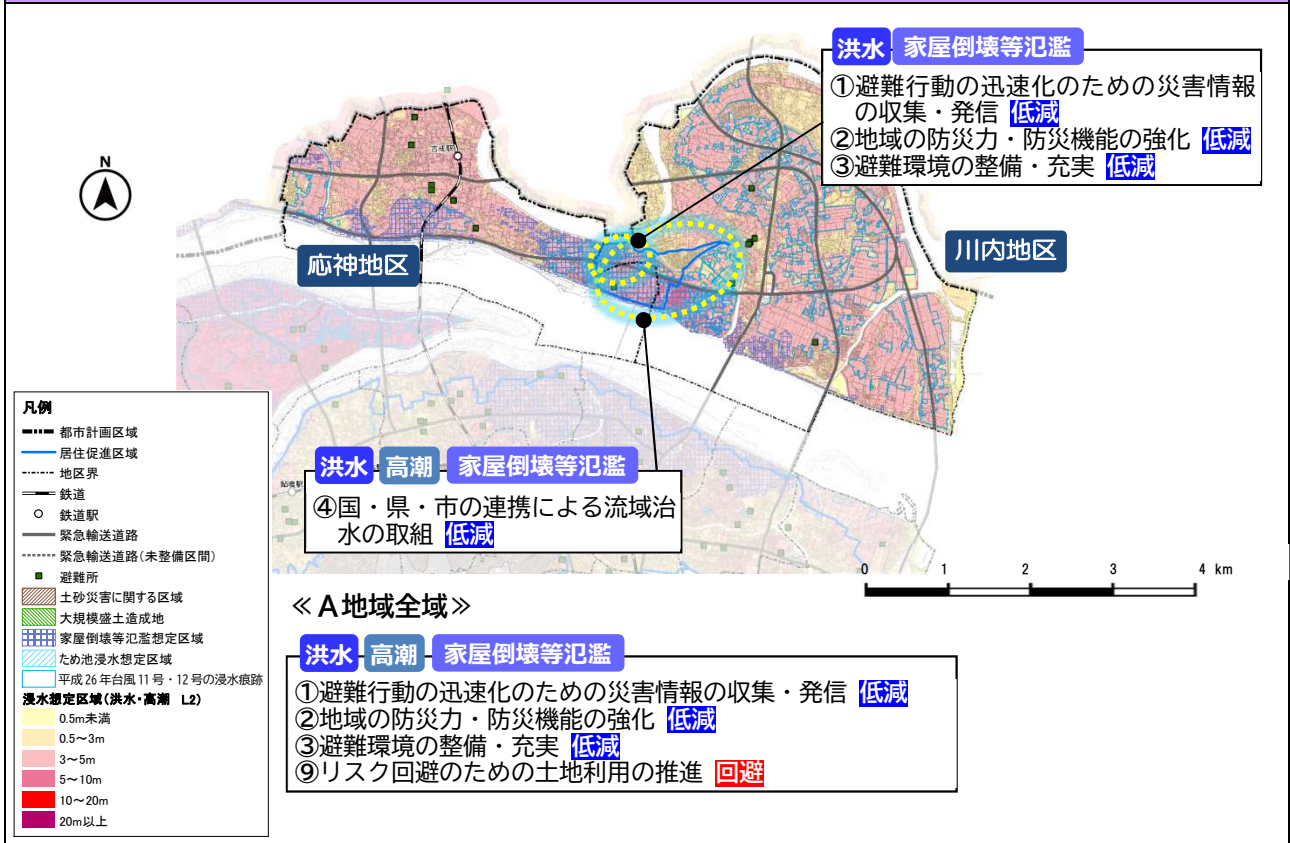
※④国・県・市の連携による流域治水の取組は各河川の流域治水プロジェクトから引用

(1) A地域（川内・応神）

【 I-1. 台風や大雨を起因とした災害に係る課題】



【 I-2. 台風や大雨を起因とした災害に係る取組方針】



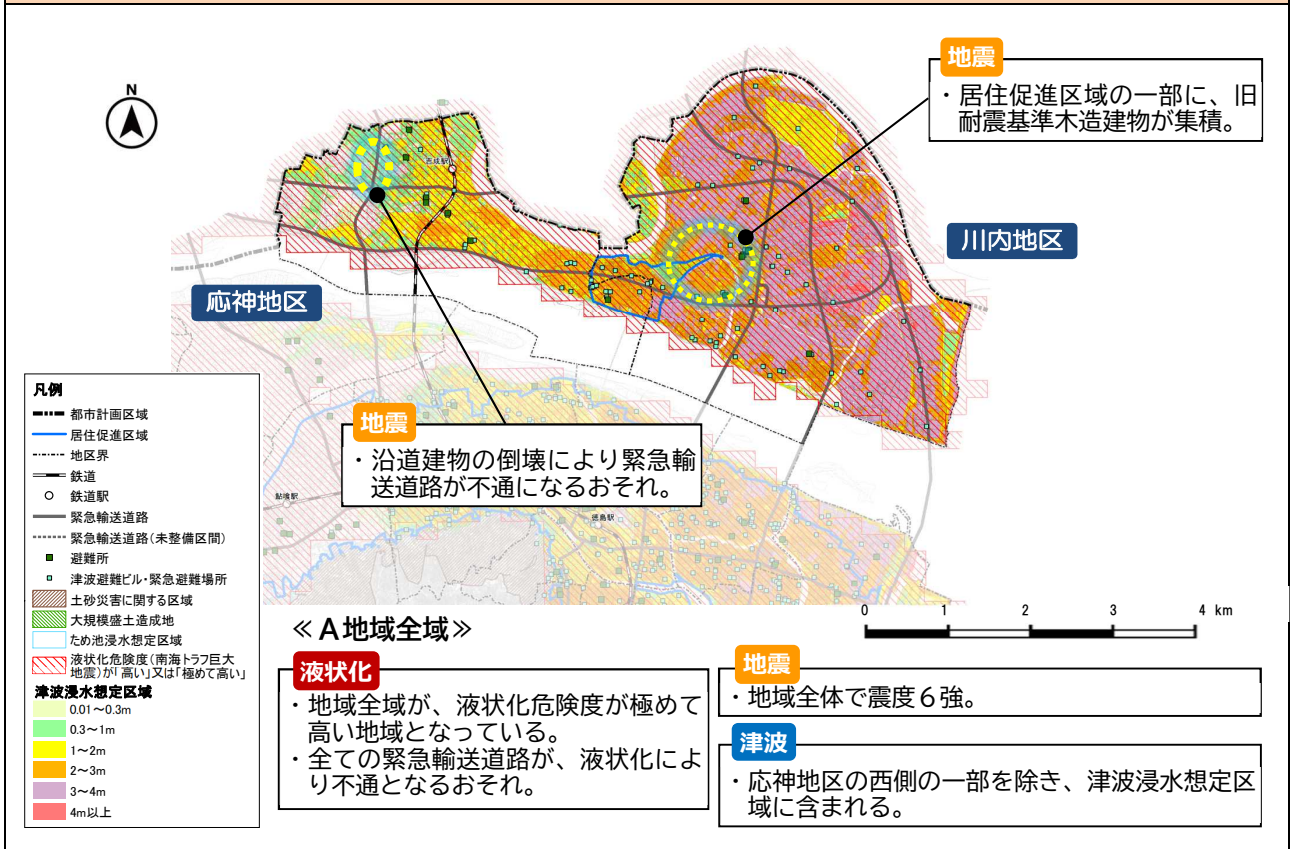
【 I-3. 台風や大雨を起因とした災害に係る具体的な取組】

取組方針	低減 ／ 回避	具体的な取組	実施 主体	実施時期の目標		
				短期 (～5年)	中期 (～10年)	長期 (～17年)
①避難行動の迅速化のための災害情報の収集・発信	低減 (ソフト)	無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保	市	→		
		災害用映像情報収集ネットワーク整備	市	→		
		避難支援マップの作成	市	→		
②地域の防災力・防災機能の強化	低減 (ソフト)	地域防災力向上のための自主防災組織活動促進	市	→		
		防火・防災意識の普及啓発	市	→		
		応急手当の普及啓発	市	→		
		徳島市民総合防災訓練	市	→		
		防災サポーターの登録育成	市	→		
③避難環境の整備・充実	低減 (ソフト)	福祉避難所の拡充	市	→		
		地域への避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画作成の推進	市	→		
		要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進	市	→		
		災害種別図記号による避難場所標識板の設置	市	→		
④国・県・市の連携による流域治水の取組	低減 (ハード)	排水機場・水路の整備	市	→		
		河道掘削、堤防整備等（吉野川流域）	国・県	→		
⑨リスク回避のための土地利用の推進	回避 (ソフト)	市街化調整区域の「災害リスクの高いエリア」における開発行為の原則禁止または厳格化	市	→		

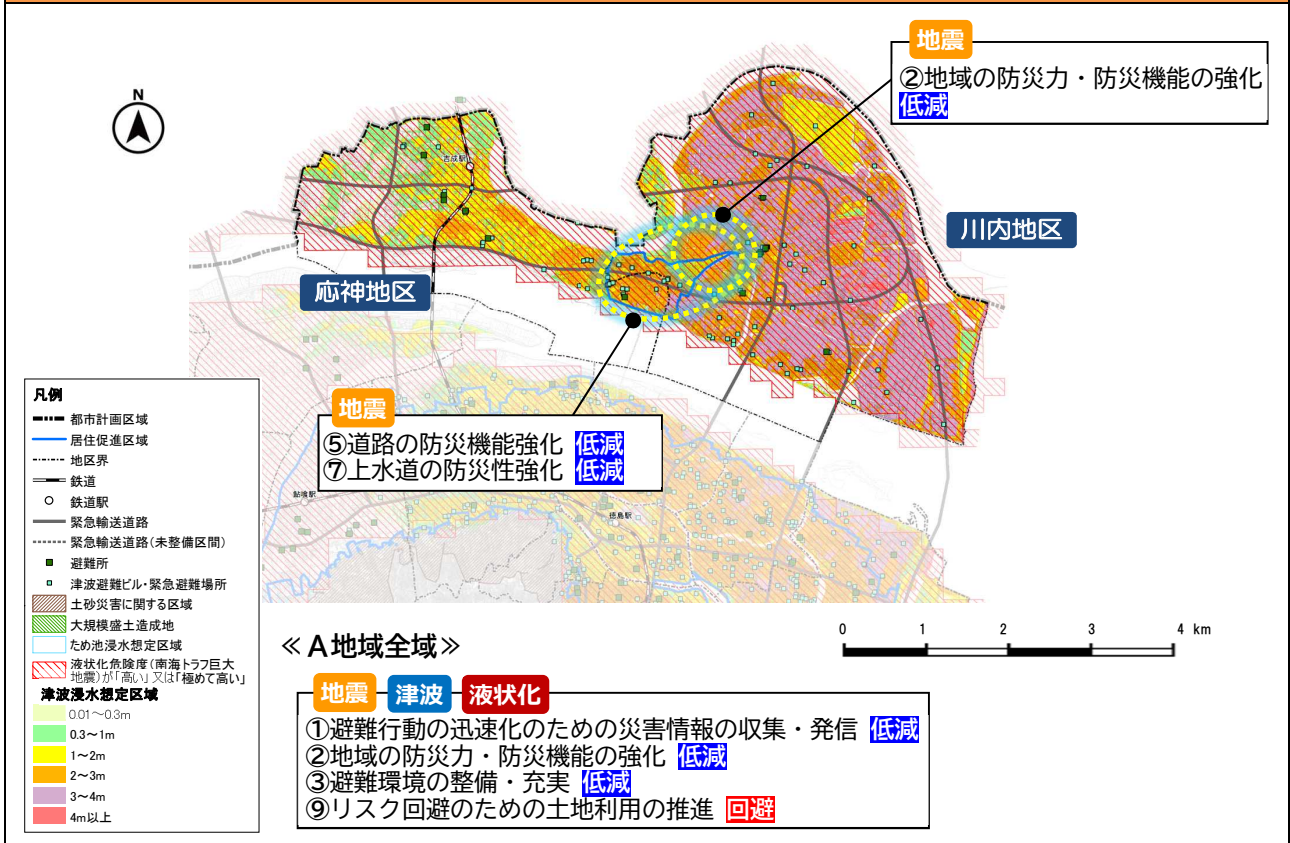
図面データ出典：

- ・避難所—徳島市防災対策課「指定避難所・補助避難所 一覧表」（2023年（令和5年）1月25日）
- ・緊急輸送道路—国土地理院「国土数値情報」（2020年（令和2年）3月）、徳島県「徳島県地域防災計画」（2021年（令和3年）12月）
- ・災害データの出典は「第7章 防災指針 2. 本市が抱える災害上の課題 （2）災害特性」（P.73～P.76、P.80）参照

【Ⅱ-1. 地震を起因とした災害に係る課題】



【Ⅱ-2. 地震を起因とした災害に係る取組方針】



【Ⅱ-3. 地震を起因とした災害に係る具体的な取組】

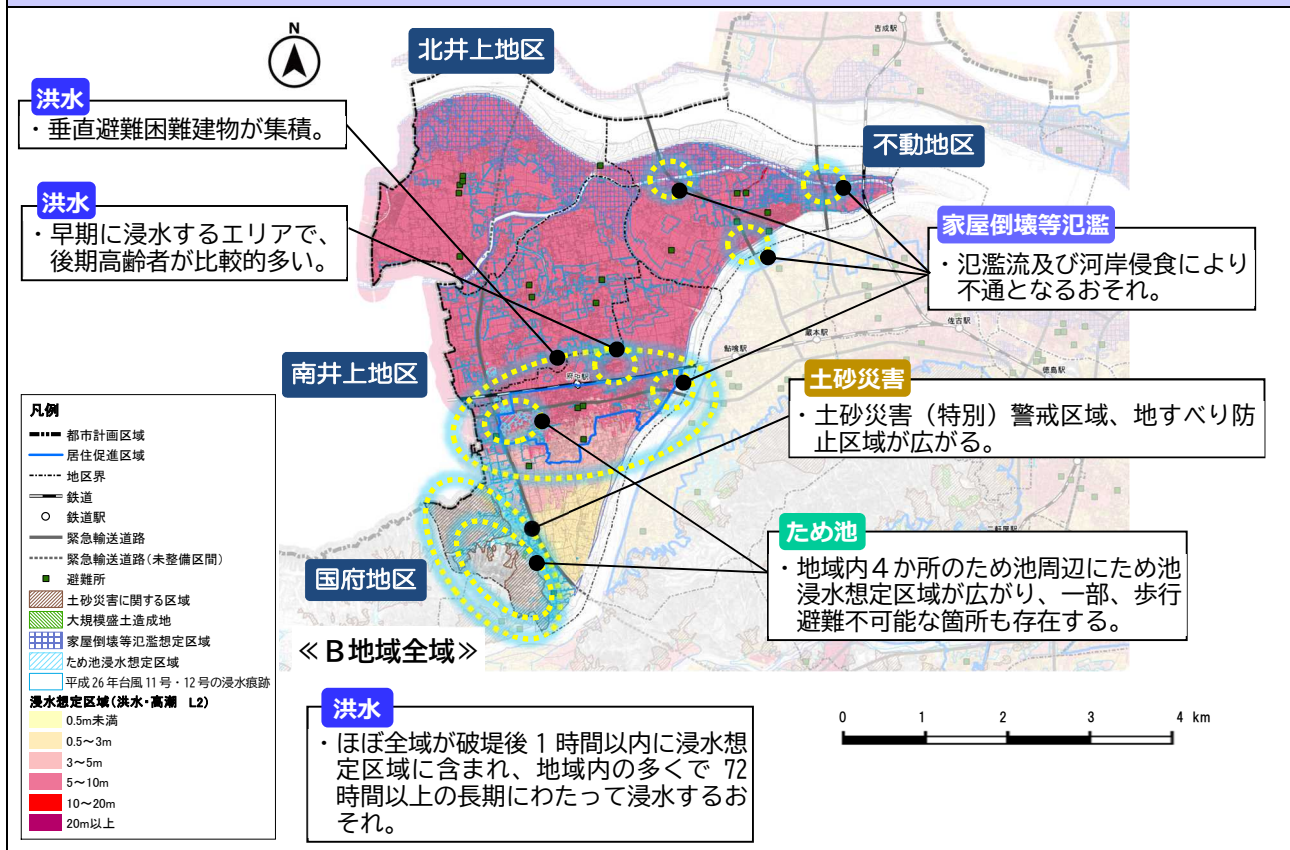
取組方針	低減 ／ 回避	具体的な取組	実施 主体	実施時期の目標		
				短期 (～5年)	中期 (～10年)	長期 (～17年)
①避難行動の迅速化のための災害情報の収集・発信	低減 (ソフト)	無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保	市	→		
		災害用映像情報収集ネットワーク整備	市	→		
		避難支援マップの作成	市	→		
②地域の防災力・防災機能の強化	低減 (ソフト)	地域防災力向上のための自主防災組織活動促進	市	→		
		防火・防災意識の普及啓発	市	→		
		応急手当の普及啓発	市	→		
		徳島市民総合防災訓練	市	→		
		防災サポーターの登録育成	市	→		
		老朽建築物の安全対策の促進	市	→		
		住宅・建築物の耐震化促進等	市	→		
③避難環境の整備・充実	低減 (ソフト)	福祉避難所の拡充	市	→		
		地区別津波避難計画の策定	市	→		
		地域への避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画作成の推進	市	→		
		要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進	市	→		
		災害種別図記号による避難場所標識板の設置	市	→		
⑤道路の防災機能強化	低減 (ハード)	緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化	市	→		
⑦上水道の防災性強化	低減 (ハード)	水道施設の耐震化	市	→		
⑨リスク回避のための土地利用の推進	回避 (ソフト)	市街化調整区域の「災害リスクの高いエリア」における開発行為の原則禁止または厳格化	市	→		

図面データ出典：

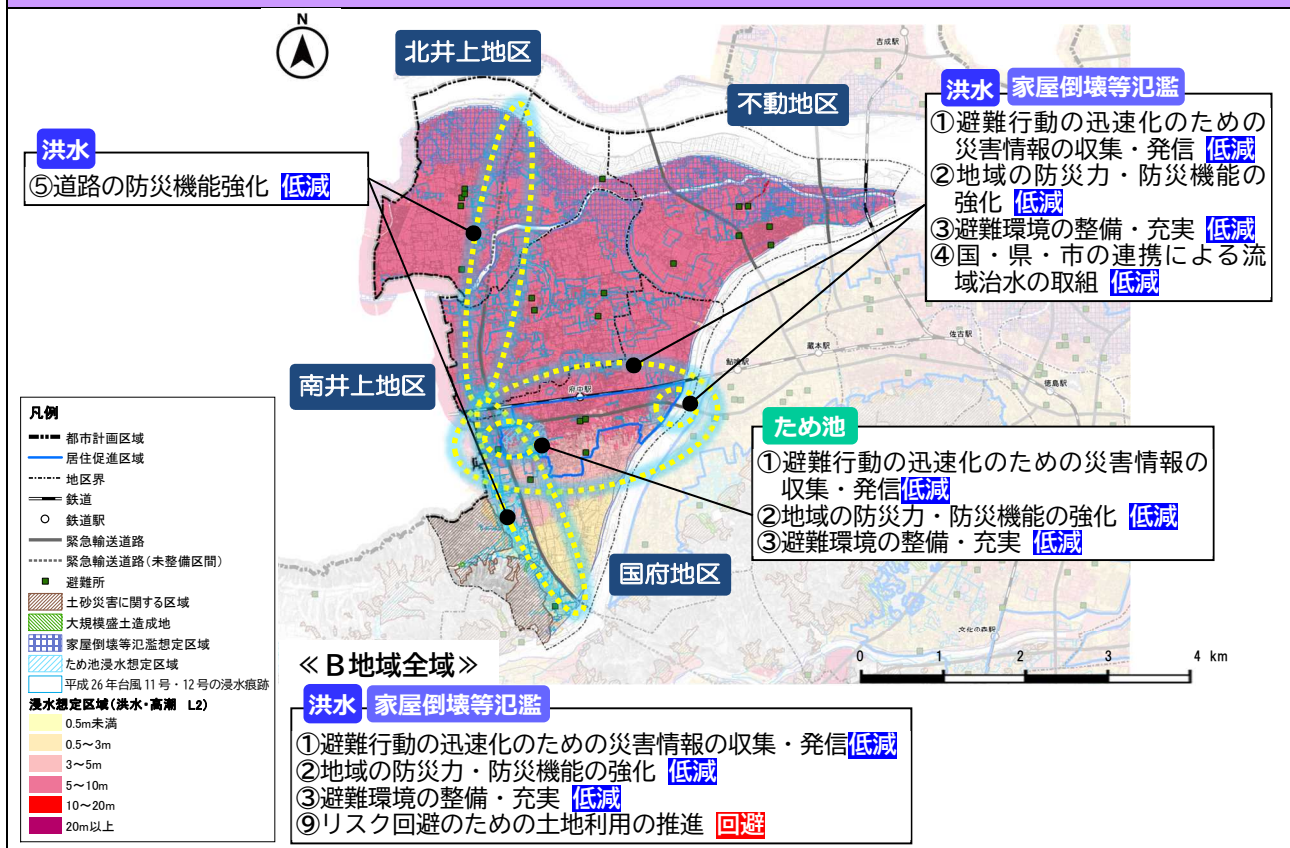
- ・避難所—徳島市防災対策課「指定避難所・補助避難所 一覧表」(2023年(令和5年)1月25日)
- ・津波避難ビル・緊急避難場所—徳島市危機管理課「津波避難ビル・緊急避難場所一覧」(2022年(令和4年)5月25日)
- ・緊急輸送道路—国土地理院「国土数値情報」(2020年(令和2年)3月)、徳島県「徳島県地域防災計画」(2021年(令和3年)12月)
- ・災害データの出典は「第7章 防災指針 2. 本市が抱える災害上の課題 (2) 災害特性」(P.76～P.80) 参照

(2) B地域（国府・不動・北井上・南井上）

【I-1. 台風や大雨を起因とした災害に係る課題】



【I-2. 台風や大雨を起因とした災害に係る取組方針】



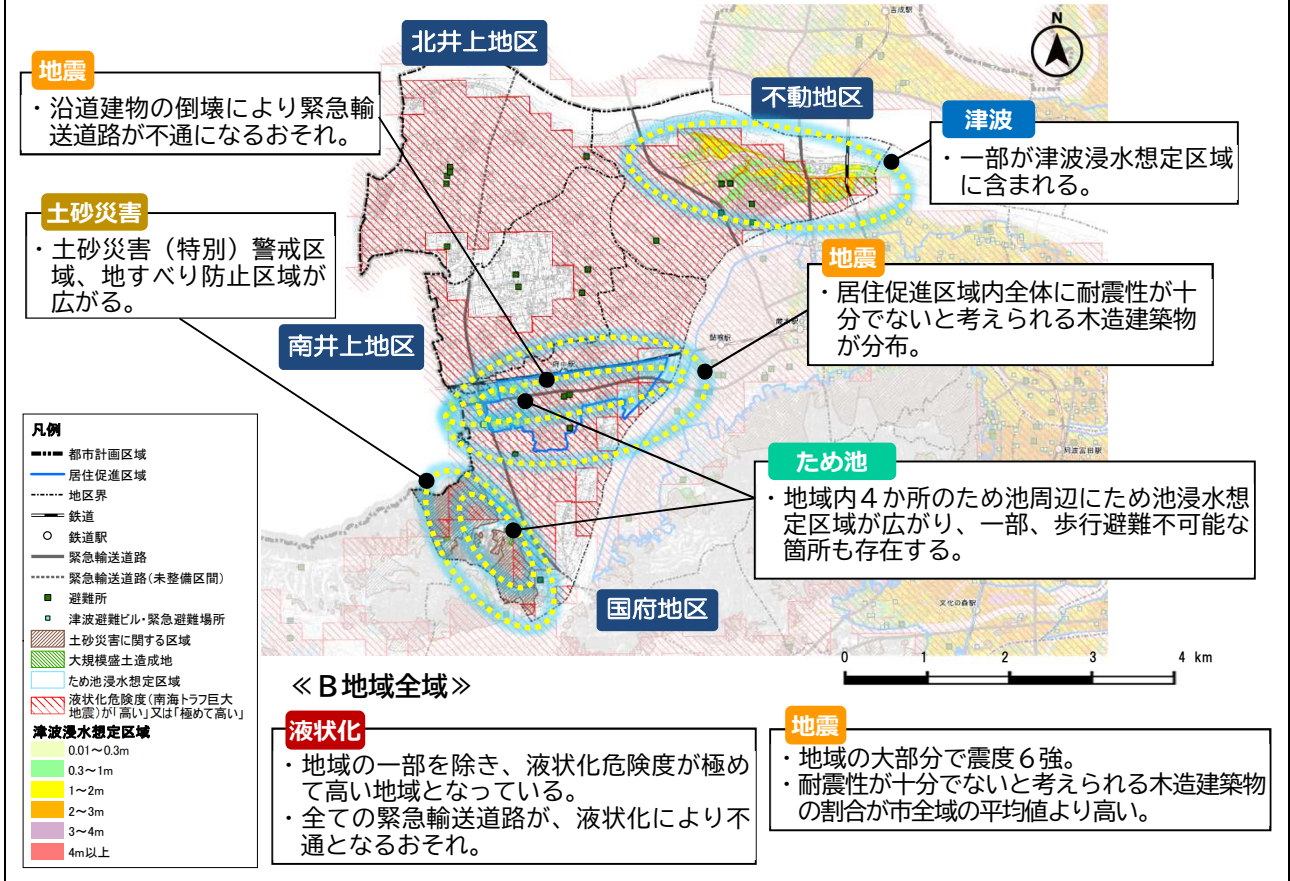
【 I-3. 台風や大雨を起因とした災害に係る具体的な取組】

取組方針	低減 ／ 回避	具体的な取組	実施 主体	実施時期の目標		
				短期 (～5年)	中期 (～10年)	長期 (～17年)
①避難行動の迅速化のための災害情報の収集・発信	低減 (ソフト)	無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保	市	→	→	→
		災害用映像情報収集ネットワーク整備	市	→	→	
		避難支援マップの作成	市	→	→	→
②地域の防災力・防災機能の強化	低減 (ソフト)	地域防災力向上のための自主防災組織活動促進	市	→	→	→
		防火・防災意識の普及啓発	市	→	→	→
		応急手当の普及啓発	市	→	→	→
		徳島市民総合防災訓練	市	→	→	→
		防災サポーターの登録育成	市	→	→	→
③避難環境の整備・充実	低減 (ソフト)	福祉避難所の拡充	市	→	→	→
		地域への避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画作成の推進	市	→	→	
		要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進	市	→	→	→
		災害種別図記号による避難場所標識板の設置	市	→	→	→
④国・県・市の連携による流域治水の取組	低減 (ハード)	排水機場・水路の整備	市	→	→	→
		河道掘削、堤防整備等(吉野川流域)	国・県	→	→	→
		都市浸水対策	市	→	→	→
⑤道路の防災機能強化	低減 (ハード)	都市計画道路の整備((都)徳島西環状線((主)徳島環状線))	県	→	→	→
		都市計画道路の整備((都)徳島南環状線((国)192号徳島南環状道路))	国	→	→	→
⑨リスク回避のための土地利用の推進	回避 (ソフト)	市街化調整区域の「災害リスクの高いエリア」における開発行為の原則禁止または厳格化	市	→	→	→

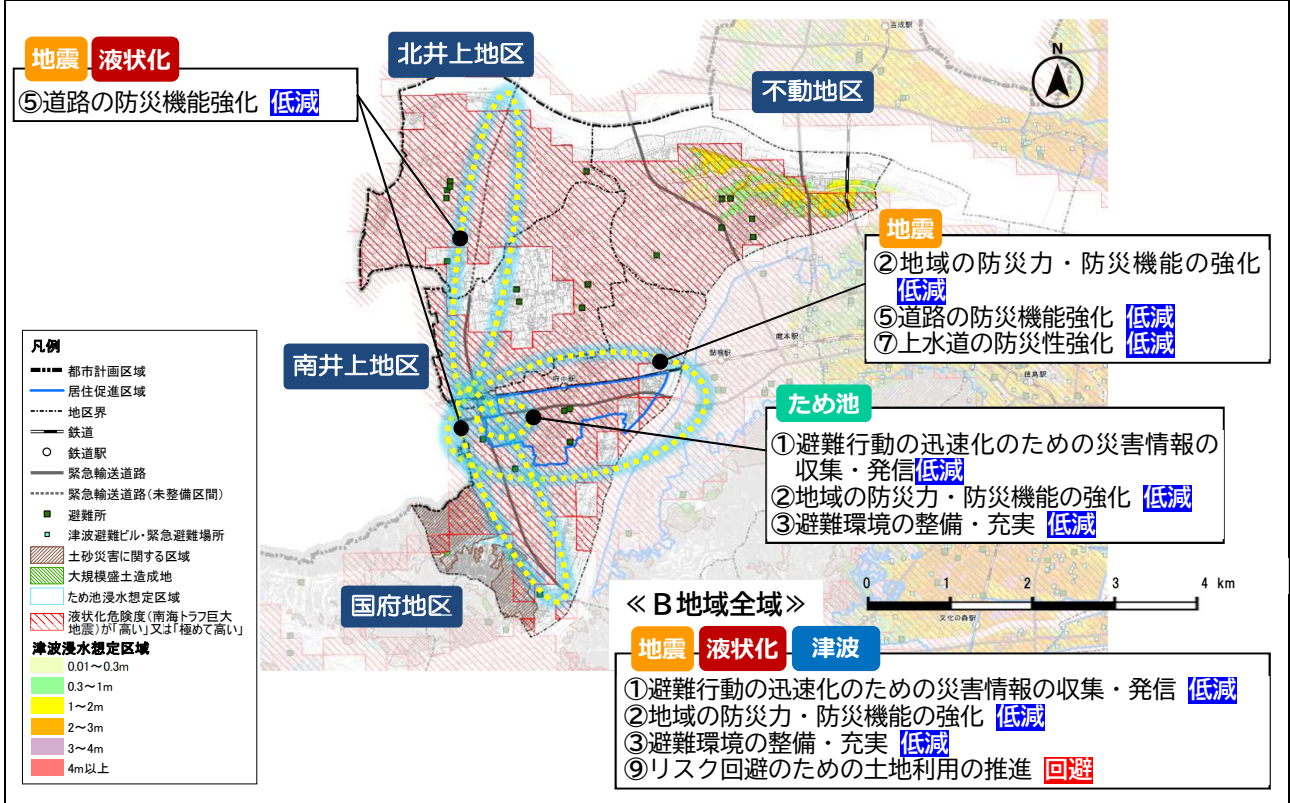
図面データ出典：

- ・避難所—徳島市防災対策課「指定避難所・補助避難所 一覧表」(2023年(令和5年)1月25日)
- ・緊急輸送道路—国土地理院「国土数値情報」(2020年(令和2年)3月)、徳島県「徳島県地域防災計画」(2021年(令和3年)12月)
- ・災害データの出典は「第7章 防災指針 2. 本市が抱える災害上の課題 (2) 災害特性」(P.73～P.76、P.80)参照

【Ⅱ-1. 地震を起因とした災害に係る課題】



【Ⅱ-2. 地震を起因とした災害に係る取組方針】



【Ⅱ-3. 地震を起因とした災害に係る具体的な取組】

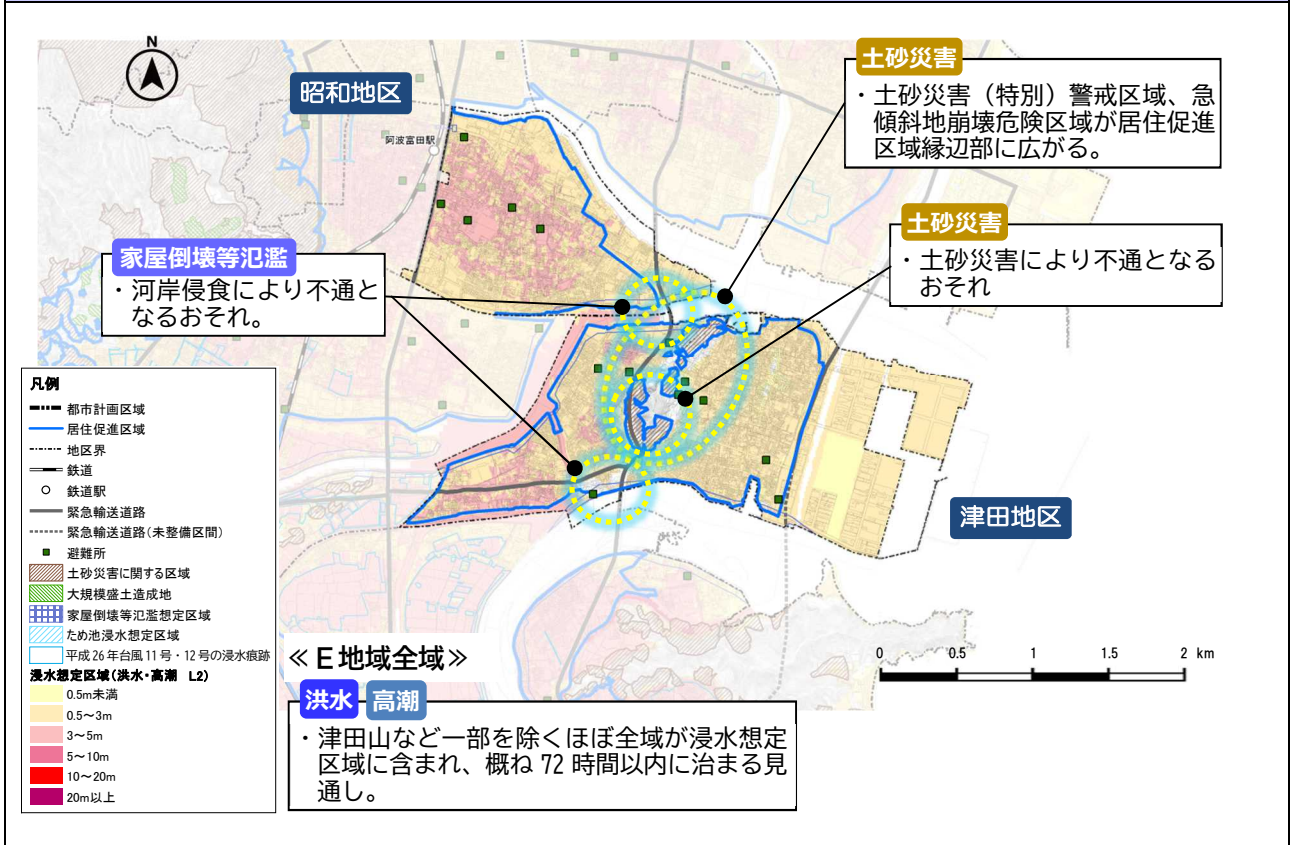
取組方針	低減 ／ 回避	具体的な取組	実施 主体	実施時期の目標		
				短期 (～5年)	中期 (～10年)	長期 (～17年)
①避難行動の迅速化のための災害情報の収集・発信	低減 (ソフト)	無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保	市	→	→	→
		災害用映像情報収集ネットワーク整備	市	→	→	
		避難支援マップの作成	市	→	→	→
②地域の防災力・防災機能の強化	低減 (ソフト)	地域防災力向上のための自主防災組織活動促進	市	→	→	→
		防火・防災意識の普及啓発	市	→	→	→
		応急手当の普及啓発	市	→	→	→
		徳島市民総合防災訓練	市	→	→	→
		防災サポーターの登録育成	市	→	→	→
		老朽建築物の安全対策の促進	市	→	→	→
		住宅・建築物の耐震化促進等	市	→	→	
③避難環境の整備・充実	低減 (ソフト)	福祉避難所の拡充	市	→	→	→
		地域への避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画作成の推進	市	→	→	
		要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進	市	→	→	→
		災害種別図記号による避難場所標識板の設置	市	→	→	→
⑤道路の防災機能強化	低減 (ハード)	都市計画道路の整備（(都)徳島西環状線（(主)徳島環状線）	県	→	→	→
		都市計画道路の整備（(都)徳島南環状線（(国)192号徳島南環状道路）	国	→	→	→
		緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化	市	→	→	→
⑦上水道の防災性強化	低減 (ハード)	水道施設の耐震化	市	→	→	→
⑨リスク回避のための土地利用の推進	回避 (ソフト)	市街化調整区域の「災害リスクの高いエリア」における開発行為の原則禁止または厳格化	市	→	→	→

図面データ出典：

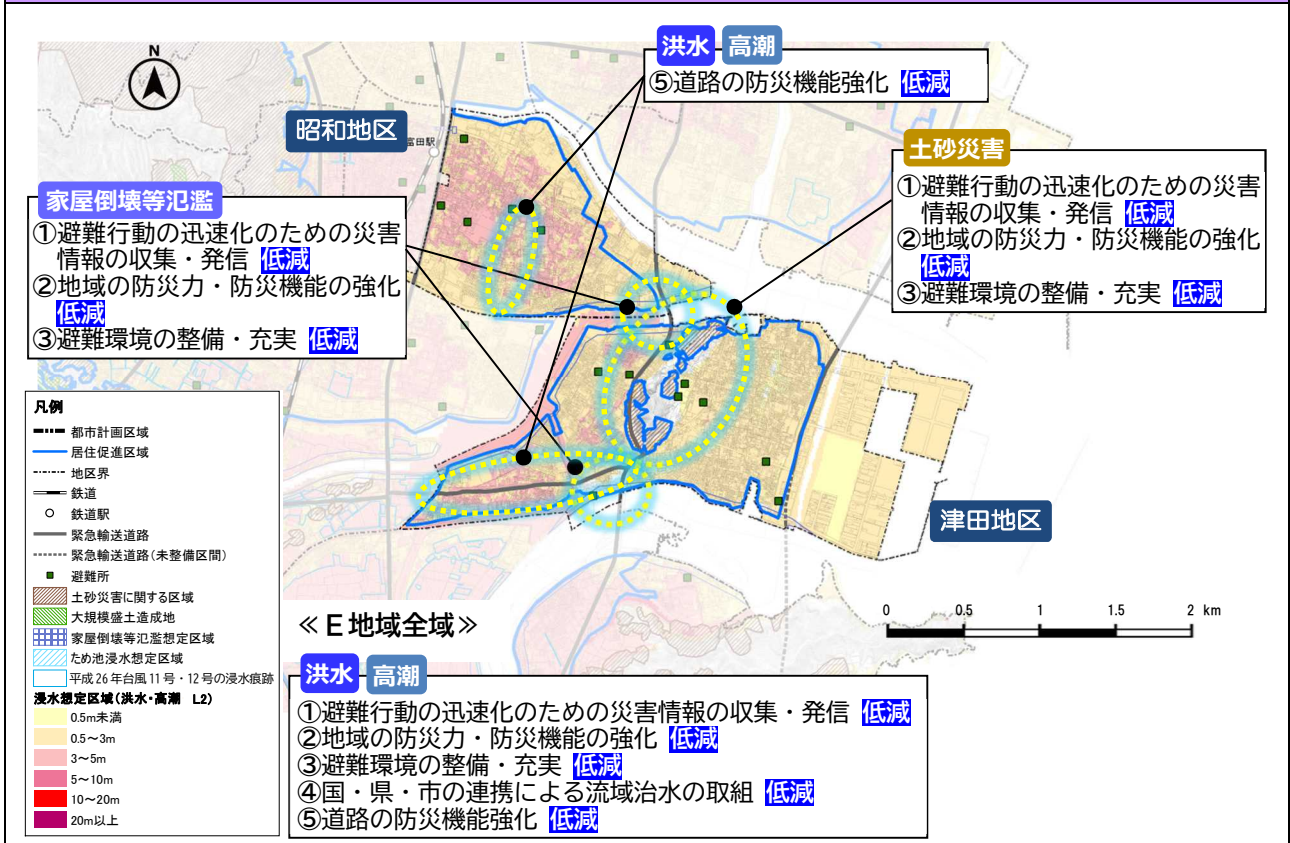
- ・避難所—徳島市防災対策課「指定避難所・補助避難所 一覧表」（2023年（令和5年）1月25日）
- ・津波避難ビル・緊急避難場所—徳島市危機管理課「津波避難ビル・緊急避難場所一覧」（2022年（令和4年）5月25日）
- ・緊急輸送道路—国土地理院「国土数値情報」（2020年（令和2年）3月）、徳島県「徳島県地域防災計画」（2021年（令和3年）12月）
- ・災害データの出典は「第7章 防災指針 2. 本市が抱える災害上の課題 （2）災害特性」（P.76～P.80）参照

(3) E地域（昭和・津田）

【 I-1. 台風や大雨を起因とした災害に係る課題】



【 I-2. 台風や大雨を起因とした災害に係る取組方針】



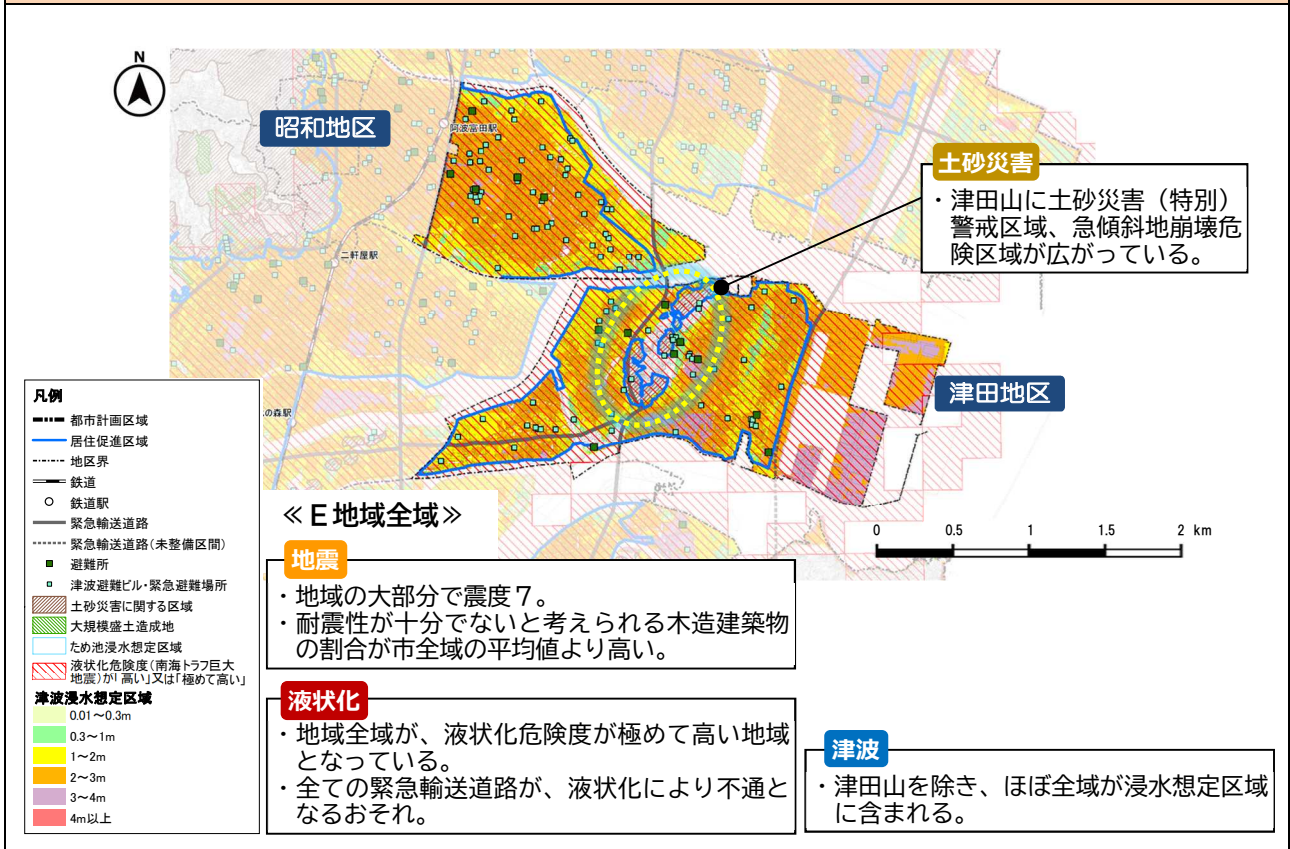
【 I-3. 台風や大雨を起因とした災害に係る具体的な取組】

取組方針	低減 ／ 回避	具体的な取組	実施 主体	実施時期の目標		
				短期 (～5年)	中期 (～10年)	長期 (～17年)
①避難行動の迅速化のための災害情報の収集・発信	低減 (ソフト)	無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保	市	→		
		災害用映像情報収集ネットワーク整備	市	→		
		避難支援マップの作成	市	→		
②地域の防災力・防災機能の強化	低減 (ソフト)	地域防災力向上のための自主防災組織活動促進	市	→		
		防火・防災意識の普及啓発	市	→		
		応急手当の普及啓発	市	→		
		徳島市民総合防災訓練	市	→		
		防災サポーターの登録育成	市	→		
③避難環境の整備・充実	低減 (ソフト)	福祉避難所の拡充	市	→		
		地域への避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画作成の推進	市	→		
		要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進	市	→		
		災害種別図記号による避難場所標識板の設置	市	→		
④国・県・市の連携による流域治水の取組	低減 (ハード)	排水機場・水路の整備	市	→		
		河道掘削、堤防整備等（吉野川流域）	国・県	→		
		都市浸水対策	市	→		
⑤道路の防災機能強化	低減 (ハード)	都市計画道路の整備（（都）住吉万代園瀬橋線）	市	→		
		都市計画道路の整備（（都）徳島東環状線（主）徳島環状線）	県	→		

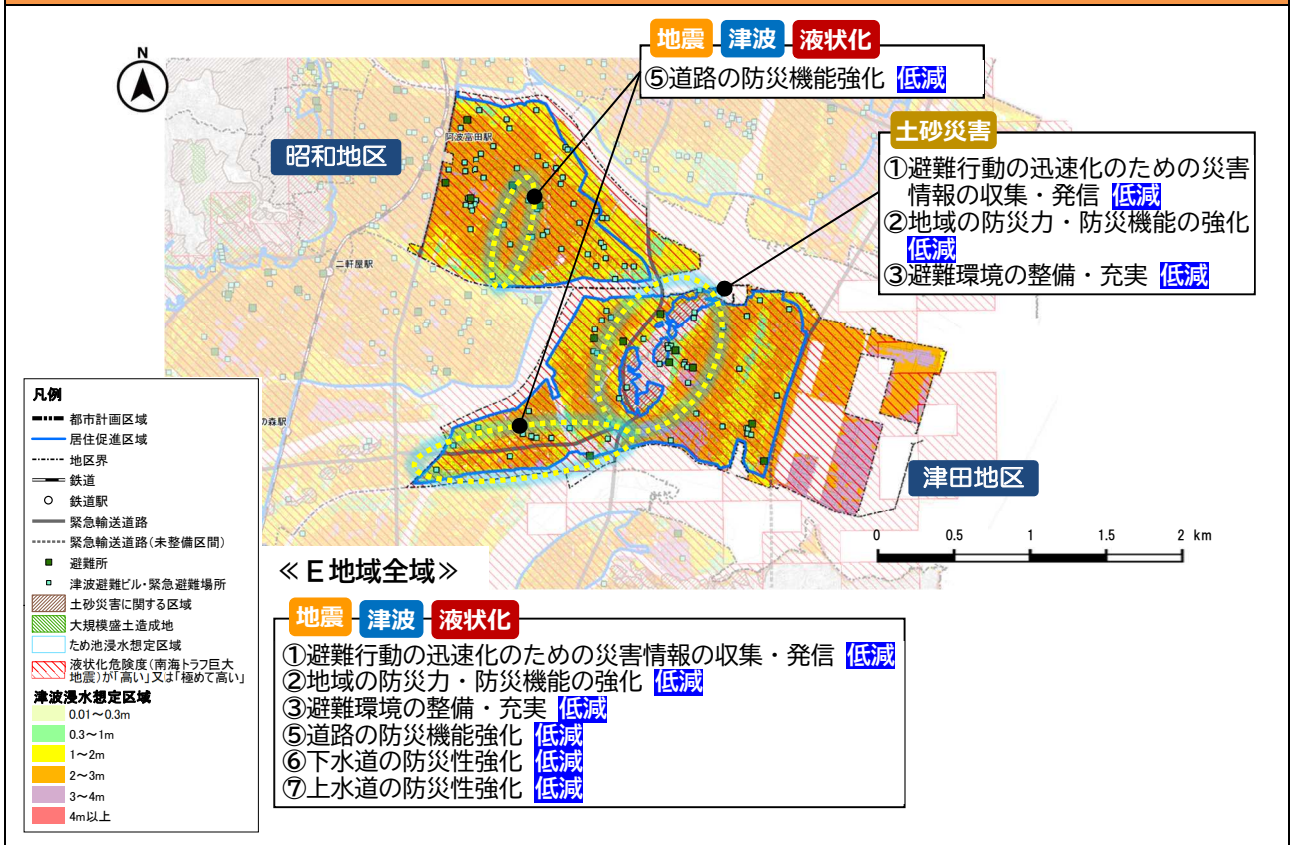
図面データ出典：

- ・避難所—徳島市防災対策課「指定避難所・補助避難所 一覧表」（2023年（令和5年）1月25日）
- ・緊急輸送道路—国土地理院「国土数値情報」（2020年（令和2年）3月）、徳島県「徳島県地域防災計画」（2021年（令和3年）12月）
- ・災害データの出典は「第7章 防災指針 2. 本市が抱える災害上の課題（2）災害特性」（P.73～P.76、P.80）参照

【Ⅱ-1. 地震を起因とした災害に係る課題】



【Ⅱ-2. 地震を起因とした災害に係る取組方針】



【Ⅱ-3. 地震を起因とした災害に係る具体的な取組】

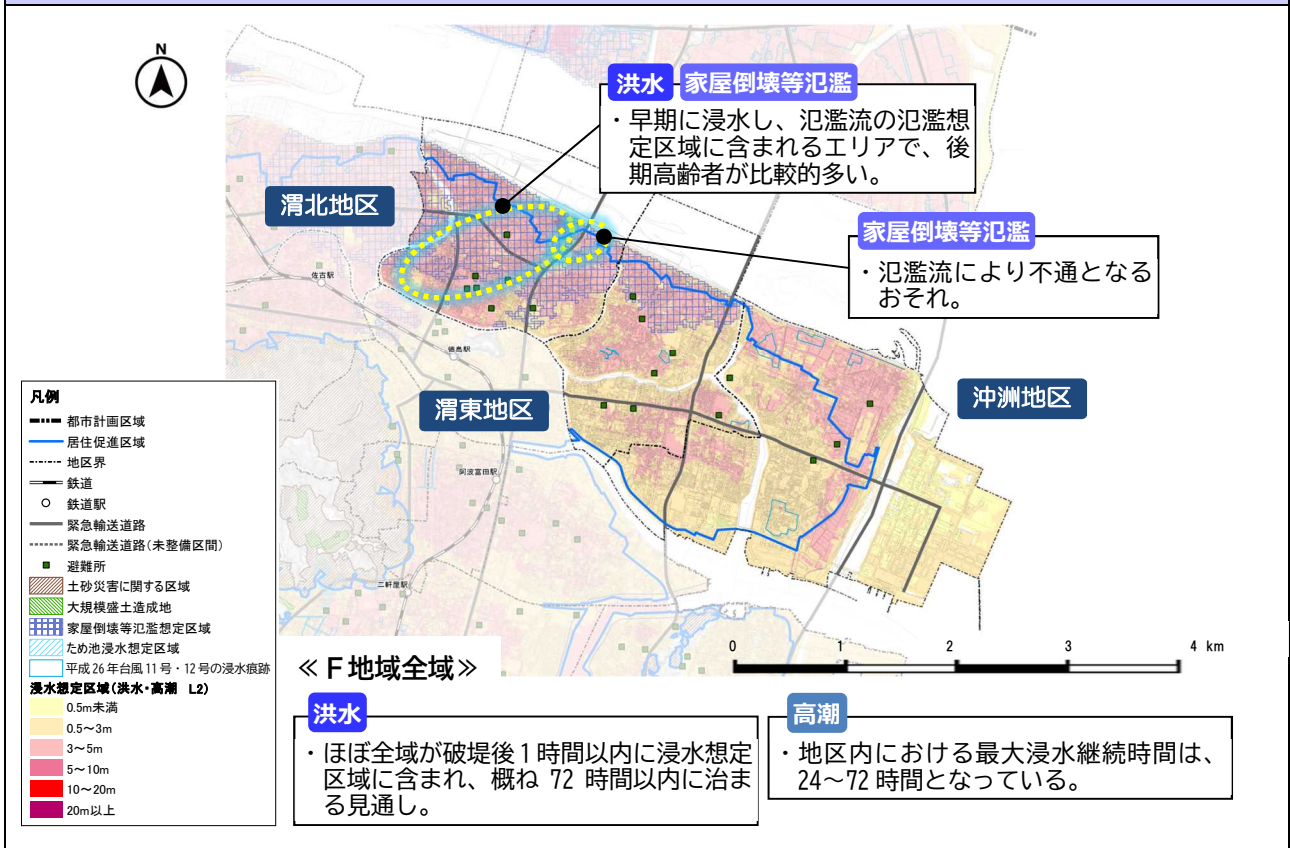
取組方針	低減 ／ 回避	具体的な取組	実施 主体	実施時期の目標		
				短期 (～5年)	中期 (～10年)	長期 (～17年)
①避難行動の迅速化のための災害情報の収集・発信	低減 (ソフト)	無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保	市	→		
		災害用映像情報収集ネットワーク整備	市	→		
		避難支援マップの作成	市	→		
②地域の防災力・防災機能の強化	低減 (ソフト)	地域防災力向上のための自主防災組織活動促進	市	→		
		防火・防災意識の普及啓発	市	→		
		応急手当の普及啓発	市	→		
		徳島市民総合防災訓練	市	→		
		防災サポーターの登録育成	市	→		
		老朽建築物の安全対策の促進	市	→		
		住宅・建築物の耐震化促進等	市	→		
③避難環境の整備・充実	低減 (ソフト)	福祉避難所の拡充	市	→		
		地区別津波避難計画の策定	市	→		
		地域への避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画作成の推進	市	→		
		要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進	市	→		
		災害種別図記号による避難場所標識板の設置	市	→		
⑤道路の防災機能強化	低減 (ハード)	都市計画道路の整備 ((都) 住吉万代園瀬橋線)	市	→		
		都市計画道路の整備 ((都) 徳島東環状線 ((主) 徳島環状線))	県	→		
		緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化	市	→		
⑥下水道の防災性強化	低減 (ハード)	下水道施設の地震対策	市	→		
⑦上水道の防災性強化	低減 (ハード)	水道施設の耐震化	市	→		

図面データ出典：

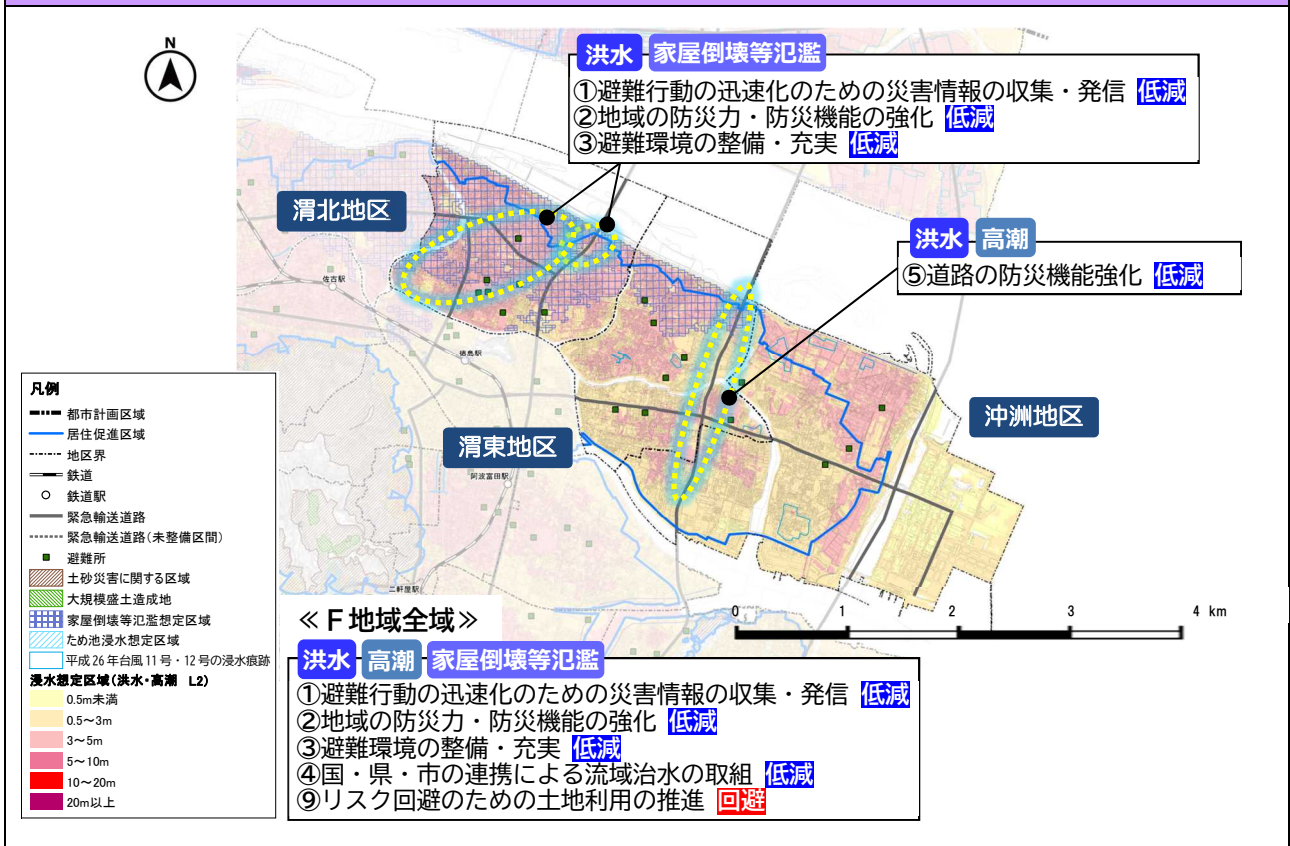
- ・避難所—徳島市防災対策課「指定避難所・補助避難所 一覧表」(2023年(令和5年)1月25日)
- ・津波避難ビル・緊急避難場所—徳島市危機管理課「津波避難ビル・緊急避難場所一覧」(2022年(令和4年)5月25日)
- ・緊急輸送道路—国土地理院「国土数値情報」(2020年(令和2年)3月)、徳島県「徳島県地域防災計画」(2021年(令和3年)12月)
- ・災害データの出典は「第7章 防災指針 2. 本市が抱える災害上の課題 (2) 災害特性」(P.76～P.80) 参照

(4) F 地域 (渭北・渭東・沖洲)

【 I-1. 台風や大雨を起因とした災害に係る課題】



【 I-2. 台風や大雨を起因とした災害に係る取組方針】



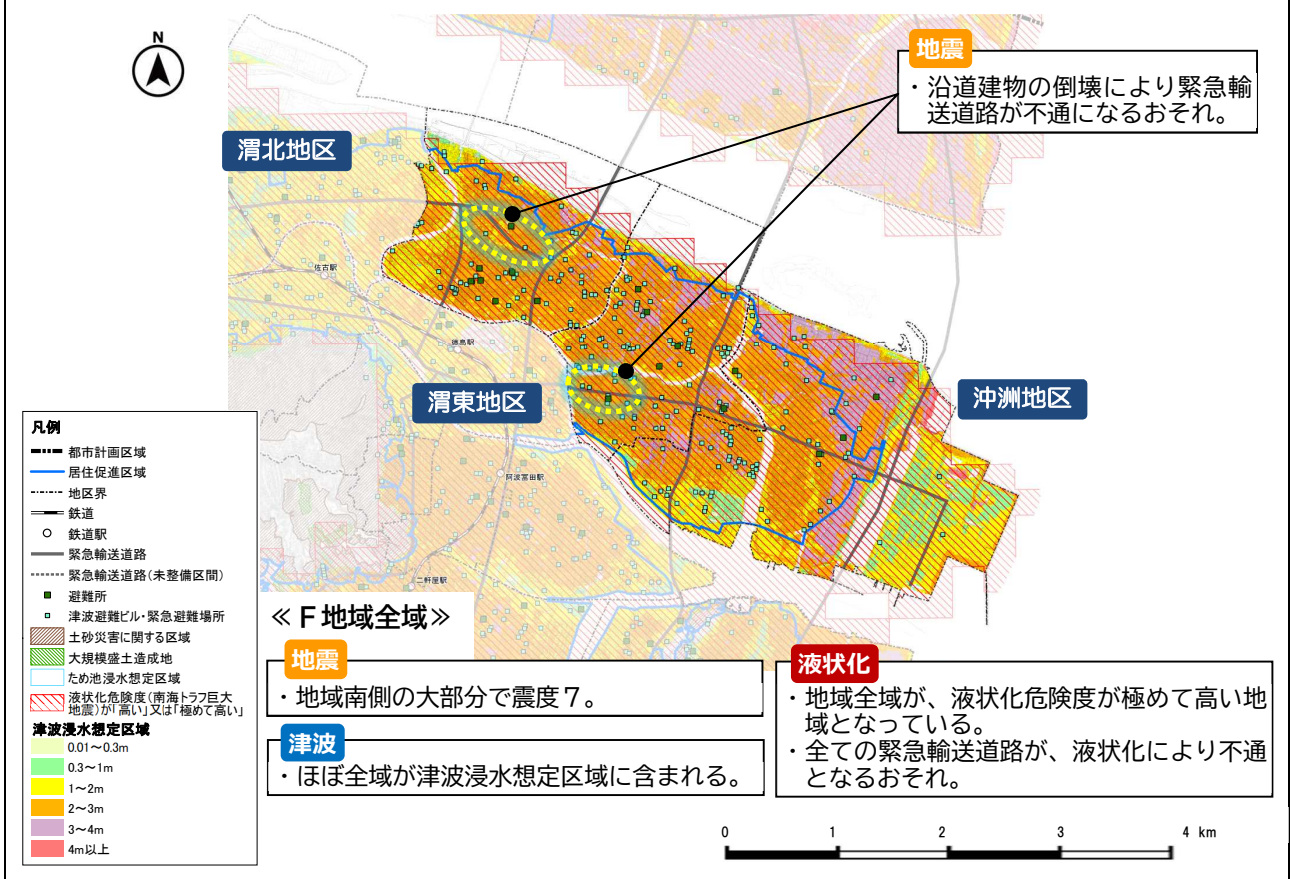
【 I-3. 台風や大雨を起因とした災害に係る具体的な取組】

取組方針	低減 ／ 回避	具体的な取組	実施 主体	実施時期の目標		
				短期 (～5年)	中期 (～10年)	長期 (～17年)
①避難行動の迅速化のための災害情報の収集・発信	低減 (ソフト)	無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保	市	→		
		災害用映像情報収集ネットワーク整備	市	→		
		避難支援マップの作成	市	→		
②地域の防災力・防災機能の強化	低減 (ソフト)	地域防災力向上のための自主防災組織活動促進	市	→		
		防火・防災意識の普及啓発	市	→		
		応急手当の普及啓発	市	→		
		徳島市民総合防災訓練	市	→		
		防災サポーターの登録育成	市	→		
③避難環境の整備・充実	低減 (ソフト)	福祉避難所の拡充	市	→		
		地域への避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画作成の推進	市	→		
		要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進	市	→		
		災害種別図記号による避難場所標識板の設置	市	→		
④国・県・市の連携による流域治水の取組	低減 (ハード)	雨水貯留施設の整備	市	→		
		排水機場・水路の整備	市	→		
		河道掘削、堤防整備等（吉野川流域）	国・県	→		
		都市浸水対策	市	→		
⑤道路の防災機能強化	低減 (ハード)	都市計画道路の整備（(都)徳島東環状線（主）徳島環状線）	県	→		
⑨リスク回避のための土地利用の推進	回避 (ソフト)	市街化調整区域の「災害リスクの高いエリア」における開発行為の原則禁止または厳格化	市	→		

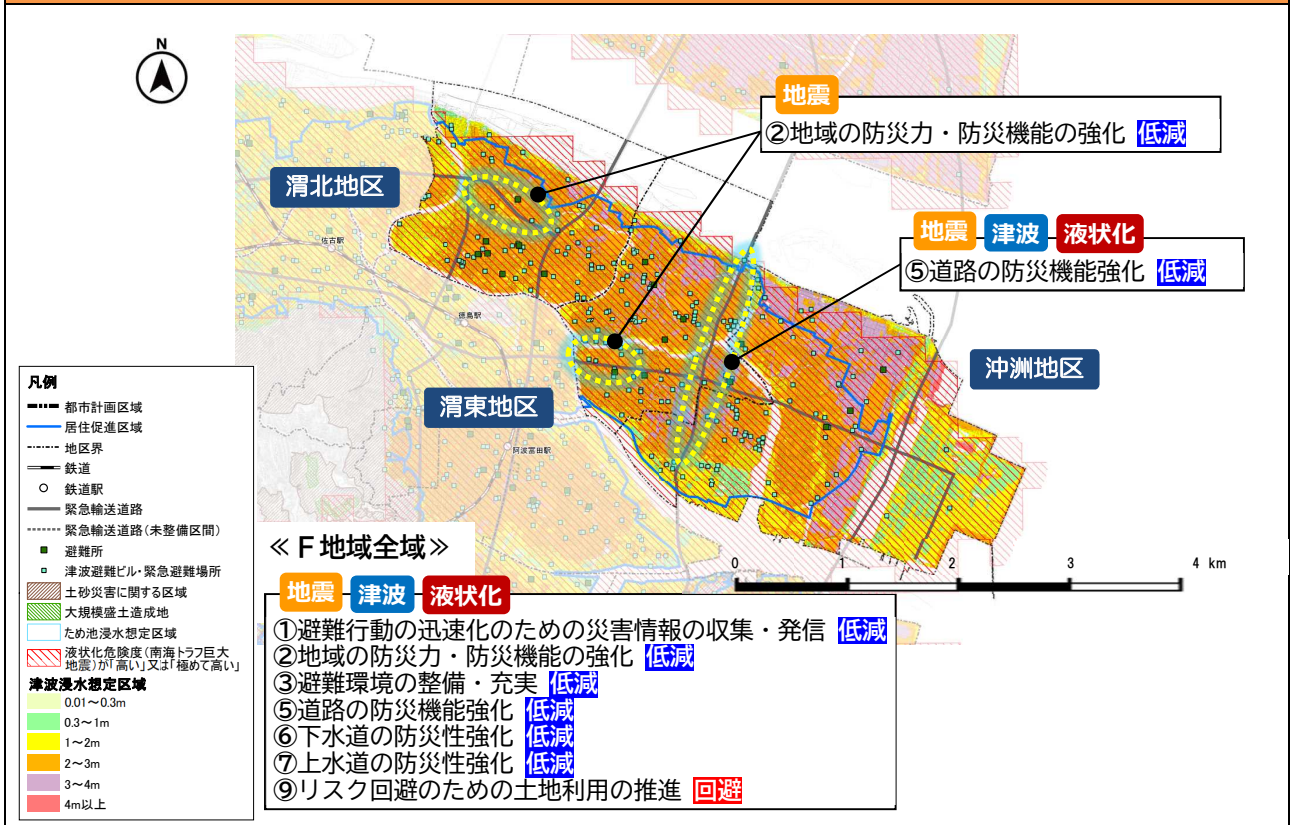
図面データ出典：

- ・避難所—徳島市防災対策課「指定避難所・補助避難所 一覧表」（2023年（令和5年）1月25日）
- ・緊急輸送道路—国土地理院「国土数値情報」（2020年（令和2年）3月）、徳島県「徳島県地域防災計画」（2021年（令和3年）12月）
- ・災害データの出典は「第7章 防災指針 2. 本市が抱える災害上の課題 （2）災害特性」（P.73～P.76、P.80）参照

【Ⅱ-1. 地震を起因とした災害に係る課題】



【Ⅱ-2. 地震を起因とした災害に係る取組方針】



【Ⅱ-3. 地震を起因とした災害に係る具体的な取組】

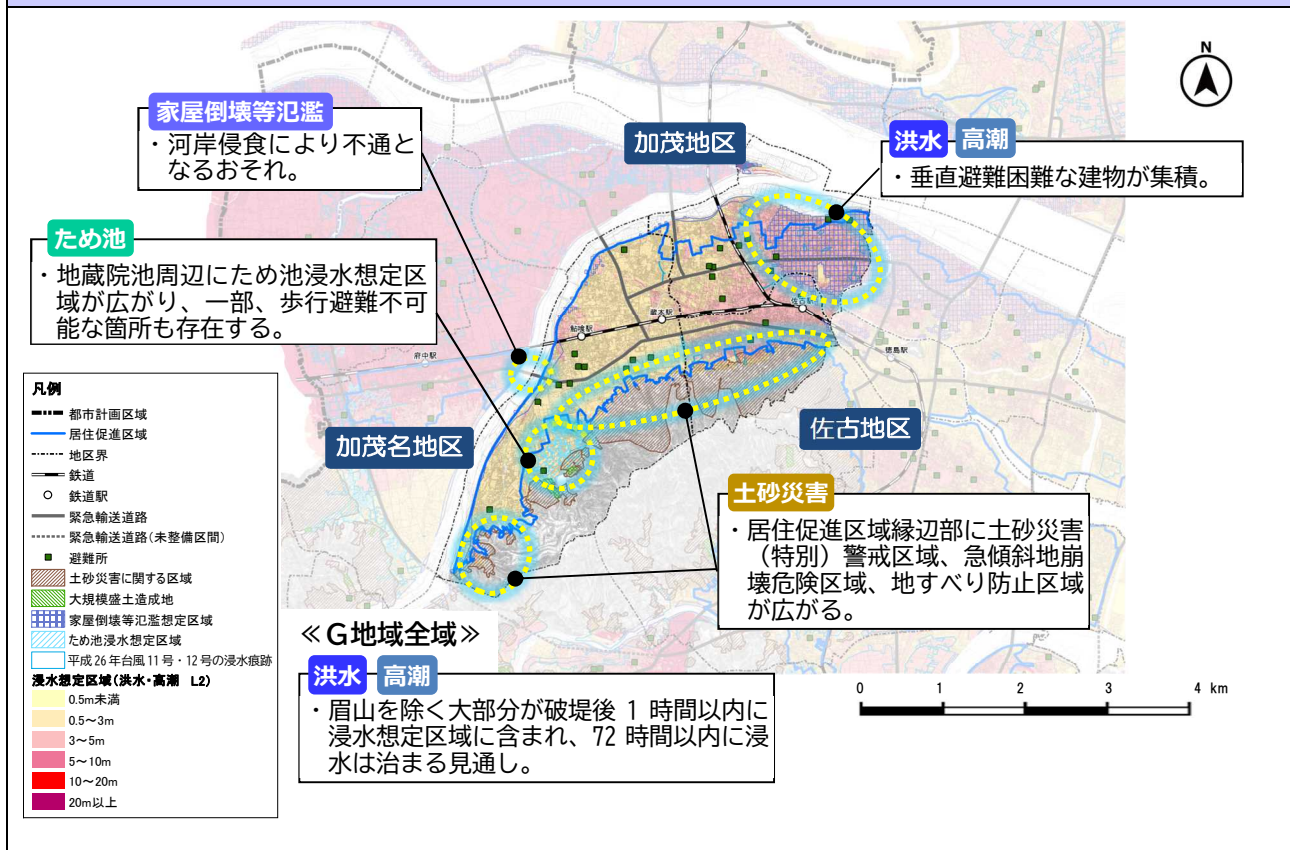
取組方針	低減 ／ 回避	具体的な取組	実施 主体	実施時期の目標		
				短期 (～5年)	中期 (～10年)	長期 (～17年)
①避難行動の迅速化のための災害情報の収集・発信	低減 (ソフト)	無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保	市	→	→	→
		災害用映像情報収集ネットワーク整備	市	→	→	
		避難支援マップの作成	市	→	→	→
②地域の防災力・防災機能の強化	低減 (ソフト)	地域防災力向上のための自主防災組織活動促進	市	→	→	→
		防火・防災意識の普及啓発	市	→	→	→
		応急手当の普及啓発	市	→	→	→
		徳島市民総合防災訓練	市	→	→	→
		防災サポーターの登録育成	市	→	→	→
		老朽建築物の安全対策の促進	市	→	→	→
		住宅・建築物の耐震化促進等	市	→	→	
③避難環境の整備・充実	低減 (ソフト)	福祉避難所の拡充	市	→	→	→
		地区別津波避難計画の策定	市	→	→	→
		地域への避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画作成の推進	市	→	→	
		要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進	市	→	→	→
		災害種別図記号による避難場所標識板の設置	市	→	→	→
⑤道路の防災機能強化	低減 (ハード)	都市計画道路の整備（(都)徳島東環状線（主）徳島環状線）	県	→	→	→
		緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化	市	→	→	→
⑥下水道の防災性強化	低減 (ハード)	下水道施設の地震対策	市	→	→	→
⑦上水道の防災性強化	低減 (ハード)	水道施設の耐震化	市	→	→	→
⑨リスク回避のための土地利用の推進	回避 (ソフト)	市街化調整区域の「災害リスクの高いエリア」における開発行為の原則禁止または厳格化	市	→	→	→

図面データ出典：

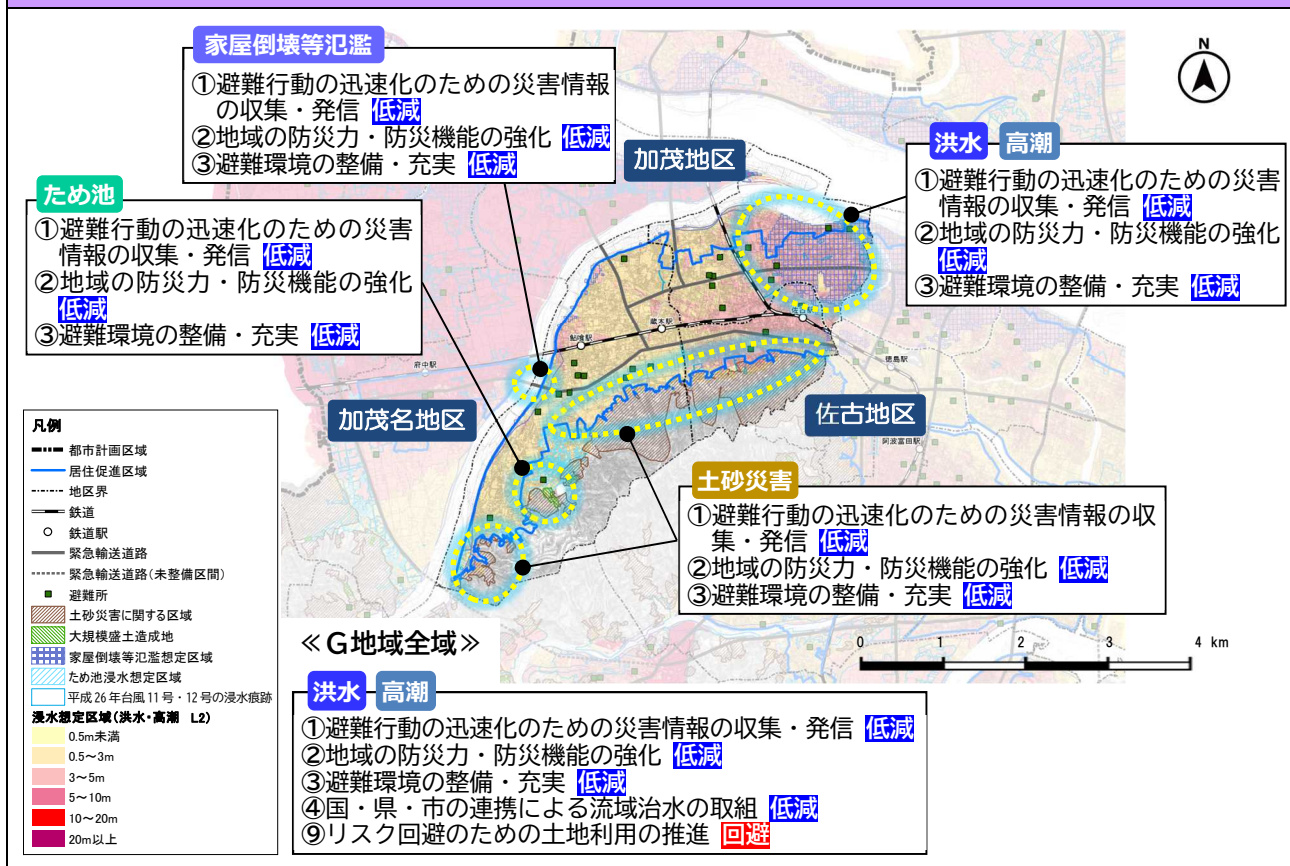
- ・避難所—徳島市防災対策課「指定避難所・補助避難所 一覧表」(2023年(令和5年)1月25日)
- ・津波避難ビル・緊急避難場所—徳島市危機管理課「津波避難ビル・緊急避難場所一覧」(2022年(令和4年)5月25日)
- ・緊急輸送道路—国土地理院「国土数値情報」(2020年(令和2年)3月)、徳島県「徳島県地域防災計画」(2021年(令和3年)12月)
- ・災害データの出典は「第7章 防災指針 2. 本市が抱える災害上の課題 (2) 災害特性」(P.76～P.80) 参照

(5) G地域（佐古・加茂・加茂名）

【I-1. 台風や大雨を起因とした災害に係る課題】



【I-2. 台風や大雨を起因とした災害に係る取組方針】



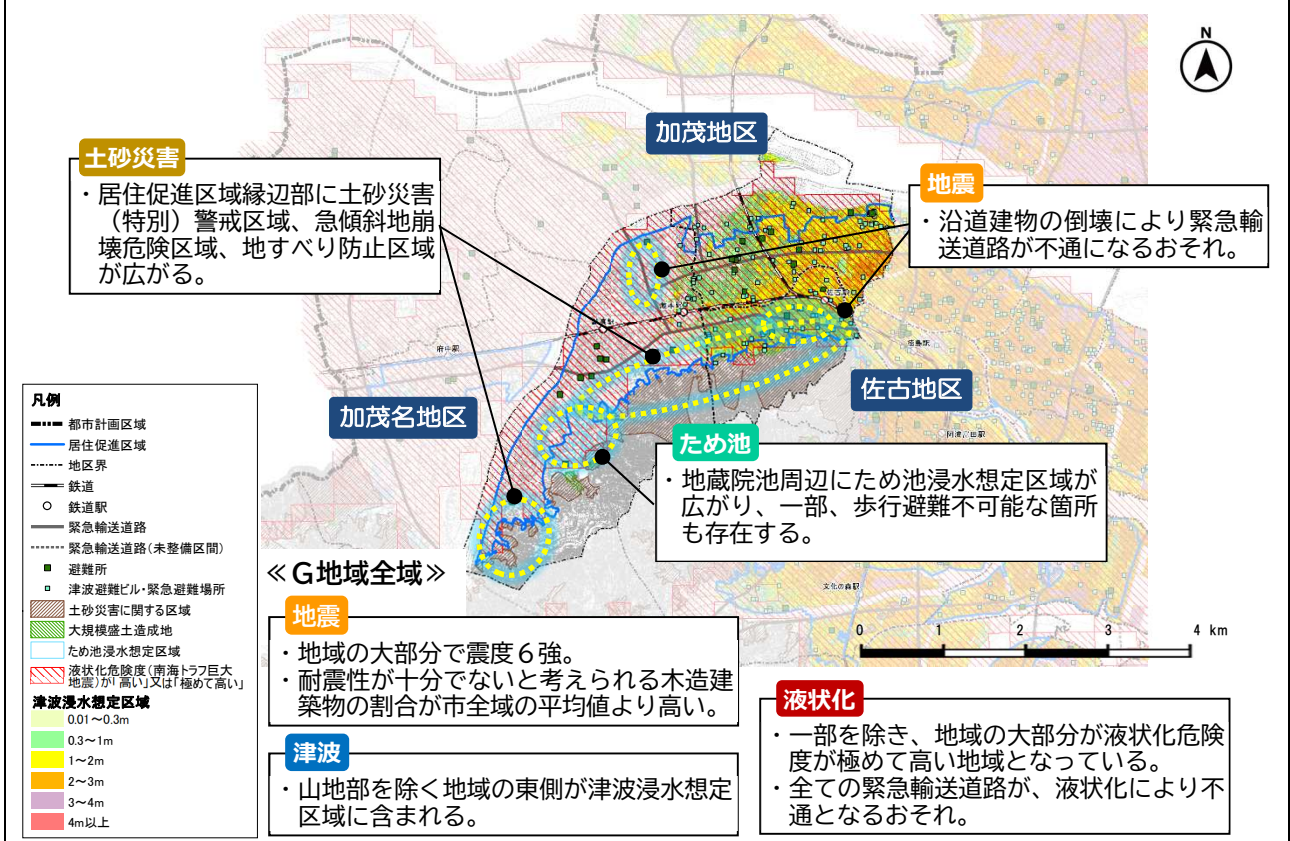
【I-3. 台風や大雨を起因とした災害に係る具体的な取組】

取組方針	低減 ／ 回避	具体的な取組	実施 主体	実施時期の目標		
				短期 (～5年)	中期 (～10年)	長期 (～17年)
①避難行動の迅速化のための災害情報の収集・発信	低減 (ソフト)	無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保	市	→	→	→
		災害用映像情報収集ネットワーク整備	市	→	→	
		避難支援マップの作成	市	→	→	→
②地域の防災力・防災機能の強化	低減 (ソフト)	地域防災力向上のための自主防災組織活動促進	市	→	→	→
		防火・防災意識の普及啓発	市	→	→	→
		応急手当の普及啓発	市	→	→	→
		徳島市民総合防災訓練	市	→	→	→
		防災サポーターの登録育成	市	→	→	→
③避難環境の整備・充実	低減 (ソフト)	福祉避難所の拡充	市	→	→	→
		地域への避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画作成の推進	市	→	→	
		要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進	市	→	→	→
		災害種別図記号による避難場所標識板の設置	市	→	→	→
④国・県・市の連携による流域治水の取組	低減 (ハード)	排水機場・水路の整備	市	→	→	→
		河道掘削、堤防整備等（吉野川流域）	国・県	→	→	→
		都市浸水対策	市	→	→	→
⑨リスク回避のための土地利用の推進	回避 (ソフト)	市街化調整区域の「災害リスクの高いエリア」における開発行為の原則禁止または厳格化	市	→	→	→

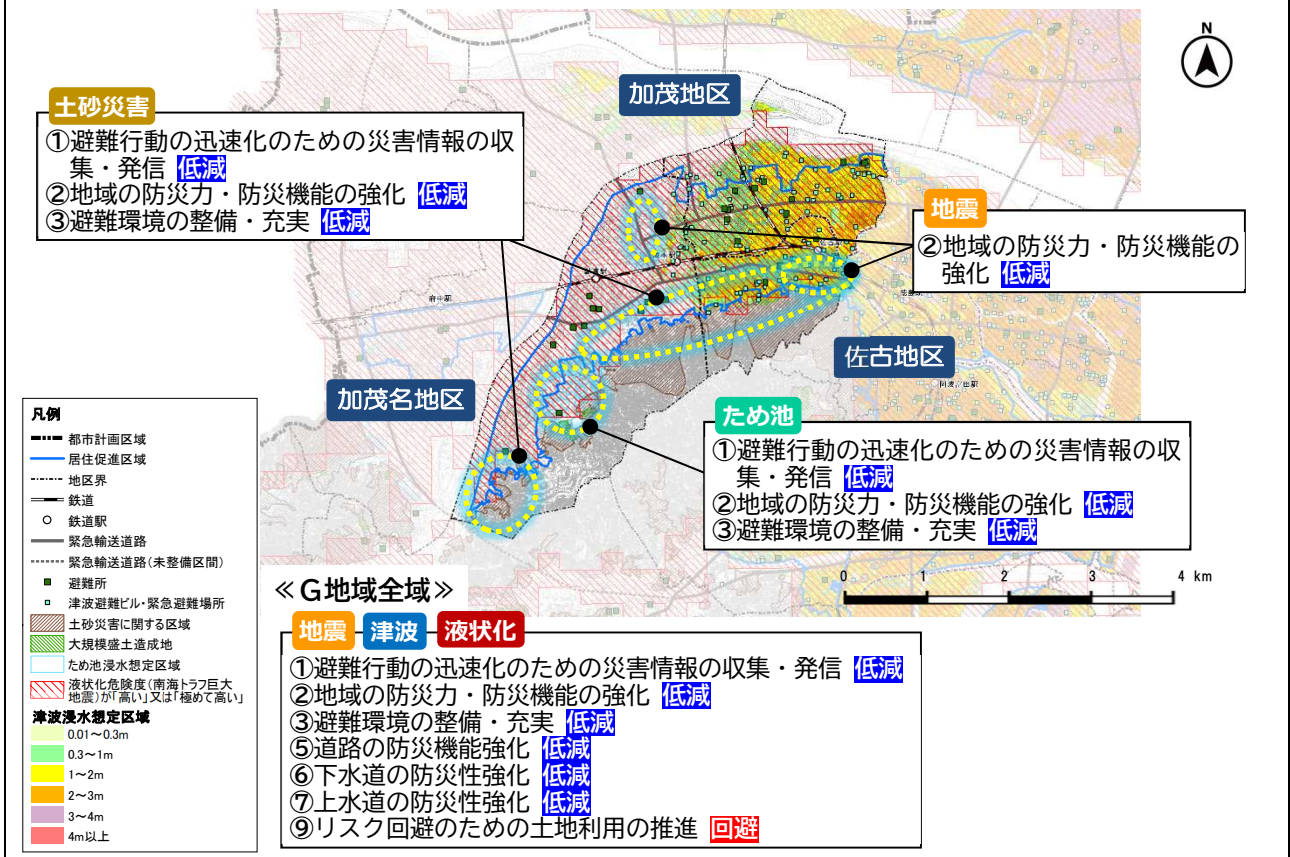
図面データ出典：

- ・避難所—徳島市防災対策課「指定避難所・補助避難所 一覧表」（2023年（令和5年）1月25日）
- ・緊急輸送道路—国土地理院「国土数値情報」（2020年（令和2年）3月）、徳島県「徳島県地域防災計画」（2021年（令和3年）12月）
- ・災害データの出典は「第7章 防災指針 2. 本市が抱える災害上の課題 （2）災害特性」（P.73～P.76、P.80）参照

【Ⅱ-1. 地震を起因とした災害に係る課題】



【Ⅱ-2. 地震を起因とした災害に係る取組方針】



【Ⅱ-3. 地震を起因とした災害に係る具体的な取組】

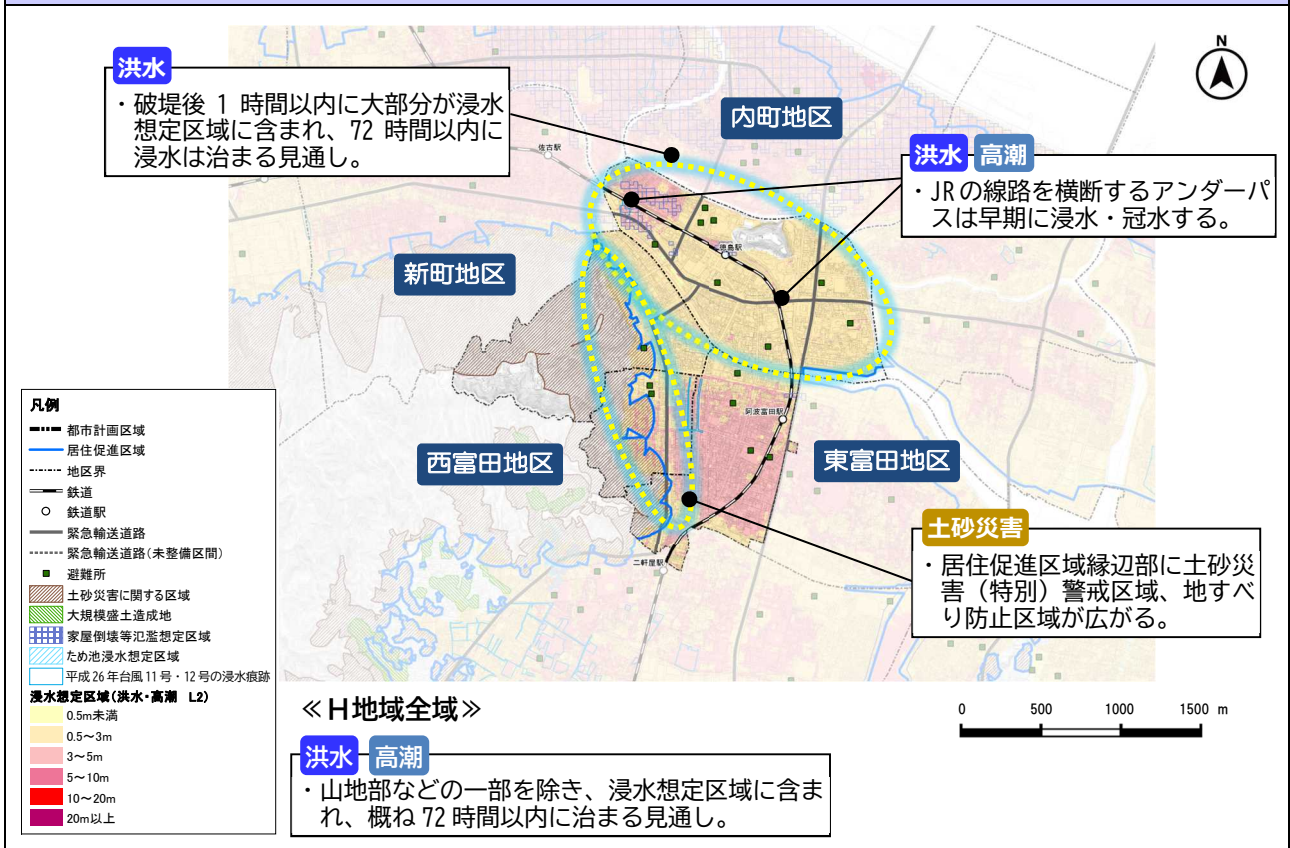
取組方針	低減 ／ 回避	具体的な取組	実施 主体	実施時期の目標		
				短期 (～5年)	中期 (～10年)	長期 (～17年)
①避難行動の迅速化のための災害情報の収集・発信	低減 (ソフト)	無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保	市	→		
		災害用映像情報収集ネットワーク整備	市	→		
		避難支援マップの作成	市	→		
②地域の防災力・防災機能の強化	低減 (ソフト)	地域防災力向上のための自主防災組織活動促進	市	→		
		防火・防災意識の普及啓発	市	→		
		応急手当の普及啓発	市	→		
		徳島市民総合防災訓練	市	→		
		防災サポーターの登録育成	市	→		
		老朽建築物の安全対策の促進	市	→		
		住宅・建築物の耐震化促進等	市	→		
③避難環境の整備・充実	低減 (ソフト)	福祉避難所の拡充	市	→		
		地区別津波避難計画の策定	市	→		
		地域への避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画作成の推進	市	→		
		要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進	市	→		
		災害種別図記号による避難場所標識板の設置	市	→		
⑤道路の防災機能強化	低減 (ハード)	緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化	市	→		
⑥下水道の防災性強化	低減 (ハード)	下水道施設の地震対策	市	→		
⑦上水道の防災性強化	低減 (ハード)	水道施設の耐震化	市	→		
⑨リスク回避のための土地利用の推進	回避 (ソフト)	市街化調整区域の「災害リスクの高いエリア」における開発行為の原則禁止または厳格化	市	→		

図面データ出典：

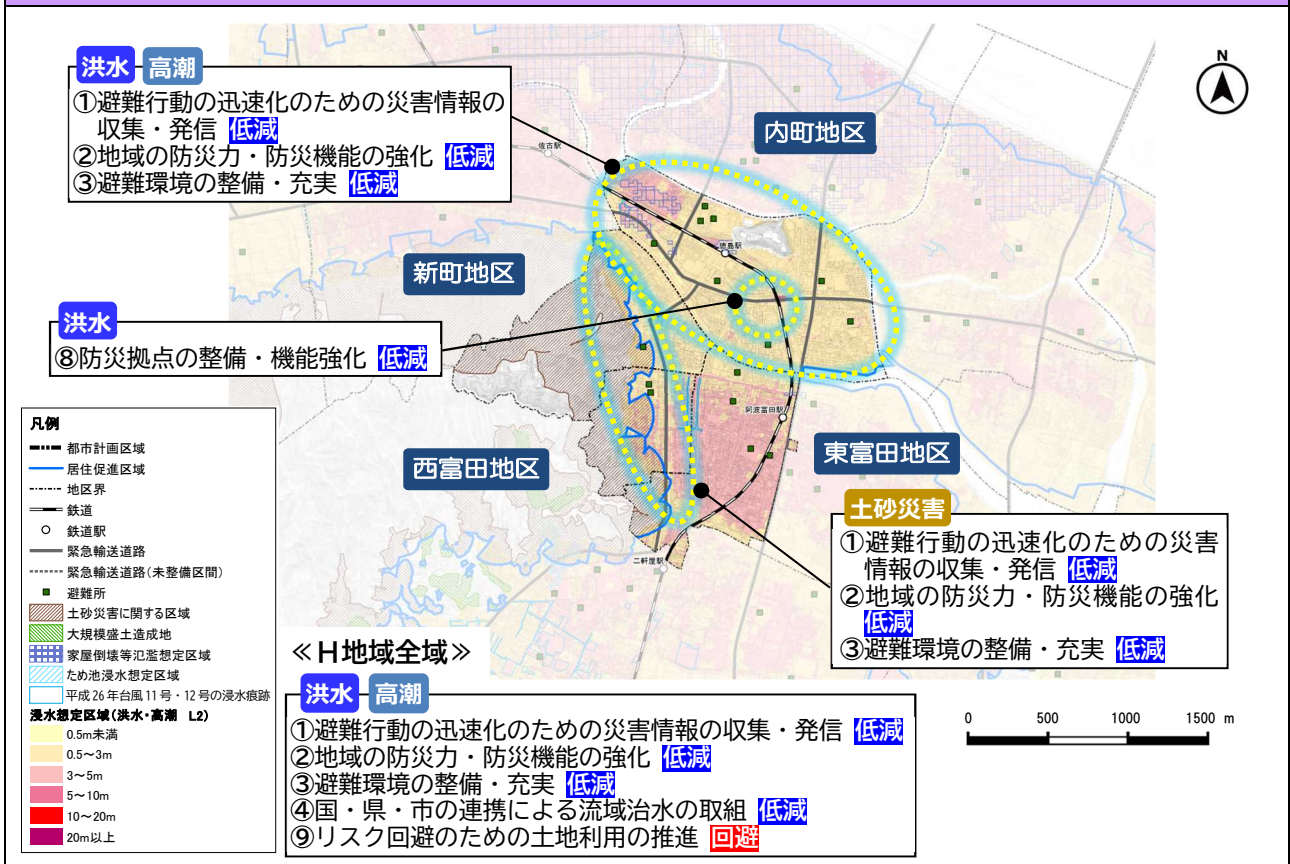
- ・避難所—徳島市防災対策課「指定避難所・補助避難所 一覧表」(2023年(令和5年)1月25日)
- ・津波避難ビル・緊急避難場所—徳島市危機管理課「津波避難ビル・緊急避難場所一覧」(2022年(令和4年)5月25日)
- ・緊急輸送道路—国土地理院「国土数値情報」(2020年(令和2年)3月)、徳島県「徳島県地域防災計画」(2021年(令和3年)12月)
- ・災害データの出典は「第7章 防災指針 2. 本市が抱える災害上の課題 (2) 災害特性」(P.76～P.80)参照

(6) H地域（内町・新町・東富田・西富田）

【 I-1. 台風や大雨を起因とした災害に係る課題】



【 I-2. 台風や大雨を起因とした災害に係る取組方針】



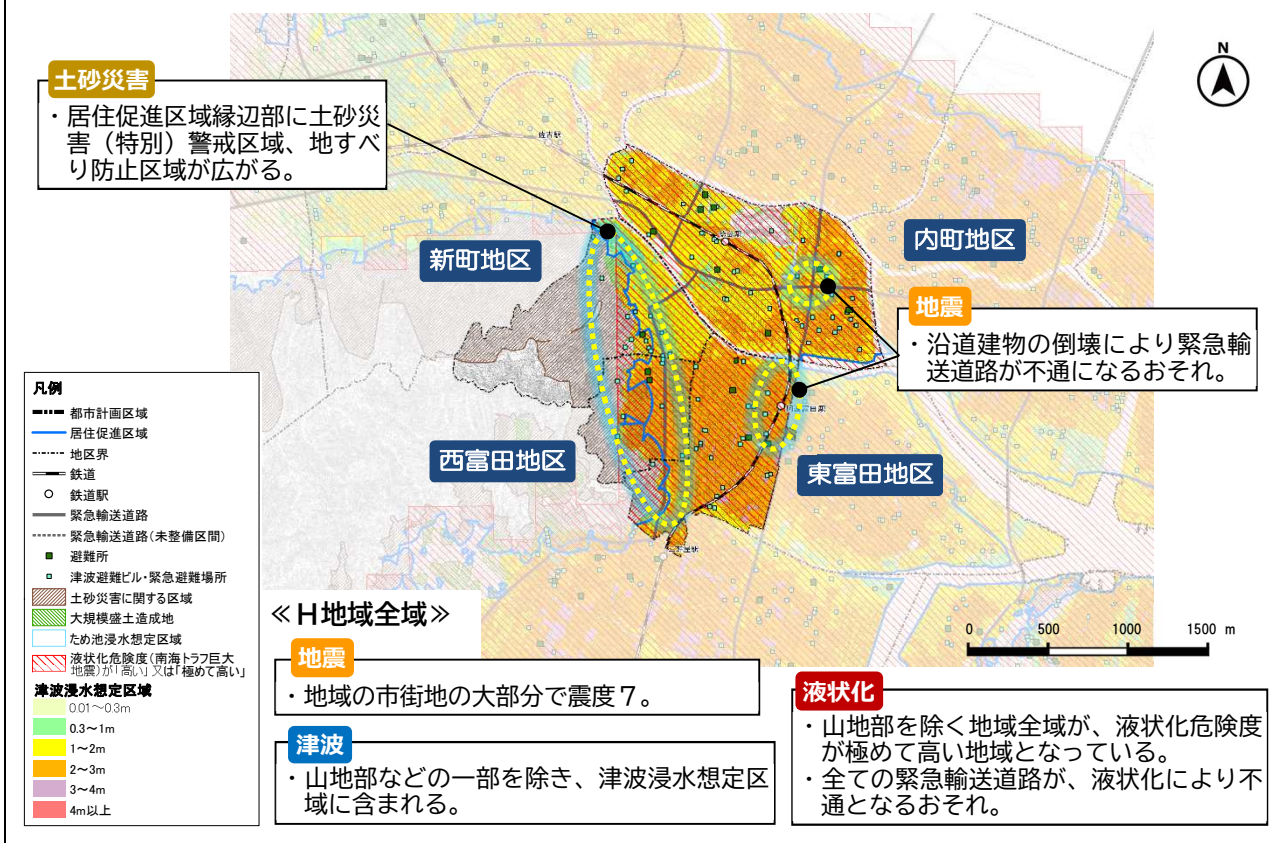
【 I-3. 台風や大雨を起因とした災害に係る具体的な取組】

取組方針	低減 ／ 回避	具体的な取組	実施 主体	実施時期の目標		
				短期 (～5年)	中期 (～10年)	長期 (～17年)
①避難行動の迅速化のための災害情報の収集・発信	低減 (ソフト)	無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保	市	→	→	→
		災害用映像情報収集ネットワーク整備	市	→	→	
		避難支援マップの作成	市	→	→	→
②地域の防災力・防災機能の強化	低減 (ソフト)	地域防災力向上のための自主防災組織活動促進	市	→	→	→
		防火・防災意識の普及啓発	市	→	→	→
		応急手当の普及啓発	市	→	→	→
		徳島市民総合防災訓練	市	→	→	→
		防災サポーターの登録育成	市	→	→	→
③避難環境の整備・充実	低減 (ソフト)	福祉避難所の拡充	市	→	→	→
		地域への避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画作成の推進	市	→	→	
		要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進	市	→	→	→
		災害種別図記号による避難場所標識板の設置	市	→	→	→
④国・県・市の連携による流域治水の取組	低減 (ハード)	排水機場・水路の整備	市	→	→	→
		河道掘削、堤防整備等（吉野川流域）	国・県	→	→	→
		都市浸水対策	市	→	→	→
⑧防災拠点の整備・機能強化	低減 (ハード)	徳島市本庁舎の浸水対策	市	→		
⑨リスク回避のための土地利用の推進	回避 (ソフト)	市街化調整区域の「災害リスクの高いエリア」における開発行為の原則禁止または厳格化	市	→	→	→

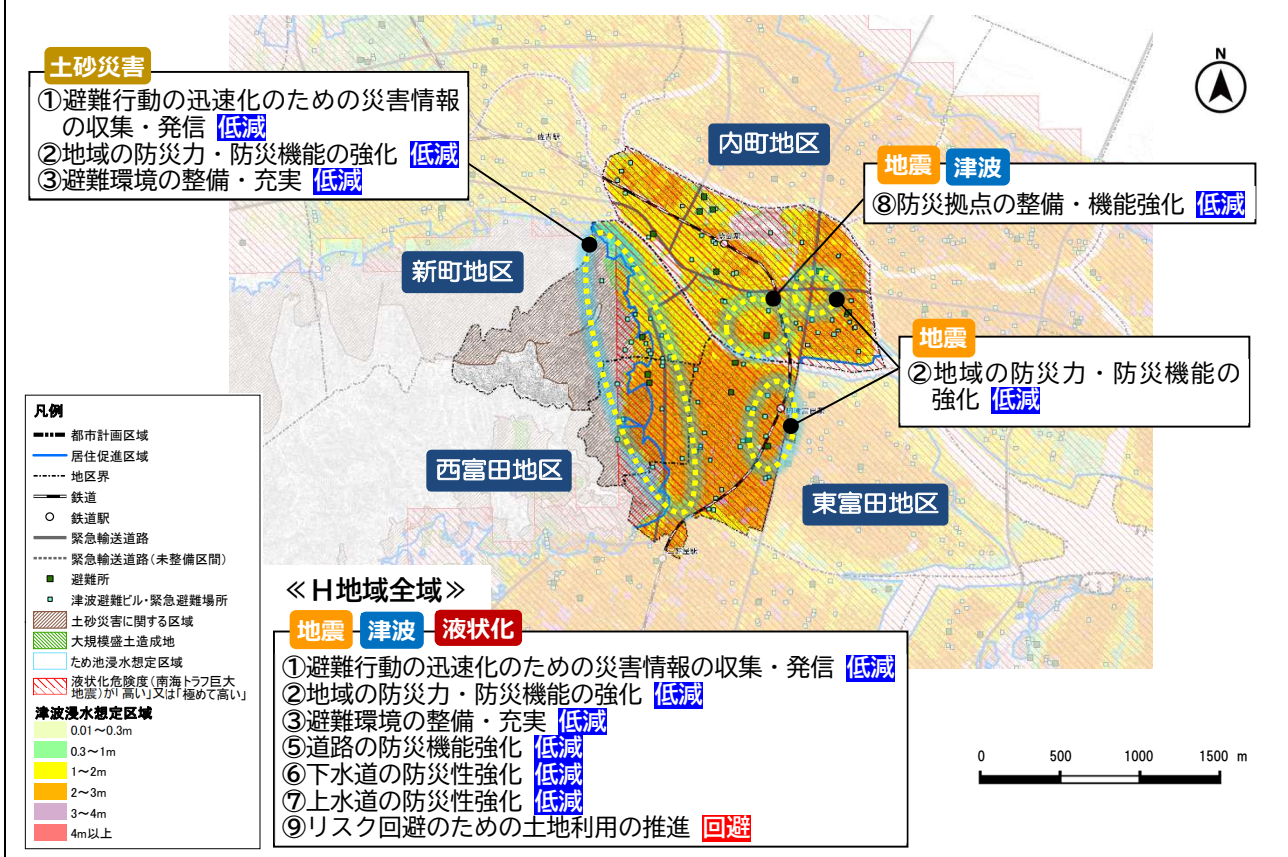
図面データ出典：

- ・避難所—徳島市防災対策課「指定避難所・補助避難所 一覧表」（2023年（令和5年）1月25日）
- ・緊急輸送道路—国土地理院「国土数値情報」（2020年（令和2年）3月）、徳島県「徳島県地域防災計画」（2021年（令和3年）12月）
- ・災害データの出典は「第7章 防災指針 2. 本市が抱える災害上の課題 （2）災害特性」（P.73～P.76、P.80）参照

【Ⅱ-1. 地震を起因とした災害に係る課題】



【Ⅱ-2. 地震を起因とした災害に係る取組方針】



【Ⅱ-3. 地震を起因とした災害に係る具体的な取組】

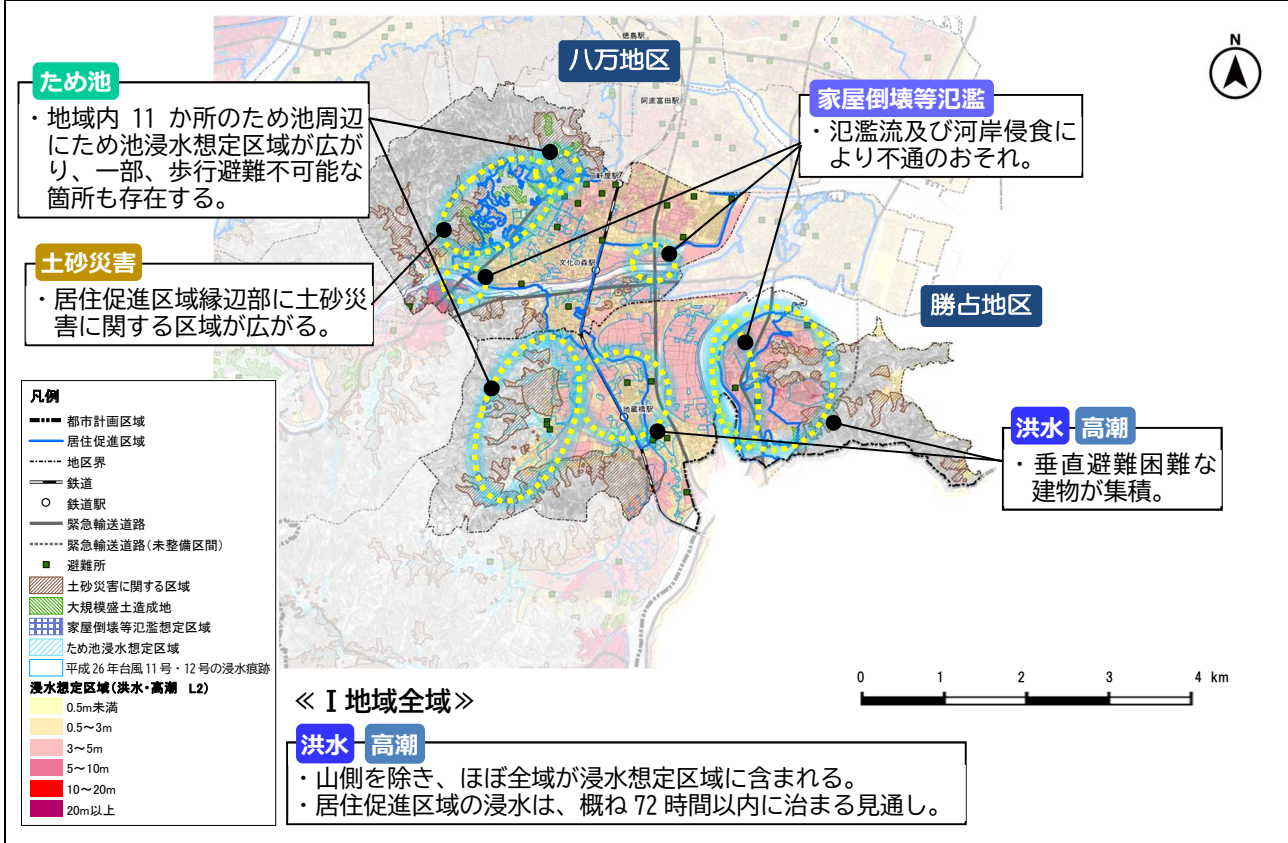
取組方針	低減 ／ 回避	具体的な取組	実施 主体	実施時期の目標		
				短期 (～5年)	中期 (～10年)	長期 (～17年)
①避難行動の迅速化のための災害情報の収集・発信	低減 (ソフト)	無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保	市	→		
		災害用映像情報収集ネットワーク整備	市	→		
		避難支援マップの作成	市	→		
②地域の防災力・防災機能の強化	低減 (ソフト)	地域防災力向上のための自主防災組織活動促進	市	→		
		防火・防災意識の普及啓発	市	→		
		応急手当の普及啓発	市	→		
		徳島市民総合防災訓練	市	→		
		防災サポーターの登録育成	市	→		
		老朽建築物の安全対策の促進	市	→		
		住宅・建築物の耐震化促進等	市	→		
③避難環境の整備・充実	低減 (ソフト)	福祉避難所の拡充	市	→		
		地区別津波避難計画の策定	市	→		
		地域への避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画作成の推進	市	→		
		要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進	市	→		
		災害種別図記号による避難場所標識板の設置	市	→		
⑤道路の防災機能強化	低減 (ハード)	緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化	市	→		
		無電柱化の促進	市	→		
⑥下水道の防災性強化	低減 (ハード)	下水道施設の地震対策	市	→		
⑦上水道の防災性強化	低減 (ハード)	水道施設の耐震化	市	→		
⑧防災拠点の整備・機能強化	低減 (ハード)	徳島市本庁舎の浸水対策	市	→		
⑨リスク回避のための土地利用の推進	回避 (ソフト)	市街化調整区域の「災害リスクの高いエリア」における開発行為の原則禁止または厳格化	市	→		

図面データ出典：

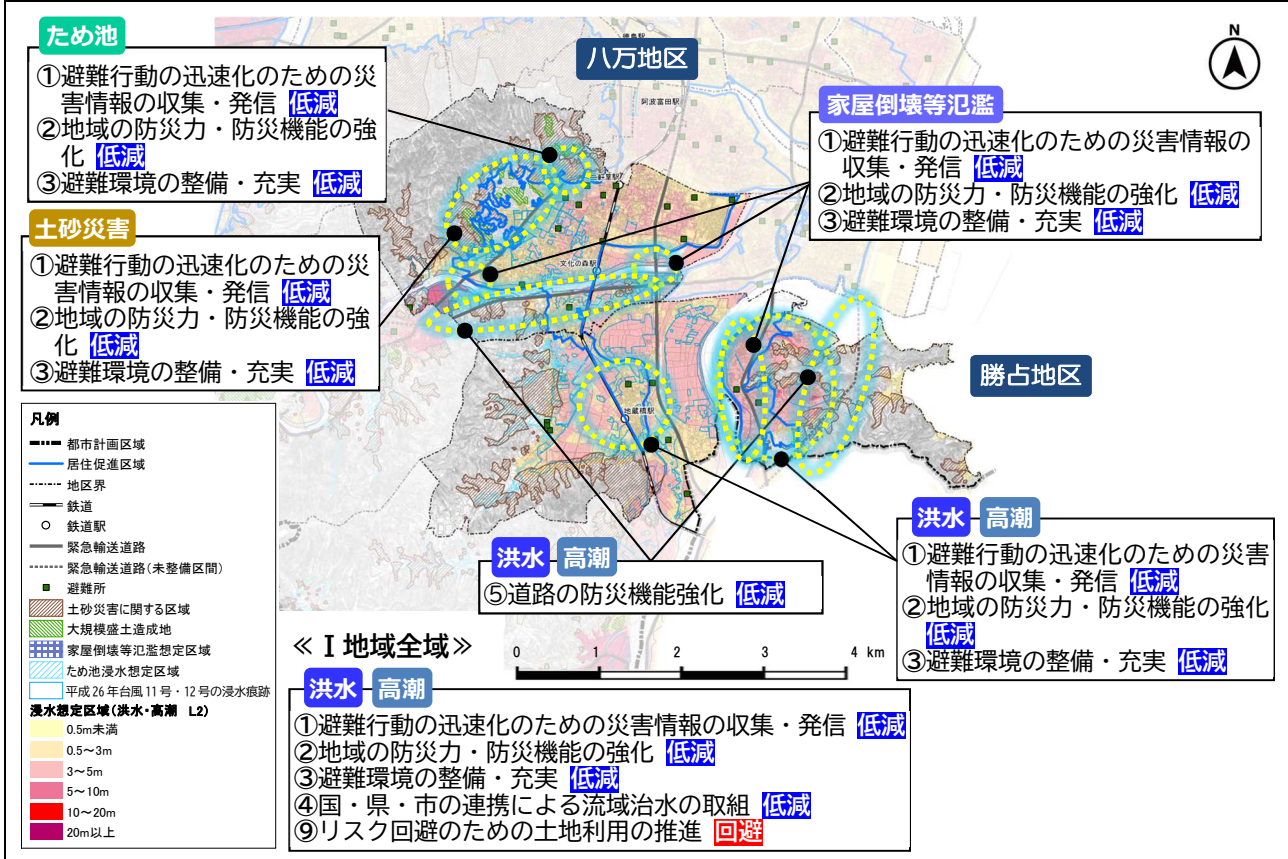
- ・避難所—徳島市防災対策課「指定避難所・補助避難所 一覧表」(2023年(令和5年)1月25日)
- ・津波避難ビル・緊急避難場所—徳島市危機管理課「津波避難ビル・緊急避難場所一覧」(2022年(令和4年)5月25日)
- ・緊急輸送道路—国土地理院「国土数値情報」(2020年(令和2年)3月)、徳島県「徳島県地域防災計画」(2021年(令和3年)12月)
- ・災害データの出典は「第7章 防災指針 2. 本市が抱える災害上の課題 (2) 災害特性」(P.76～P.80) 参照

(7) I 地域 (八万・勝占)

【I-1. 台風や大雨を起因とした災害に係る課題】



【I-2. 台風や大雨を起因とした災害に係る取組方針】



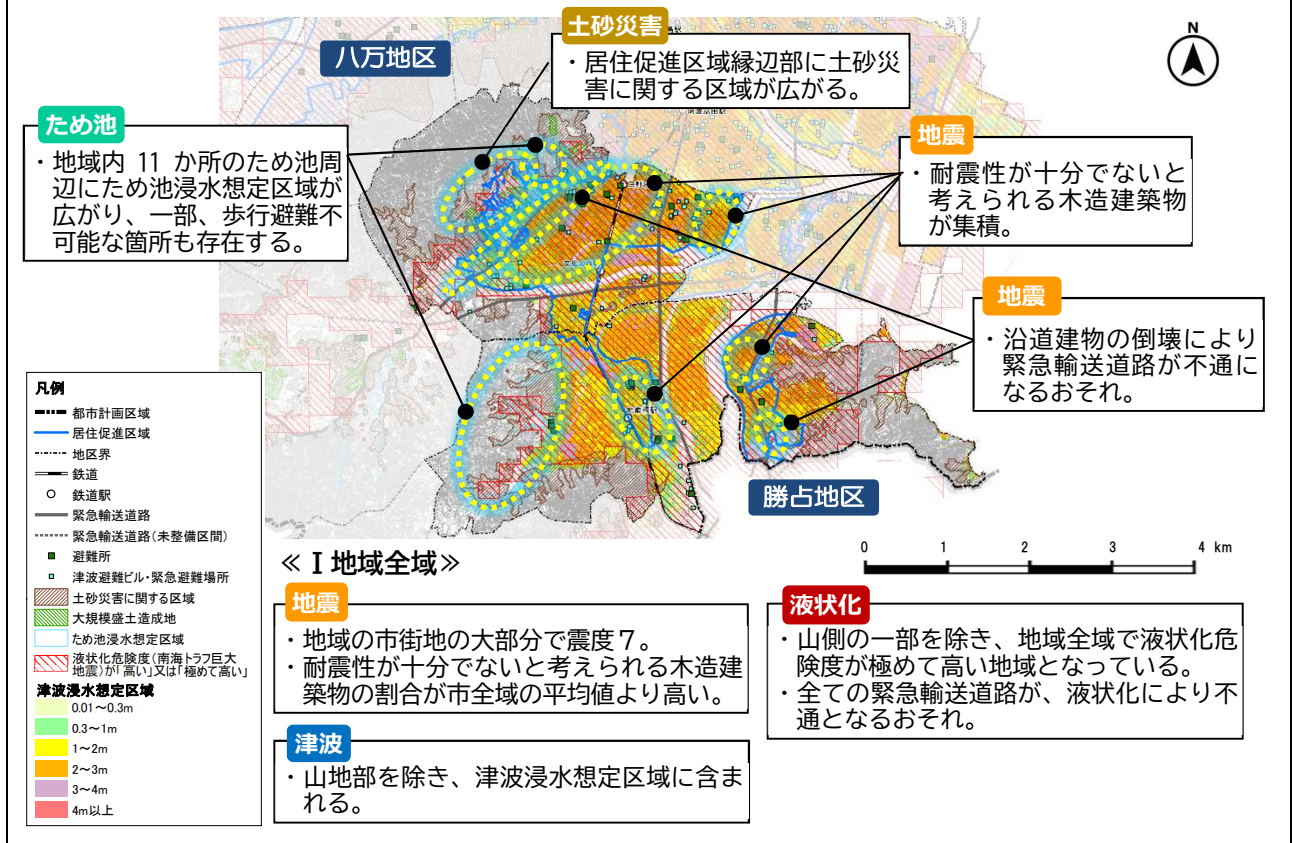
【 I-3. 台風や大雨を起因とした災害に係る具体的な取組】

取組方針	低減 ／ 回避	具体的な取組	実施 主体	実施時期の目標		
				短期 (～5年)	中期 (～10年)	長期 (～17年)
①避難行動の迅速化のための災害情報の収集・発信	低減 (ソフト)	無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保	市	→	→	→
		災害用映像情報収集ネットワーク整備	市	→	→	
		避難支援マップの作成	市	→	→	→
②地域の防災力・防災機能の強化	低減 (ソフト)	地域防災力向上のための自主防災組織活動促進	市	→	→	→
		防火・防災意識の普及啓発	市	→	→	→
		応急手当の普及啓発	市	→	→	→
		徳島市民総合防災訓練	市	→	→	→
		防災サポーターの登録育成	市	→	→	→
③避難環境の整備・充実	低減 (ソフト)	福祉避難所の拡充	市	→	→	→
		地域への避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画作成の推進	市	→	→	
		要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進	市	→	→	→
		災害種別図記号による避難場所標識板の設置	市	→	→	→
④国・県・市の連携による流域治水の取組	低減 (ハード)	排水機場・水路の整備	市	→	→	→
		河道掘削、堤防整備等（吉野川流域）	国・県	→	→	→
		河道掘削、堤防整備等（勝浦川流域）	県	→	→	→
		都市浸水対策（八万地区）	市	→	→	→
⑤道路の防災機能強化	低減 (ハード)	都市計画道路の整備（(都)阿南鳴門線（徳島南部自動車道（徳島津田 IC～阿南 IC））	国	→	→	→
		都市計画道路の整備（(都)徳島南環状線（(国)192号徳島南環状道路）	国	→	→	→
⑨リスク回避のための土地利用の推進	回避 (ソフト)	市街化調整区域の「災害リスクの高いエリア」における開発行為の原則禁止または厳格化	市	→	→	→

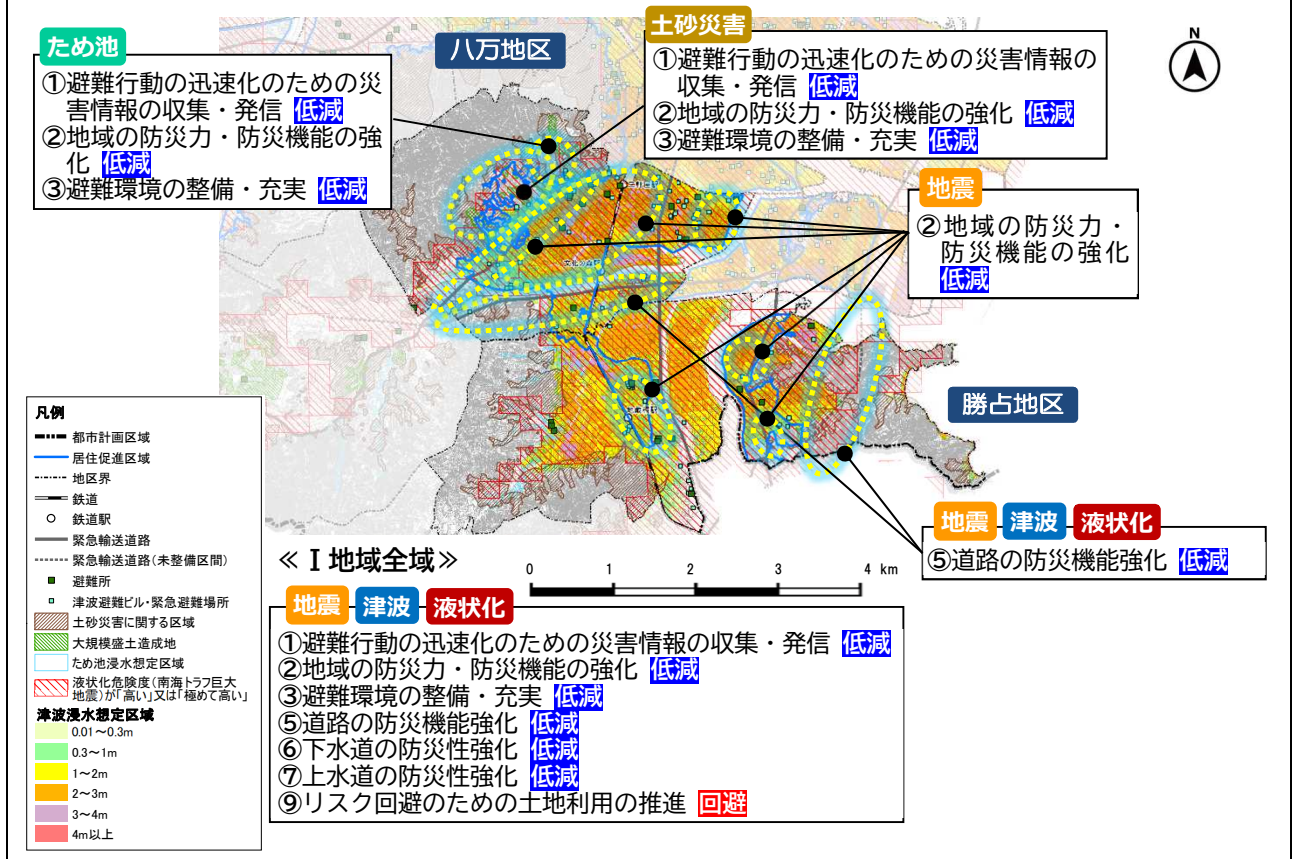
図面データ出典：

- ・避難所—徳島市防災対策課「指定避難所・補助避難所 一覧表」（2023年（令和5年）1月25日）
- ・緊急輸送道路—国土地理院「国土数値情報」（2020年（令和2年）3月）、徳島県「徳島県地域防災計画」（2021年（令和3年）12月）
- ・災害データの出典は「第7章 防災指針 2. 本市が抱える災害上の課題 （2）災害特性」（P.73～P.76、P.80）参照

【Ⅱ-1. 地震を起因とした災害に係る課題】



【Ⅱ-2. 地震を起因とした災害に係る取組方針】



【Ⅱ-3. 地震を起因とした災害に係る具体的な取組】

取組方針	低減 ／ 回避	具体的な取組	実施 主体	実施時期の目標		
				短期 (～5年)	中期 (～10年)	長期 (～17年)
①避難行動の迅速化のための災害情報の収集・発信	低減 (ソフト)	無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保	市	→		
		災害用映像情報収集ネットワーク整備	市	→		
		避難支援マップの作成	市	→		
②地域の防災力・防災機能の強化	低減 (ソフト)	地域防災力向上のための自主防災組織活動促進	市	→		
		防火・防災意識の普及啓発	市	→		
		応急手当の普及啓発	市	→		
		徳島市民総合防災訓練	市	→		
		防災サポーターの登録育成	市	→		
		老朽建築物の安全対策の促進	市	→		
		住宅・建築物の耐震化促進等	市	→		
③避難環境の整備・充実	低減 (ソフト)	福祉避難所の拡充	市	→		
		地区別津波避難計画の策定	市	→		
		地域への避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画作成の推進	市	→		
		要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進	市	→		
		災害種別図記号による避難場所標識板の設置	市	→		
⑤道路の防災機能強化	低減 (ハード)	都市計画道路の整備 ((都) 阿南鳴門線 (徳島南部自動車道 (徳島津田 IC～阿南 IC)))	国	→		
		都市計画道路の整備 ((都) 徳島南環状線 ((国) 192号徳島南環状道路))	国	→		
		緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化	市	→		
⑥下水道の防災性強化	低減 (ハード)	下水道施設の地震対策 (八万地区)	市	→		
⑦上水道の防災性強化	低減 (ハード)	水道施設の耐震化	市	→		
⑨リスク回避のための土地利用の推進	回避 (ソフト)	市街化調整区域の「災害リスクの高いエリア」における開発行為の原則禁止または厳格化	市	→		

図面データ出典：

- ・避難所—徳島市防災対策課「指定避難所・補助避難所 一覧表」(2023年(令和5年)1月25日)
- ・津波避難ビル・緊急避難場所—徳島市危機管理課「津波避難ビル・緊急避難場所一覧」(2022年(令和4年)5月25日)
- ・緊急輸送道路—国土地理院「国土数値情報」(2020年(令和2年)3月)、徳島県「徳島県地域防災計画」(2021年(令和3年)12月)
- ・災害データの出典は「第7章 防災指針 2. 本市が抱える災害上の課題 (2) 災害特性」(P.76～P.80) 参照

■具体的な取組の地域別一覧

各地域における具体的な取組は、以下のとおりです。

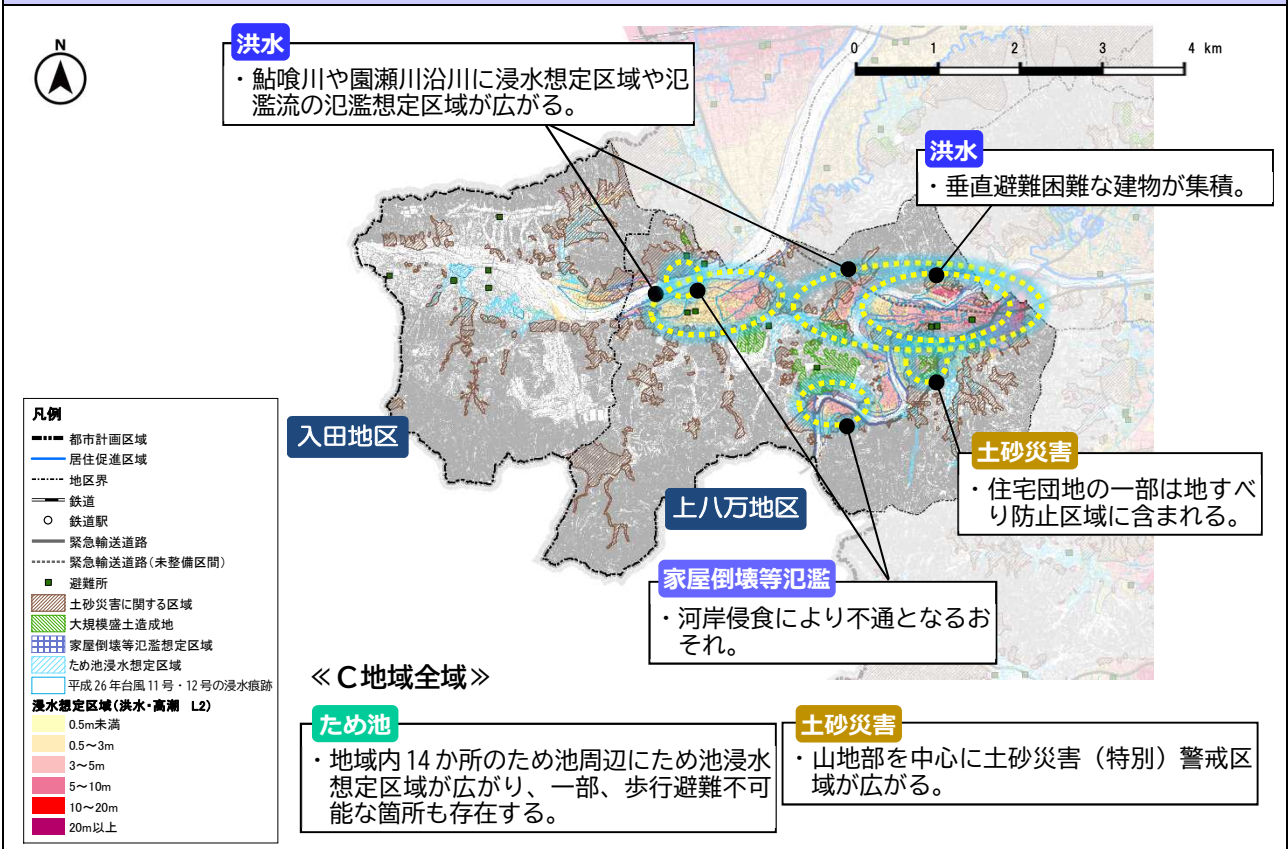
取組方針 No		①			②					③				
取組の分類		(ソフト) 低減			(ソフト) 低減					(ソフト) 低減				
具体的な取組		無線機等の整備による情報収集ネットワーク整備 災害用映像情報収集ネットワーワーク整備 避難支援マップの作成			防火・防災意識の普及啓発 地域防災力向上のための自主防災組織活動促進 徳島市民総合防災訓練 防災サポーターの登録育成 老朽建築物の安全対策の促進 住宅・建築物の耐震化促進等					地区別津波避難計画の策定 福祉避難所の拡充 個別避難計画作成の推進 地域への避難行動要支援者名簿の提供及び 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進 災害種別図記号による避難場所標識板の設置				
居住促進区域を含む地域	A地域 川内 応神	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	B地域 国府 不動 北井上 南井上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	E地域 昭和 津田	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	F地域 渭北 渭東 沖洲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	G地域 佐古 加茂 加茂名	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	H地域 内町 新町 東富田 西富田	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	I地域 八万 勝占	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

取組方針 No		④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
取組の分類		(ハード) 低減	(ハード) 低減	(ハード) 低減	(ハード) 低減	(ハード) 低減	(ソフト) 回避
具体的な取組		雨水貯留施設の整備 排水機場・水路の整備 河道掘削、堤防整備等 (吉野川流域) 河道掘削、堤防整備等 (勝浦川流域) 都市浸水対策	都市計画道路の整備 (事業中のみ記載) 緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化 無電柱化の促進	下水道施設の地震対策	水道施設の耐震化	徳島市本庁舎の浸水対策	市街化調整区域の「災害リスクの高いエリア」における開発行為の原則禁止または厳格化
居住促進区域を含む地域	A地域 川内 応神	● ●	●		●		●
	B地域 国府 不動 北井上 南井上	● ●	● ●	● ●	●		●
	E地域 昭和 津田	● ●	● ●	● ●	● ●		
	F地域 渭北 渭東 沖洲	● ● ●	● ●	● ●	● ●		●
	G地域 佐古 加茂 加茂名	● ●	●	●	● ●		●
	H地域 内町 新町 東富田 西富田	● ●	● ●	● ●	● ●	●	●
	I地域 八万 勝占	● ● ●	● ●	● ●	● ●		●

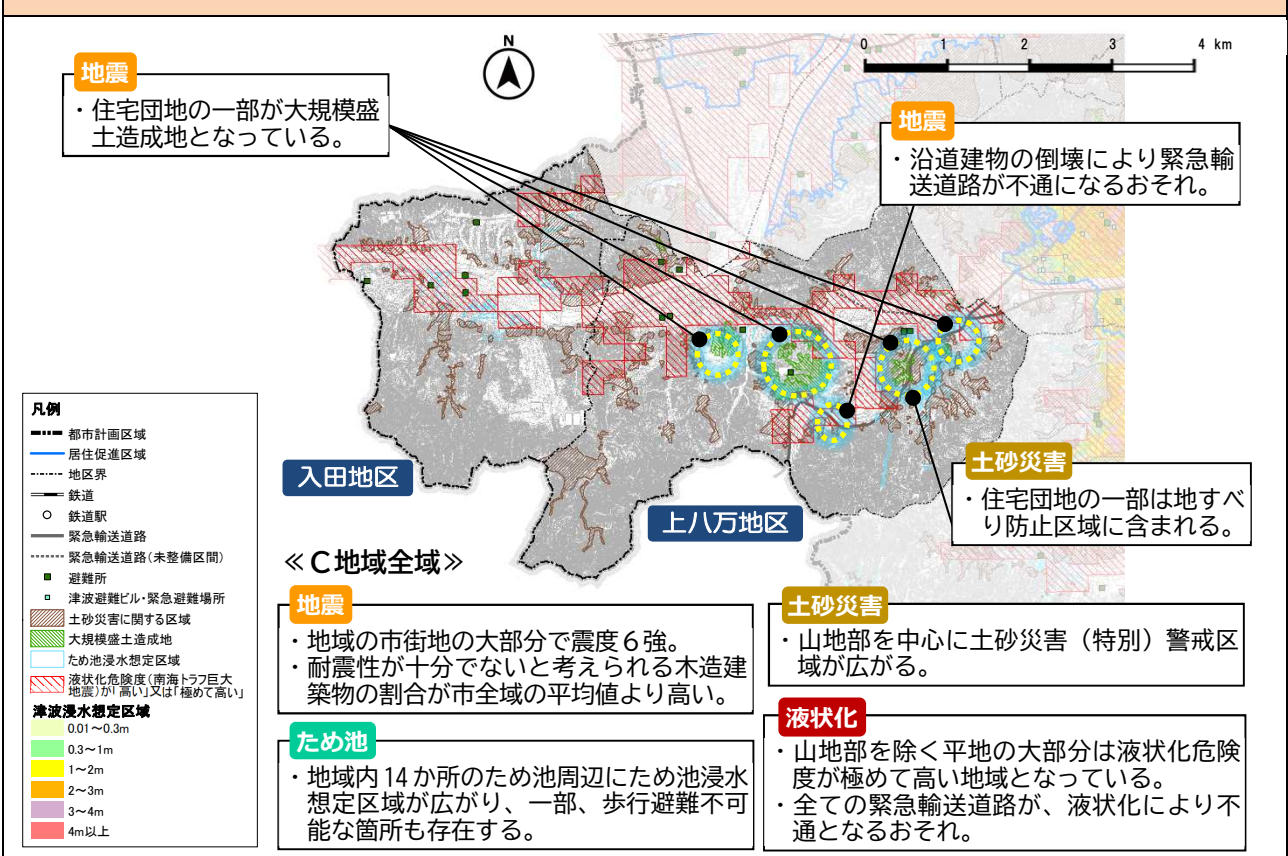
(参考) 居住促進区域を有しない地域の災害の課題

C地域（入田・上八万） ※居住促進区域なし

【 I-1. 台風や大雨を起因とした災害に係る課題】

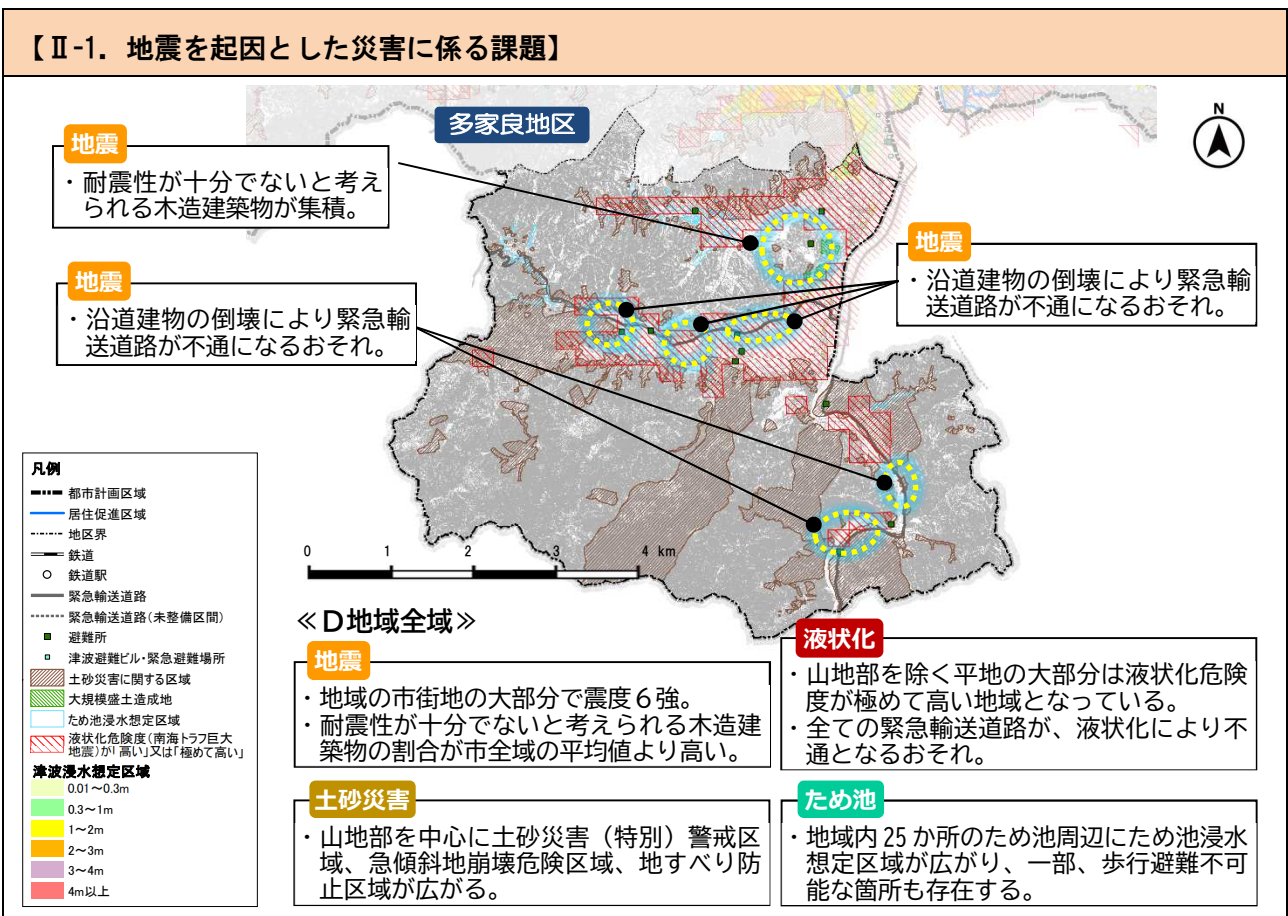
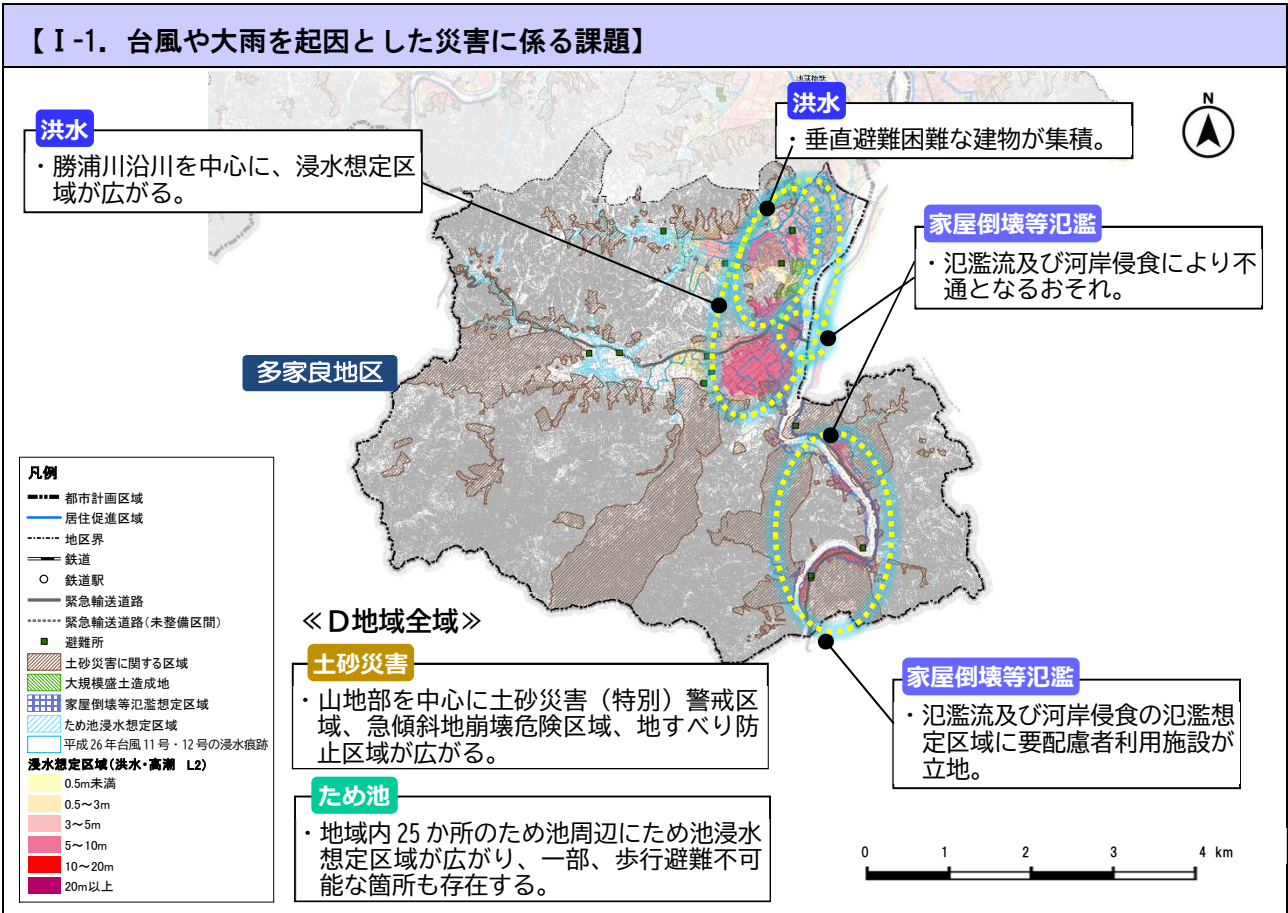


【 II-1. 地震を起因とした災害に係る課題】



(参考) 居住促進区域を有しない地域の災害の課題

D地域（多家良） ※居住促進区域なし



4 防災指針における目標値

防災指針における具体的な取組の成果を評価するため、目標値を以下のとおり設定します。

防災に係る取組は常に限られた時間で最大限の効果を得られるように進めることが必要です。防災指針における目標年次は、上位計画である「第2期徳島市国土強靱化地域計画」と整合を図り、2028年度（令和10年度）末とし、次回の立地適正化計画改定時に見直しを行うこととします。

取組方針※1	具体的な取組	指標	現状値 (2023年度末)	目標値 (2028年度末)
③避難環境の整備・充実	地区別津波避難計画の策定	地区別津波避難計画策定数 (全19地区)	15地区	19地区
④国・県・市の連携による流域治水の取組	都市浸水対策※2	都市浸水対策整備面積	2,460ha	2,465ha

※1 上記に示す取組方針は、P.83に示す取組方針と対応しています。

※2 「第2期徳島市国土強靱化地域計画」で定めている具体的な取組を引用しており、状況によっては、居住促進区域外に及ぶものもあります。

8

評価方法及び進行管理

1 評価方法

(1) 評価指標の設定

立地適正化計画は、時間軸をもったアクションプランとして運用することで、効果的なまちづくりが可能となります。

計画に基づき実施される施策の有効性を評価するための指標及びその目標値を設定するとともに、目標値が達成された際に期待される効果についても目標値を設定しています。

なお、評価指標及びその目標値は、必要に応じて見直しを行います。

(2) 居住及び公共交通に関する評価指標

居住に関する評価指標	当初計画策定時 (2015年)	現状値 (2020年)	目標値 (2040年)
居住促進区域内の人口密度	53.8人/ha	53.7人/ha	51.0人/ha

【評価指標の考え方】

まちなか居住の促進や誰もが安心して暮らせる環境づくりの推進など、各種施策の実施により、居住促進区域内に人口の定着や集積が進んでいることを検証するため、居住促進区域内の人口密度を評価指標としています。

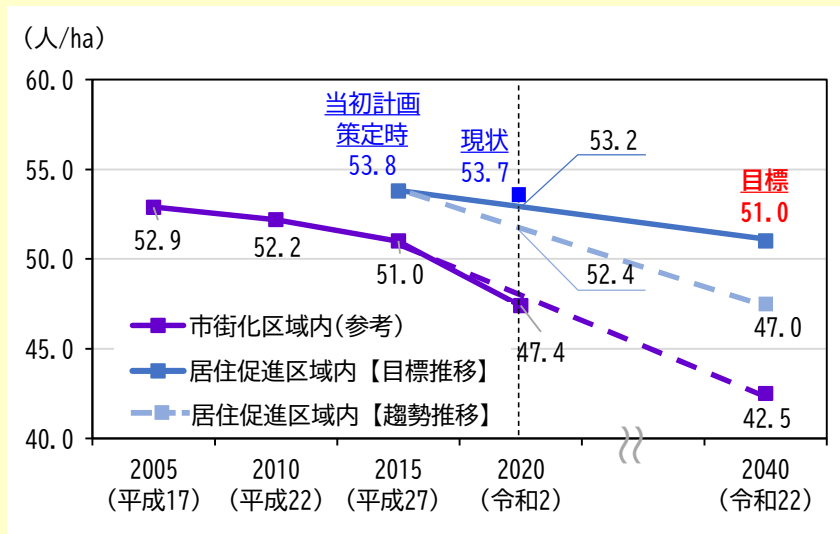
【評価・算出方法】

居住促進区域内の人口を抽出し算出します。

【目標値】

2040年（令和22年）において、居住促進区域内の人口密度 51.0人/ha を保つことを目標としています。

※（参考）2015年（平成27年）の市街化区域内の人口密度 51.0人/ha



出典：総務省「国勢調査」（2020年（令和2年）の人口）
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口
 （2018年（平成30年）推計）」（2040年（令和22年）の推計人口）

公共交通に関する評価指標	当初計画策定時 (2016年)	現状値(速報値) (2022年)	目標値 (2040年)
居住促進区域内の鉄道駅の1日平均乗車人員(9駅の合計) ※吉成駅を除く。	11,674人	9,622人	10,000人以上
居住促進区域内の循環バス路線の1日平均輸送人員 (中央循環線・東部循環線・南部循環線の合計)	2,826人	2,426人	3,000人以上

【評価指標の考え方】

計画と「徳島市地域公共交通計画」などとの連携により、公共交通の利便性が向上し、歩いて生活できる都市構造が構築されていることを検証するため、居住促進区域内の鉄道駅の1日平均乗車人員と、居住促進区域内の循環バス路線の1日平均輸送人員を評価指標としています。

【評価・算出方法】

徳島市統計年報から確認します。

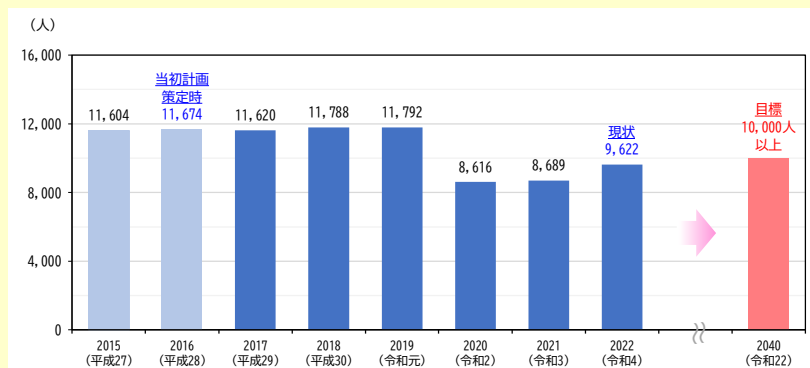
【目標値】

人口減少が見込まれる中においても、利用者利便を向上させることで、2022年(令和4年)の現状値より増加させることを目標としています。

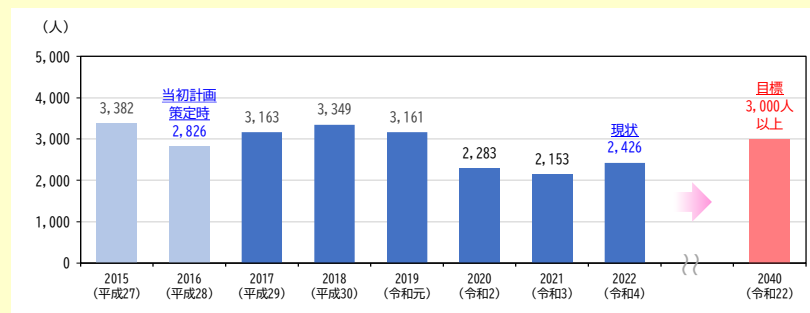
- ・鉄道駅では、1日平均乗車人員(9駅の合計)10,000人以上を目標としています。
- ・循環バス路線では、1日の平均輸送人員(中央循環線・東部循環線・南部循環線の合計)3,000人以上を目標としています。

※(参考)2015年(平成27年)から2040年(令和22年)にかけての人口減少率 約17%

■鉄道駅の1日平均乗車人員 (9駅の合計)



■循環バス路線の 1日平均輸送人員 (中央循環線・東部循環線・ 南部循環線の合計)



出典：徳島市「徳島市統計年報」(令和4年版)

※2022(令和4)データはJR四国、徳島市営バス、徳島バスの速報値による。

(3) まちづくりの方針を踏まえた評価指標

方針①	県の拠点都市に相応しい都市機能を集積し、人の交流（にぎわい）を創出するまちづくり		
-----	--	--	--

評価指標	当初計画策定時 (2017年)	現状値 (2022年)	目標値 (2040年)
まちなか歩行者通行量 ^{※1} (平日と休日の平均)	— ^{※2}	14,416人	21,000人以上 ^{※3}

【評価指標の考え方】

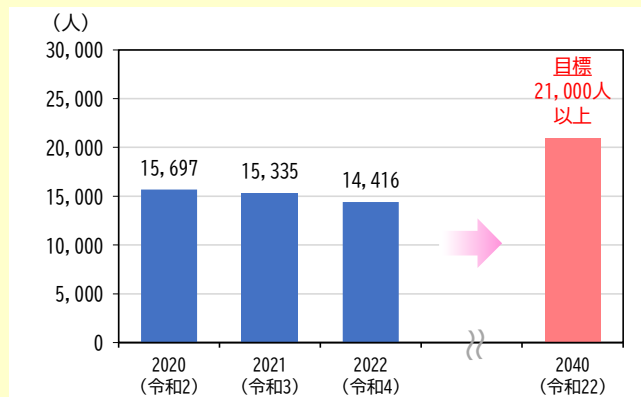
県の拠点都市に相応しい都市機能などの維持・誘導、駅前広場や公共空間の整備などにより、まちのにぎわいを創出し、交流人口や定住人口が増加していることを検証するため、まちなか歩行者通行量を評価指標とします。

【評価・算出方法】

「徳島市中心市街地活性化基本計画」の目標指標である、ビッグデータを活用した「まちなか歩行者通行量」（平日・休日平均）から確認します。

【目標値】

「徳島市中心市街地活性化基本計画」における目標値「20,807人（2026年）」を継続的に維持していくことを目標としています。



出典：徳島市中心市街地活性化基本計画
(令和5年8月30日第2回変更認定)

※1 まちづくり施策を踏まえ、当初計画策定時に設定した評価指標「中心商店街の歩行者通行量」から変更。

※2 まちなか歩行者通行量では2020年度（令和2年度）を基準値として定めているため、当初計画策定時の値は未計測。

※3 本計画の目標は「徳島市中心市街地活性化基本計画」の2026年（令和8年）の目標値20,807人を端数調整し21,000人としています。

(参考) 当初計画策定時の評価指標

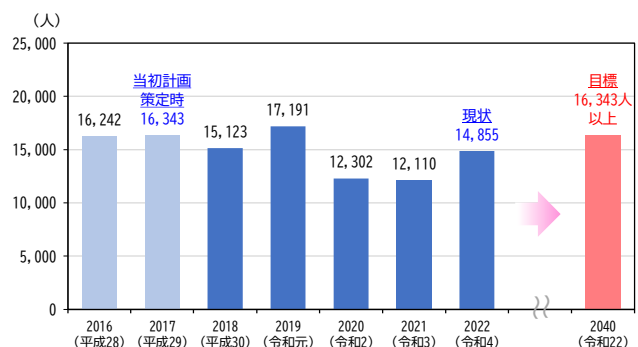
評価指標	当初計画策定時 (2017年)	現状値 (2022年)	目標値 (2040年)
中心商店街の歩行者通行量 (平日と休日の平均)	16,343人	14,855人	16,343人以上

【評価・算出方法】

徳島市中心商店街通行量調査における全調査地点の歩行者通行量から、平日と休日の平均値を算出します。

【目標値】

人口減少が見込まれる中においても、2040年（令和22年）に現状値以上とすることを目標とします。



出典：徳島市中心商店街通行量調査

方針②

市民が生涯を通じ、元気に活躍できるまちづくり

評価指標	当初計画策定時 (2017年)	現状値 (2021年)	目標値 (2040年)
日常生活において、歩行・運動を1日1時間以上実施する人の割合	49.4%	48.1%	60.0%

【評価指標の考え方】

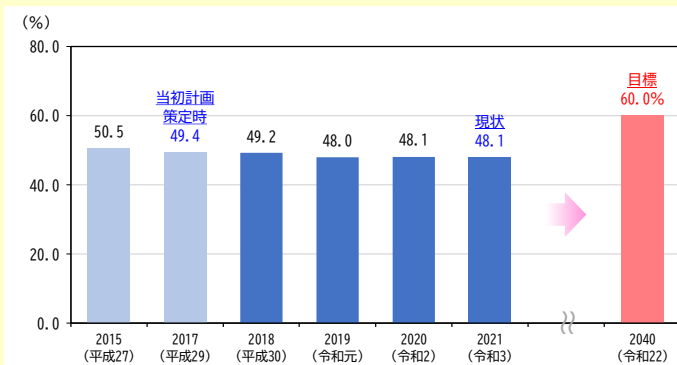
公共交通の利便性が高い鉄道駅周辺などにおいて、日常生活に必要な施設の誘導や居住の促進が進むことで、過度な自動車依存が解消され、日常生活の中で気軽に運動に取り組める環境が形成されていることを検証するため、日常生活における歩行・運動時間を評価指標としています。

【評価・算出方法】

特定健康診査の問診で「日常生活において、歩行または運動などの身体活動を1日1時間以上実施」と答えた人の割合から把握します。

【目標値】

徳島市健康づくり計画「とくしま・えがお21(第2次)」における目標値「60.0%(2022年度)」を継続的に維持していくことを目標としています。



出典：特定健康診査質問票

方針③

子育て世代が働きながら、安心して子育てできるまちづくり

評価指標	当初計画策定時 (2018年)	現状値 (2022年)	目標値 (2040年)
出産や子育てがしやすいと感じる市民の割合	56.6%	45.9%	80.0%

【評価指標の考え方】

子育て支援施設や安全な道路空間の整備などにより、子ども連れでも出かけやすく、働きながら子育てしやすい環境が整っていることを検証するため、出産や子育てがしやすいと感じる市民の割合を評価指標としています。

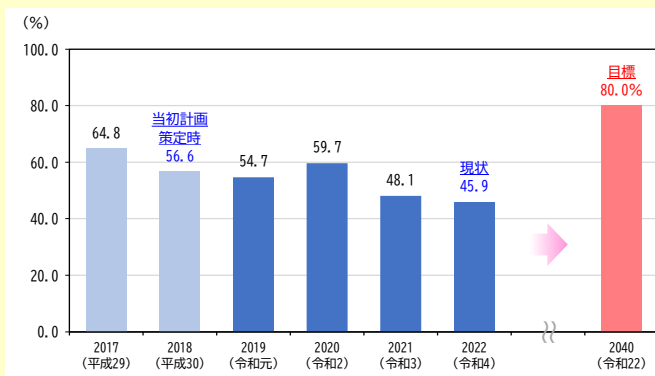
【評価・算出方法】

市民満足度調査結果から把握します。

【目標値】

継続的に子育て環境の充実を図り、2040年(令和22年)には80.0%の達成を目標としています。

※(参考)「徳島市総合計画2021」における目標値「70%(2030年(令和12年))」



出典：市民満足度調査結果

(4) 期待される効果

期待される効果	当初計画策定時 (2018年)	現状値 (2022年)	目標値 (2040年)
徳島市に住み続けたいと思う 市民の割合	83.7%	83.5%	100%

【期待される効果の考え方】

居住及び公共交通に関する評価指標並びにまちづくりの方針を踏まえた評価指標の目標を達成し、計画で目指すまちづくりが実現することで、まちに対する愛着や誇りが向上し、徳島市に住みたい、住み続けたいと思える人が増加することが期待されます。この効果を定量的に評価するため、「徳島市に住み続けたいと思う市民の割合」を、期待される効果の評価指標としています。

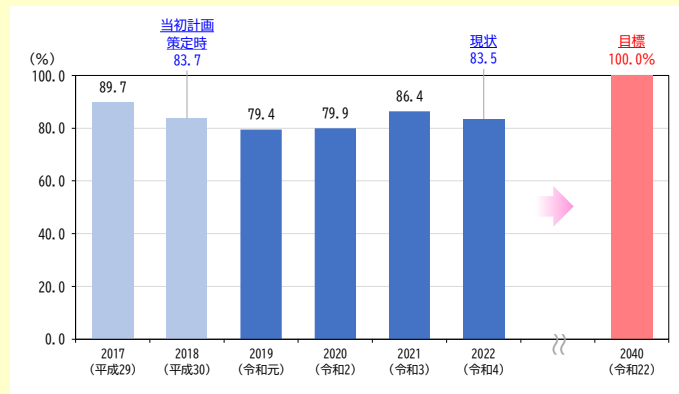
【評価・算出方法】

市民満足度調査結果から把握します。

【目標値】

計画に基づくまちづくりの実現により、2040年（令和22年）に100%の達成を目標としています。

※（参考）「徳島市総合計画2021」における目標値「90%（2030年（令和12年）」



出典：市民満足度調査結果

2 計画の進行管理

計画は、都市再生特別措置法第 84 条の規定に基づき、おおむね5年ごとに、施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行い、PDCA サイクルの考え方にに基づき、必要に応じて居住促進区域や都市機能誘導区域、誘導施設、施策などの見直しを検討します。

なお、計画の見直しは、「徳島市都市計画マスタープラン」及び「徳島市地域公共交通計画」の見直しと歩調を合わせることで、各計画間の整合を保つこととします。

また、立地適正化計画は、公正かつ専門的な第三者としての立場から評価を行うことも重要であるため、施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行ったときは、徳島市都市計画審議会に報告するものとします。



9

届出制度

1 都市機能誘導区域に関する届出対象行為

届出制度は、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きや都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止を事前に把握するために設けられたものであり、誘導施設を対象に以下の行為を行おうとする場合には、これらの行為に着手する30日前までに、市に届出することが義務づけられます。

■都市機能誘導区域外で届出の対象となる行為

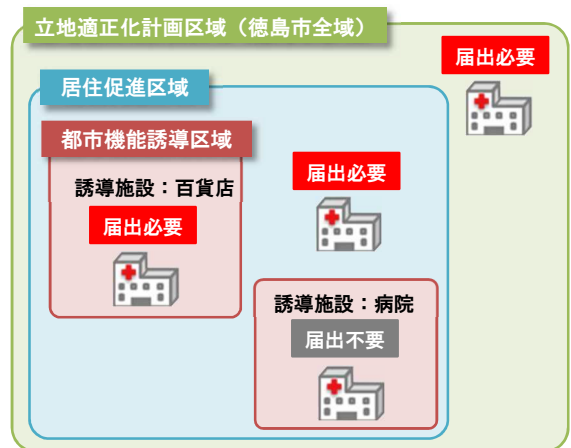
開発行為
 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

開発行為以外
 ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
 ②建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
 ③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

■都市機能誘導区域内で届出の対象となる行為

休廃止
 誘導施設を休止又は廃止しようとする場合

例) 病院を新築する場合



2 居住促進区域に関する届出対象行為

届出制度は、居住促進区域外における住宅開発などの動きを把握するために設けられたものであり、以下の居住促進区域外で行われる一定規模以上の開発行為や建築等行為には、これらの行為に着手する30日前までに、市に届出することが義務づけられます。

■届出の対象となる行為

開発行為
 ①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
 ②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの
 ③住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例*で定めたものの建築目的で行う開発行為

建築等行為
 ①3戸以上の住宅を新築しようとする場合
 ②人の居住の用に供する建築物として条例*で定めたものを新築しようとする場合
 ③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅など(①、②)とする場合

①の例示
 3戸の開発行為 届

②の例示
 1,300㎡
 1戸の開発行為 届

800㎡
 2戸の開発行為 不要

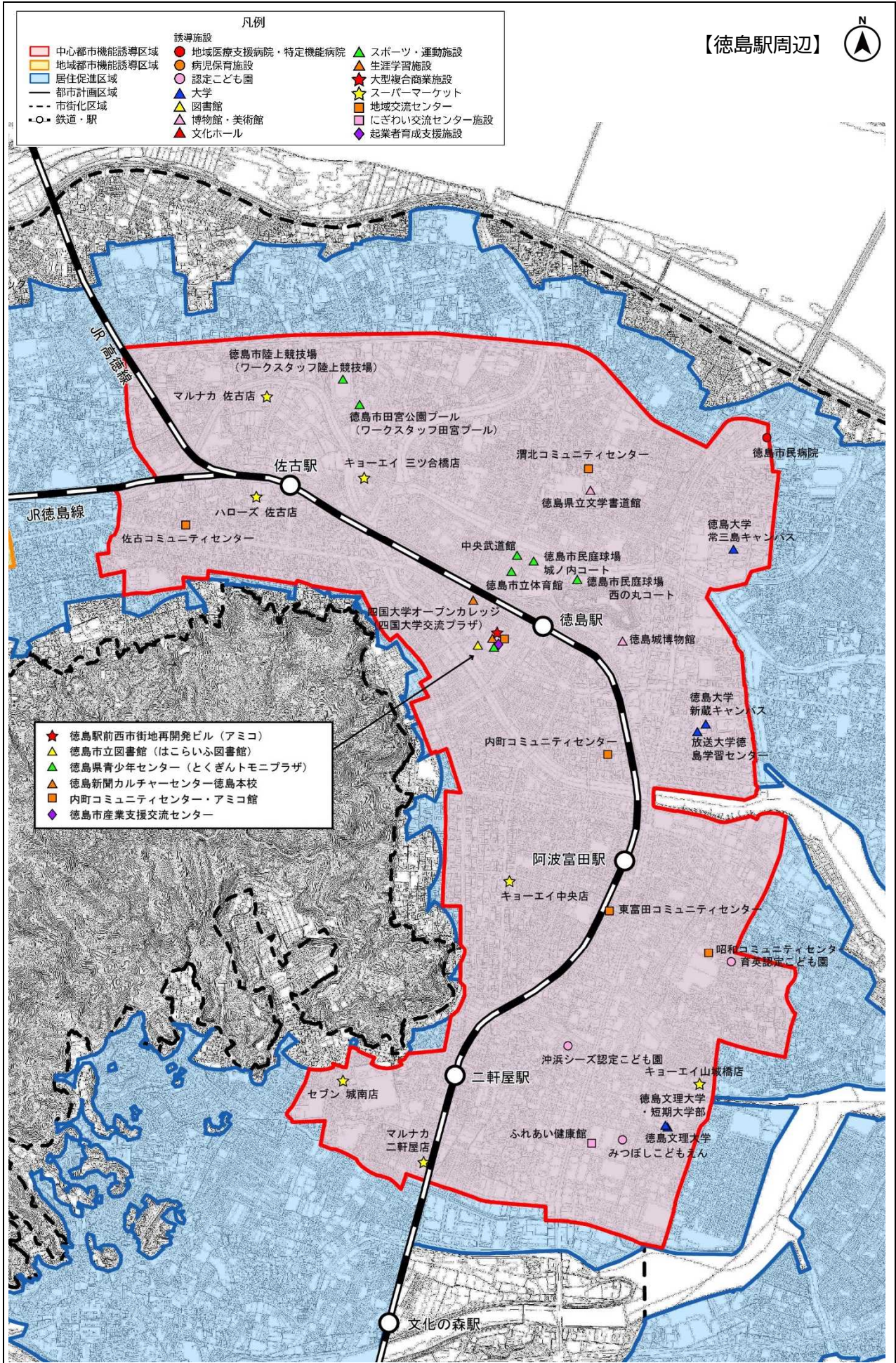
①の例示
 3戸の建築行為 届

1戸の建築行為 不要

*2024年(令和6年)3月31日現在、条例は定めていません。

参考資料

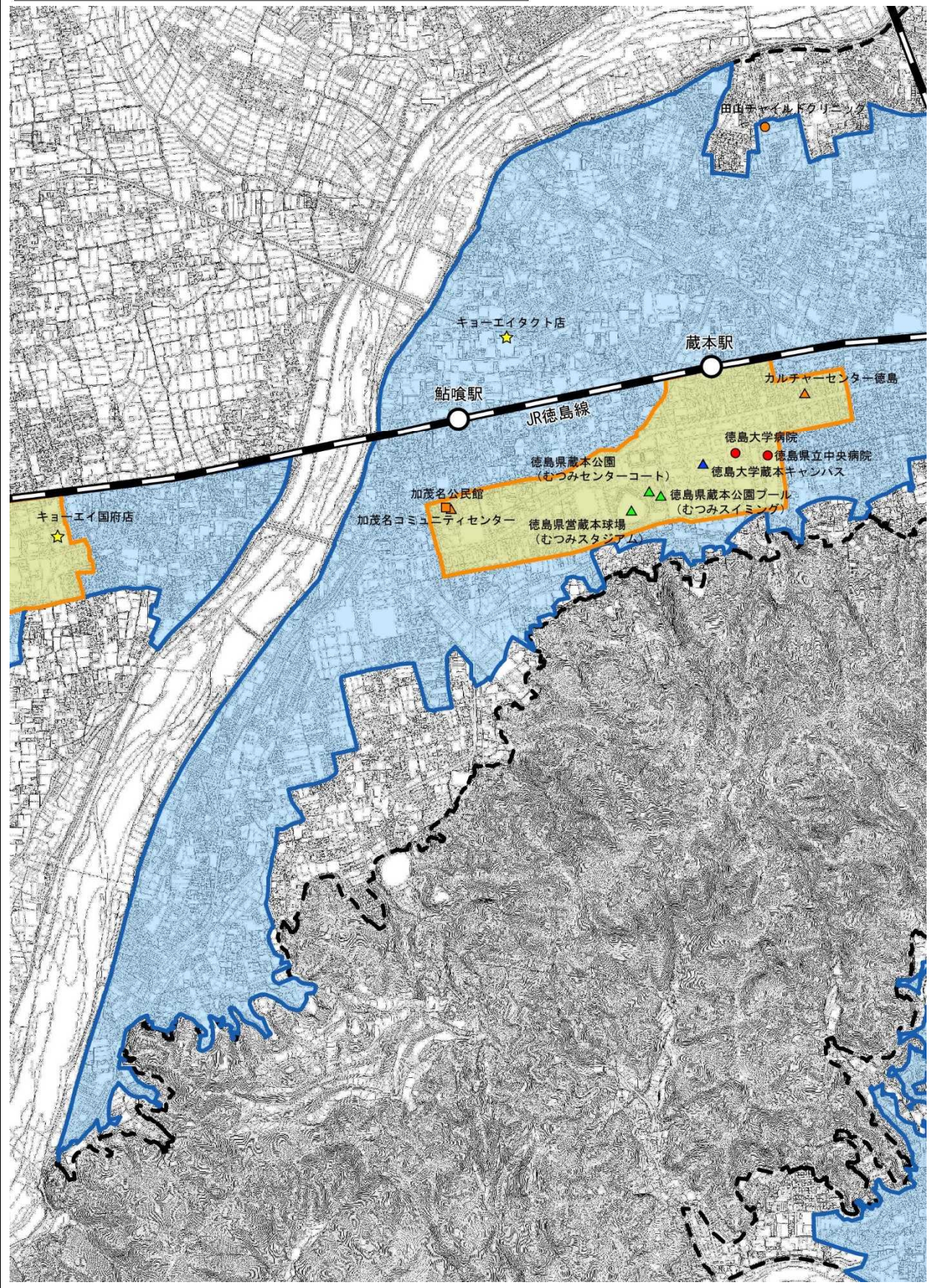
1 区域の拡大図

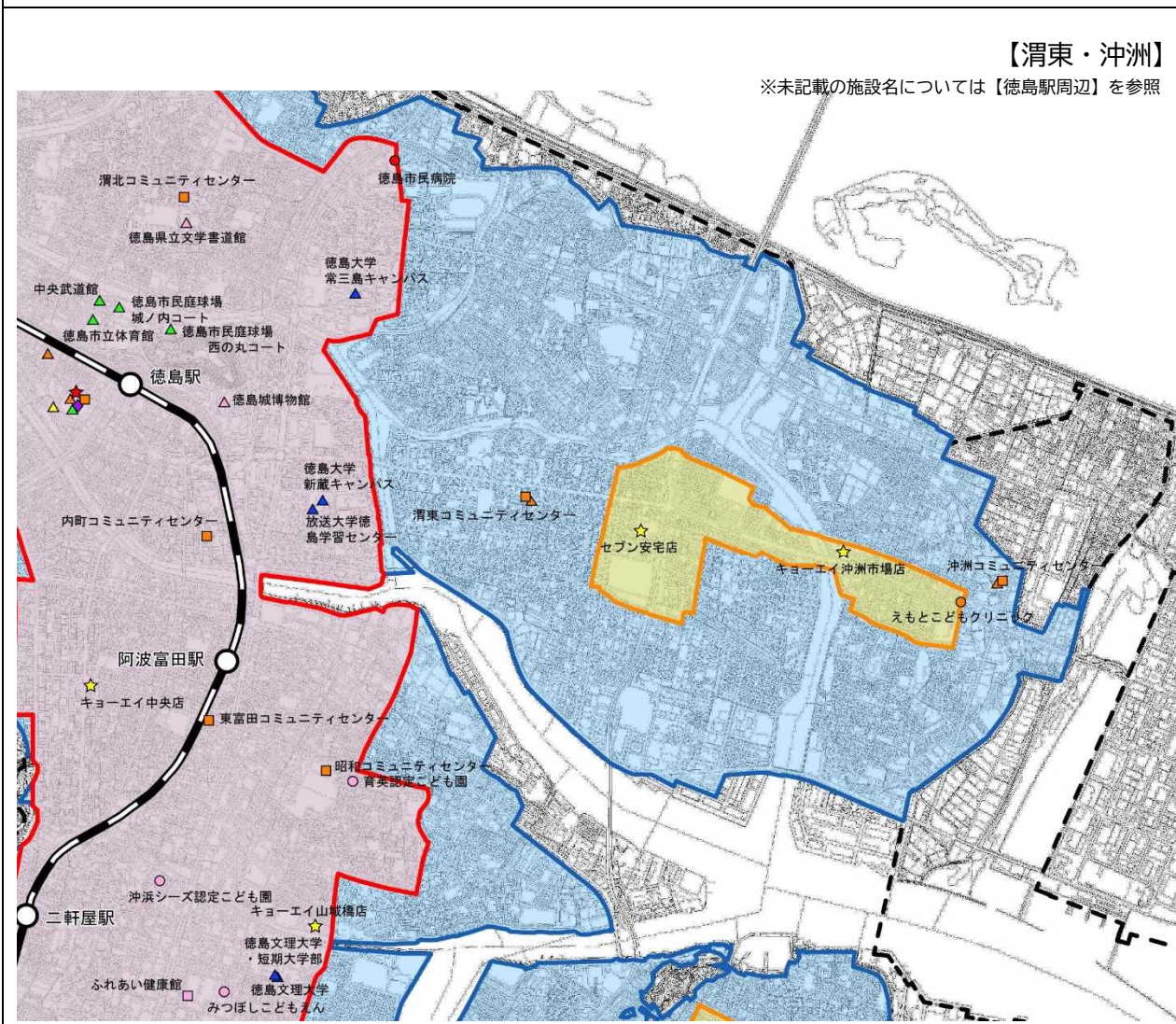
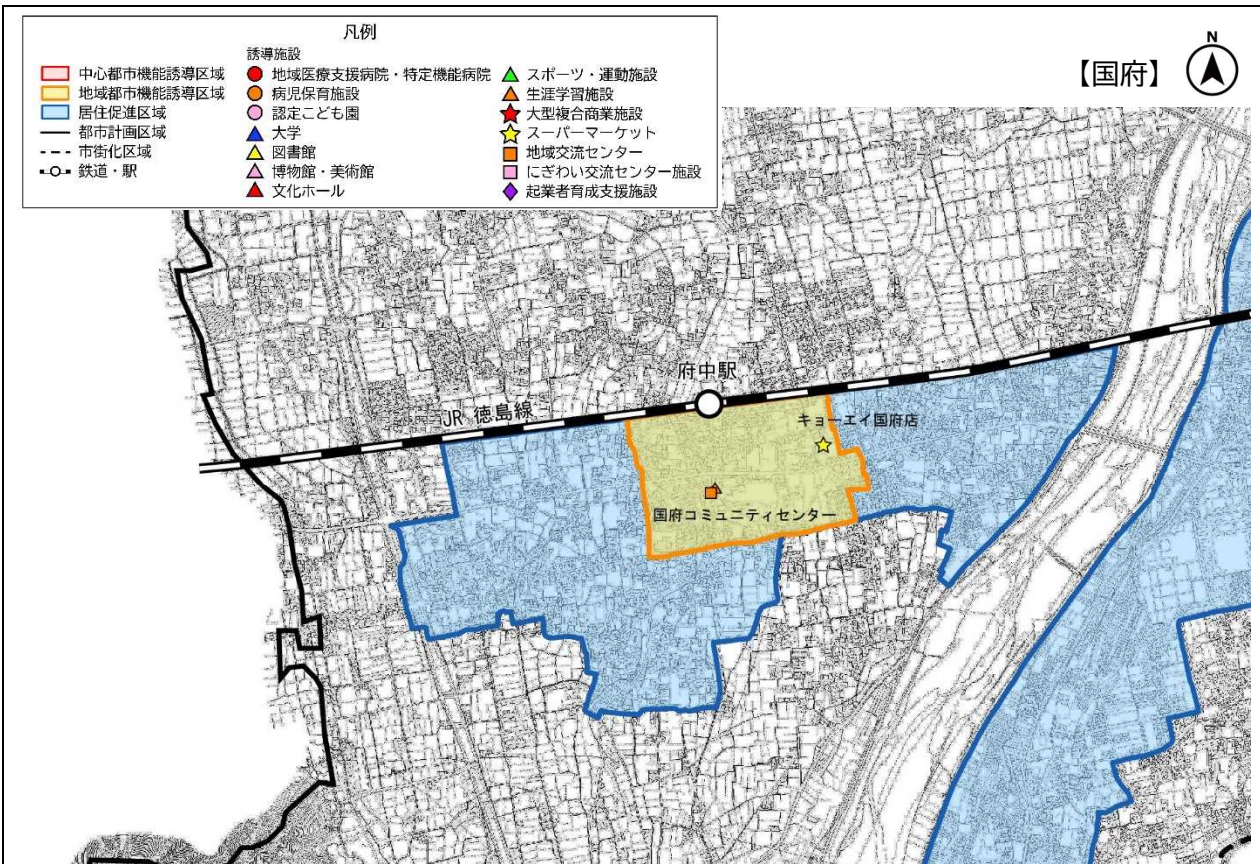


凡例

中心都市機能誘導区域	誘導施設	スポーツ・運動施設
地域都市機能誘導区域	● 地域医療支援病院・特定機能病院	▲ 生涯学習施設
居住促進区域	● 病児保育施設	★ 大型複合商業施設
都市計画区域	○ 認定こども園	☆ スーパーマーケット
市街化区域	▲ 大学	■ 地域交流センター
●-○ 鉄道・駅	▲ 図書館	□ にぎわい交流センター施設
	▲ 博物館・美術館	◆ 起業有成支援施設
	▲ 文化ホール	

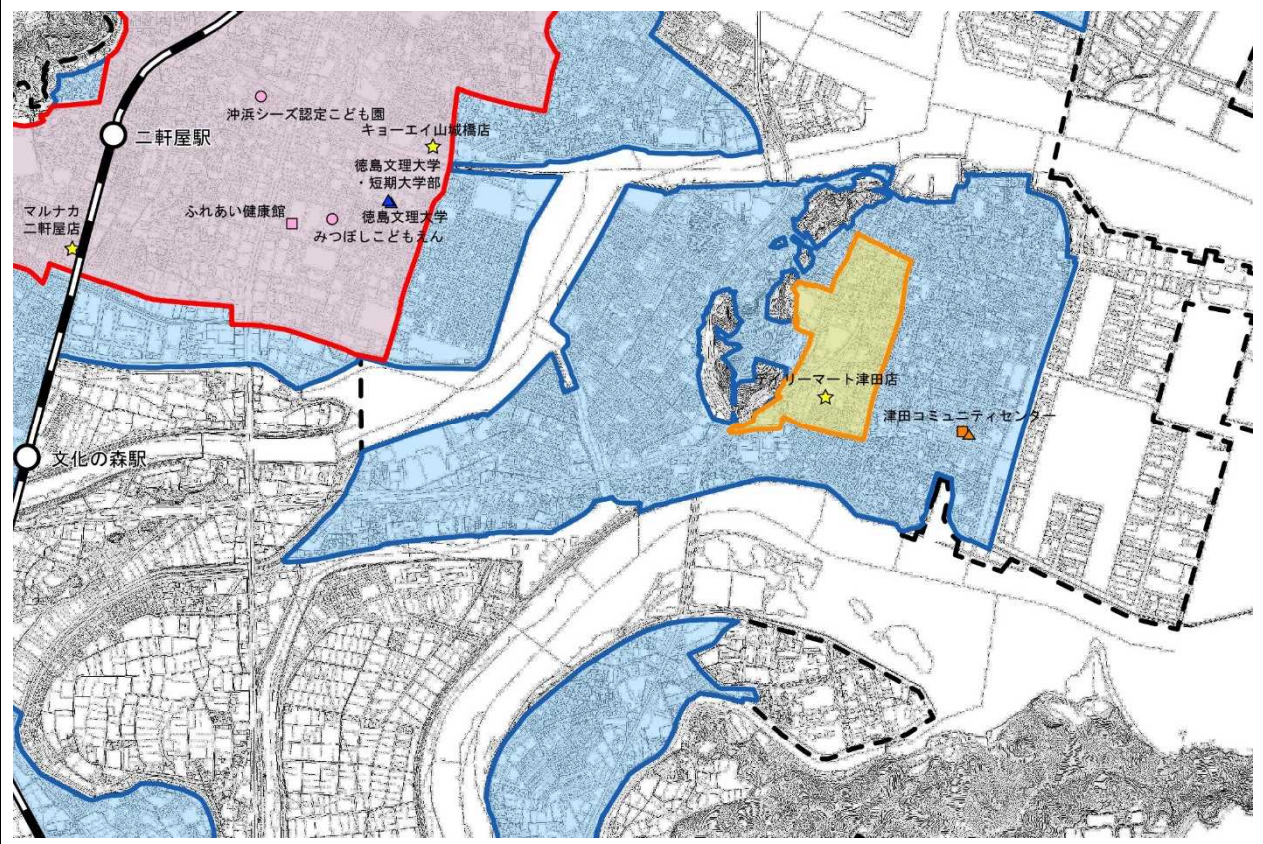
【加茂・加茂名】



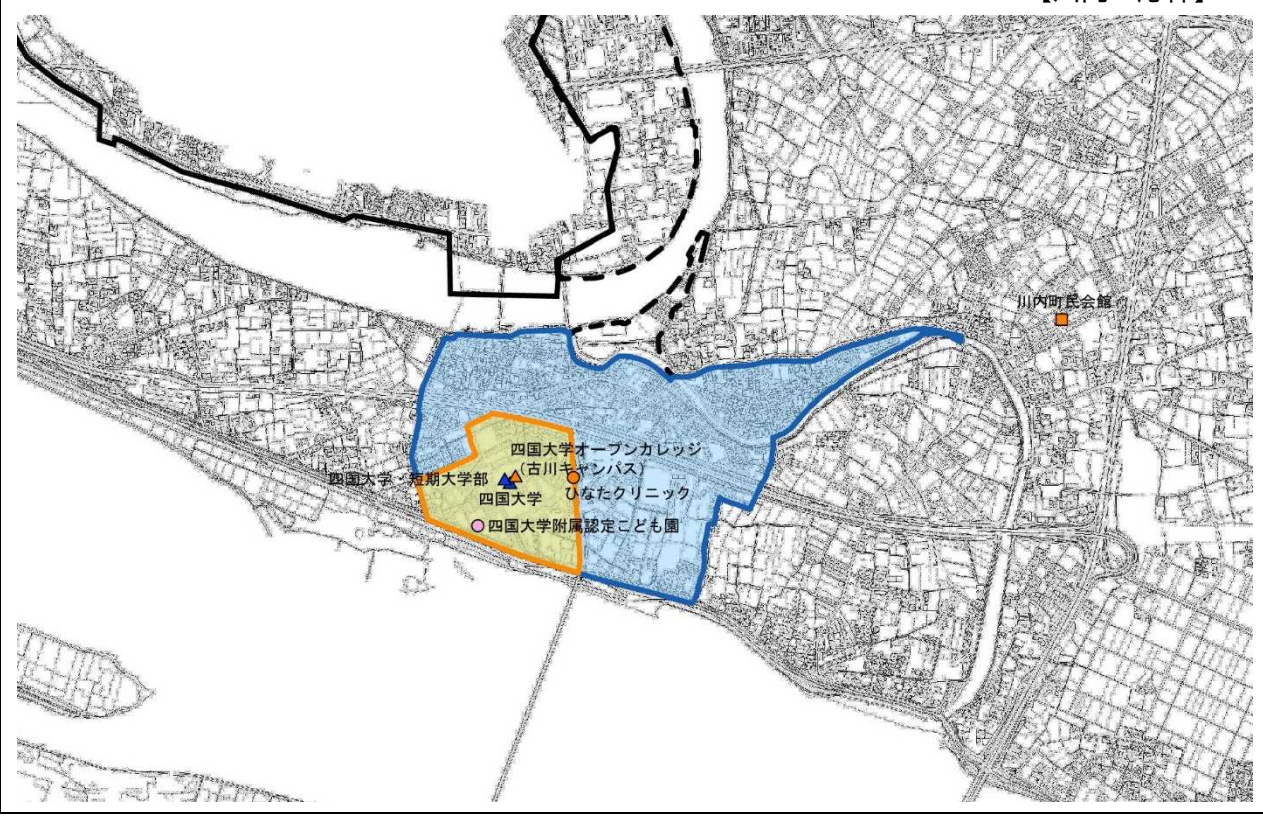


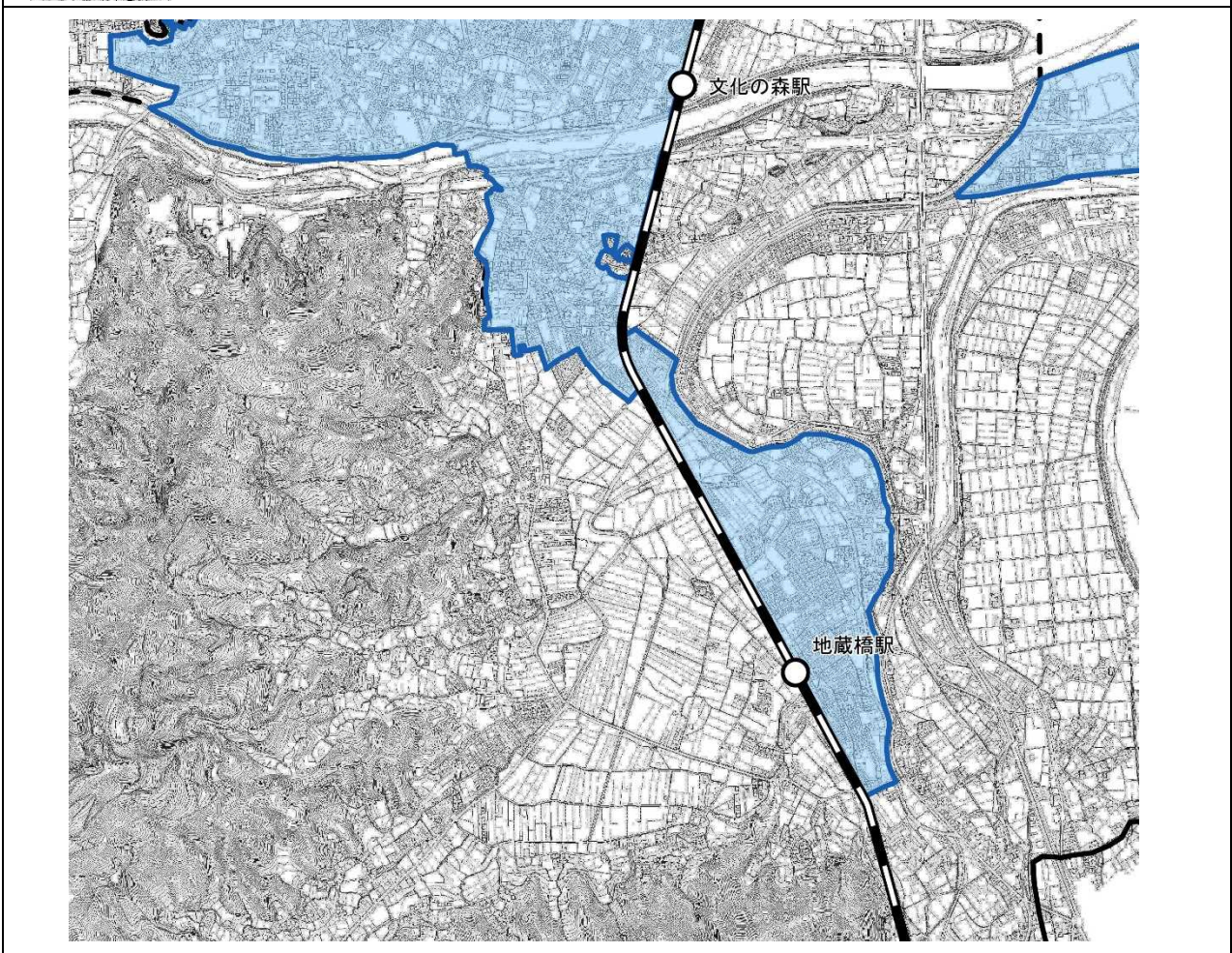
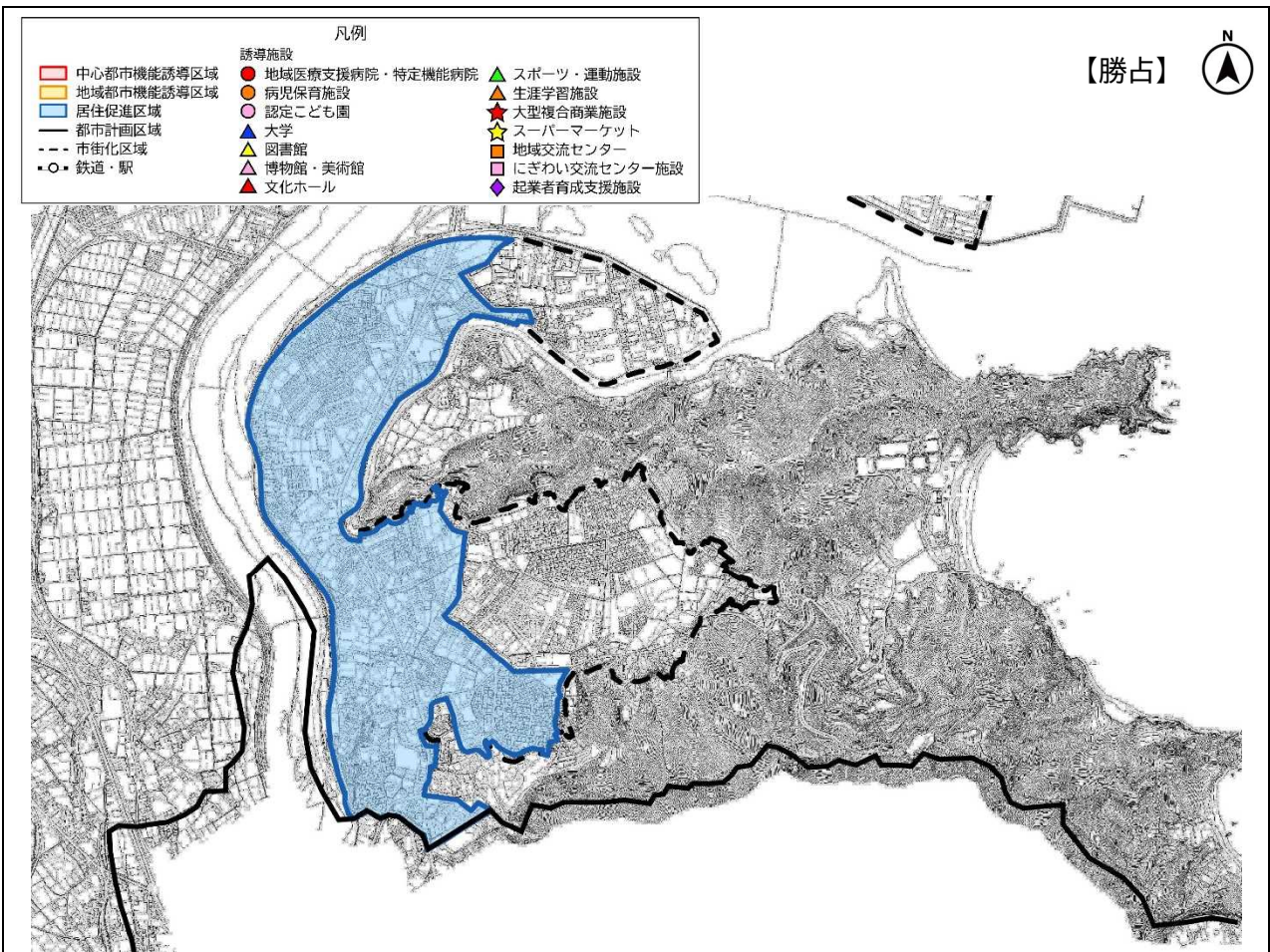
凡例		
	中心都市機能誘導区域	誘導施設
	地域都市機能誘導区域	地域医療支援病院・特定機能病院
	居住促進区域	病児保育施設
	都市計画区域	認定こども園
	市街化区域	大学
	鉄道・駅	図書館
		博物館・美術館
		文化ホール
		スポーツ・運動施設
		生涯学習施設
		大型複合商業施設
		スーパーマーケット
		地域交流センター
		にぎわい交流センター施設
		起業者育成支援施設

【津田】



【川内・応神】





2 用語解説

あ行

【空き家】

戸建住宅、店舗併用住宅等及び共同住宅や事務所等でその全室が空き室となっているもので、居住その他の使用がなされていないことが常態となっているもの。

【空き家件数】

2021年度（令和3年度）に実施した空き家等の実態調査によるもの。外観目視による現地調査を実施して空き家等を特定した件数のこと。

【空き家バンク】

主に自治体や自治体から委託を受けた団体によって運営される空き家の所有者と利用希望者をマッチングする仕組みのこと。

【インキュベーションオフィス】

起業家の育成、創業支援などをサポートする機能を持つ事務所のこと。

【雨水貯留施設】

降雨による雨水流出量を減少させる施設のこと。

【液状化】

地震が発生して地盤が強い衝撃を受けることで、互いに接して支えあっていた土の粒子がバラバラになり、地盤全体が液体のような状態になる現象のこと。

か行

【開発行為】

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（都市計画法第4条）のこと。

【家屋倒壊等氾濫想定区域】

洪水時に家屋の流失・倒壊をもたらすような氾濫が発生するおそれがある範囲をいう。その要因から氾濫流によるものと河岸侵食によるものがある。

- ・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）：家屋の流失・倒壊をもたらすような洪水の氾濫流が発生するおそれがある範囲
- ・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）：家屋の流失・倒壊をもたらすような洪水時の河岸侵食が発生するおそれがある範囲

【河道掘削】

洪水時の水位を低下させるため、河道を掘って水が流れる面積を広くすること。

【急傾斜地崩壊危険区域】

急傾斜地の崩壊から住民の生命を保護するため、開発行為等を制限する必要がある区域のこと。

【旧耐震基準木造建築物】

建築基準法及び建築基準法施行令の1981年（昭和56年）6月改正前の基準によって建築された木造建築物のこと。

【狭あい道路】

日常生活や緊急車両の通行に支障をきたすおそれのある道幅が4 m未満の狭い道路（細街路）のこと。

【緊急輸送道路】

災害時において、人命の救助や生活物資・資機材等の広域な緊急輸送を円滑に行うため、主要幹線道路及びこれら幹線道路と防災上重要な拠点を結ぶ道路のこと。

【健康寿命】

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

【洪水浸水想定区域】

河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域のこと。

【交通結節点】

様々な異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）が交わる拠点のこと。

【高齢化率】

65歳以上の人口が総人口に占める割合のこと。

※高齢化率（%）＝65歳以上人口÷（総人口－年齢不詳人口）×100

【交流人口】

通勤、通学、観光及びレジャーなどを目的にその地域を訪れる人口のこと。

【国勢調査】

国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、日本に住んでいる全ての人及び世帯を対象として5年ごとに実施される国の最も重要な統計調査のこと。

【個別避難計画】

要支援者一人ひとりについて、本人の身体の状況や災害発生時の避難支援者、避難支援を受ける場合に配慮してほしいことなどを平常時から定めておき、災害発生時に円滑な避難を行うための計画のこと。

【コワーキングスペース】

事務所、会議室、打ちあわせスペースなどを共有し、互いのアイデアや情報を交換しながら、質の高い仕事ができる場所のこと。

【コンパクトシティ】

市街地の無秩序な拡大を抑制し、公共交通にアクセスしやすい場所に、居住機能、医療・福祉等の生活サービス機能等を集積させる都市政策のこと。

さ行

【GIS】

Geographic Information Systemの略。デジタル化された地図上に様々な情報を重ねあわせて表示する地理情報システムのこと。

【シェアサイクル】

レンタサイクルの形態のひとつで、まちなかにいくつもの自転車貸出拠点（ポート）を設置し、利用者がどこでも貸出、返却できる交通手段のこと。

【市街化区域】

都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域（都市計画法第 7 条）のこと。

【市街化調整区域】

都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域（都市計画法第 7 条）のこと。

【自主防災組織】

住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織のこと。

【地すべり防止区域】

地すべりによる崩壊を防止するため、必要な排水施設、擁壁等を設置するとともに、一定の行為を制限する必要がある区域のこと。

【自然動態】

一定期間における、出生・死亡による人口の動きのこと。

【社会動態】

一定期間における、転入・転出による人口の動きのこと。

【住民基本台帳】

市町村ごとに作成された氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもの。

【集約型都市構造】

都市の無秩序な拡大を防止し、商業、業務などの都市機能の集積や公共交通などを活かした集約拠点の形成などにより、コンパクトな市街地を形成した都市構造のこと。

【人口集中地区（DID）】

国勢調査において、人口密度が 40 人/ha 以上の基本単位区が互いに隣接して人口が 5,000 人以上となる地区のこと。

【人口密度】

一定の面積あたりの人口のこと。本計画では、1 ha あたりの夜間人口（居住人口）で示している。

【水害】

大雨や台風などの多量の降雨によって引き起こされる災害のこと。

【生活サービス施設】

商業施設のほか、医療施設（病院及び診療所）、福祉施設（通所系や訪問系、小規模多機能施設）を指す。

た行

【大規模盛土造成地】

面積 3,000 m²以上の谷埋め盛土、または、原地盤の勾配が 20 度以上かつ盛土高 5 m 以上の腹付け盛土のこと。

【第2期徳島市国土強靱化地域計画】

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条に基づき、大規模自然災害等に対する必要な事前防災・減災、迅速な復旧復興に資する施策を推進することを目的に策定する計画のこと。

【高潮浸水想定区域】

想定最大規模の高潮を前提として、現況の海岸の整備状況に照らして浸水が想定される区域のこと。

【ため池浸水想定区域】

ため池が地震などの自然災害で決壊した場合に浸水が想定される区域及びその深さを表した区域のこと。

【地域コミュニティ】

日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験を通して生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼を築きながら、そこに住んでいる人たちが自主的に住みよくしていくための集団のこと。

【中央構造線・活断層地震】

国内最大級の活断層である「中央構造線断層帯」を震源とする直下型地震のこと。

【津波災害警戒区域】

最大クラスの津波が発生した場合に、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域のこと。

【津波浸水想定区域】

最大クラスの津波が発生した場合に、津波による浸水が想定される区域及びその深さを表した区域のこと。

【津波避難ビル・緊急避難場所】

市が指定する津波発生時の一時的な避難場所のこと。

【定住人口】

国勢調査による人口の基本となるもので、人が在住する場所における人口のこと。

【低未利用地】

既成市街地内の更地、遊休化した工場、駐車場など、有効に利用されていない土地のこと。

【糖尿病粗死亡率】

人口10万人あたりの糖尿病による死亡者数のこと。

【徳島市空家等対策計画】

空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項に規定する「空家等対策計画」で、国の「基本指針」に即した、空き家対策を総合的かつ計画的に進めるために定めた計画のこと。

【徳島市自転車活用推進計画】

国及び県が策定した自転車活用推進計画を勘案して、市の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（自転車活用推進法第11条）のこと。

【徳島市総合計画 2021】

地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となる行政運営の総合的な指針で、将来のまちづくりの基本理念や将来像、その将来像を実現するための政策の方向性、具体的施策などを示し、それらの施策を総合的・体系的に取りまとめた計画のこと。

【徳島市地域公共交通計画】

地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項）のこと。

【徳島市中心市街地活性化基本計画】

中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地活性化の推進に関する法律に基づき策定する計画で、内閣総理大臣の認定を受けた計画のこと。

【徳島市都市計画マスタープラン】

市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、総合計画や都市計画区域マスタープラン等に即して定めるもの（都市計画法第18条の2）。

【徳島東部都市計画区域マスタープラン】

都道府県が定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針であり、その区域における都市計画の基本的な方向性を示すもの（都市計画法第6条の2）。

【都市機能】

医療、福祉、商業施設など、都市の生活を支える機能のこと。行政機能、商業、教育、観光、医療・福祉など。電気や水道の供給、交通手段の提供も含まれる。

【都市計画区域】

機能的な都市活動を確保するため、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要があるとして都道府県が定める区域（都市計画法第5条）のこと。

【都市計画道路】

快適な都市活動や良好な市街地環境を形成するため配置される都市の骨格となる都市計画決定した道路のこと。

【都市構造再編集中支援事業】

「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業のこと。

【都市再生整備計画事業】

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業のこと。

【都市再生特別措置法】

急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（都市の再生）を図り、併せて都市の防災に関する機能の確保を目的として定められた法律のこと。

【土砂災害警戒区域】

急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域のこと。

【土砂災害特別警戒区域】

急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域のこと。

な行

【内水】

河川に流入する支川たる小河川、農業排水路、下水道、道路側溝等の排水施設が、本川の水位が高かったり、排水施設の能力不足によりその地域に降った雨を排除できず溜まった水のこと。

(参考)【外水】

河川の洪水が、堤防を越えたり堤防を突き崩して氾濫し、市街地や農地に溜まる水のこと。

【南海トラフ巨大地震】

南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震。南海地震や東南海地震、東海地震などが含まれ、それぞれが単体で発生する場合もあれば、複数の地震が同時又は時間差で発生する場合もある。

【農用地区域】

農業のために守っていく区域。指定されている農地は農業以外には使用できない。

は行

【バリアフリー】

障害者や高齢者が生活していく上での障壁を取り除こうという考え方。段差等の物理的障壁の除去だけでなく、より広い意味で障害者や高齢者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁を除去していくことにも用いられる。

【PDCA】

Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価・検証）－Action（見直し・改善）というサイクルにより進行を管理するシステムのこと。

【避難行動要支援者名簿】

当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものの把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿のこと。

【避難支援マップ】

住民一人一人が安全で円滑な避難を日常的に考えるための情報（津波避難ビルや避難路等）をまとめたもの。

【避難所】

身を守った後、自宅が被害にあった場合に一時的に生活する場所のこと。

【避難場所】

身を守るために、緊急的に逃げる場所のこと。

【ひょうたん島】

中心市街地にある、新町川、助任川に囲まれた地域。その形がひょうたんに似ていることから、親しみを込めて「ひょうたん島」と呼ばれている。

【福祉避難所】

要配慮者の円滑な利用を想定して、災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制や、要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される等、その施設設備や物資・機材並びに人材等に関して、特別の配慮がなされた避難所のこと。

【保安林】

水を育んだり、土砂崩れなどの災害を防止したり、美しい景観や保健休養などの場を提供したりする重要な森林のこと。

【防災サポーター】

大規模災害発生時の避難所運営支援など、地域の防災リーダーとして活動してもらうため、防災士の資格保有者のうち徳島市が任命した人。

ま行

【マクロ分析・ミクロ分析】

「マクロ」とは、巨大であること、巨視的であること等。「ミクロ」とは、ごく小さいこと、微視的であること等を意味する。

本市の防災指針の作成にあたっては、市域全体を対象とするマクロ分析（巨視的な分析）により、地域特性・災害特性の把握を行うことで、本市が抱える防災上の課題を整理し、ミクロ分析（微視的な分析）により、地域・地区単位での防災上の課題の整理を行った。

【水災害】

洪水、雨水出水（内水）、高潮、津波による災害及び土砂災害のこと。

【民間都市開発推進機構】

民間の資金・ノウハウ等を活用して民間による都市開発事業の推進を図るため、参加・融通業務やまち再生出資業務等の各種業務を行う団体のこと。

【無電柱化】

道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすこと。

【メッシュ】

経度・緯度に従って地域を編みの目に分割したもの。

や行

【ユニバーサルデザイン】

特定の人を対象とせず、すべての人が利用可能であるように、製品、建物、環境等に配慮した設計（デザイン）を行うこと。

【用途地域】

市街地における建築物の用途等を規制することで、住居、商業、工業などの良好な市街地環境の形成を目指すため指定する地域のこと。

【要配慮者利用施設】

社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のこと。

ら行

【流域治水】

気候変動を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策のこと。

【臨港地区】

港湾における様々な活動の円滑化や港湾機能を確保し適正な管理・運営を行うために定める地区のこと。